

尾道市歴史的風致維持向上計画 (第2期)



令和 8 年 6 月
尾 道 市

目 次

はじめに	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画期間	3
3 計画の策定体制	4
4 計画策定（変更）の経緯	6
第1章 尾道市の歴史的風致形成の背景	7
1 自然的環境	8
2 社会的環境	13
3 歴史的環境	21
4 文化財等の分布状況	32
第2章 尾道市の維持及び向上すべき歴史的風致	51
1 維持及び向上すべき歴史的風致の設定	52
2 維持及び向上すべき歴史的風致の内容	53
第3章 尾道市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針	123
1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	124
2 既存計画（上位・関連計画）との関連性	127
3 歴史的風致の維持及び向上の方針	140
4 歴史的風致維持向上計画の実施体制	142
第4章 重点区域の位置及び区域	143
1 歴史的風致の分布	144
2 重点区域の位置と区域	148
3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果	153
4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	154
第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	167
1 尾道市全体に関する事項	168
2 重点区域に関する事項	176

第6章	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項 ……………	181
1	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針……………	182
2	事業別シート……………	187
第7章	歴史的風致形成建造物の指定の方針 ……………	219
1	歴史的風致形成建造物の指定の方針……………	220
2	歴史的風致形成建造物の指定及び候補……………	221
第8章	歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 ……………	227
1	歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方……………	228
2	個別の維持・管理の事項……………	228
資料編 ……………		231
	尾道市の文化財一覧……………	232
	参考文献……………	249

はじめに

1 計画策定の背景と目的

尾道は、近畿から九州、そして朝鮮半島や中国へと続く海上交通の要衝として、特に中世以降、商業の重要拠点であるとともに、瀬戸内地域の有力な港町として栄えた。尾道旧市街地に点在する中世から近世にかけての寺院建造物は、将軍家や有力守護、豪商の庇護を受けた瀬戸内を代表する港町としての尾道を表すものである。

また、平成 17 年(2005)、18 年(2006)の市町村合併により御調町、向島町、因島市、瀬戸田町が新たに市域に加わった。これらの地域の丘陵部や島嶼部も、それぞれが歴史的・文化的に特徴ある地域で、尾道と同じく中世から続く瀬戸内有数の港町である瀬戸田港等があり、瀬戸内の海上交通の歴史と深い関わりがみられる。

市域は歴史的に斜面地域や島嶼地域、田園地域等に人々が住み続けていることで独特な環境を形成し、各地で民俗芸能をはじめとした歴史及び伝統を反映した活動が行われている。

一方、尾道旧市街地においては、平成に入って2度のマンション建設問題が起り、市民等の建設反対運動等を通じて、景観を守った経緯がある。1度目は、地元が署名活動を行い、土地を買い取り、尾道白樺美術館（現・MOU 尾道市立大学美術館）を建てることになった。2度目は、地元住民等の反対運動を踏まえて、尾道市が建設予定の土地を買い取り、公園として整備した。これら一連の問題をきっかけに、尾道市は景観法に基づく景観行政団体となり、平成 18 年(2006)に策定した景観計画を平成 19 年(2007) 4 月 1 日に施行し、平成 22 年(2010) 4 月 1 日からは尾道市全域で施行している。また、尾道市は、この景観計画のほか、景観条例、景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例を定め、4 点セットで景観の保全と創造に取り組んでいる。

このうち景観計画は、景観計画区域における建築や開発等の行為を届出制によって制限するものであり、さらに認定制の景観地区（尾道旧市街地等）は、高さ制限等を取り入れ、より厳格な内容としている。

こうした4点セットの景観施策は、「心に残る尾道の景観づくり」（景観施策の理念的フレーズ）に寄与しているが、一方で老朽化した歴史的建造物の修復や空き家対策、公共施設の整備・美装化等、事業的手法による景観形成も必要となっている。

加えて、未指定・未登録の文化財（以下「未指定文化財」という）については、現在把握している数を大きく超えることが想定され、内容や価値の把握ができていないものが大部分を占めることから、これらの調査と保存・活用の方策の検討が求められている。また、各地で行われている民俗芸能などは、人口減少や少子高齢化等の影響から担い手の不足、後継者の確保の難しさなどの課題を抱えている。

さらに、人口減少等を背景に地域社会の防災・防犯体制は弱体化しており、文化財保護の面からも、所有者や地域住民等と行政が連携した危機管理体制の強化、及び防災・防犯設備の整備・充実が求められている。

以上のような様々な課題を解決するには、文化財を守り、活かしつつ、住民のニーズに応えられるような、文化財と都市計画、景観及びまちづくりの相互が連携した事業計画が必要である。

このような中、文部科学省、農林水産省、国土交通省の三省の共管により、平成 20 年 5 月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」という）」が制定された。この法律により、規制措置だけでなく、文化財の周

辺環境の整備や歴史的な建造物の復元等、歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援制度が確保された。

そこで本市は、歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、まず、平成 22 年度(2010)に、文化財行政のマスタープランである「尾道市歴史文化基本構想及び尾道市文化財保存活用計画」を策定した。さらに、歴史まちづくり法に規定された尾道市歴史的風致維持向上計画（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、平成 24 年(2012) 6 月 6 日に国の認定を受け、この計画に基づき歴史的風致の維持及び向上に関する事業を 10 年間にわたり取り組んできた。

第 1 期計画では国宝重要文化財等保存整備事業や街なみ環境整備事業などに取り組んだことにより、重要文化財建造物（浄土寺、西國寺、常称寺）の保存修理、民俗芸能保存団体の支援、歴史的建造物等の修景、道路の美装化などが進み、街なみ景観の保全・形成、市街地の環境の向上などに寄与するとともに、日本遺産や瀬戸内しまなみ海道との相乗効果もあり、外国人を含めた観光客数の増加につながった。

しかし一方で、人口減少や高齢化、空き家の発生等は将来にわたる課題となっており、空き家対策と連携した歴史的建造物の保存・活用、民俗芸能をはじめとした伝統文化の継承・活用、街なみ景観の保全・形成及び生活環境の充実などに、引き続き重点的に取り組む必要がある。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって観光客数は大きく落ち込んでおり、今後は、この危機を契機とした新しいまちづくりに取り組むことも求められている。

このため、本市のまちづくりを推進するうえでの柱の一つとして、継続的に歴史・文化・景観を礎とした歴史的風致の維持及び向上を図ることで、市民の郷土愛を醸成し、広く本市の価値や魅力を発信しつつ、将来においても固有の歴史的建造物や景観、伝統文化等を継承するとともに、そうした取組を交流・定住の促進等による地域活性化につないでいくため、『尾道市的風致維持向上計画（第 2 期）』を策定する。

2 計画期間

本計画の期間は、令和 4 年度(2022 年度)から令和 13 年度(2031 年度)までの 10 か年とする。

3 計画の策定体制

本計画は、学識経験者等から構成される尾道市歴史的風致維持向上計画推進協議会（法定協議会）、各種団体及び市民（パブリックコメント）の意見を踏まえるとともに、関係機関（国・県）の助言等を受けながら、尾道市都市部（※令和7年2月現在は建設部）まちづくり推進課と企画財政部文化振興課を主担当として策定した。

なお、計画策定過程では、本計画に関係する部署による庁内会議を設置し、そこでの検討・調整を行った。

【尾道市歴史的風致維持向上計画推進協議会 委員名簿】 (敬称略)

氏名	所属・役職	分野
三浦 正幸	広島大学名誉教授：文化財学	学識経験者
宇高 雄志	兵庫県立大学教授：建築学、都市計画学	学識経験者
西嶋 亜美	尾道市立大学准教授：美学美術史学、博物館学	学識経験者
豊田 雅子	尾道空き家再生プロジェクト 代表理事	学識経験者
堀江 進也	尾道市都市計画審議会（尾道市立大学教授）	都市計画
小野 環	尾道市景観審議会（尾道市立大学教授）	景観
砂田 勝彦	尾道市文化財保護委員会（委員長）	文化財保護
	広島県土木建築局都市計画課長	行政（広島県）
	広島県教育委員会事務局管理部文化財課長	行政（広島県教育委員会）
	尾道市企画財政部長	行政（尾道市）
	尾道市建設部長	行政（尾道市）
	尾道市瀬戸田支所長	行政（尾道市）

※令和7年2月現在

※行政職員については、人事異動等を勘案し役職のみの記載とする。

尾道市歴史的風致維持向上計画策定体制

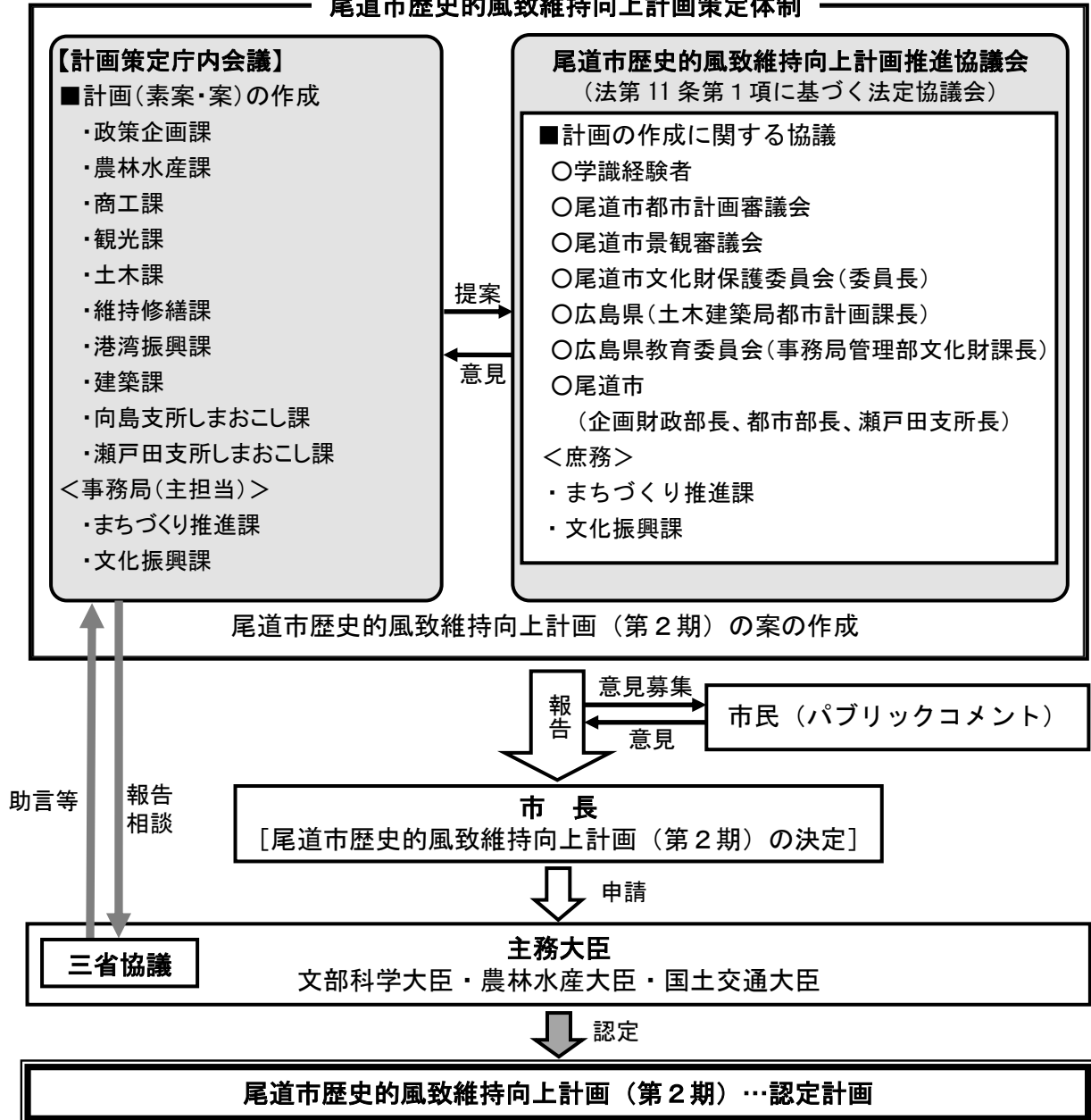


図1 計画策定の体制と手順

4 計画策定（変更）の経緯

第1期計画の策定（変更）の経緯及び本計画（第2期）の策定の経緯を整理すると、以下の表のようになる。

表1 第1期計画の策定（変更）の経緯

日付	項目	主な内容など
平成20年(2008)11月4日	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行	
平成24年(2012)6月6日	尾道市歴史的風致維持向上計画の認定	当初認定
平成25年(2013)3月26日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更届出	第1回変更届出
平成26年(2014)3月31日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更認定	第2回変更認定
平成27年(2015)5月11日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更認定	第3回変更認定
平成28年(2016)10月13日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更認定	第4回変更認定
平成30年(2018)8月13日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更認定	第5回変更認定
令和元年(2019)6月13日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更届出	第6回変更届出
令和2年(2020)9月8日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更認定	第7回変更認定
令和3年(2021)2月4日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更届出	第8回変更届出

表2 第2期計画の策定の経緯

日付	項目	主な内容など
令和3年(2021)5月26日	計画策定庁内会議（第1回）の開催	計画策定について
令和3年(2021)8月10日	計画策定庁内会議（第2回）の開催	計画素案の検討
令和3年(2021)8月26日	尾道市歴史的風致維持向上計画推進協議会（第1回）の開催	計画素案の確認・意見
令和3年(2021)10月20日	計画策定庁内会議（第3回）の開催	計画案の検討
令和3年(2021)11月15日	尾道市歴史的風致維持向上計画推進協議会（第2回）の開催	計画案の確認・意見
令和3年(2021)12月1日 ～令和4年(2022)1月4日	意見募集（パブリックコメント）	計画案に対する意見募集
令和4年(2022)2月8日	尾道市歴史的風致維持向上計画推進協議会（第3回）の開催	計画案について

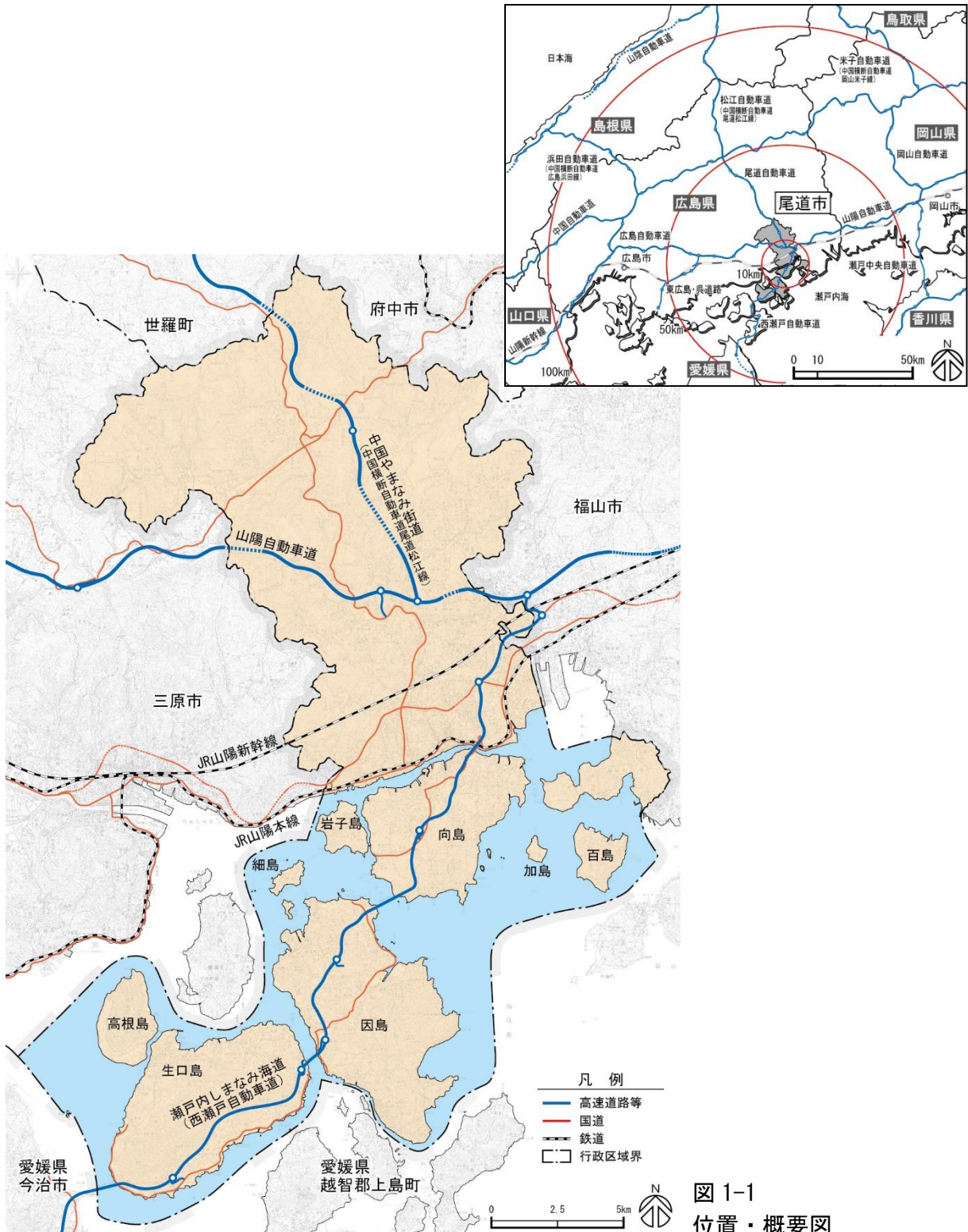
第1章 尾道市の歴史的風致形成の背景

1 自然的環境

(1) 位置

尾道市は、瀬戸内のほぼ中央、広島県の南東部に位置しており、東は福山市、西は三原市、北は府中市及び世羅町、南は愛媛県今治市及び上島町に接している。市域は東西約 23 km、南北約 35 km で島嶼部から内陸部までを有し、面積は 284.88 km² である。

主要都市との直線距離は、広島市は約 69 km、福山市は約 17 km、岡山県岡山市は約 71 km である。



(2) 地形・地質・水系

① 地形

本市は、大きく分けると瀬戸内沿岸部と島嶼部及び内陸部で構成されている。

こうした地域の地形は山地が中心であり、主な平地は尾道水道や御調川沿い、島嶼部の海岸沿いの一部に形成され、その他の平地は小規模で点的となっている。

尾道地域（以下「旧尾道市」という。）の市街地は、尾道水道の海岸線に沿って東西に帯状に形成され、東から、浄土寺山（瑠璃山・178m）、西国寺山（愛宕山、摩尼山・116m）、千光寺山（大宝山・136m）に囲まれている。これら三つの山を総称して、尾道三山と呼ばれている。また、潮流は速いが、水深は10mと深い尾道水道に臨み、港湾として好条件に恵まれた港町となっている。

尾道市南部の島嶼部には、向島、因島、生口島をはじめとした島々が位置し、多島美の景観を形づくっている。

このうち向島は、尾道市街地と尾道水道を挟んで向き合った形で位置しており、島で一番高い山は高見山で約280mとそれほど高い山はなく、北側には比較的まとまった平地がみられる。

因島は急峻で平地に乏しく、標高390mの奥山を最高峰として概ね100mから300mの山嶺が起伏する中を青影山、奥山等の山系が島を南北に二分している。

生口島は、観音山（標高472.3m）を最高峰に島の中央部を山系が縦貫し、南側の傾斜は急で、北は比較的緩やかになっている。

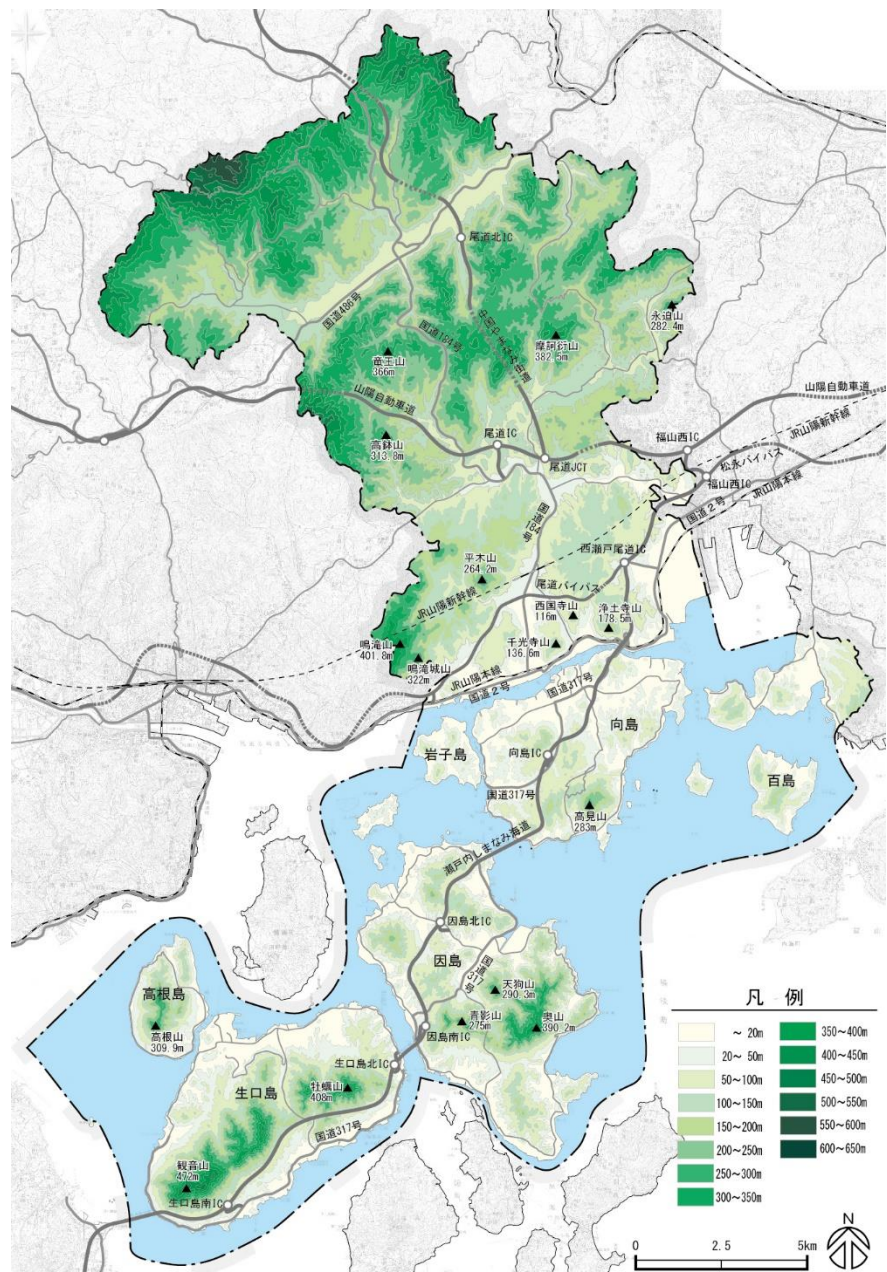
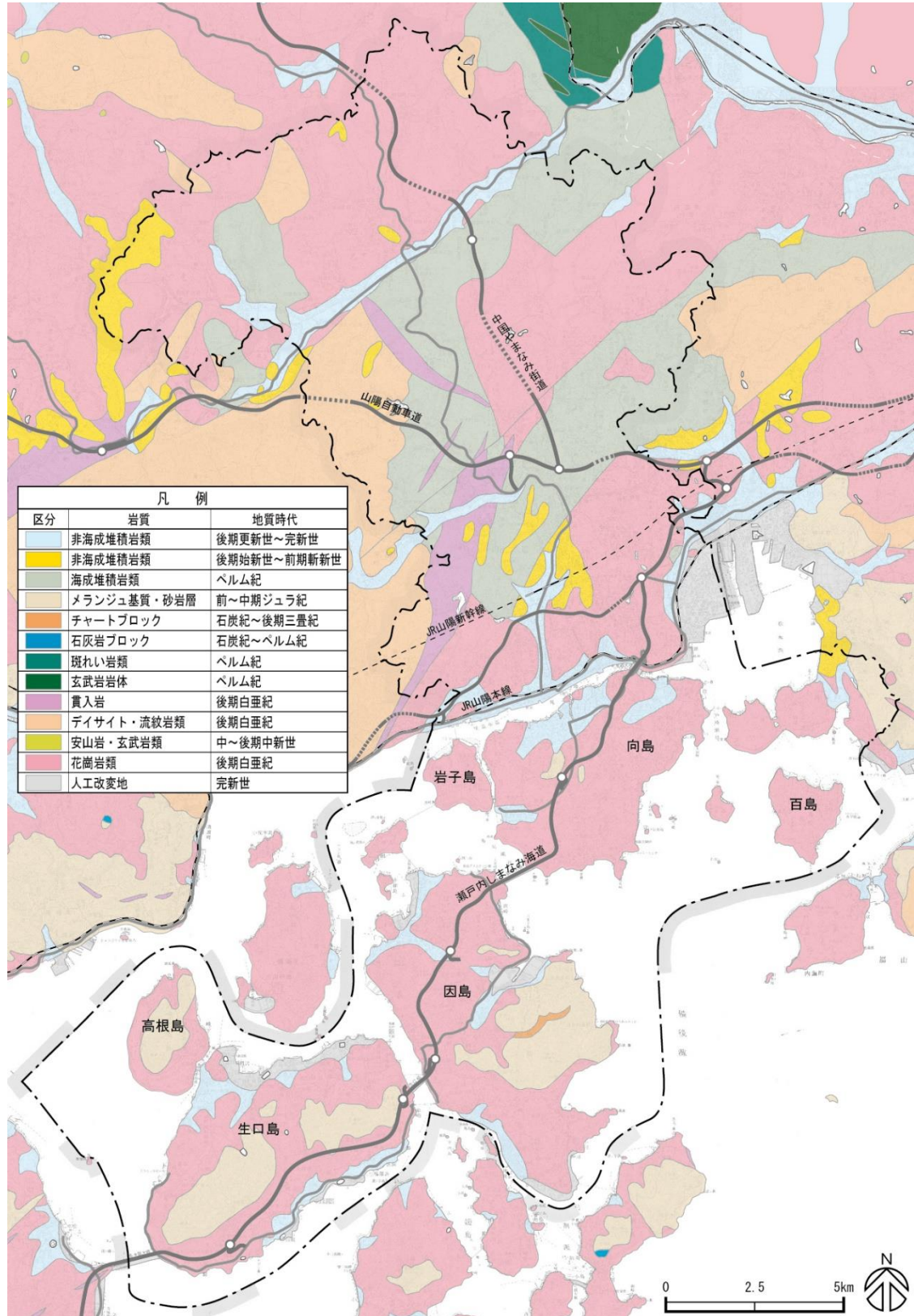


図 1-2 地形条件

② 地質

本市の地質は、尾道市街地と瀬戸内海の島嶼部のほとんどが花崗岩類となっているほか、島嶼部の一部でメランジュ基質・砂岩層等、内陸部で堆積岩類やデイサイト・流紋岩類がみられる。



資料：産総研地質調査総合センター、20万分の1日本シームレス地質図(基本版・2015年5月29日版)

図 1-3 地質図

③ 水系

本市を流れる主要河川は、北部を流れる一級河川芦田川水系の御調川のほか、二級河川として市域中央部を流れる本郷川、藤井川、大田川、栗原川、向島の大河原川、因島の倉崎川、重井川、生口島の大正川、沖田川、熱田川などがある。

御調川上流に御調ダムが、栗原川水系に久山田ダムなどが整備されており、久山田ダムは「久山田貯水池堰堤^{ひさやまだちよすいちえんてい}」として国の登録有形文化財に登録されている。

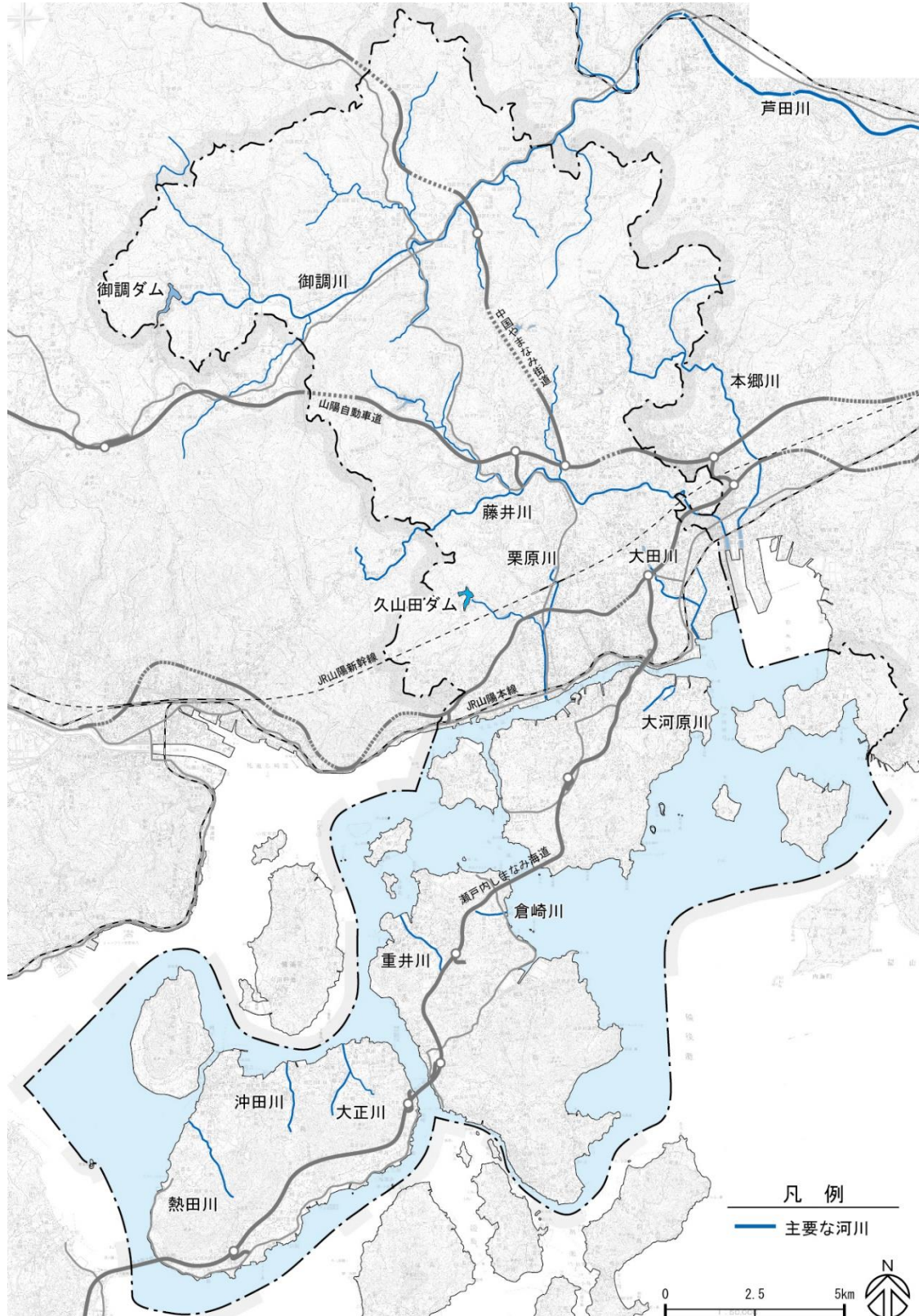


図 1-4 水系図

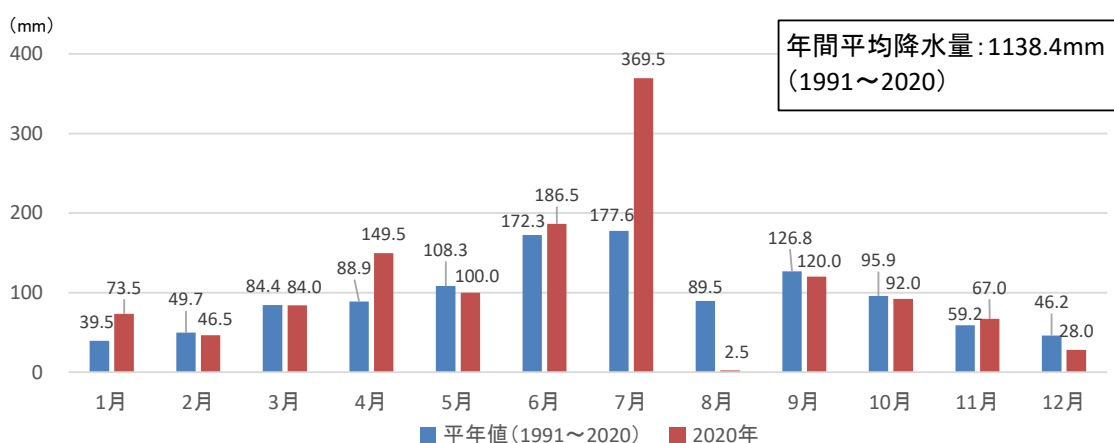
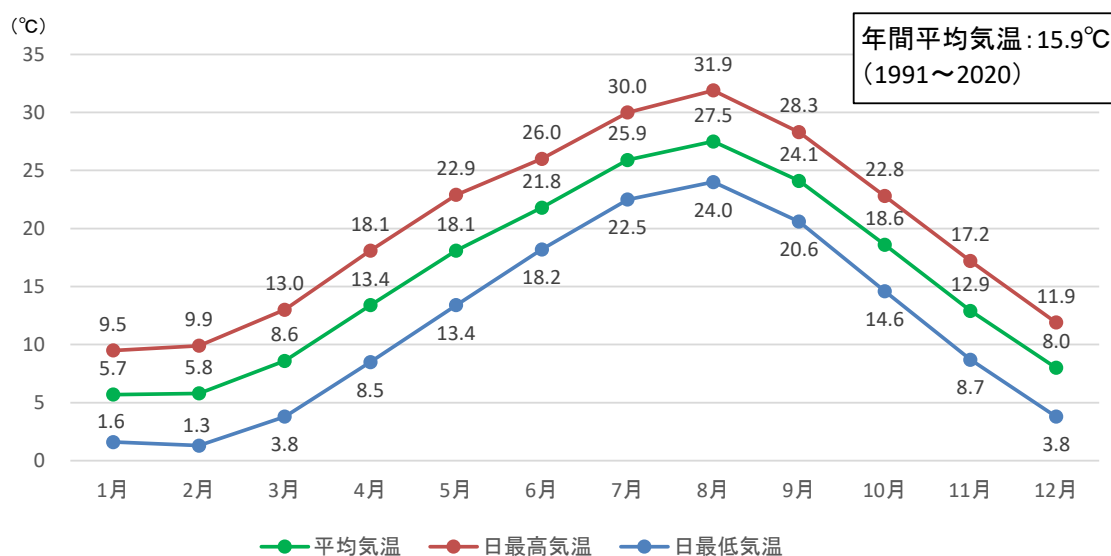
(3) 気象

本市は、温暖で降雨量が比較的少ない瀬戸内型気候に属している。

生口島における平年値(1991年～2020年の30年間)をみると、年間平均気温は15.9℃、年間平均降水量は約1,138mmとなっている。

ただし、御調地域は昼夜の温度差が大きく、比較的降雨の多い山間部の気候特性を示し、冬期は積雪もみられる。

また、月別降水量を平年値と令和2年(2020)値で比較すると、令和2年(2020)7月は平年値と比べて約200mm多い一方で、8月はほとんど降雨量がないなど、変化量が大きくなっている。



資料：気象庁「過去の気象データ検索（生口島）」

注：気温は、いずれも1991年～2020年の30年間における平年値

図1-5 気象

2 社会的環境

(1) 市町村の合併経過

本市は、明治 31 年(1899)の市制施行以降、周辺町村との合併を経て、平成元年(1989)時点では、尾道市、因島市、御調郡御調町、同向島町、豊田郡瀬戸田町の 2 市 3 町となっていた。平成 17 年(2005)に御調郡御調町と同向島町、平成 18 年(2006)に因島市と豊田郡瀬戸田町を編入合併し、現在に至っている。

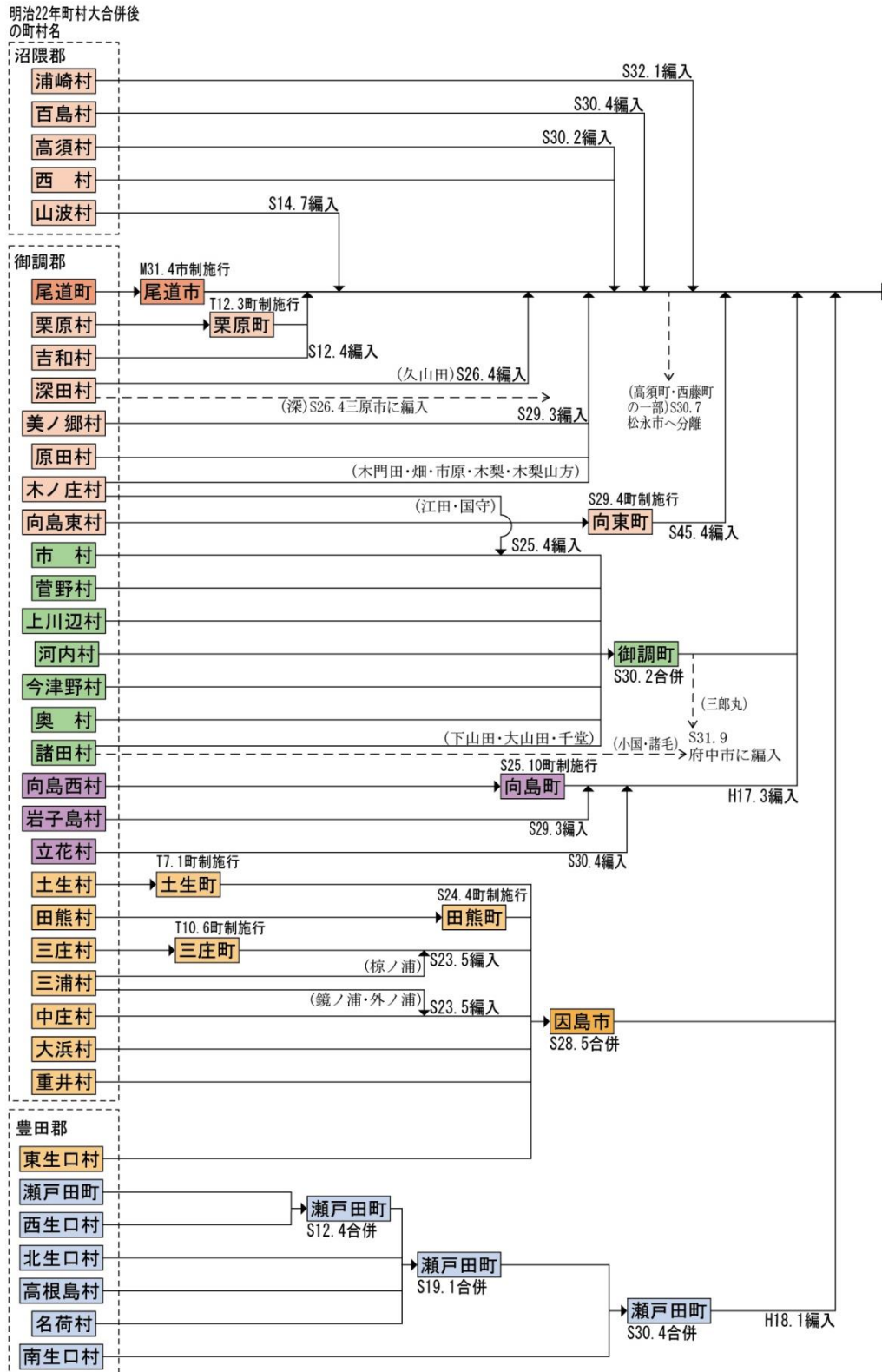


図 1-6 沿革

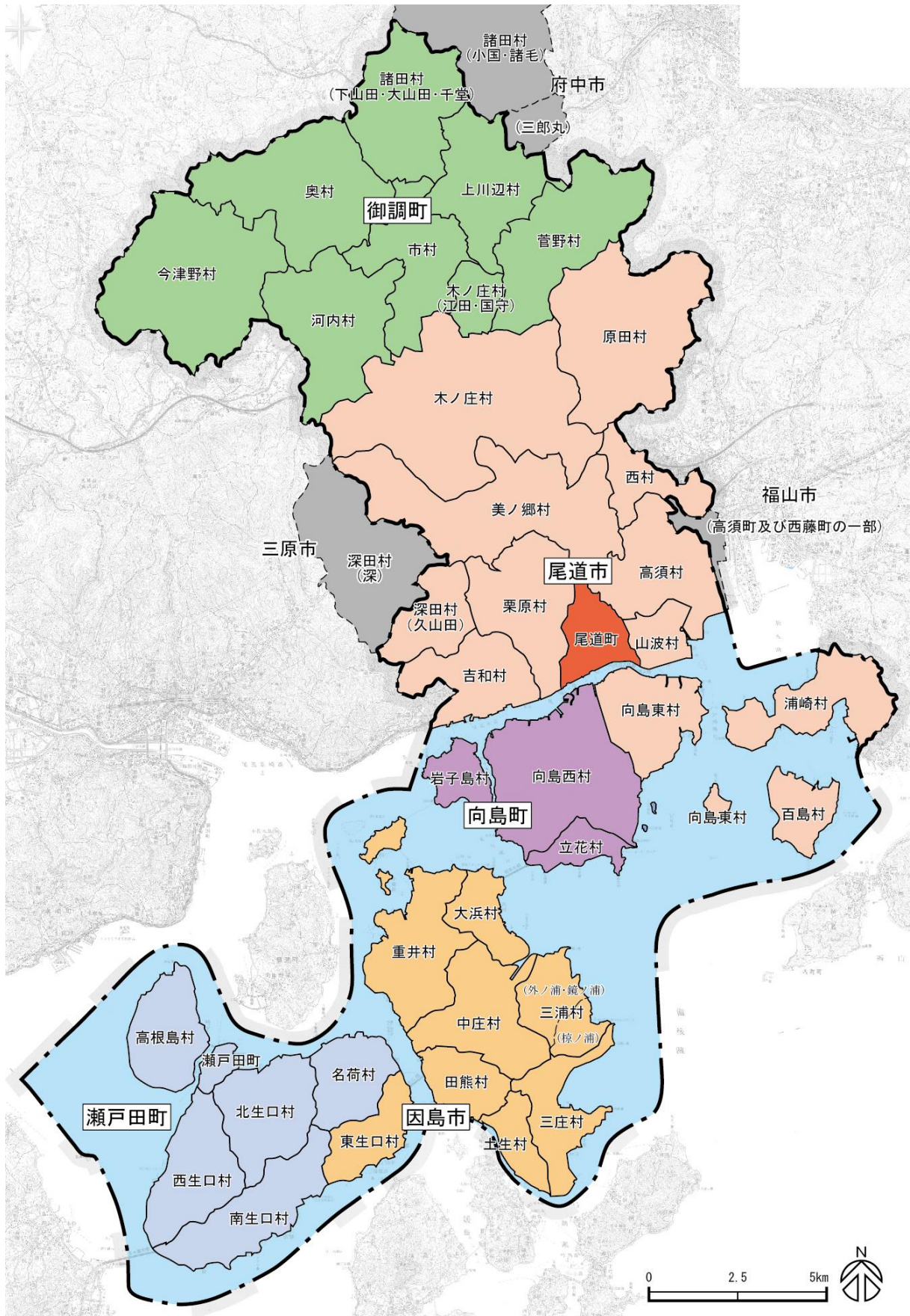


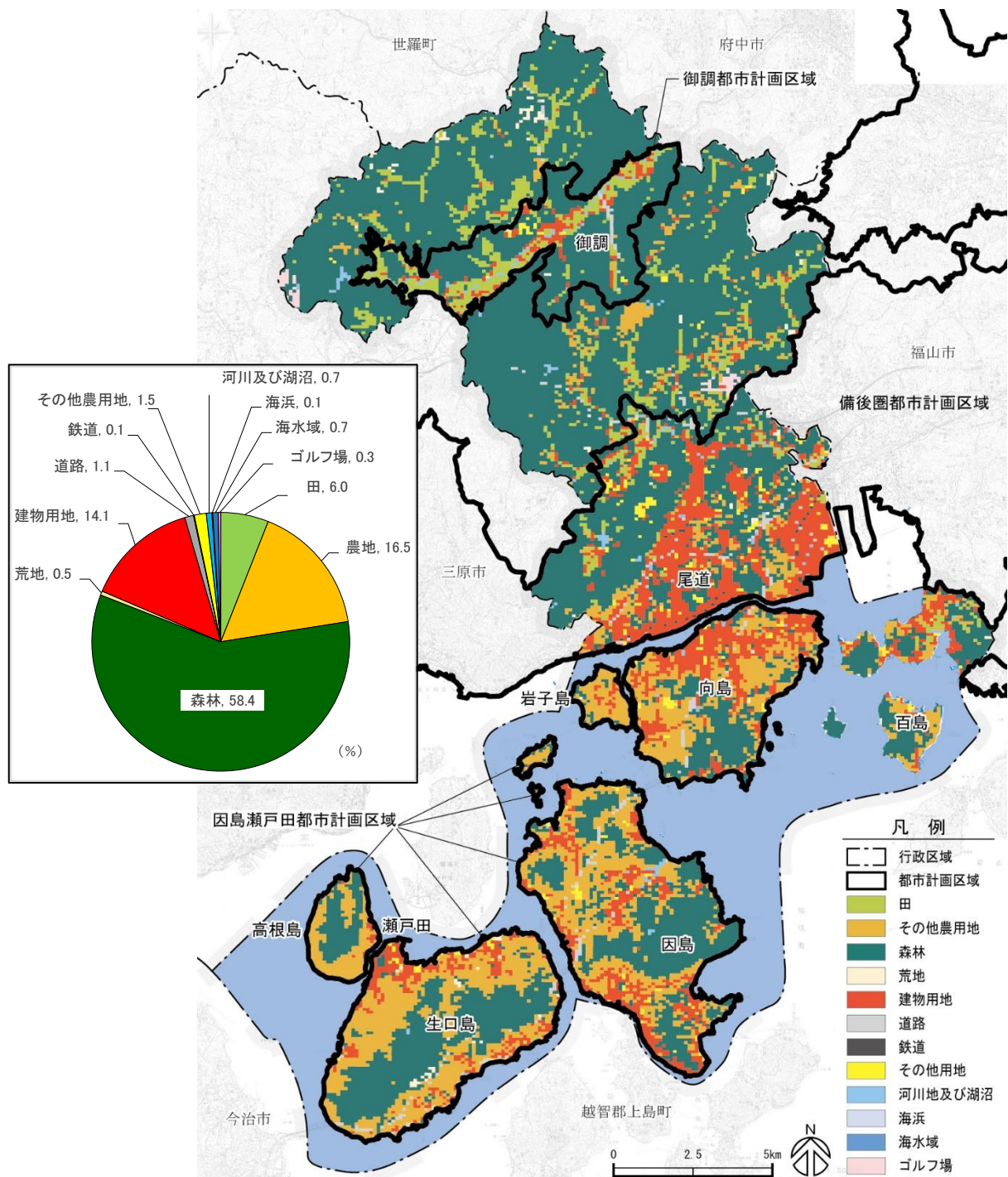
図 1-7 合併前の旧市町村分布 (明治 22 年)

(2) 土地利用

本市は、備後圏都市計画区域、御調都市計画区域、因島瀬戸田都市計画区域の3区域、合計16,917haが都市計画区域に指定されており、そのうち備後圏都市計画区域と因島瀬戸田都市計画区域に用途地域が指定されている。

土地利用状況は、国土数値情報「土地利用細分メッシュ・平成28年」によると、森林が58.4%で最も多く、次いで農地16.5%、建物用地14.1%、田6.0%などとなっている。

尾道水道兩岸に位置する尾道中心部及び向島の沿岸部、因島南部や生口島の瀬戸田地区などを中心に市街地が形成され、市北部は水田、島嶼部は斜面地を生かした柑橘類などの農用地が広がっている。



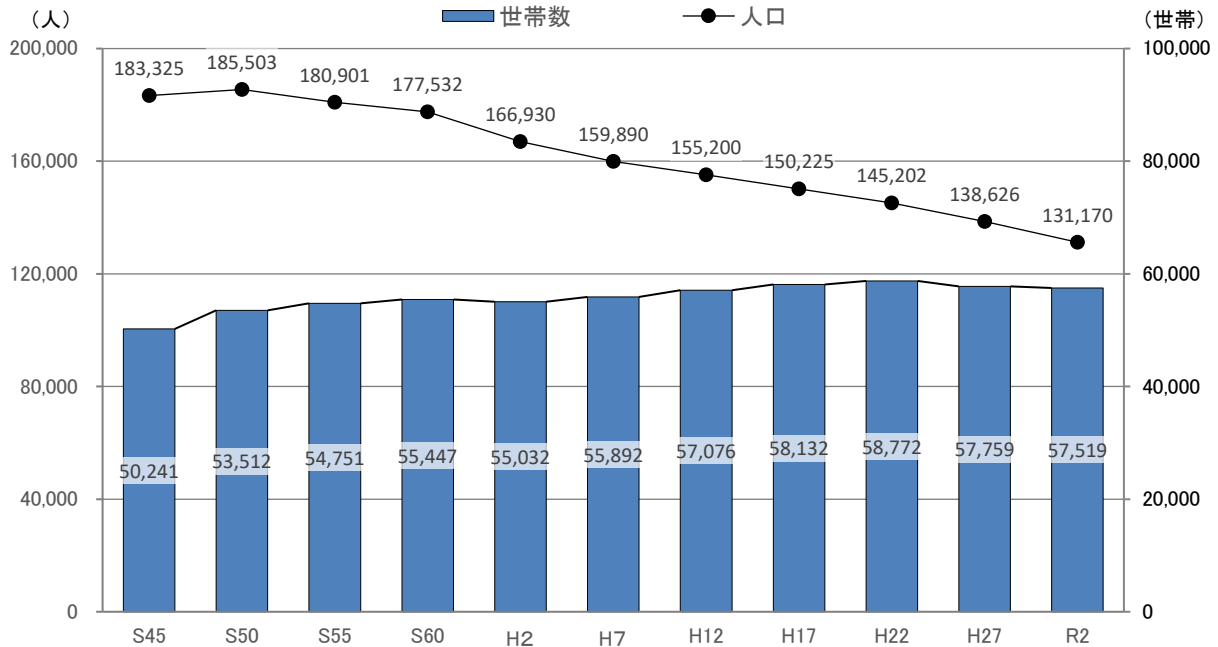
資料：国土交通省（国土数値情報「土地利用細分メッシュ・平成28年」）

図 1-8 土地利用

(3) 人口動態

令和2年(2020)の国勢調査による人口は、131,170人である。戦後、人口は増加傾向にあったが、昭和50年(1975)の185,503人をピークに減少傾向にある。

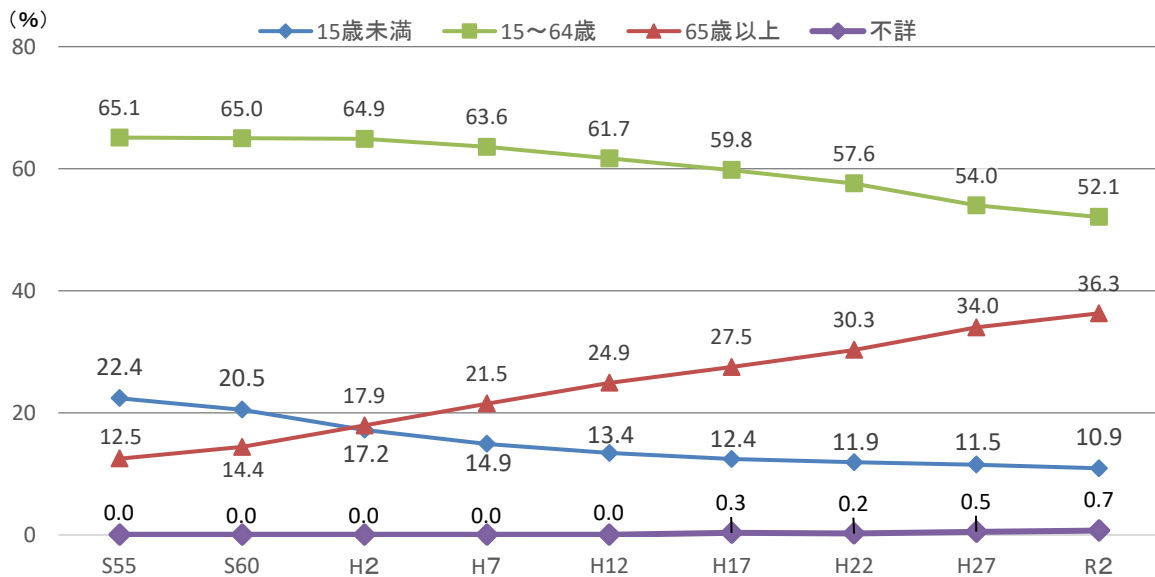
年齢別で見ると、少子高齢化が進み、平成2年(1990)には65歳以上の割合が15歳未満の割合を逆転し、令和2年(2022)では高齢化率が36.3%となっている。



資料：国勢調査

※平成17年以前の人口は、旧2市3町を合計したものである。

図1-9 人口推移



資料：国勢調査

※平成17年以前の数値は、旧2市3町を合計したものである。

図1-10 年齢別人口の割合推移

(4) 交通機関

本市の交通を歴史的にみると、中世に年貢積み出し港、さらに対外貿易の拠点として海上交通の要衝として発展し、近世に入ると山陽道（西国街道）が尾道沿岸を通るようになったことから、宿場町・港町として東西方向の要衝となった。現在では、平成27年3月に中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）が全線開通するなど交通の十字路口としての役割を担っている。

このうち東西方向については、山陽自動車道やJR山陽新幹線、JR山陽本線、国道2号バイパス等が地域を縦貫する形で、南北方向については、中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）、瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）が地域を横断する形で交通軸を形成し、九州や関西方面、日本海と瀬戸内海、太平洋が結ばれている。

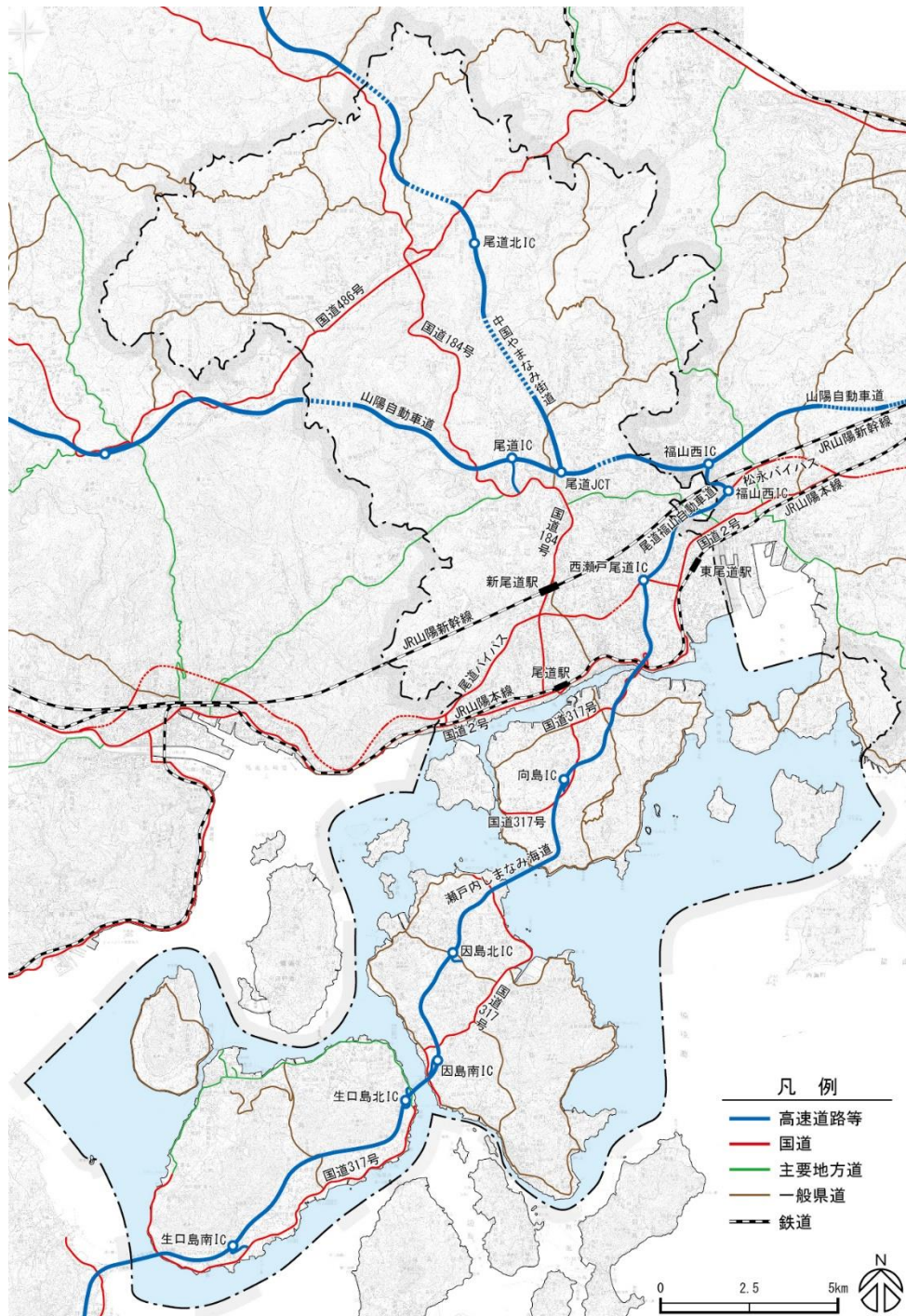
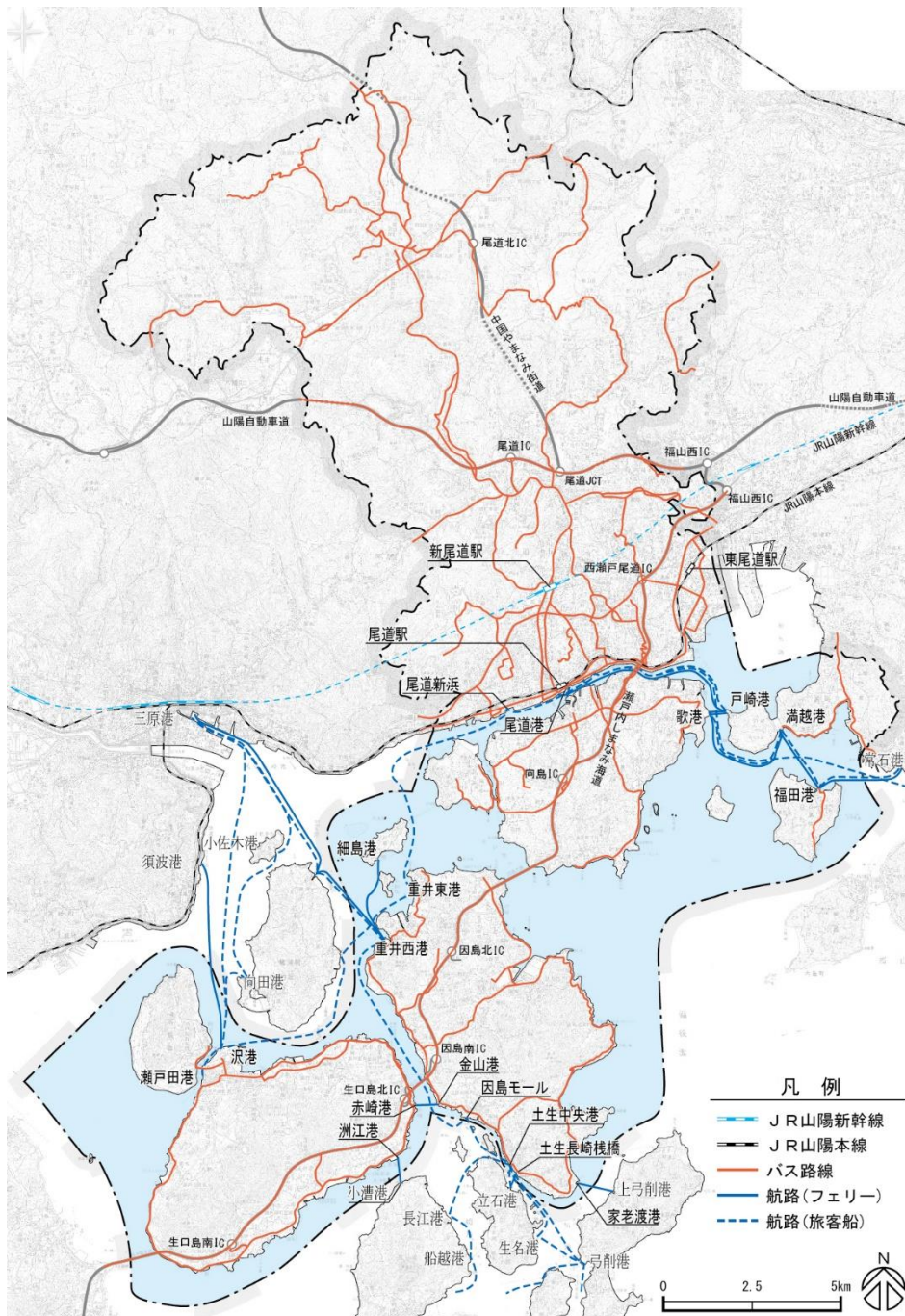


図 1-11 主な道路及び鉄道

本市の公共交通のうち陸上交通としては、JR 山陽新幹線及び JR 山陽本線、市内外の地域を運行する高速バス、路線バス、タクシーなどがある。海上交通としては、本土である尾道港と島嶼部（瀬戸田港・沢港）、及び島嶼部（因島土生港）と愛媛県（大島友浦港、今治市今治港）等を結ぶ旅客船があり、特に島嶼部や四国に住む人々にとって重要な航路となっている。

尾道港は、昭和 2 年（1927）に第 2 種重要港湾に指定され、昭和 4 年（1929）から政府が改修工事に着手、昭和 14 年（1939）に竣工した。西御所岸壁及び浮棧橋等、現在の主な施設はほぼこの時に完成した。昭和 28 年（1953）には糸崎港と合併し、尾道糸崎港として重要港湾に指定されている。

また、尾道港は令和元年（2019）に開港 850 年を迎えた。



資料：尾道市地域公共交通網形成計画（H30.3）

図 1-12 公共交通網

(5) 産業

本市の産業は、中世には、製塩や海運業、刀鍛冶等が、近世には、製塩や海運業に加え、酢や酒の醸造、石細工、刺帆、編笠、串柿等の産業の発達がみられた。また、近代以降、除虫菊や柑橘の栽培、養蚕業、製塩が盛んに行われるとともに、瀬戸内海においては造船業が発達した。

平成 28 年(2016)の事業所の状況（経済センサス活動調査）をみると、尾道市には 7,334 事業所があり、従業者数は 60,661 人である。

産業別でみると、事業所数では「卸売業、小売業」が 2,029 事業所で全体の 27.7% を占め最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 895 事業所、「製造業」が 777 事業所となり、これらが上位 3 番目までとなっている。

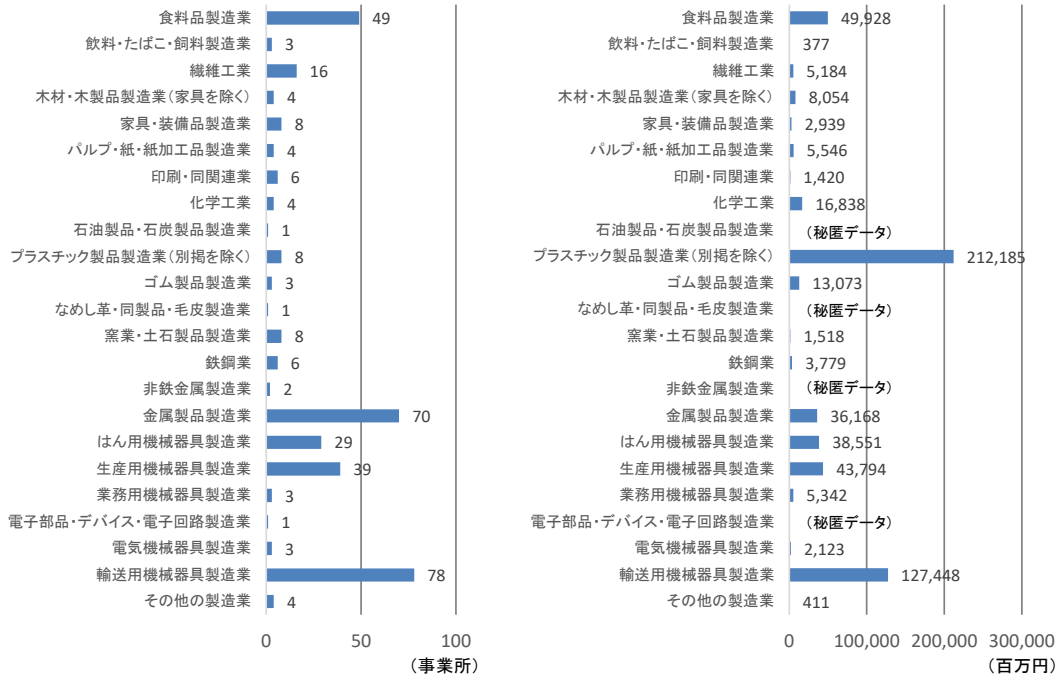
従業者数では、「製造業」が 17,126 人と最も多く、それに次いで「卸売業、小売業」が 12,358 人となっている。

製造業に関して工業統計調査（令和元年調査：平成 30 年実績）をみると、事業所数は、造船関連産業等の輸送用機械器具製造業が多く、次いで金属製品製造業となっている。また、工業出荷額については、プラスチック製品製造業が最も多く、次いで輸送用機械器具製造業となっている。

表 1-1 事業所の状況

区 分		事業所数(事業所)	従業者数(人)
平成 18 年(2006)		8,204	56,842
平成 21 年(2009)		8,302	61,936
平成 24 年(2012)		7,714	60,380
平成 26 年(2014)		7,603	60,377
平成 28 年(2016)		7,334	60,661
産業 分類 別	農林漁業	28	241
	鉱業	—	—
	建設業	589	3,585
	製造業	777	17,126
	電気・ガス・熱供給・水道業	7	283
	情報通信業	32	117
	運輸業、郵便業	202	3,322
	卸売業、小売業	2,029	12,358
	金融業、保険業	107	986
	不動産業、物品賃貸業	461	976
	学術研究、専門・技術サービス業	246	1,208
	宿泊業、飲食サービス業	895	4,643
	生活関連サービス業、娯楽業	602	1,900
	教育、学習支援業	216	1,075
	医療、福祉	553	8,886
	複合サービス事業	76	695
サービス業（他に分類されないもの）	514	3,260	

資料：平成 18 年度：事業所・企業統計調査、平成 21 年度以降は経済センサス

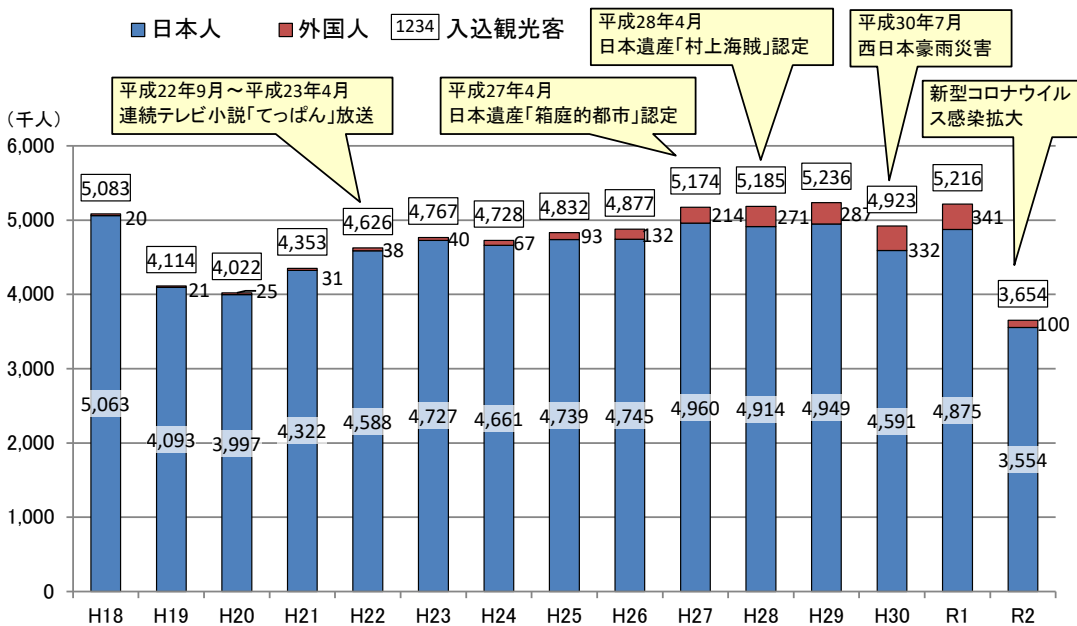


資料：工業統計調査（令和元年）
 注：数値は従業者4人以上の事業所。

図 1-13 工業事業所数と工業出荷額

(6) 観光

本市の観光は、近畿や関東方面からの観光客が多く、観光業も特徴的な産業の一つとなっている。平成 11 年(1999)の瀬戸内しまなみ海道開通当時は、約 760 万人の入込観光客があり、その後平成 20 年(2008)まで減少傾向にあったが、平成 21 年(2009)以降増加に転じ、日本遺産認定を受けた平成 27 年(2015)以降は 520 万人前後で推移している。また、外国人観光客数も増加傾向にあり、令和元年(2019)には約 34 万人となっている。しかし、令和 2 年(2020)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外国人を含め入込観光客数は大きく減少している。



資料：広島県観光客数の動向による。
 注：平成 18 年は現尾道市域における数値。

図 1-14 入込観光客数

3 歴史的環境

(1) 原始・古代（縄文～平安時代中期）

本市においては、縄文・弥生時代の遺跡が確認されており、この時代から人々の暮らしが営まれていたことを示している。縄文時代の遺跡は、松永湾沿岸や島嶼部の沿岸に点在している。特に高須町太田貝塚では、多数の人骨も出土しており、この地域の中心的な遺跡として注目されている。

弥生時代には、市内の様々な地域で集落が確認されている。御調町高尾2号遺跡は標高約170mの丘陵上に位置し、いわゆる高地性集落であり、眼下に見下ろす御調川沿いには、曾川1号遺跡が確認されている。松永湾沿岸の高須町天満原遺跡でも集落が確認されていて、各地域での生業活動に適した場所に集落が築かれたことが分かる。

また、御調町貝ヶ原遺跡では、弥生時代後期の墳丘墓に伴うと考えられる特殊器台形土器が出土し、久山田町大峰山遺跡では、銅剣と銅鉾が発見されている。こうした特殊な資料は弥生時代の人々の精神世界を知る上で重要である。

古墳時代になると、各地に古墳が築かれるようになるが、生活していた集落はあまり発見されていない。曾川1号遺跡で弥生時代後期から続いて古墳時代の住居跡が確認されているのみである。古墳は高須町黒崎山古墳、大元山古墳の前方後円墳の他は、むかで岩山口第1号古墳のような古墳時代後期の横穴式石室をもつ古墳が多く、島嶼部では、因島重井町細島古墳や小細島古墳、瀬戸田町杵箇山古墳のように箱式石棺の古墳が認められる。こうした古墳の埋葬施設の違いは、築造時期の違い以外に被葬者の実力差によることを示していると考えられる。

また、当時の重要な生業である塩作りの遺跡として、浦崎町満越遺跡と因島大浜町大浜広島遺跡がある。満越遺跡では、古墳時代を通して製塩が行われていたことが分かる膨大な量の製塩土器が出土し、塩作りの炉跡や祭祀を行ったと考えられる遺構も発見されている。このように、古墳時代以降に芸予諸島では塩作りが盛んに行われていた。

飛鳥時代になると、中央の影響を受けて寺院の建立の機運が高まっていった。御調町には、飛鳥時代から平安時代の寺院である本郷平廃寺が所在している。

また、同時代、御調においては山陽道が通り、駅家（うまや、駅（えき）ともいう）もあったとされる。この山陽道は、中央と大宰府を結ぶ重要な官道となっていた。

ただし、瀬戸内海での交通が発達し、庸・調税の輸送にも海路が利用されるようになると、交通面の主力としては、官道よりも海路が重要視されるようになる。



貝ヶ原遺跡出土の特殊器台土器
(広島県重要文化財)

<時代区分について>

日本史における時代区分は、各時代の画期をいつに置くかにより諸説あるが、本計画では「新尾道市史」の時代区分を参考に、下記のように設定する。

原始：旧石器時代・縄文時代・弥生時代

古代：古墳時代（ヤマト王権の成立）から飛鳥時代・奈良時代・平安時代中期

中世：平安時代後期（院政期）・鎌倉時代・室町時代

近世：安土桃山時代・江戸時代

近代：明治時代・大正時代・昭和時代（太平洋戦争終結まで）

現代：太平洋戦争終結後から現在まで



むかで岩山口1号古墳

(2) 中世（平安時代後期（院政期）～室町時代）

中世の尾道には、多くの庄園がつくられ、地頭が置かれて各地域を支配していた。尾道浦（現在の尾道市街地）は、その頃はまだ小さな漁村であったと考えられ、それが瀬戸内海を代表する港町となる転機は、嘉応元年(1169)のおおたのしょう倉敷地認定である。これにより、年貢積出港となり、さらに周辺地域の物資の集積地ともなった尾道浦は、飛躍的に発展をとげ、文永7年(1270)には、尾道に入港する船舶から津料（関税）を徴収していたことも分かっている。

寛元3年(1245)には、高野山から大田庄預所として、淵信が派遣され、尾道で年貢米の管理と輸送にあっている。淵信はその後、高野山から浄土寺と曼荼羅寺（現海龍寺）の別当職が与えられている。この頃には、尾道浦は多くの商人や問丸・梶取といった海運業者が集まる港町となっており、さらに鎌倉時代末期～室町時代前期には、尾道の商人の寄進の他に、足利尊氏や備後守護の山名氏らにより、港町の背後に建つ寺院伽藍が整備され、現在の寺のまちとしての尾道の基盤ができあがったといえる。

九州探題の今川了俊が応安3年(1370)頃に尾道を訪れ、その様子を『道ゆきぶり』という道中記に記述している。それによれば、山の麓にそって、家が密集して並んでいて、みちのく（東北）や筑紫（九州）地方の船も多くみられると書かれており、現在のように民家が密集し、遠方からの交易船も寄港する等、港町の発展の様子がうかがえる。

瀬戸田も尾道同様に中世に遡る港町として、この地域の交易の拠点となった。瀬戸田を望む高台には、小早川氏の庶家である生口小早川氏の城と思われる俵崎城跡が所在する。瀬戸田が尾道と若干異なる点は、こうした武家勢力の直接的な庇護を受けて、成長している点にあり、瀬戸田水道を見下ろす潮音山に応永10年(1403)、小早川氏一族である地頭・生口守平氏が寺を建立する等、武家勢力は瀬戸田の寺社の建立にも大きく寄与している。潮音山山頂付近へ永享4年(1432)に建築された三重塔は現存し、国宝に指定されている。

上記のように港町には、海運業者が多数おり、寺社への寄進等、港町の繁栄の一翼を担っているが、瀬戸内海の家運を握る者として、周辺海域の支配をした人々もいる。それが、海賊と呼ばれる人々である。海賊は現在のイメージと異なり、航路の水先案内人であるとともに、通行税をとり、安全を保障していた。このような人々が因島村上氏や小早川氏、尾道の対岸の岡島に拠点があった関の大將であった。特に



尾道遺跡



絹本著色伝足利尊氏像
(広島県重要文化財)



向上寺三重塔（国宝）



紙本著色村上新蔵人吉充像
(尾道市重要文化財)

因島村上氏は村上水軍として、瀬戸内海中部海域を支配しており、因島やその周辺には多数の城跡が存在することから、島々の瀬戸を通航する船舶を見張る役目があった。



馬神城跡（尾道市史跡）



小歌島（岡島城跡）

この時代の尾道の産業に関しては、主に、塩や鉄等が生産されていたことが分かっている。沿岸部や島嶼部では塩田があった。水をくみ上げて塩田にまき、太陽熱で水分を蒸発させて煮詰めて塩を採取する揚浜塩田あげはまえんでんとなっていた。年貢塩は、代銭で納められるようになり、商品として運ばれるようになってきている。また、中国山地を鉄の産地として、三原では刀鍛冶が育っていき、小早川氏等への供給による利潤獲得のため、尾道でも刀鍛冶が現れるようになった。さらに、瀬戸内海における島嶼部では、平安時代には二毛作が行われ、主に、麦・桑・麻がつけられ、麻からは布製品がつけられていたことが分かっている。

14世紀以降、尾道の沿岸部は、生活の場であったことが出土品から明らかになってきている。14世紀のものと思われる土師質土器はじしつどきの皿・鍋、備前焼の壺・甕かめ、石製品の硯・鍋、中国製の青磁や白磁、15世紀から16世紀のものと思われる土師質土器の皿・鍋、備前焼の壺・甕、中国製の青磁など様々な土器が出土している。中世における尾道の港町としての発展、さらには国際性豊かな繁栄ぶりがうかがえる。

（3）近世（安土桃山～江戸時代）

●港町尾道の自治体制

戦国時代、尾道は毛利氏の支配下にあったが、その支配方法は、自分の家臣を尾道に配置したのではなく、地元の豪商と私的な主従関係を結ぶことで間接的に行われた。それは尾道を動かすほどの大きな経済力を手中に治めるためであった。

史料によると、毛利氏との結びつきが特に強かったと思われるのが渋谷氏・泉屋・笠岡屋である。彼らは、堺を始め上方商人と緊密な交流があり、また九州方面の廻船も瀬戸内海を航行していたことから、広域な経済圏を有していたことが分かり、ここには国内外の様々な文物が流入していたと考えられている。実際、尾道市街地からは多量の中国や朝鮮半島製の陶磁器が出土しており、東アジア交易において重要な拠点であったことをうかがい知ることができる。毛利氏はこうした有力な商人たちに知行地ちぎょうち¹や扶持米ふちまい²を与え、また文禄4年(1592)には泉屋と笠岡屋を代官に任じるなどして、経済活動が盛んなこの地を利用して、戦略的に優位に立とうとした。

※1 知行地

封建領主が家臣等に支配権（年貢の徴収権等）を分与した土地。

※2 扶持米

封建領主が家臣等に給与した米。

毛利氏に代わり福島正則が広島へ入部してくると、彼ら「初期豪商」が中核となって町の礎を築いていく。当初は彼らを初めとした5人の豪商が尾道町の年寄を務め、その下の月行司を編成して行政を行っていたが、万治年間(1658~1661)には十四日町・久保町・土堂町の3町に1名ずつの年寄を置くようになった。また17世紀末~18世紀初頭にかけて、町の自治を執り行うために尾道惣町の地縁的結合体である「会所」が成立し、町民同士のつながりが一層強化された。ここに、福島に次いで広島藩に入ってきた浅野氏の藩政改革「正徳新格」に伴って、正徳5年(1715)には尾道町奉行所が設置され、藩の都市支配が始まるが、実質は、既に確立していた「会所」を通じて町人や商人の把握が行われており、町人らによる町政がなされていた。

●商業の展開

前述のように、尾道にはその地形を利用して港湾施設が形成され、中世には対外交易の拠点として発展し、様々な海外製品が集散していた。つまり尾道は中世には既に港町としての機能が備わっており、これが江戸時代に「商業港・尾道」として大きく発展する基礎となった。

尾道における商業の画期は、陸路・海路の交通網の発達である。

陸路では、江戸時代に入ると、それまで内陸部を通過していた山陽道が、海岸の埋立等により、尾道の沿岸を通るようになり、港町尾道も「西国街道」と呼ばれる近世山陽道の宿場町としての賑わいをみせるようになる。また、石見銀山の開発に伴い、石見から尾道までの街道も整備され、銀山街道として南北の交通網が発達する。これにより、尾道は西国街道と銀山街道の交差するまちとして、陸上交通の要衝となり、大きく発展した。

海上交通では、西廻り航路の開発によって実現した北前船の就航が大きな画期となっている。北前船とは、東北・北陸方面を西に向けて発し、関門海峡を抜け瀬戸内海を経て大坂へ至るルートを航行し、その間に沿岸部の各地に寄港して積載した商品を売り、またその地の名産品を積み込むという、地域の価格差を利用し利益を上げていた廻船を指す。これにより沿岸部の各地に商業都市が形成され、尾道はそのひとつであった。これまでも、初期豪商は上方や九州の商人と交流があったが、北前船が寄港することで東北・北陸方面にまで商業圏を拡げ、全国的な取引が可能になった。東北・北陸方面からは米を始め、大麦や大豆等の穀類、干鰯や油粕等の金肥等が運び込まれ、また、尾道からは「備後塩」と呼ばれた塩、晷表、石材、酢等の名産品が積み出されていた。新潟には尾道の石工が作成した石灯籠が残っており、尾道と新潟という遠く離れた地のつながりを確認できる。こうした海運の隆盛を物語るものとして、船乗りなどが持ち上げて力自慢を競った力石が、住吉神社の境内等に残されている。

江戸時代中期にはこうした交通網の発達により、市場経済はますます拡大していく。尾道においては、戦国時代から続く渋谷氏や泉屋、笠岡屋ら初期豪商が中心となって経済



力石 (住吉神社)



北前船絵馬 (浄土寺所蔵)

を動かしていたが、橋本氏や亀山氏などの新興商人の台頭により商人同士の競争が激化し、商業秩序の統制が取れなくなってくる。また18世紀に入り市場経済の発展を裏付けるように、多様な商品が以前とは異なったルートを通じて取引されるようになり、これまで尾道を経由して運ばれた商品が、隣藩の福山藩の鞆浦へ持ち込まれるなどして、商品が減少する事態にも陥っている。

西廻り航路の開発は尾道が成長する契機をもたらした一方で、かつてのように沿岸に沿って航行する地乗り航路から、沖乗り航路へとルート変更されたために、潮待ち・風待ちに適した御手洗や倉橋等の島嶼部が新興港町として頭角を現し、相対的な地位の低下を招くことにもなった。

瀬戸内海において重要な港町であった尾道は広島藩も重視しており、この状況を危惧した藩は、元文5年(1740)に平山角左衛門を町奉行に据えて流通機構の改革に努め、株仲間を定め、取引の慣習を成文化するなどして商業秩序の維持を図った。明和3年(1766)には株仲間を藩の公認とし、同年には問屋役場なるものを設立し、問屋・仲買・仲仕の分業を明確化し管理・統制を行った。また、尾道の商人ら自身も対策に乗り出し、安永9年(1780)には荷主へ代金を円滑に支払うための資金融通機関として問屋座会所を設けた。以後、問屋役場・問屋座会所ともに名称を変え、機能を多少変化させながら、幕末まで尾道の流通機構には不可欠な機関として存続した。

この問屋座会所に特に多額の出資をしたのが橋本氏であった。橋本氏の出自は不明だが、屋号を灰屋と称し、橋本次郎右衛門を始祖として17世紀半ばに台頭した、尾道を代表する豪商である。2代目当主次郎右衛門信孝の子息の代で別家して加登灰屋と名乗り、金融業を主に、質、塩田経営、酒造業で財を成し本家を凌ぐまでに成長した。橋本氏は、問屋座会所への多額の出資をするだけの経済力から、町年寄も務め社会的地位も高く、また飢饉の際には救恤(救済)を行うなど、徳者として町民を守護しようという意識の高い人物でもあった。

尾道の商業は、藩権力の介入がありながらも、実質は橋本氏のような豪商らの経済力に支えられながら発展し、相対的な地位の低下という危機に直面しながらも、町人自身による努力で困難を乗り越え、瀬戸内海の中継交易港の拠点であり続けた。

●茶文化

天野氏は、尾道の豪商の一人であり、明治12年(1879)に創設された国立第六十六銀行の頭取になっている。橋本氏も同様に頭取となっており、ともに江戸時代後期から明治・大正時代にかけての尾道の経済界を取りしきった豪商である。現在、広島県立文書館が収蔵している橋本家文書の中には、この天野氏から速水宗汲に宛てて、伝授された茶道を口外しないように約束した誓約書が残っており、茶事の教を請うていたことが分かる。



爽籟軒庭園 (尾道市名勝)

また同文書群の中には茶会記も多く残されており、橋本家において頻りに茶会が催されていた。橋本家は別荘として爽籟軒という名の庭園を築庭し、その中に千利休考案の茶室、妙喜庵待庵の写しといわれる茶室明喜庵を設け茶に親しんでいた。現在、明喜庵は市重要文化財であるが、多くの茶道家に利用されており、当時の様子をそのままに伝える明喜庵にて、ここで茶を楽しんだであろう人々に思いを馳せることができる。向島の富浜において塩田経営で成長した富島家の敷地内には海物園という庭園があったが、富

島家も茶を好み、庭には一軒の茶室があった。かつて秀吉が安土城に持っていた茶室が富島家に伝わったという茶室であるが、文化11年(1814)、当時の浄土寺住職の所望により浄土寺境内に移されたという。そして名前を「露滴庵」とした。こちらは藪内流燕庵の写しとされ、現在、重要文化財に指定されている。藪内流の門人録には橋本の名前も見受けられ、浄土寺の住職とも茶を通じた交流があったものと推測できる。



浄土寺露滴庵（重要文化財）

このように、尾道の経済を支えた豪商たちは、経済発展を促すだけでなく、茶の文化を根付かせるなど、尾道の文化の創始者でもあったのである。

茶園^{※1}の記録も残っている。史料上確認出来るのは近世が7か所、近代が16か所あり、そのうち調査が特定できたものが近世が4か所、近代が6か所ある。島嶼部にある松本家の加嶋園、千光寺山麓にある熊谷家の挹翠園などである。挹翠園の詳細は不明だが、加嶋園は藩へ花莫産を献納したことが認められて下賜された島を庭にしたもので、藩主浅野もここに逗留している記事が残っている。風光明媚な尾道にあるこれらの茶園には多くの文人墨客が訪れており、頼山陽著の「挹翠園記」や菅茶山「賀嶋」等が残した詩からはそれぞれの茶園から見える美しい風景をありありと想像できる。

●港町瀬戸田の繁栄

瀬戸田も尾道と同様に中世から物資の集積地、輸送の中継地として栄えてきたが、江戸時代に入り、北前船の西廻り航路が開発され、瀬戸内海交易が活発化すると大きく発展をとげる。



瀬戸田の商家（旧堀内邸）

江戸時代初頭にも街並みが形成されつつあったが、寛永14年(1637)には、町の南側にさらに拡張が許され、港町が拡大することとなった。また、この頃には、商人たちによる町年寄制が採用され、町政が運営されていた。

江戸時代前期には、現在の町割りとほぼ同じ形態となっており、尾道と同様に瀬戸田水道を生かした天然の良港である瀬戸田では、海岸に沿って港湾施設及び鉤型の道に沿って町家が並び、さらに細い小路や港の背後の潮音山麓には寺社が建ち並んでいる。

特に港の玄関である沖見堂（旧堀内家土蔵周辺）の辺りは、製塩業や海運業で富を築いた豪商の屋敷が建ち並び、堀内家や得能家等の屋敷や蔵が現在でも残っている。

瀬戸田は、生口島の塩田で生成される塩の輸送・販売をはじめ、木綿、煙草、穀類、海産物等の商品化が進み、芸予諸島の交易の中継地として、確固たる地位を築き、港町尾道に匹敵する港町に発展したのである。

※1 茶園

茶の木を植えている畑（茶畑）で、一般的には茶園（ちゃえん）と呼ぶ。尾道では斜面地や海岸沿いの風光明媚な場所につくられた茶室や庭園を備えた別荘住宅を指し、茶園（さえん）と呼ぶ。爽籟軒も代表的な茶園の一つである。

(4) 近現代（明治時代～）

尾道は、明治22年(1889)町村制施行に伴い尾道町となり、明治31年(1898)には広島市に次ぎ県内で2番目に市制を施行した。当時の尾道は北前船交易の名残があり、県内でも屈指の港町として、経済の中心地でもあった。明治24年(1891)には、福山～尾道間で山陽鉄道が開通し、尾道駅も開業したことにより、尾道の近代化は一層進むことになる。また、大正14年(1925)には、尾道から御調町に至る尾道鉄道が開業し、昭和39年(1964)の路線廃止まで、南北交通を支えていた。

また、鉄道敷設によりまちが2つに分断されたことにより、海側の商業地、港、山側の寺社域、住宅地（別荘等）という、独特の街並みと坂のまちの景観が誕生したといえる。海側には、江戸時代からの名残を示す商家が建ち並び、洋風の公共建造物や経済の中心地らしい銀行の建築物が集中する銀行浜など和と洋が混ざり合う景観があり、山側には、中近世の建築物の周辺に洋風住宅や和洋折衷住宅（群）が散在する独特の景観が形成された。明治36年(1903)には、豪商の三木半左衛門が千光寺山に共楽園という市民憩いの場となる公園を整備し、市に寄贈している。これが後の千光寺公園となり、現在のような桜の名所となるのである。

また、この地で『暗夜行路』の草稿を練ったとされる志賀直哉、尾道の女学校に通った『放浪記』作者の林芙美子、この地をこよなく愛し描き続けた小林和作をはじめ、多くの文人が足跡を刻み、また、小津安二郎監督の『東京物語』や大林宣彦監督の尾道三部作・新尾道三部作等により、映画のまちとしても定着している。



旧尾道鉄道トンネル



千光寺本堂



千光寺公園



小林和作旧居



尾道の市街地と尾道水道

因島でも造船工場が建設され、港町から造船の町へと変貌を遂げている。造船ブームとなった大正から昭和時代初期には、全国でも有数の造船量を誇り、労働人口の増大と商工業の発展、さらには周辺地域への造船工場の拡充というように飛躍的に発展を遂げた。

港町瀬戸田は江戸時代から瀬戸田町として、様々な文書に記載されているが、明治4年(1871)の廃藩置県以後も瀬戸田町として、生口島の中心的位置を占めていた。近代の瀬戸田は、引き続き、製塩業が盛んで、生口島北岸と南岸には大規模な塩田がつくられ、製塩業で財をなした堀内家は、県内でも有数の資産家として知られていた。明治41年(1908)には、製塩業者が集まり、瀬戸田塩業購買組合が設立され、製塩業のさらなる発展をとげた。

また、近代の瀬戸田の重要産業として、柑橘類の栽培がある。明治時代になると、生口島が柑橘類の栽培に適しているとされ、熱心な研究育成が行われている。その結果、生口島と高根島^{こうねじま}では、様々な種類の柑橘が栽培され、瀬戸田を代表する産業となった。瀬戸田町中野地区には、柑橘類の栽培、販売や海運業で財をなした家が多く、長屋門を構えた豪壮な民家が建ち並び、独特の街並み景観を形成している。

戦後になると、尾道は周辺地域の交通や商業の拠点であるとともに、映画等のロケ地として、その風光明媚な景観と寺社仏閣が建ち並ぶ斜面地が舞台となり、観光業が盛んになる。尾道は坂のまち、寺のまち、芸術文化のまちとして、多くの観光客が訪れることとなった。

その他の産業として、近代から続く造船業や農業(柑橘類、わけぎ等)、漁業、海産物加工業(蒲鉾、乾物など)が盛んであり、尾道の歴史に培われた伝統産業である。

このように、暮らしや産業、地域の発展は、土地と合わせて海が存在が基盤になっており、街道と海道(航路)の存在、結節点としての立地性も大きく寄与している。現在においては、中国やまなみ街道及び瀬戸内しまなみ海道が開通しており、現代の「瀬戸内の十字路」としての役割が一層高まっている。



因島公園から見た瀬戸内海と造船所



因島大橋



瀬戸田町中野地区の街並み



因島発祥の八朔(はっさく)

こうした地域ごとの特色と共通性を有する歴史は、積み重ねられながら現在につながっている。とりわけ尾道の旧市街地においては、歴史の重層性を、街並み等を通じて追体験できる。数多くの中世の建築物、近世の港湾施設や石造物、庭園、近代化遺産、現代の建築物等が渾然一体となって存在し、尾道らしさを表している。



天寧寺塔婆（重要文化財）と尾道の街並み

(5) 尾道市ゆかりの人物

尾道市ゆかりの人物については、尾道市名誉市民のうち、本計画に関係する次の7人を紹介する。

① ひらやまかくざ えもん 平山角左衛門 (生年不明～1745)

平山角左衛門は、広島藩の藩士で、藩主浅野吉長公により、元文5年(1740)尾道町奉行に任命された。その頃の尾道は寄港する船舶の増加により、港を拡張する必要があり、平山奉行は埋立工事を行い、寛保元年(1741)住吉浜を完成させて尾道の港勢発展の基礎を築いた。平山奉行の功績を慕う尾道町民は、後年住吉神社に平山霊神をまつり、昭和10年(1935)からは、祭礼として尾道みなと祭が開催されている。



② ほんいんぼうしゅうさく 本因坊秀策 (1829～1862)

本因坊秀策は、幼名を桑原虎次郎といい、文政12年因島外浦町に生まれた。幼少から囲碁を学んだ秀策は、早くからその才能を見出され、6歳の頃には近郷に敵がなく、9歳で本因坊家に弟子入りし、20歳で第14世本因坊跡目となり、21歳で御城碁に出仕し、12年間で19連勝している。江戸後期において囲碁の布石の基礎を築き、碁聖と仰がれる秀策は、碁に秀でていただけでなく、人としての品格も備えており、書や手紙に人柄をみることができる。



③ みきはんざ えもん 三木半左衛門 (1838～1912)

三木半左衛門は、阿波国三好郡三庄村生まれで、江戸末期から明治時代にかけて呉服商、両替商として財をなし、書籍の販売や発行まで手がけていた。明治27年(1894)有志と共に千光寺山中腹に共楽園を開き、明治35年(1902)同園を市へ寄付した。これが現在の千光寺公園のもととなっている。現在でも半左衛門翁をしの偲び、毎年1月には命日法要が千光寺で行われている。



共楽園

^{やまぐちげんどう}
④山口玄洞 (1863~1937)

山口玄洞は、幕末の文久3年に久保町の医師の家に生まれた。15歳で大阪に出て、その後山口商店を創業し、努力の末に関西を代表する実業家となった。会社から引退すると、様々な分野に寄付を行い、特に故郷の尾道市では明德商業学校（現・尾道南高等学校）の創設や、上水道建設に多額の寄付を行い、市民の生活向上や尾道市の発展に多大な貢献をした。また、引退後は仏門に入り、知恩寺（京都市左京区）境内に念仏道場を開き、本堂などの新築の寄付も行っている。



^{こばやしわさく}
⑤小林和作 (1888~1974)

小林和作は、明治21年（1888）に山口県吉敷郡秋穂町（現山口市）に生まれる。京都市立美術工芸学校を卒業し、京都市立絵画専門学校在学中、第4回文展に初入選している。昭和3年から4年にかけて、ヨーロッパに渡り、数々の作品を手掛け、昭和9年に尾道に移り住む。その後、亡くなるまで尾道に住み、地方画壇において指導的な役割を果たすとともに、尾道での文化財保護にも尽力した。



^{こうさんじこうぞう}
⑥耕三寺耕三 (1891~1970)

耕三寺耕三は、耕三寺を建立した実業家。大阪で大口径特殊鋼管の製造会社を営んでいた技術者で、特許や実用新案を取得し会社は大きく成長した。その後、母への感謝の思いから、僧籍に入り、母の実家がある瀬戸田に昭和10年から年月をかけて耕三寺を建立。さらに、蒐集した美術品・文化財を基に、昭和28年に耕三寺博物館を開館した。



^{ひらやまいくお}
⑦平山郁夫 (1930~2009)

平山郁夫は、昭和5年に瀬戸田に生まれた、日本画家。昭和27年に東京美術学校日本画科を卒業。同時に東京芸術大学に奉職し、東京芸術大学学長も二度務めた。昭和28年院展初入選。日本文化の源流を求めてシルクロードを取材し、多くの日本画を描いた。また、文化財赤十字活動の名のもとに敦煌やアンコール遺跡の保護活動を主導した。作品には故郷の瀬戸田や瀬戸内の島々をはじめ、日本の美しい景色を題材にしたものも多い。



4 文化財等の分布状況

(1) 指定・登録文化財の分布状況

本市の指定文化財は、令和7年(2025)2月1日現在、国指定が59件、県指定が77件、市指定が237件で、合計373件である。

指定文化財のうち、有形文化財が279件で7割以上を占め、そのうち、建造物は37件が指定されている。

この他、建造物としては、登録有形文化財が37件ある。

表 1-2 文化財の種別指定状況

※令和7年2月1日現在

種別	区分	国指定	計	県指定	計	市指定	計	合計
有形文化財	建造物	18 (うち国宝3)	58 (うち国宝4)	1	59	18	162	279
	美術工芸品	40 (うち国宝1)		58		144		
小計			58		59		162	279
無形文化財			0		0		0	0
小計			0		0		0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0		0		4	4
	無形の民俗文化財		0		8		17	25
小計			0		8		21	29
記念物※ ₁	史跡		0		3		28	31
	名勝地		1		0		2	3
	動物、植物、地質鉱物		0		7		24	31
小計			1		10		54	65
合計			59		77		237	373

※1 国指定により「遺跡」は史跡、「名勝地」は名勝、「動物、植物、地質鉱物」は天然記念物となる。県・市の指定の場合は、広島県指定史跡、尾道市指定史跡のように、史跡・名勝・天然記念物の前に広島県・尾道市が付く。

区分		件数	
その他	国認定	重要美術品	5
	国登録	登録有形文化財	37
		登録記念物	1

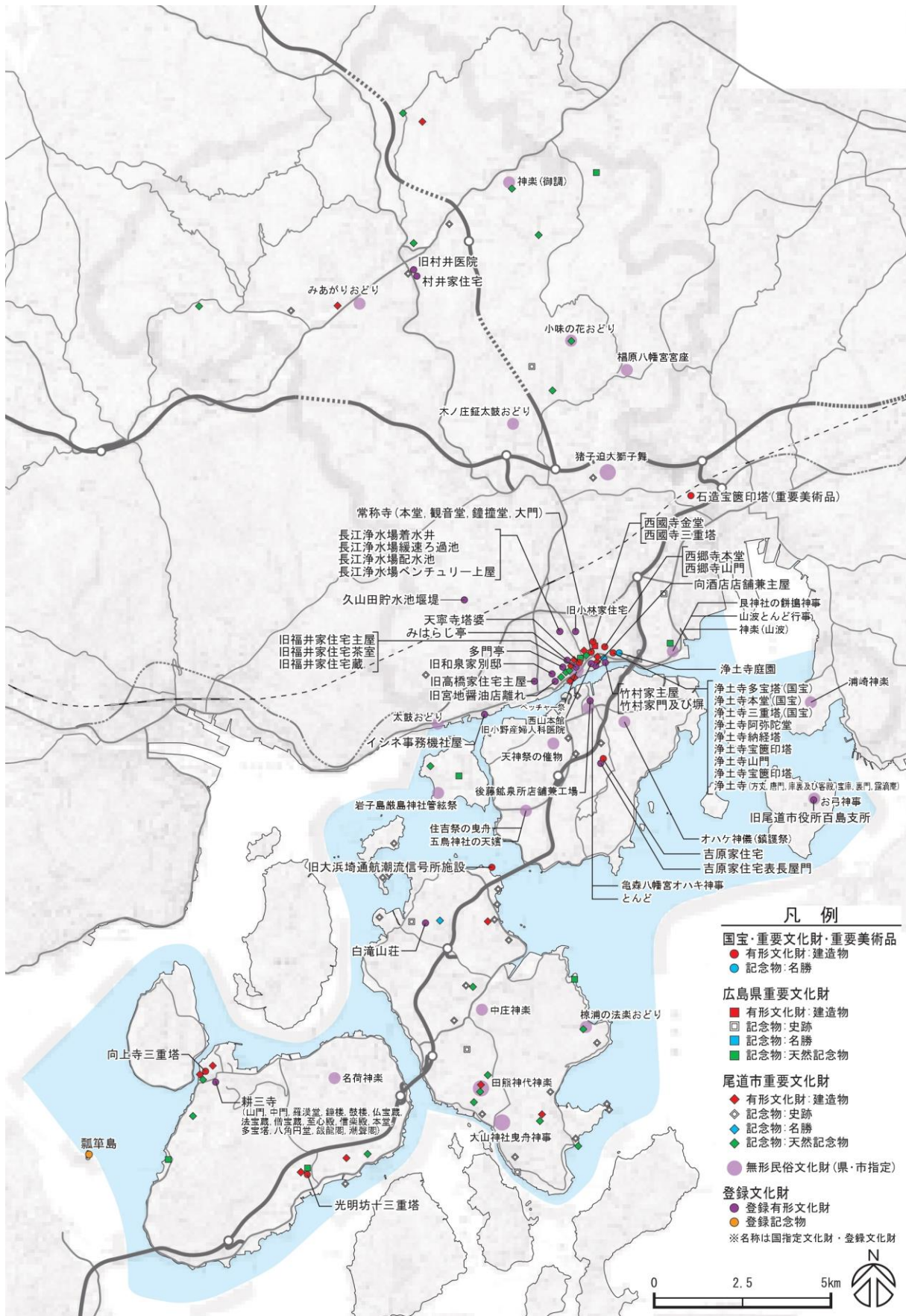


図 1-15 指定・登録文化財（建造物、史跡・名勝・天然記念物、無形民俗文化財）の分布状況

① 国指定等文化財

本市にある国指定文化財 59 件のうち、国宝が 4 件（うち建造物が 3 件）で、重要文化財が 54 件（うち建造物が 15 件）、名勝が 1 件となっている。

国宝の建造物としては、浄土寺多宝塔・本堂、向上寺三重塔がある。いずれも、中世の歴史と文化を代表する建造物である。

また、重要文化財の建造物としては、浄土寺阿弥陀堂・山門・方丈・庫裏及び客殿・露滴庵、西國寺金堂・三重塔、天寧寺塔婆、西郷寺本堂、常称寺本堂・観音堂・鐘撞堂・大門、光明坊十三重塔、吉原家住宅、旧大浜崎通航潮流信号所施設等がある。

美術工芸品は、国宝 1 件を含め、41 件ある。このうち彫刻は、全部で 16 件あり、木造十一面観音立像、木造釈迦如来立像、木造薬師如来坐像、木造千手観音立像、木造聖徳太子立像等がある。加えて、絵画は 5 件（うち 1 件は国宝）、工芸品は 8 件、書跡・典籍は 6 件、古文書は 5 件、考古資料は 1 件となる。これら美術工芸品のすべてが、持光寺、浄土寺、西國寺、耕三寺等の寺院にある。

さらに、名勝としては、浄土寺庭園がある。

また、その他、重要美術品が 5 件、登録有形文化財が 37 件あり、登録有形文化財（建造物）については、耕三寺に関するものが 15 件、近代化遺産に関するものが 7 件、豪商等の家屋に関するものが 15 件ある。



浄土寺多宝塔（国宝）



浄土寺本堂（国宝）



向上寺三重塔（国宝）



西郷寺本堂（重要文化財）

② 広島県指定文化財

広島県指定文化財 77 件のうち、有形文化財が 59 件(建造物 1 件、美術工芸品 58 件)で、無形民俗文化財が 8 件、史跡が 3 件、天然記念物が 7 件となっている。

有形文化財のうち、建造物は西國寺仁王門である。美術工芸品のうち、工芸品は 10 件となっている。また、絵画は 17 件、彫刻は 14 件、書跡・典籍 9 件、古文書 7 件、考古資料 1 件となっている。

無形民俗文化財については、太鼓おどり (正徳町)、みあがりおどり (御調町)、名荷神楽 (瀬戸田町)、小味の花おどり (原田町)、神楽 (御調町)、木ノ庄鉦太鼓おどり (木ノ庄町市原)、棕浦の法楽おどり (因島棕浦町)、中庄神楽 (因島中庄町) があり、各地域独特の民俗芸能が指定されている。

史跡については、1 件は太田貝塚で、他の 2 件は因島村上氏の城跡と鷲尾山城跡となっている。

天然記念物については、長神社のクスノキ群や御寺のイブキビヤクシンなどがある。



西國寺仁王門 (広島県重要文化財)



浄土寺の「太鼓」(広島県重要文化財)



棕浦の法楽おどり (広島県無形民俗文化財)



長神社のクスノキ群 (広島県天然記念物)

③ 尾道市指定文化財

尾道市指定文化財の237件のうち、有形文化財（建造物）が18件、同（美術工芸品）が144件、計162件となり、市指定文化財の約2/3（68.2%）を占める。

この他、有形民俗文化財4件、無形民俗文化財17件、史跡28件、天然記念物24件となっている。

有形文化財（建造物）については、薬師寺塔婆^{やくしじ}や茶屋一夢亭^{ちやいちむつてい}、旧河内村役場、八幡神社本殿、旧尾道商業会議所（現・尾道商業会議所記念館）、旧尾道銀行本店（現・おのみち歴史博物館）、爽籟軒茶室^{そうらいけん}といった建物の他、五輪塔^{ごりんとう}や宝篋印塔^{ほうきょういんとう}、板碑^{いたひ}等がある。有形文化財（美術工芸品）については、絵画、彫刻、工芸品等が多数ある。

有形民俗文化財については、平田玉蘊^{ひらたまよくん}ゆかりの品々、正念寺本堂天井画、本因坊秀策ゆかりの品等があり、無形民俗文化財としては、ベッチャー祭^{べっちゃんまつり}や山波とんど行事^{さんばたくま}、田熊神代神楽^{じんだいかぐら}等がある。

史跡としては、古墳や城跡、廃寺跡等があり、天然記念物としては、光明寺蟠龍^{こうみょうじばんりょう}の松^{ふくぜんじ}、福善寺の鷲の松^{しゆのまつ}等がある。



商店街（西国街道）に位置する旧尾道商業会議所（現・尾道商業会議所記念館：尾道市重要文化財）



旧尾道銀行本店（尾道市重要文化財）を改修した「おのみち歴史博物館」



尾道ベッチャー祭（尾道市民俗文化財）



山波とんど行事（尾道市民俗文化財）

(2) 主な未指定文化財

文化財総合的把握モデル事業により、未指定文化財を含む^{しっかい}悉皆調査を実施した。

このうち最も多く把握した文化財は、石造物の4,281件であり、そのほとんどが未指定文化財である。

また、歴史的建造物や美術工芸品（仏像）、民俗文化財、遺跡（城跡）等の状況も把握した。

表 1-3 文化財調査：石造物（エリア別件数）

調査対象地域	重点調査区域	調査件数	調査対象地域	重点調査区域	調査件数
尾道 (旧尾道)	市街地エリア	1,273	御調	大和エリア	37
	吉和エリア	68		綾目エリア	53
	高須エリア	161		市エリア	59
	山波エリア	133		河内エリア	49
	門田エリア	52		今津野エリア	31
小計	1,687	菅野エリア		49	
因島	重井エリア	208	上川辺エリア	35	
	中庄エリア	578	小計	313	
	三庄エリア	66	瀬戸田	名荷エリア	15
	田熊エリア	120		林エリア	9
	大浜エリア	57		中野エリア	6
	土生エリア	50		鹿田原エリア	3
	椋浦エリア	16		瀬戸田エリア	15
小計	1,095	沢エリア		12	
向島・浦崎	浦崎エリア	123	高根エリア	16	
	向東・田尻エリア	279	福田エリア	10	
	歌エリア	124	垂水エリア	5	
	戸崎エリア	83	田高根エリア	4	
	宇立・富浜エリア	82	萩エリア	14	
	百島エリア	116	宮原エリア	13	
	津部田エリア	94	御寺エリア	15	
	岩子島エリア	137	原エリア	5	
小計	1,038	洲江エリア	6		
			小計	148	
合計				4,281	

<未指定文化財（石造物の例）>



御調：神田神社手水鉢



瀬戸田：胡神社・常夜灯

< 未指定文化財（民俗文化財の例） >



因島大浜神明祭



奉納相撲



兼吉とんど



沢八幡宮例大祭



美ノ郷大迫とんど



光明坊ねはん会



宮原八幡神社「まっとうさん」

(3) 特産品、料理等

① わけぎ

「わけぎ」(分葱)は広島県が全国の生産量の約6割を占めており、中でも向島町は日本一の「わけぎ」の産地として知られている。

この「わけぎ」と、地元で捕れたタコを白味噌、酢、砂糖で和えた「ぬた」は、昔から広く知られている郷土料理である。



わけぎ

② 柑橘類

古くから柑橘類の生産が盛んに行われており、レモンや八朔、温州ミカンなどがあげられる。

特に、八朔は因島が発祥の地であり、冬になると島のいたるところで実がなっているのが見られる。因島田熊町・密厳浄土寺の境内には「八朔発祥之地」と刻まれた石碑があり、これは八朔が江戸時代後期にお寺の境内で偶然発見されたことによるもので、現在では因島の特産品となっている。また、その時に発見された八朔の原木はお寺の本堂に祀られている。

また、国産レモンの生産量は広島県が全国一であり、中でも生口島と高根島で生産される「瀬戸田レモン」は国産レモンの3割近くを占めるなど、有数の生産地となっている。



レモン

③ 鯛そうめん

瀬戸内海沿岸部では、大皿に鯛の姿煮とそうめんを盛り付けた「鯛そうめん」がある。

「鯛そうめん」は、瀬戸内海沿岸部では鯛は「めでタイ」という意味で、またそうめんが細くて長いところから「縁が長く続く」という縁起物という意味から、結婚式や棟上げ、喜寿・米寿などのお祝いの席で振舞われる郷土料理となっている。



鯛そうめん

④ 賀日あえ(がじつあえ)

瀬戸内海沿岸部では、古くから特に海と山野、畑の産物を合わせた料理が作られ、今に残っている。賀日あえは、「賀節」ともよばれ、尾道水道で採れる「あなご」と「ほうれんそう」を使い、正月などの祝い日にお客様のおもてなし料理の一品として伝えられている。

年間の無事に感謝し、新年を祝う料理だったが、いつの間にか、普段の生活の中にも溶けこみ、活きのよい「あなご」が手に入ったときなどに、気軽に食べられるようになっている。



賀日あえ

⑤ いぎす豆腐

「いぎす」は浅い海の岩につく海藻であり、干して保存する。この乾燥した「いぎす」を米ぬか汁で煮溶かし、寒天のように固めた料理が、いぎす豆腐となる。

お盆や祭り等、家族や親戚一同が集まる機会には必ず作られていたが、今では「いぎす」が手に入りにくくなっている。



いぎす豆腐

⑥ あずまずし

ままかり（ニシン科の魚の一種であるサッパの酢漬け）とおからを用いた姿鮨で、特徴として酢飯の代わりに、酢で味付けたおからを使う。漁村のため米が貴重であることから節米のために考えられた料理であり、飯とおからを混ぜて使うこともある。



あずまずし

⑦ 干し柿

尾道市の北部、御調町は江戸時代初めより柿の生産が盛んで、現在でも数多くの柿の木が残っている。柿は、干し柿や柿渋に利用され、御調町菅野地区の干し柿を作るための吊るし柿は、風物詩となっている。干し柿の天敵である霧の影響を受けない標高 300m の山頂にあり、一日中、日当たりは良く、風が吹き抜け、昼夜の寒暖差が大きい。そんな理想的な干し柿づくりの風土条件のもとで作られた干し柿は、大いに珍重されてきた。



菅野の吊るし柿（干し柿）

⑧ でべら干し

「でべら」とは「出平^{でべらかい}鱈」のことで、尾道周辺などで使われる地域名であり、標準和名をタマガンゾウヒラメという。この「でべら」を素干しにしたもので、手の平をひろげたような形をしているところから、「手平^{でべら}」の名があるといわれる。

鱗と内臓を除いて海水で洗い、丸竹や割竹をエラから口へ通したり、あるいは荒縄に1尾ずつ通したりして吊るし、3～4日寒い潮風にあてて乾燥させる光景は、漁港周辺における冬の風物詩となっている。もともと漁民が自家消費用として少量作っていたが、戦後、商品化され、尾道の名産のひとつとなった。



でべら干し

⑨ 浜子鍋

生口島（瀬戸田）は江戸時代に塩田で栄えた島で、その塩田で働く人は「浜子」と呼ばれていた。その浜子が塩分補給のために食べていたのが浜子鍋である。

浜子鍋は、近海でとれたタコや貝、季節の小魚などの魚介類を野菜から出た水分と味噌などで味付けしたものである。



浜子鍋

⑩ 水軍鍋

室町時代から戦国時代にかけて因島をベースとして活躍したのが村上水軍（海賊）であり、その村上水軍が出陣する際、必勝祈願と士気向上のために食べたとされる。

特に「八方の敵を喰う」という意味でタコは必ず入れたと伝えられ、瀬戸内海の魚介類と海草をたっぷり入れ、昆布などを使った出汁で煮込む。

最後は、鍋に麦飯を入れて雑炊で締めくくることが水軍流といわれている。



水軍鍋

(4) 尾道市の関連文化財群と歴史文化保存活用区域

平成20年度から22年度において取り組んだ「文化財総合的把握モデル事業」では、尾道市歴史文化基本構想及び尾道市文化財保存活用計画を策定し、「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」を設定している。

この2つの観点は、本市の文化財の特性と合わせて、その保存・活用における新たな切り口を含むものである。また、「相互に関連性のある一定のまとまり（関連文化財群）」や「関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺環境（歴史文化保存活用区域）」といった考え方は、歴史的風致につながるものである。

このため、本市の歴史的風致の全体的な背景として、尾道市歴史文化基本構想で明らかにした「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」の概要を示す。

① 関連文化財群

尾道市歴史文化基本構想では、本市の文化財の特性を踏まえ、6つの大テーマによる関連文化財群を設定した（下図参照）。

また、こうした個々の関連文化財群及びその集合体（全体）において、時間軸（必然的に空間も含む）が重層しており、“時”をキーワードとした全体テーマを設定した。

また、6つの大テーマを補完するものとして小テーマを設け、「関連文化財群」と「小関連文化財群」に区分した。

さらに、関連文化財群の構成と相互の関連性を整理したものが、次頁の図である。

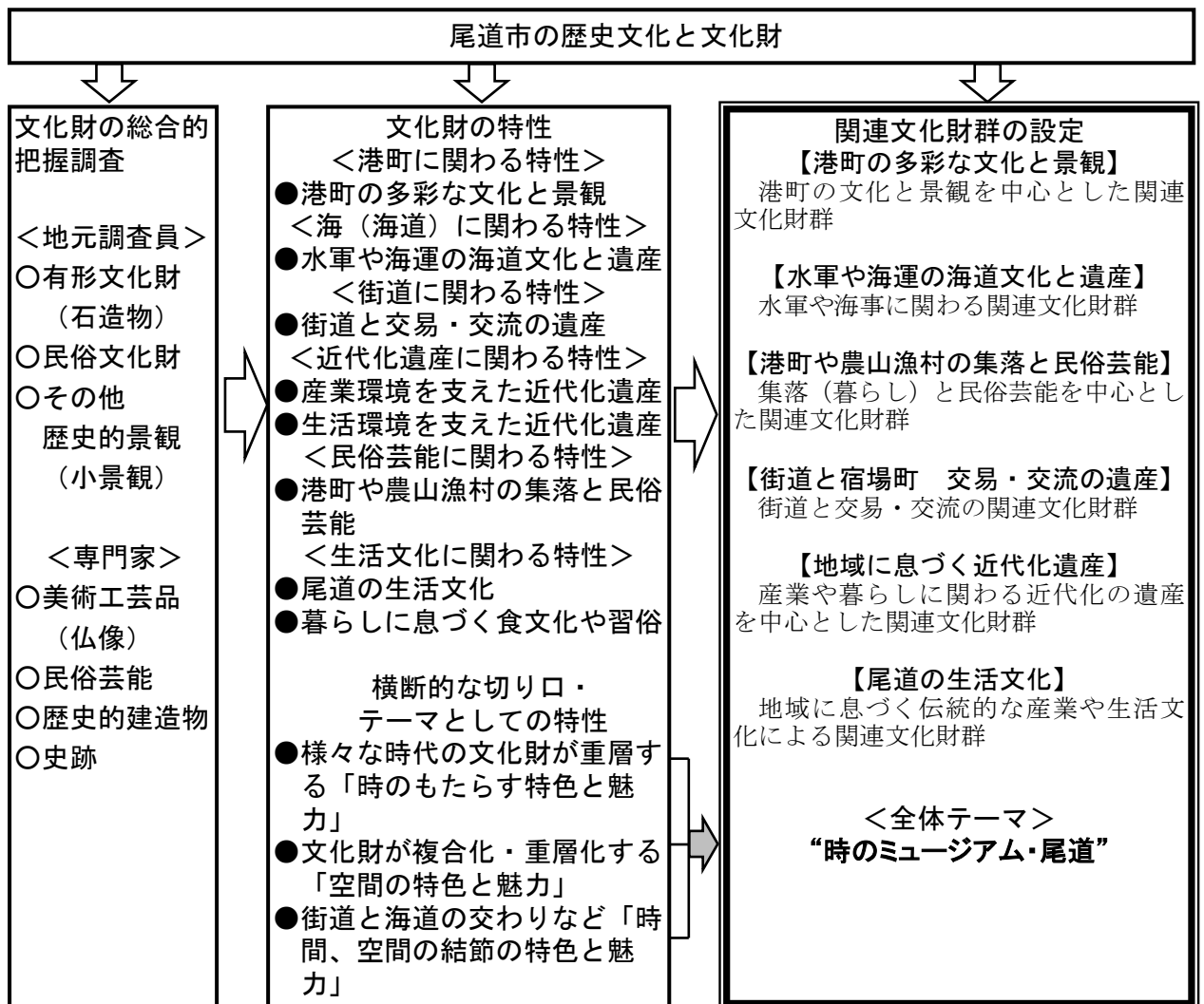
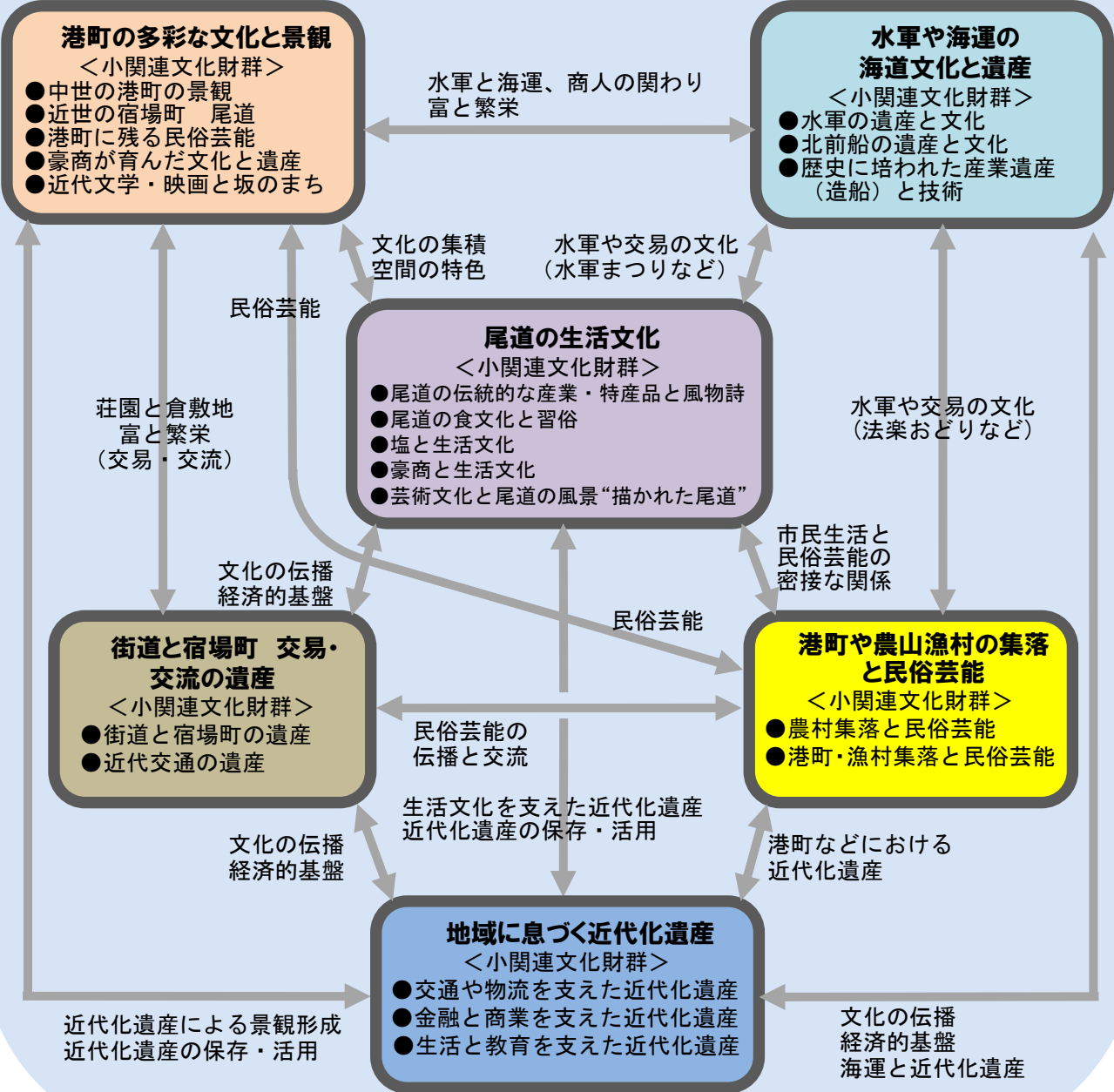


図 1-16 関連文化財群の設定の流れ

<全体テーマ>
時間と空間が織りなす文化の重層・結節
“時のミュージアム・尾道”
 ○様々な時代の文化財が重層する時間のもたらす特色と魅力
 ○文化財が複合化・重層化する空間の特色と魅力
 ○街道と海道の交わりなど、時間、空間の結節の特色と魅力





※ ←→ つながりの強い関係

図 1-17 関連文化財群の構成とテーマの関連性

表 1-4 参考：関連文化財群の全体構成（1 / 2）

関連文化財群	小関連文化財群	主な文化財 文化財を含む区域など	全体テーマ 【時のミュージアム・尾道】 時間と空間が織りなす文化の重層・結節
<p>【港町の多彩な文化と景観】 港町の文化と景観を中心とした関連文化財群</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●中世の港町の景観 ●近世の宿場町 尾道 ●港町に残る民俗芸能 ●豪商が育んだ文化と遺産（豪商と生活文化） ●近代文学・映画と坂のまち 	<p><主な文化財の区分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・寺院や神社の建造物 ・近世・近代の商家や民家の建造物 ・常夜灯や五輪塔等の石造物 ・古文書 ・商人や町人の寄進による仏像等の美術工芸品 ・民俗芸能 ・庭園や茶園などの史跡・名勝 ・樹木などの天然記念物 ・街並みの小路、石垣 ・生活文化 <p><文化財を含む区域></p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾道水道に面した港町・商都、瀬戸田港周辺 ・その他尾道地域（旧尾道）の港町：吉和漁港、海老漁港、福田港 ・向島地域の港町：歌漁港、干汐漁港、立花漁港 ・因島地域の港町：大浜港、鏡浦漁港、椋浦港、三庄港、土生港、箱崎港、金山港、西浦漁港、重井港（東・西）、細島港 ・瀬戸田地域の港町：瀬戸田港、名荷港、宮原港、御寺港、萩港、垂水港、福田港、赤崎港、洲江港 	<p>○様々な時代の文化財が重層する時間のもたらす特色と魅力</p> <p>○文化財が複合化・重層化する空間の特色と魅力</p> <p>○街道と海道の交わりなど、時間、空間の結節の特色と魅力</p> <p>（～古代）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中世尾道の遺産と文化 ●近世尾道の遺産と文化 ●近代化の遺産と文化（現代）
<p>【水軍や海運の海道文化と遺産】 水軍や海事に関わる関連文化財群</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●水軍の遺産と文化 ●北前船の遺産と文化 ●歴史に培われた産業遺産（造船）と技術 	<p><主な文化財></p> <ul style="list-style-type: none"> ・青木城跡、長崎城跡 ・村上家太刀、水軍の武器・道具類 ・村上家文書 ・椋浦法楽おどり <p><その他、主な文化財の区分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・村上氏関係の城跡、武具、古文書、古地図 ・北前船などの寄港地（港湾施設）と関連する有形文化財 ・水軍や海運（北前船など）に関わる民俗文化財 ・水軍や海運の歴史文化につながる産業遺産 	
<p>【港町や農山漁村の集落と民俗芸能】 集落（暮らし）と民俗芸能を中心とした関連文化財群</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●農村集落と民俗芸能 ●港町・漁村集落と民俗芸能 	<p><主な文化財></p> <ul style="list-style-type: none"> ・吉原家住宅 ・農漁村の民家 ・みあがりおどり、神楽、とんど ・太鼓、鉦、装束、面 <p><その他、主な文化財の区分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民俗芸能 ・民俗芸能に関わる民具 ・民俗芸能の舞台（神社、集落など） ・農耕や漁撈<small>ぎよろう</small>に関わる民具や技術、習俗 	

表 1-4 参考：関連文化財群の全体構成（2 / 2）

関連文化財群	小関連文化財群	主な文化財 文化財を含む区域など	全体テーマ 【時のミュージアム・尾道】 ※前頁と同様	
<p>【街道と宿場町 交易・交流の遺産】 街道と交易・交流の 関連文化財群</p>	<p>●街道の遺産と面影 ●宿場町の遺産と面影</p>	<p><主な文化財> ・西国街道、出雲街道 ・街道石標、常夜灯、石仏 ・本陣跡、一里塚 ・辻堂、寺社の建造物 ・絵図</p> <p><その他、主な文化財の区分> ・西国街道の遺構・ルート、関連 する道標、神社仏閣 ・出雲街道の遺構、ルート、関連 する道標、神社仏閣、街並み</p>		
<p>【地域に息づく近 代化遺産】 産業や暮らしに関 わる近代化の遺産 を中心とした関連 文化財群</p>	<p>●交通や物流を支えた近 代化遺産 ●金融と商業を支えた近 代化遺産 ●生活と教育を支えた近 代化遺産</p>	<p><主な文化財> ・和洋折衷住宅 ・大浜崎灯台と関連工作物 ・旧住友銀行尾道支店 ・久保小学校などの学校建築 ・造船所クレーン</p> <p><その他、主な文化財の区分> ・鉄道遺構、建造物（現役）：山陽 鉄道、尾道鉄道の建造物 ・擬洋風建築物：銀行、商店等 ・造船・港湾関連近代化遺産 ・久山田貯水池及び長江浄水場 ・山波変電所</p>		
<p>【尾道の生活文化】 地域に息づく伝統 的な産業や生活文 化による関連文化 財群</p>	<p>●尾道の伝統的な産業・特 産品と風物詩 ●尾道の食文化と習俗 ●塩と生活文化 ●豪商と生活文化（豪商が 育んだ文化と遺産） ●芸術文化と尾道の風景 “描かれた尾道”（映画、 絵画、文学）</p>	<p><主な文化財の区分> ・伝統的な産業及び産業施設や特 産品 ・地域の風物詩 ・地域の食文化、茶の文化 ・囲碁の文化 ・年中行事</p>		

② 歴史文化保存活用区域

本市の文化財をその周辺環境を含め一体的に保存・活用するため、文化財の集積する区域を中心に、以下のように歴史文化保存活用区域を設定した。

＜歴史文化保存活用区域の設定の基本的な考え方（基準）＞

- 全体テーマに基づいていること
- 関連文化財群の価値が広がる範囲で、文化財が相対的に集積している区域及びその周辺
- 上記区域において、文化財の保存・活用のテーマ等が見いだせる場合
- 市街地・集落地を含んでいる区域または近接している区域（住民等による日常的な保存管理等に対応）

表 1-5 歴史文化保存活用区域の基本的な考え方と主な文化財

区域の名称 ＜関係する関連文化財群＞	意義・役割 (文化財の保存・活用の方向)	主な文化財
尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群＞ ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・街道と宿場町 交易・交流の遺産 ・地域に息づく近代化遺産 ・尾道の生活文化	中世からの港町の繁栄と営みを色濃く残し、国宝をはじめ数多くの文化財が存在する市街地の特色を踏まえ、有形無形の文化財をその周辺、さらには市街地の広がりの中で一体的に保存・活用していく。 歴史まちづくり法（重点区域）による歴史的風致の維持・向上の候補地。	・浄土寺（本堂、多宝塔）、西國寺（金堂、三重塔）、天寧寺（塔婆）、西郷寺（山門、本堂）、常称寺（本堂、観音堂等）をはじめとした中世寺院群 ・神社 ・和洋折衷住宅 ・雁木 ・路地、坂、石垣 ・食文化 ・文化的景観 ・年中行事
瀬戸田・海と島の暮らしの歴史文化保存活用区域		
寺と町家と港町の歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群＞ ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・尾道の生活文化	港町の繁栄を今に伝え、神社仏閣や歴史的な街並み、趣のある路地空間などが息づく港町の特色を継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。 歴史まちづくり法（重点区域）による歴史的風致の維持・向上の候補地。	・向上寺三重塔 ・耕三寺 ・住吉神社 ・生口神社 ・その他神社仏閣 ・地藏院 ・茶屋一夢亭 ・俵崎城跡 ・北町の街並みと路地 ・中野の街並み・石灯籠
塩田の記憶と港町の歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群(上記同様)＞	塩田をはじめ海との関わり形づくられ、発展してきた集落・港町の特色を継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・光明坊十三重塔 ・光明坊五輪塔 ・御寺のイブキビヤクシン ・石灯籠 ・塩田跡（樋門）
向島・海と暮らしの歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群＞ ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・尾道の生活文化	尾道との共通点と固有性・特色を意識できる地域空間と景観を、一体の区域として継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・吉原家住宅 ・三十六苗荒神 ・天満屋浄友の墓 ・五島神社 ・須佐之男神社 ・神宮寺 ・西金寺 ・住吉祭の曳舟
浦崎百島・半島と島の歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群＞ ・港町の多彩な文化と景観 ・尾道の生活文化	尾道の港町からは離れた位置にある半島と島の地域空間と景観を、一体の区域として継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・満照院 ・沖の観音 ・浦崎神楽 ・お弓神事
因島・水軍と海事の歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群＞ ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・地域に息づく近代化遺産 ・尾道の生活文化	全国的にも希有な水軍関係の文化財が数多く存在し、水軍や海に関わる産業や生活文化が色濃く残る地域の特色を継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・長崎城跡 ・青陰城跡 ・青木城跡 ・因島村上家歴代の墓 ・八幡神社 ・幸崎神社 ・王子塚
御調・街道と山間の暮らしの歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群＞ ・街道と宿場町 交易・交流の遺産 ・尾道の生活文化	古代山陽道と出雲街道が通り、両者が交差する交通の要衝としての名残を継承しながら、山間の田園地域における有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・神社（神田神社、熊野神社、天満宮、高御調八幡宮） ・寺院 ・出雲街道と街並みの名残 ・旧河内村役場

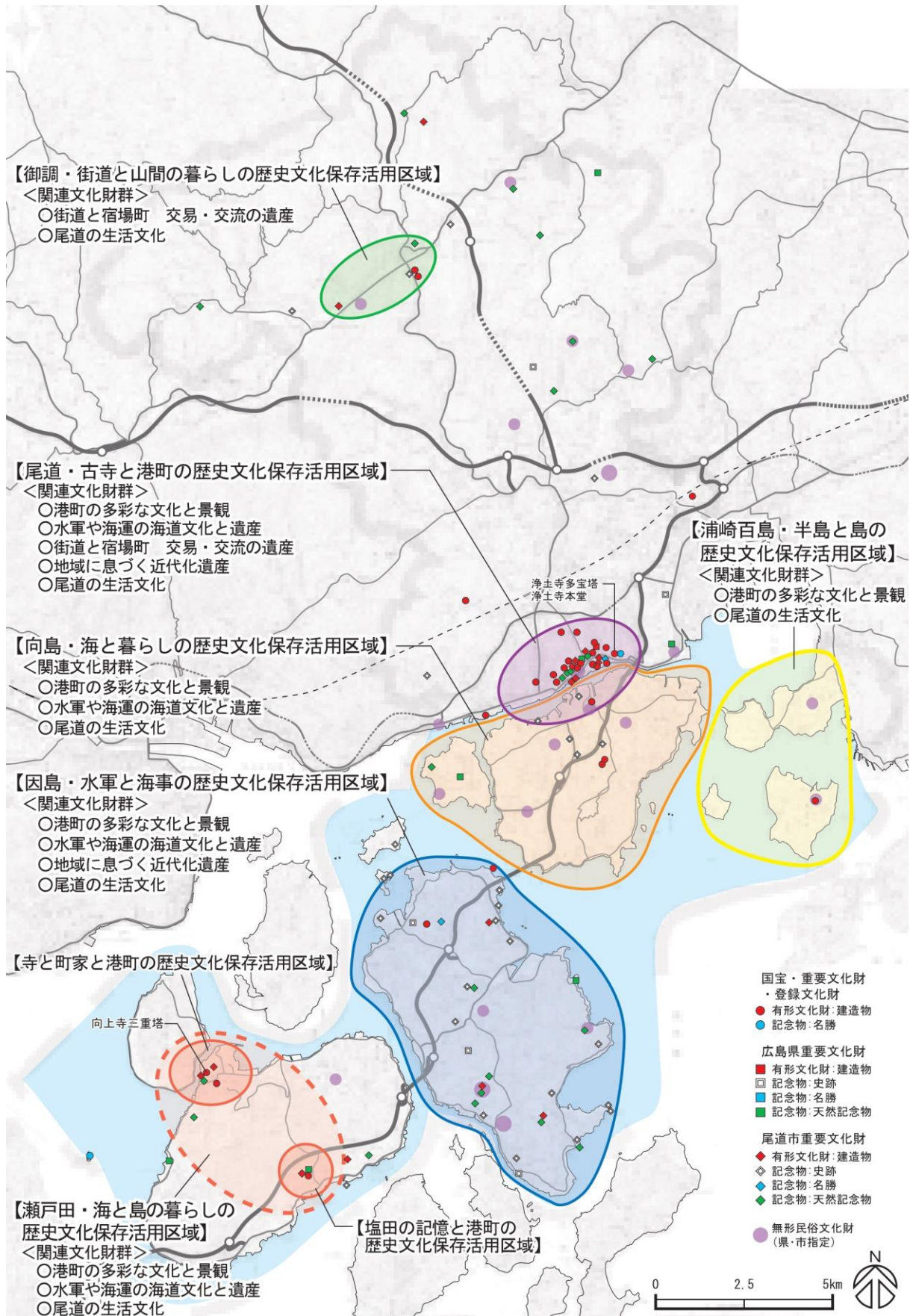


図 1-18 歴史文化保存活用区域と関連文化財群との関わり

(5) 日本遺産

「日本遺産 (Japan Heritage)」は地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定するものである。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としており、尾道市では3つの日本遺産が認定されている。

令和3年度には、日本遺産「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」の認定継続と構成文化財の2件追加（旧三井住友銀行尾道支店、尾道遺跡及び出土遺物）も決定し、引き続き「日本遺産のまち尾道市」として歴史まちづくりを進めていくこととなった。

① 「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」

認定時期：平成27年(2015)4月24日

<ストーリーの概要>

尾道三山と対岸の島に囲まれた尾道は、町の中心を通る「海の川」とも言うべき尾道水道の恵みによって、中世の開港以来、瀬戸内随一の良港として繁栄し、人・もの・財が集積した。

その結果、尾道三山と尾道水道の間の限られた生活空間に多くの寺社や庭園、住宅が造られ、それらを結ぶ入り組んだ路地・坂道とともに中世から近代の趣を今に残す箱庭的都市が生み出された。

迷路に迷い込んだかのような路地や、坂道を抜けた先に突如として広がる風景は、限られた空間ながら実に様々な顔を見せ、今も昔も多くの人を惹きつけてやまない。

② 「“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊

“Murakami KAIZOKU”の記憶ー」

認定時期：平成28年(2016)4月26日

<ストーリーの概要>

戦国時代、宣教師ルイス・フロイスをして“日本最大の海賊”と言わしめた「村上海賊」“Murakami KAIZOKU”。理不尽に船を襲い、金品を略奪する「海賊」(パイレーツ)とは対照的に、村上海賊は掟に従って航海の安全を保障し、瀬戸内海の交易・流通の秩序を支える海上活動を生業とした。その本拠地「芸予諸島」^{げいよしよとう}には、活動拠点として築いた「海城」^{うみじろ}群など、海賊たちの記憶が色濃く残っている。尾道・今治をつなぐ芸予諸島をゆけば、急流が渦巻くこの地の利を活かし、中世の瀬戸内海航路を支配した村上海賊の生きた姿を現代において体感できる。

③ 「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」

認定時期：平成30年(2018)5月24日（追加認定）

<ストーリーの概要>

日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられる。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っている。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われている。これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやまない。

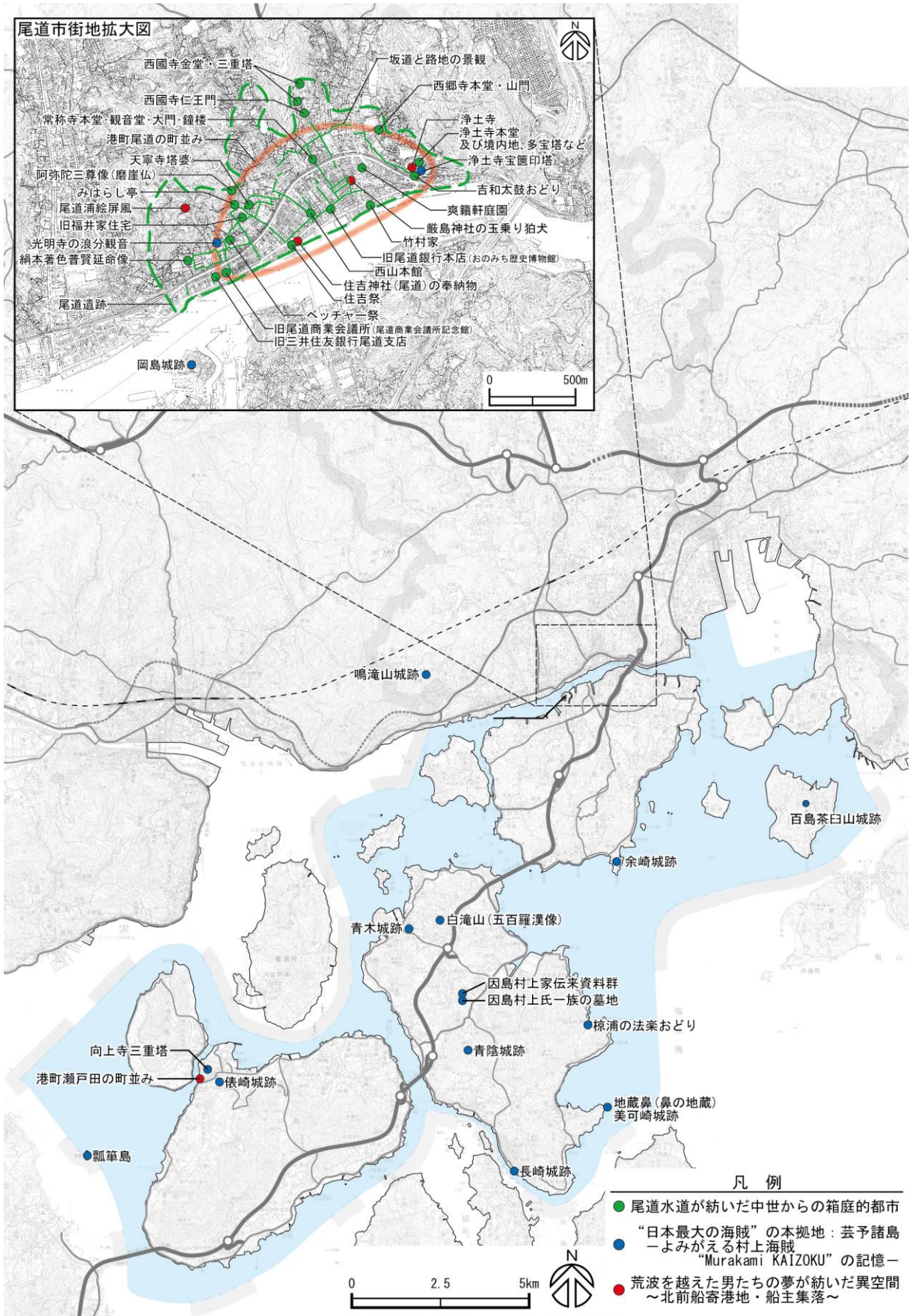


図 1-19 日本遺産の構成文化財

■尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市



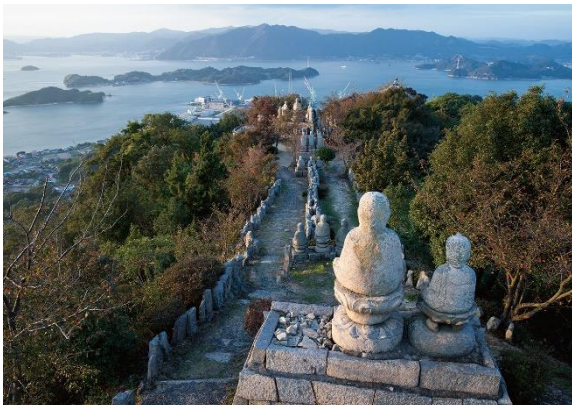
常称寺本堂



天寧寺塔婆

■“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊

“Murakami KAIZOKU”の記憶ー



白滝山（五百羅漢像）



椋浦の法楽おどり

■荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間

～北前船寄港地・船主集落～



港町瀬戸田の町並み



港町尾道の町並み

第2章 尾道市の維持及び向上すべき歴史的風致

1 維持及び向上すべき歴史的風致の設定

歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（歴史まちづくり法第1条）であり、次の3つの条件をすべて揃えておくことが、歴史的風致の前提条件となる。

- ① 歴史や伝統を反映した活動が、現在、行われていること
- ② ①の活動が歴史的価値の高い建造物で行われていること
- ③ ①の活動と②の建造物が一体となって良好な市街地の環境を形成していること

こうした条件を踏まえ、尾道市の歴史的風致を、第1章で示した6つの文化財の特性と関連文化財群を軸に検討すると、固有の価値と特色を有する大きく6つの歴史的風致を見出すことができる（下表）。

表 2-1 尾道市における歴史的風致の設定

歴史的風致	
歴史的風致 (名称・テーマ)	個別の歴史的風致 (サブテーマ)
(1) 中世尾道の寺社祭礼行事にみる歴史的風致	① 浄土寺と吉和太鼓おどり
	② 西國寺と柴燈護摩、節分会
(2) 近世尾道の港町文化にみる歴史的風致	① 八坂神社と祇園祭
	② 御袖天満宮と天神祭
	③ 住吉浜（住吉神社）と住吉祭
(3) 近代商業都市尾道の寺社祭礼行事にみる歴史的風致	① 一宮神社とベッチャー祭
	② 住吉浜（住吉神社）とみなと祭
	③ 山脇神社と山王祭
(4) 瀬戸田水道と港町の祭礼行事にみる歴史的風致	① 瀬戸田水道と祭礼行事
	② 港町瀬戸田の街並みと祭礼行事
(5) 茶園文化が息づく歴史的風致	—
(6) 港町や農山漁村の祭礼行事にみる歴史的風致	① 鉦太鼓おどり（風流）に関わる祭礼行事
	② 神楽に関わる祭礼行事

2 維持及び向上すべき歴史的風致の内容

(1) 中世尾道の寺社祭礼行事にみる歴史的風致

はじめに

自然の良港を持つ尾道は、平安時代の嘉応元年(1169)、備後大田庄(後、高野山領)の船津倉敷地、庄園米の積出港となって以来、遣明貿易船や内海航行船の寄港地として、中世を通じて繁栄を遂げてきた。港町としての発展は各時代に豪商を生み、多くの神社仏閣の寄進造営が行われた。

14世紀には、足利尊氏が戦勝祈願を行った浄土寺や備後国守護である山名氏の庇護をうけた西國寺をはじめとして、多数の寺院伽藍が足利将軍家や守護大名によって建立され、現在の寺のまち尾道の基礎が築かれたといえる。

こうした中世から続く港町としての様々な遺産は、各所にみられ、前述の2か寺の他に、重要文化財(建造物)をもつ西郷寺、常称寺、天寧寺等は開基が中世にさかのぼる寺院である。

中世の港町の遺構は、中世寺院建築だけでなく、市街地の地下に、尾道遺跡として埋蔵されており、現在まで200回を超える発掘調査により、中世の海岸線や町の様子が解明されつつある。加えて、そこから出土する大量の中国製陶磁器や瀬戸焼、常滑焼など日本各地の陶磁器、木製品から、当時の港町の繁栄ぶりがうかがえる。

15世紀には、室町幕府や守護大名の庇護のもと、更なる発展をとげ、明や李氏朝鮮との交易や使節の中継地となっていたことが、『老松堂日本行録』(1420)や『戊子入明記』(1468)、『海東諸国記』(1471)に記されている。

また、この頃から港町の地割が整備され、十四日町・防地町周辺から港の埋立や街並みの整備が行われたと考えられる。

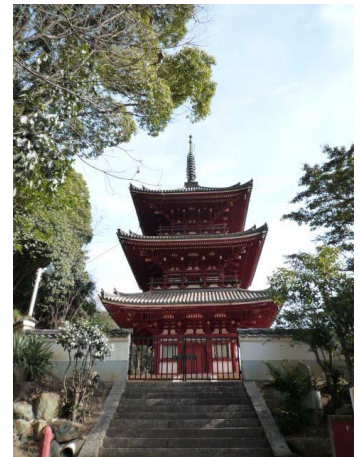
今川了俊の『道ゆきぶり』(応安4年(1371)九州探題として下向した際のものとする紀行文)には、港町尾道の描写として、「ふもとにそいて、家々ところせくならびつつ、あみほすほどの庭だにすくなし」(山の麓に沿って民家が建ち並び、網を干せるぐらいの広さの庭も少ない)と現在と同様に民家や商家が密集する様子を記している。また、「遥かなるみちのく、つくし路のふねも多くたゆたいたるに」(東北や北九州方面への船もたくさん寄港している)と、東北や九州への船も寄港していた様子がうかがえ、中世の代表的な港町としての尾道の繁栄ぶりがみてとれる。

また、『老松堂日本行録』は応永27年(1420)に朝鮮官人宋希璟が瀬戸内海を経由して京都を訪れた行程記であり、浄土寺や天寧寺を訪れ、交流したことが書かれており、また、天寧寺参道の商家では、商人たちの賑やかな商談の様子が描かれている。

こうした港町の発展に寄与したのが、港町を取り仕切る商人たちである。周辺地域の様々な物資が集積する港町尾道では、多くの商人や問丸・梶取といった海運業者が生まれ、足利将軍家や守護大名の庇護を受けつつも、商人中心の町政運営が行われ、瀬戸内



浄土寺多宝塔 (国宝) と阿弥陀堂 (重要文化財)



西國寺三重塔 (重要文化財)



西郷寺本堂 (重要文化財)

有数の港町として繁栄した。そして、商人たちは、上記の寺社に多くの寄進を行い、寺社とともに港町尾道の祭礼行事も継承されてきたのである。浄土寺では、足利尊氏に由来する吉和太鼓おどりの奉納が行われ、西國寺では、中世の護摩行に由来する柴燈護摩と節分会が継承されてきた。

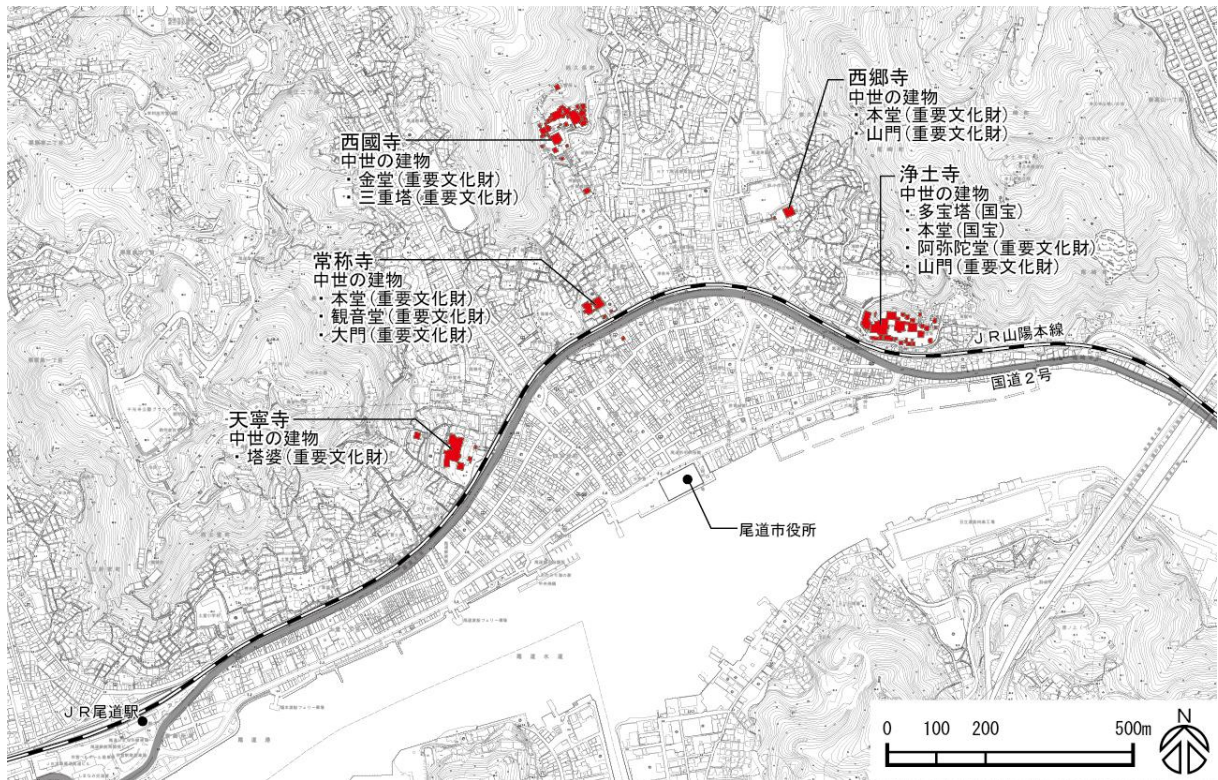
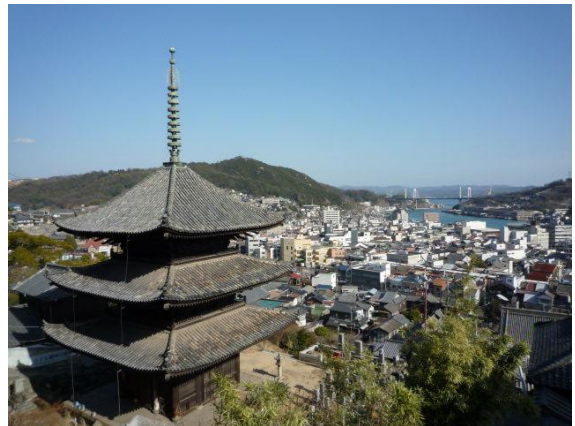


図 2-1 中世の建築物を有する寺院



天寧寺と天寧寺塔婆 (重要文化財)



常称寺本堂と大門 (ともに重要文化財)

① 浄土寺と吉和太鼓おどり

【建造物】

浄土寺

浄土寺は、推古天皇 24 年(616)、聖徳太子の開基と伝えられているが、鎌倉時代後期には、荒れ果てた状況になっていた。これをみた西大寺の定証上人は、里人の懇請を容れて浄土寺の再興を発願し、嘉元元年(1303)から同 4 年(1306)にかけて堂塔が造営された。しかし、そのわずか 20 年後の正中 2 年(1325)に火災に遭い、諸堂宇がことごとく焼失した。

このとき、尾道の商人、沙弥道蓮、比丘尼道性が発願して、本堂・多宝塔・阿弥陀堂等が相次いで再建された。その後は火災に遭うこともなく往時の姿を伝え、尾道を代表する古刹の一つとなっている。

境内には本堂、多宝塔や阿弥陀堂等の中世建築と方丈等の近世建築がよく残され、統一された寺院建築群となっている。



石段と山門



山門を通して望む尾道水道

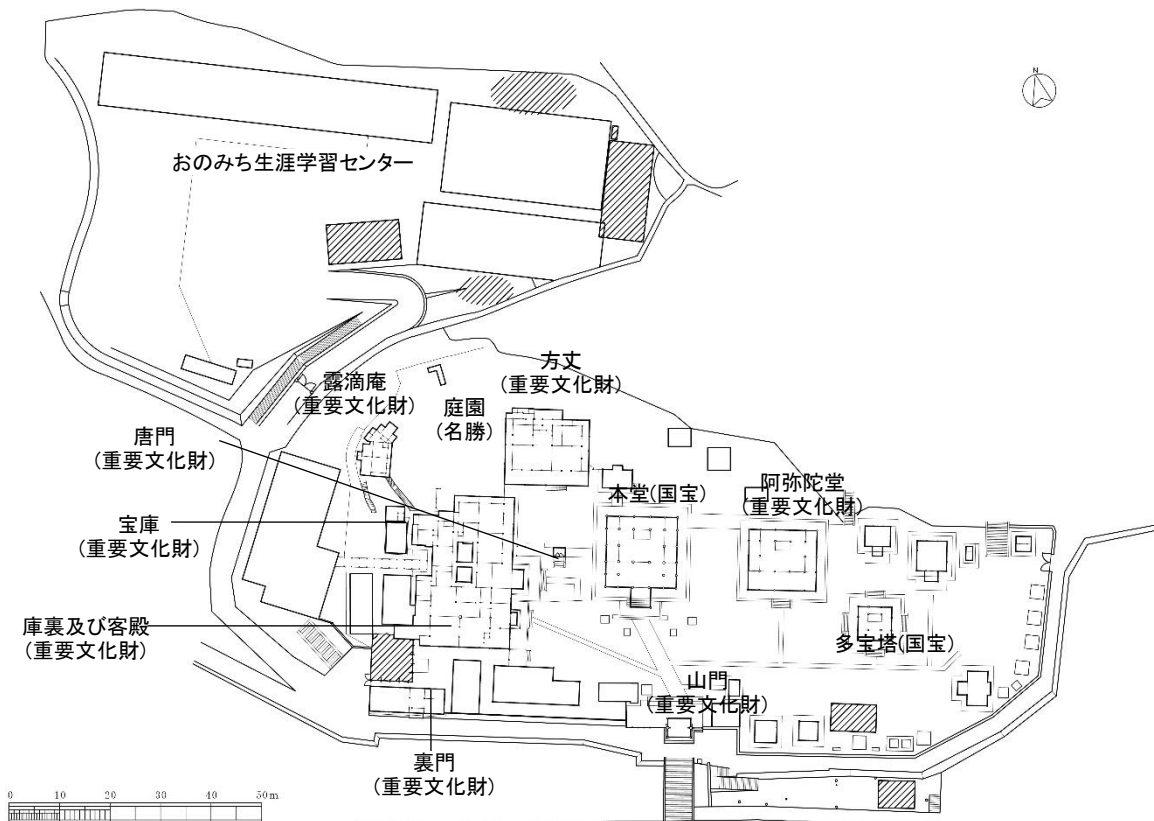


図 2-2 浄土寺の伽藍配置

1) 浄土寺本堂（国宝）

本堂は、鎌倉時代の嘉暦2年(1327)に大工藤原友国、同国貞により建築されたものである。国宝本堂の附指定である本堂棟札には、「奉再建観音堂 嘉暦二年 大願主沙弥道蓮 比丘尼道性 大工藤原友国 同国貞」の墨書銘があり、鎌倉時代後期の建造物で建築年代及び製作者が分かるものとして貴重である。屋根は入母屋造、本瓦葺き、桁行五間、梁間六間で、前面二間通りを外陣とし、後を内陣とする密教式平面である。和様を基調としているが、さんからど 棧唐戸、はなひじき 花肘木、ふたつど 二斗等を用いたいわゆる折衷様式であり、瀬戸内地域に広く分布する折衷様式の代表例である。

2) 浄土寺多宝塔（国宝）

多宝塔は、元徳元年(1329)建立で、本堂同様に棟札が現存し、「奉再建多宝塔 元徳元年 大願主沙弥道蓮 比丘尼道性」の墨書がある。本堂、多宝塔ともに再建に多くの寄進をした道蓮、道性は、夫婦で尾道の海運に関わっていた人物と考えられている。多宝塔は、三間二重塔で、本瓦葺きである。内部には大日如来及び脇侍（尾道市重要文化財）を安置し、彩色が施され、壁面には真言宗の名僧を描いた真言八祖像がある。多宝塔としては、規模が大きい上に全体のつりあいがよく、高野山金剛三昧院や石山寺の多宝塔と並ぶ優れた塔である。牡丹・唐草に蝶の透かし彫りをしたかえるまた 墓股等、華麗な装飾に富み、その整った容姿及び手法によって、鎌倉時代末期の代表的な建築とされる。昭和11年(1936)の解体修理で、屋根の上の相輪の中から経巻など多くの納入品が発見された。

3) 浄土寺阿弥陀堂（重要文化財）

阿弥陀堂は、本堂の東隣に位置し、南北朝時代、康永4年(貞和元、1345)再建である。寄棟造り、本瓦葺きで、正面等にはごうてんじょう 蔀戸が配置され、寝殿造りの要素も取り入れられている。内部は折り上げ格天井の格式ある内陣と「卍崩し」の特徴的な装飾をもつ外陣に分けられている。本堂、多宝塔が再建された後に建てられたものであり、優れた和様建築と評価されている。本尊は阿弥陀如来坐像（広島県重要文化財）である。



浄土寺本堂（国宝）



浄土寺阿弥陀堂（重要文化財）



浄土寺多宝塔（国宝）

4) 山門（重要文化財）

山門は、南北朝時代(1333～1392)に再建された優れた建築である。本堂と同じ工匠の手によるものなのか、本堂向拝の軒の規矩と同じで、あまり時代の差がないと思われる。側面の妻の部分の板臺股に足利氏の家紋である「二引両」が表されている。



浄土寺山門（重要文化財）

5) 庫裏及び客殿（重要文化財）

庫裏及び客殿は享保4年(1719)建立、方丈は元禄3年(1690)尾道の豪商である橋本家が施主となって再建された。どちらも年代が墨書された棟札が残存している。

6) 露滴庵（重要文化財）

露滴庵は、三畳台目の席に水屋と後補の勝手を付属させた茶室であり、豊臣秀吉が桃山城内に建てた茶室「燕庵」を移したものと伝えられ、文化11年(1814)向島の天満屋富島家が浄土寺に寄進している。



浄土寺庭園（名勝）と露滴庵（重要文化財）

7) 唐門（重要文化財）

唐門は総ケヤキ造の小さな一間の向唐門で正徳2年(1712)建築、宝庫は2階建て土蔵で、宝暦9年(1759)建築である。裏門（重要文化財）は長屋門で18世紀後期の建築である。

このように浄土寺には、国宝、重要文化財をはじめ、多数の中世及び近世の建造物と伽藍配置が残されており、往時の尾道の歴史文化を今に伝える貴重な歴史遺産である。加えて、尾道水道を見下ろす位置にあり、素晴らしい歴史的景観を有する国宝の寺ではあるが、市民にとって気軽に立ち寄ることができる憩いの場となっている。



浄土寺山門付近から尾道水道を望む。中世は参道（石段）の下付近まで海であった。

【活動】

吉和太鼓おどり

浄土寺と関わりの深い歴史上の人物として、足利尊氏がいる。

建武3年(1336)、京都を追われた足利尊氏は、浄土寺で戦勝を祈願した（紙本墨書観世音法楽和歌（重要文化財））。その後、湊川の合戦で大勝し室町幕府を開いた尊氏は、尾道の恩顧に答え、浄土寺利生塔を建立し鉄製燈籠（広島県重要文化財）。境内には尊氏供養塔といわれる宝篋印塔があつたり、寺紋が足利家の家紋であつたりと、足利家と関係の深い寺である。

こうした足利家との深いつながりの浄土寺に奉納される儀礼に、吉和太鼓おどりがあ
る。その始まりには諸説あるが、足利尊氏が尾道から九州に向かうとき、水先案内をつ
とめたのが吉和の漁師たちで、尊氏の戦勝を祝って踊ったのが、この勇壮活発なおどり
であるとの説がある。

また、文化13年(1816)の亀山士綱『尾道志稿』によると「十八日近村吉和の漁人数百
錦幟を持ち、一人鬼面をかつぎ、棒を振り、その後に数十艇太鼓を打ち、また黒木綿にて
船の形をつくり、あとをしたい浄土寺観音に参詣する」とある。このおどりは古い伝統
のあるもので、それぞれ先祖から、その役柄を世襲しているところに、その特徴がある。
その昔吉和村に悪疫流行のとき浄土寺観音に祈誓し、その禍をまぬがれたので、その報
恩感謝のおどりであると伝えている。

天明8年(1788)の『年誌帖』には、浄土寺へ
吉和太鼓おどりが参拝していることが記載され
ている。また、浄土寺には、江戸時代に奉納さ
れた吉和太鼓踊懸絵馬がある。絵馬は、法橋永
春によって描かれたもので、嘉永元年(1848)に
奉納され、それを昭和3年(1928)に堀田翠峰が
模写している。そこに書かれている由来記には、
「足利家海上往来の節、吉和の漁民ども漕船御
用に召出され」たことによると記載されている。



太鼓おどりの往時の賑わいを伝える絵馬

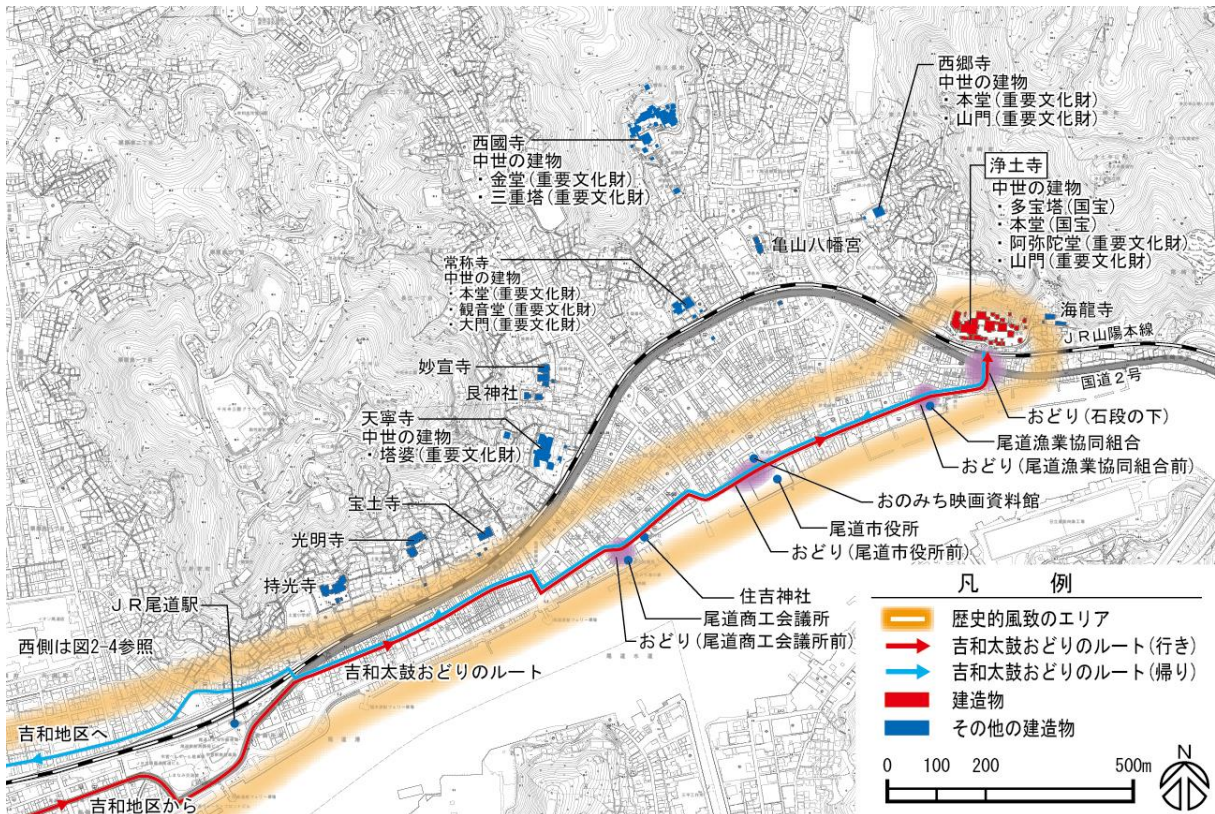


図 2-3 浄土寺と吉和太鼓おどりの歴史的風致エリア

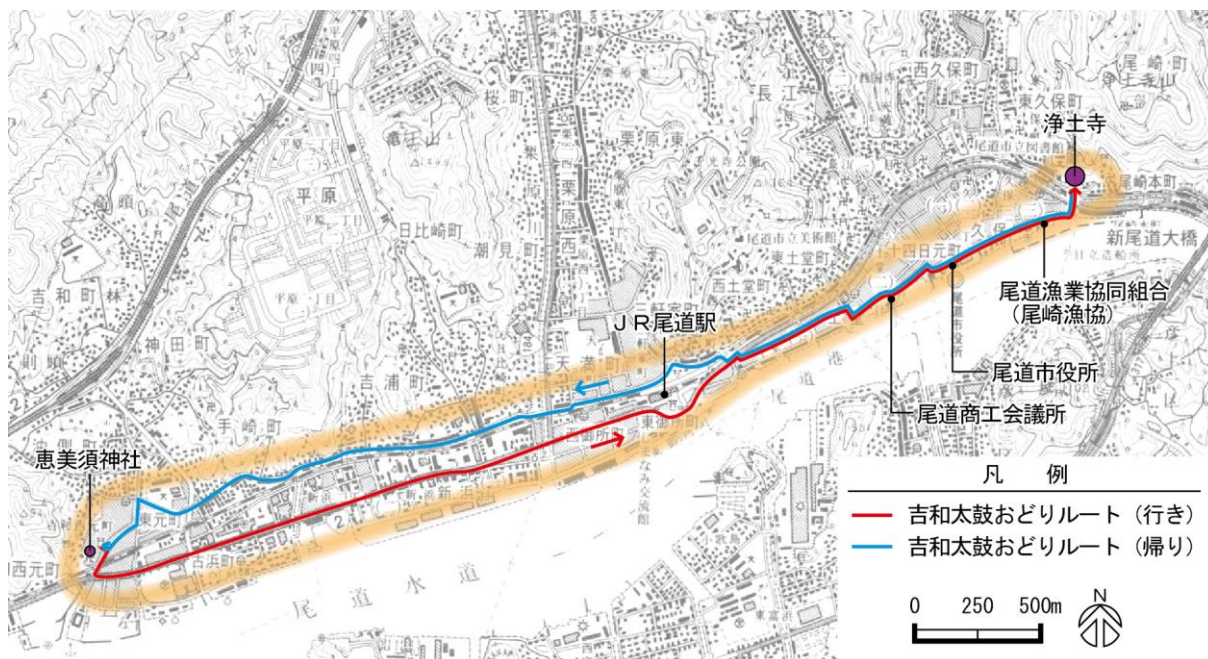


図 2-4 吉和太鼓おどりのルート

江戸時代以降、西暦偶数年の旧暦7月18日に浄土寺に奉納される儀礼となり、現在でも伝統が継承されており、「太鼓おどり」として広島県無形民俗文化財に指定されている。「おどり」、「船唄」、「狂言」の3つからなり、おどりは「おうど」と「かんこ」の2組で、「追い打ち」、「逃げ打ち」の古い型を伝えている。

百数十名の大行列で、^{さいりょう}宰領以下、太鼓方、小太鼓方、^{かねかた}鉦方、その他御船方、船唄、狂言の各役に分かれているが、太鼓と小太鼓とが中心となるため、「太鼓おどり」の名が付けられている。このおどりに参列するのは、吉和太鼓踊保存会のメンバーと吉和小学校・中学校の児童生徒である。観音像を乗せた船神輿「^{ふなみこし}観音丸」を先頭に、悪魔払いの赤鬼、青鬼、先払いのやっこ、かんこ方、おうど方の順で、吉和西元町の恵美須神社を出発し、浄土寺に向かう。「観音丸」は、尊氏御座船の型を許されたものと伝えられ、これを操るお船方は子孫相伝の役である。

行列は、恵美須神社を出発した後、尾道水道沿いの国道2号を進み、JR尾道駅前を經由して、尾道本通り商店街と海岸通りを通る。そこには、港町としての尾道の風景が広がっている。

さらに、尾道商工会議所、住吉神社を通り、おのみち映画資料館（旧尾道港組問屋穀物倉庫）と市役所前までくると、ここで吉和太鼓おどりが披露される。その後、海岸通りを東に進み、尾道漁業協同組合を經由して浄土寺下まで練り歩く。



住吉神社



尾道漁業協同組合前での太鼓おどりの奉納



おのみち映画資料館

元々、中世には海岸線が尾道商店街辺りであったこともあり、船で浄土寺まで往来していたことも推定され、近世には、西国街道（現在の尾道商店街）がルートとなっていて、近代になり、現在の海岸通りを進むようになっている。千光寺山麓の寺社は、西国街道に参道がつながり、中世寺院建築と近世の町並みが一体となった場所を吉和太鼓おどりの行列が進むこととなる。この名残を現代に残しつつ、行列は尾道水道沿いを進んでいるのである。



浄土寺石段を上る

こうした、古き港町の雰囲気醸し出している街並みの中を抜け、浄土寺の石段の下でおどりを演じた後、船神輿が石段を上がり、続いて一行は後ろ向きで石段を上がる。これは、敵の攻撃に備えるためだといわれている。



観音像を先頭に、参道の石段を登る

そして、本堂前で「エイ、エイ」とかけ声をかける勇壮な舟唄が奉納され、船神輿の観音像は本堂に安置される。その後、白装束の幸領方や赤鬼、青鬼の見守る中、吉和太鼓おどりが奉納される。大太鼓、小太鼓や鉦を鳴らしながら、勇壮に踊る。

浄土寺での奉納が終わると、行列は吉和西元町まで帰っていく。来たルートに戻り、JR尾道駅東側から線路北側の道を進み、途中から旧西国街道を通して恵美須神社へ戻る。

このように、浄土寺をはじめとした中世寺院建築が点在する港町を横断して、吉和太鼓おどりは練り歩く。中世から現在に至る歴史の積み重なった港の歴史的街並みの中を中世の名残を残す荘厳な伝統行事として、吉和太鼓おどりが進み、浄土寺で奉納される。



昭和30年代の様子



浄土寺の石段を後ろ向きで登る



浄土寺の境内で奉納

② 西國寺と柴燈護摩、節分会

【建造物】

西國寺

西國寺は、尾道を代表する古刹の一つで、尾道商人の寄進を多数集めた寺でもあり、往時の繁栄を今に伝える。寺伝によれば奈良時代の天平年間（729～749）、行基が開基したとされる。

『西國寺由来記』によれば、平安時代後期の治暦2年(1066)、火災により堂宇の大半を焼失したが、白河天皇の勅命により復興され、永保元年(1081)に、西國寺山の山麓から中腹にかけて巨大な伽藍が完成した。その後、永保2年(1082)に、白河天皇の祈願所となった。さらに天仁元年(1108)には、白河法皇により勅願寺となり、官寺として100を超える末寺を持った。山陽道随一の伽藍を誇り、正和元年(1312)、花園天皇の綸旨を受け寺院の名称を西國寺とした。

真言宗醍醐派大本山であり、下記の建造物の他、近世建築の本坊や持仏堂、大師堂、多数の美術工芸品等、尾道の歴史の一部が凝縮したともいえる寺院である。愛宕山の中腹から麓にかけて、斜面地を利用した伽藍配置は、港からの景観も素晴らしく、市民の敬愛を集めている。



図 2-5 西國寺の伽藍配置

※出典：「尾道西國寺の寺宝展」（広島県立歴史博物館）



西國寺金堂と三重塔（右上）
（ともに重要文化財）



西國寺三重塔（重要文化財）



西國寺仁王門
（広島県重要文化財）

1) 西國寺金堂（重要文化財）

金堂は、至徳3年(1386)の建立で、和様を基調とした建物である。昭和40年代の修理工事で棟札が発見されており、至徳3年の年号や大工等の名前が墨書されている。入母屋造り、本瓦葺き、五間六間の密教本堂、全体的に和様建築であり、側柱上が二手先で蛇腹支輪及び小天井付にし、向拝は三ッ斗組である。それに虹梁こうりょうが掛けられ中供なかそなえに臺股かえるまたがあり、虹梁の柱外には拳鼻こぶしほなが、また主屋の方へは手挟たばさみが出て威厳が示されている。入母屋造の妻飾いりもやづくり つまかざりは二重虹梁大瓶束にじゅうこうりょうたいへいづかで、屋根に重量



尾道三山の一つ西國寺山の山腹に伽藍が広がる西國寺

感があり、規模壮大で雄健な堂々とした感じを与える。内部の厨子ずし、須弥壇しゅみだんも秀麗である。木造薬師如来坐像（重要文化財）が本尊である。

2) 西國寺三重塔（重要文化財）

三重塔は、永享元年(1429)足利義教によって建立された。室町時代によく行われた復古建築の純和様で、和様と禅宗様の混交の風に飽き足らず、奈良時代への復帰をめざしたものである。三間三重塔のどっしりとした美しい塔で、回縁がなく、石製基壇の上に立つ珍しい遺例である。永享元年の西國寺塔婆勸進帳（重要文化財）は、将軍足利義教や備後守護山名氏など、有力者の名前が記載された三重塔建立の証となる文書である。

3) 西國寺仁王門（広島県重要文化財）

仁王門は、江戸時代の慶安元年(1648)の建立である。県内で数少ない楼門形式の仁王門で、建立年代からは比較的古い様式でまとめられた、格調の高い建物である。棟札によると、元文5年(1740)の修復では、尾道の豪商・泉屋新助を施主に、大工を藤原五良兵衛として、大工194人、屋根葺き職人21人、人夫191人、合力人夫212人が従事し、瓦2800枚を追加したことが知られている。門の両側には、寺のシンボルともいえる大きな草履がかけられている。

【活動】

ア 柴燈護摩

西國寺では、毎年1月8日、新春恒例の「柴燈護摩」が行われる。

柴燈護摩は、修験者が修行で山に登った際、薪や木の枝（柴）等を焚いて護摩修行したところから起こったといわれている。また、護摩とは、不動明王等の前に壇を築き、火炉を設けての木等を燃やし、煩惱を焼き尽くし、合わせて息災祈願を行うことである。家内安全、商売繁盛等を願って、元日から行われる「吉祥護摩修行きつしょうごましゆぎょう」の結願となる法要であり、古くから行われている仏教行事である。

護摩行については、西國寺文書に方法等を記載した史料が残っており、寛永8年(1631)の「不動護摩私記ふどうごましき」や江戸時代中期の「不動護摩次第ふどうごましだい」により、江戸時代には行われていたことが分かる。ただし、護摩行は真言宗で古くから行われている修行であり、西國寺でも中世あるいはそれ以前から行われていたと考えられる。



柴燈護摩（火渡り神事）

西國寺の柴燈護摩では、読経が響く中、山伏姿の僧侶が矢を放ち、境内に設けられた護摩壇に点火し、信者らの願いが書かれた護摩木を次々と投げ入れ、僧侶らが燃えさかる火の中を、般若心経を唱えながら渡る。

続いて、火渡り神事が行われる。焼け落ちた護摩壇をならして「火の道」をつくり、見守っていた鉢巻き姿の信者らが素足になって、まだ火が残る灰の上を歩く。

周囲に置かれた檜^{ひのき}の枝葉がいぶされ、独特の香りと煙で辺りを包み、神事の雰囲気が高める。この独特の香りは、西國寺周辺の街並みにも広がっている。

この神事には、西國寺が真言宗醍醐派の大本山であることから、他の寺からも参列のため僧侶が多数訪れる。また、新春の尾道を代表する行事でもあり、信者だけでなく多くの市民や観光客が訪れ、無病息災や繁盛を願う。



西國寺の柴燈護摩（火渡り神事）

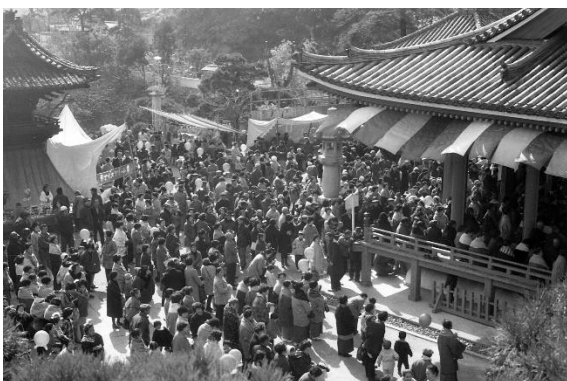
イ 節分会^{せつぶんえ}

節分は立春の前日を指すが、西國寺では、毎年2月3日に金堂を舞台として、節分会が行われる。西國寺の節分会は、市内最大級のもので、護摩をたく法要の後に、その年の福男・福女（年男・年女）が金堂から境内の聴衆に、「鬼は外、福は内」の掛け声とともに豆や菓子、福札を投げる。

節分会は、古来より星祭として、法要が行われていたものが、戦後に現在の形となったとされる。星祭は、一年の災いをなくすために、各人に定められた本命星や当年星などの諸星を祀る法要のことで、一年の始まりの節目である節分に行われる。少なくとも昭和30年代には、境内に多くの市民が集う現在の形になっている。

節分会で拾った豆などを、市民は家に持ち帰り、その年の無病息災や家内安全を祈り、共有するのである。

これらの正月や節分に行われる伝統行事は、中近世の寺院建築の中で、市民の信仰や祈りとともに、尾道の風物詩として行われている。



昭和30年代の節分会

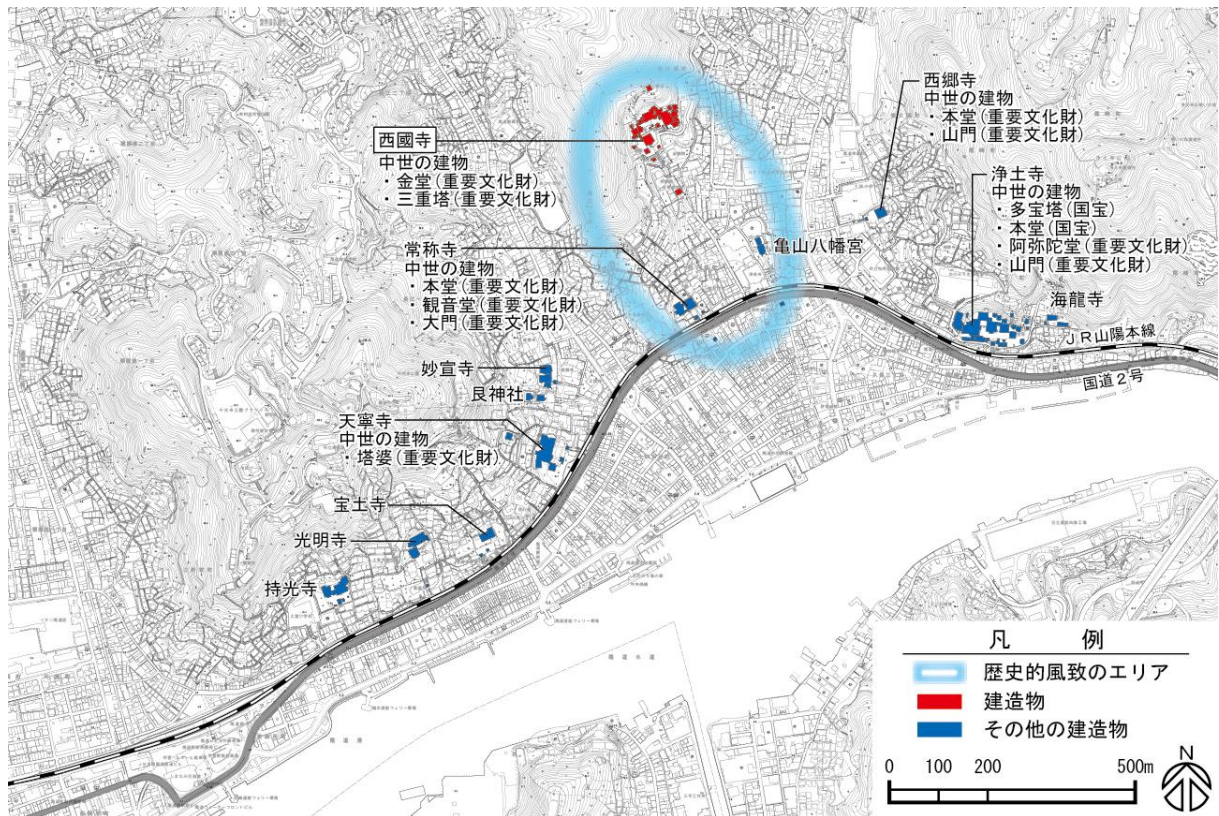


図 2-6 西國寺と紫燈護摩、節分会の歴史的風致エリア

まとめ

中世の尾道は、平安時代末の開港以来、瀬戸内海を代表する港町へと発展し、武家や商人たちによって、多くの寺社仏閣が整備されてきた。

中世に開基され、その時代の建造物を有する寺院として浄土寺や西國寺、天寧寺、西郷寺、常称寺がある。さらに、建造物は江戸時代に建て替えられているが、持光寺、光明寺、宝土寺、妙宣寺、海龍寺などもあり、それぞれ千光寺山、浄土寺山麓に位置を変えず、現存している。また、良神社や亀山八幡宮などの神社も中世に遡ることが『尾道志稿』(文政8年(1825))に記載されている。

中世遺跡である尾道遺跡の発掘調査によって、中世段階の海岸線が現在の尾道商店街辺りであることが判明しており、これらの寺社は中世の海岸線に沿って配置されていることが分かる。よって、吉和太鼓おどりの船を使用して尾道水道の海岸線沿いに浄土寺まで進んできていたことも考えられ、中世の港町の景観や現在の歴史的風致とその形成過程を考えるうえで、こうした寺社は重要な要素を含んでいる。

尾道遺跡を含む市街地では、吉和太鼓おどりのように、足利将軍家との歴史に由来しつつも、漁師町から出発して中世からの港町の街並みを練り歩き、歴史的建造物の前で太鼓おどりを奉納するものや、西國寺柴燈護摩や節分会のように境内地において護摩行を行い、一般にも開放しつつ、古式の伝統行事を行っているものが、祈りの場、生活の場と一体になって継承されている。

加えて、吉和太鼓おどりは、尾道水道を間近で感じるルートや奉納される浄土寺に加え、背景となる坂のまち(斜面市街地)とそこに点在する寺社群、山並みが相まって、尾道らしさを感じる祭礼行事でもある。

柴燈護摩や節分会は、信者や観光客を通じ、また、立ち上る煙や薫りから、西國寺の境内を超えて祭礼行事が行われていることをうかがい知ることになり、風物詩としての風情をもたらしている。

このように、尾道水道に面する中世寺院をはじめとした数多くの歴史的建造物、そして、それらが立地し歴史が重層する市街地（生活の場）を舞台や背景として、中世にその起源をもつ祭礼行事が行われ、継承されてきたことで、中世から続く港町尾道の歴史的風致が形成されている。

コラム：浄土寺や西國寺とつながる寺院群～古寺めぐりコース～

吉和太鼓おどりや柴燈護摩、節分会を見学・体験した人々のうち、特に来訪者は古寺めぐりコースを通じて他の寺院等に足を運ぶ者も多い。また、これら行事以外のときにも、浄土寺、西國寺のみならず、多数の寺院等をめぐることが尾道の魅力の一つであり、重要な観光資源となっている。

浄土寺や西國寺と同様に、開基が中世にさかのぼる寺院を紹介する。

西郷寺は、時宗じしゅうたくあししょうにん託阿上人によって開基され、文和2年(1353)建立の本堂（重要文化財）は、最古の時宗寺院本堂として貴重な遺構である。また、西郷寺には足利尊氏から院号や本尊である念持仏（木造阿弥陀三尊像（尾道市重要文化財））をもらい受けたと伝わっている。

常称寺は、後で述べる祇園祭と深いつながりのある古刹で、本堂・観音堂・大門（重要文化財）は室町時代の建築である。本堂の阿弥陀如来立像（尾道市重要文化財）は創建当時のものと考えられ、須弥壇しゆみだん（重要文化財）には貞治5年(1366)の墨書がみられる。三体神輿みこしの祇園社はこの常称寺境内にあり、宝暦6年(1756)の常称寺絵図には、祇園社や鳥居の位置が明記されている。

天寧寺は、2代将軍足利義詮により、貞治6年(1367)に壮大な伽藍が建立されている。さらに、嘉慶2年(1388)には、天寧寺塔婆（重要文化財）が五重塔として建立されている。

天寧寺は、浄土寺同様に足利家ゆかりの寺となり、康応元年(1389)の今川了俊が書いた『鹿苑院殿ろくおんいんどのいつくしまもうでき巖島詣記』には、3代将軍足利義満が天寧寺に宿泊したことが書かれている。

(2) 近世尾道の港町文化にみる歴史的風致

はじめに

中世の尾道は、長江・十四日と久保に2つの入り江があり、入り江を中心に港町が形成された。尾道遺跡の発掘調査により、現在の尾道本通り辺りがかつて海岸線であったことが判明しており、この海岸線に沿って長江・久保といった自然の港湾施設を有した小集落が点在していた。これらの集落は斜面地に位置していた寺社と小路で結ばれており、商業が繁栄するにつれ、港も少しずつ埋め立てられ、拡大していった。

このように、斜面地に寺社、海岸線に沿って点在する小集落、両者をつなぐ小路という景観は、江戸時代に入り確立した街道と新たな海路である西廻り航路によって大きく変化することとなる。

江戸時代に新たに確立した街道としては、先ず近世山陽道(以下「西国街道」という。)をあげることができる。この道は、現在の尾道本通りである。防地峠を越えて、広島藩領に入るとそのまま南下し、爽籟軒庭園がある辺りで西へ大きく曲がり、常称寺前と尾道郵便局前では鉤状に折れ曲がっている。尾道本通りの発掘調査では何層にも積み重なった整地層が見つかり、出土遺物から15世紀～16世紀には道があったと推定でき、街道として利用される以前から尾道の主要な道であったと考えられる。こうして、かつての山陽道が山沿いを走っていたのに対し、西国街道は海岸に沿って設けられると、寛永10年(1633)、幕府巡検使の巡察のとき、尾道は公式の宿駅に指定された。

一方、同じ頃、石見国大森と結ばれた銀山街道が確立した。銀山街道とは産出した銀を幕府へ上納するための街道を指すが、特にこの道は出雲街道とよばれている。尾道を終着点とした出雲街道は石見銀山がある大森から尾道までの約130kmの道程で、旧暦10月下旬～11月初旬にかけて3泊4日で銀を運び、尾道から大坂へ積み出していた。石見銀が到着する日は、町奉行や本陣笠岡屋をはじめ町中が警備や馳走の準備に大忙しであった様子が文書に残っている。この出雲街道は、現在の長江を通り、御袖天満宮参道と交わる場所で鉤状に折れ曲がり、そして、西国街道と交差する。長江は、街道の交差する場所であり、街道沿いには商家が建ち並び、繁栄した。



出雲街道石標(出雲大社道)を伝える石標

また、西国街道に参道がつながる寺社として、持光寺や光明寺、正念寺、尊光寺、熊野神社などが、出雲街道に参道がつながる寺社としては御袖天満宮の他に、福善寺、正授院、慈観寺などが立地し、歴史的な風情を醸し出している。

もうひとつ画期となったのが、寛文年間(1661～1673)の河村瑞賢による北前船の西廻り航路の開発である。以前までは、東北・北陸方面の領主米は陸路を使っての輸送が主であったが、これにより日本海から瀬戸内海を通過して大坂へ至るルートが確立し、一度に大量の米を容易に廻漕できるようになった。これが日本海や瀬戸内海沿岸部の都市の発展につながるのであるが、尾道でも多くの廻船が就航するようになり、港湾整備も進んだ。元文5年(1740)、平山角左衛門が町奉行に就任すると住吉浜の築造を行い、荷揚場が新たに造られると、ここが商業の中心地として栄えることとなった。港には周辺地域からの物資が集積し、特に畳表や塩、綿製品等の特産品が全国へ運ばれた。

こうした町の発展に伴い海側に土地が拡張されていたことは発掘調査からも確認でき、

江戸時代には大規模な工事が進められていたようである。現在の久保二丁目付近は橋本新開と呼ばれ、豪商橋本氏により、江戸時代中～後期に大規模な埋立工事が行われている。陸地が広がると、今度は西国街道と海をつなぐ小路が新たに設けられた。

このように、西国街道が東西に、出雲街道が南北に尾道を貫通すると、この街道沿いに街並みが形成された。また西廻り航路の開発は尾道の港湾整備を促進し、陸地の拡大と併せて経済活動の空間が拡充され、多くの人や物資を受け入れられるようになった。こうして、斜面地は寺社が点在する宗教的空間、平地は人々が利用する都市的空間として区別され、西国街道を中心に斜面地と海をつなぐいくつもの小路がつくられ、現在に通じる尾道の街並みが形成されたのである。現在の町割、取り分け小路と呼ばれる道は、多くが近世から引き継がれたものである。

こうした小路の名称は、江戸時代初期から史料にみられ、元禄5年(1692)の検地帳や文政4年(1821)の尾道町絵図等に「水尾小路」や「今蔵(倉)小路」等が記されている。また、「今蔵(倉)小路」や「小川小路」等、豪商の名前に由来している小路もある。加えて、職人も多く住んでいたこともあり、鍛冶屋町や石屋町といった町名もみられる。

この他、尾道市では、これら歴史的な小路の名称以外にも、「タイル小路」や「古寺めぐりコース」等、現代において名称づけした小路・通りもあるが、これらの小路・通りも、多くは近世等につくられた歴史的な道である。このことは、絹本著色尾道絵屏風(尾道市重要文化財)も示しており、現在の旧市街地の範囲と町割は、斜面地の住宅地を除けば、ほぼ江戸時代と重なる。

また、江戸時代の港町尾道の後背地であった千光寺山斜面地には、大正時代以降、文人の志賀直哉や歌人の中村憲吉が暮らした旧居、旧福井家住宅主屋・茶室・土蔵(登録有形文化財)、旅館であったみはらし亭(登録有形文化財)、西側には和洋折衷住宅群などが立地し、歴史が重層する尾道を体感することができる。

このように、港町尾道は、江戸時代における主要な街道の整備と北前船をはじめとする多くの廻船の寄港、それに伴う港湾整備などにより、瀬戸内有数の商業都市として発展し、問屋業、製造業などを中心に多くの尾道商人が生まれた。そして、商人たちは、その信仰により多くの寺社に寄進を行い、これらの寺社では、町の生活と一体となった様々な祭礼行事が生まれた。尾道の夏を代表する祇園祭や天神祭、住吉祭はその代表例といえる。



絹本著色尾道絵屏風 (安永3年の尾道)

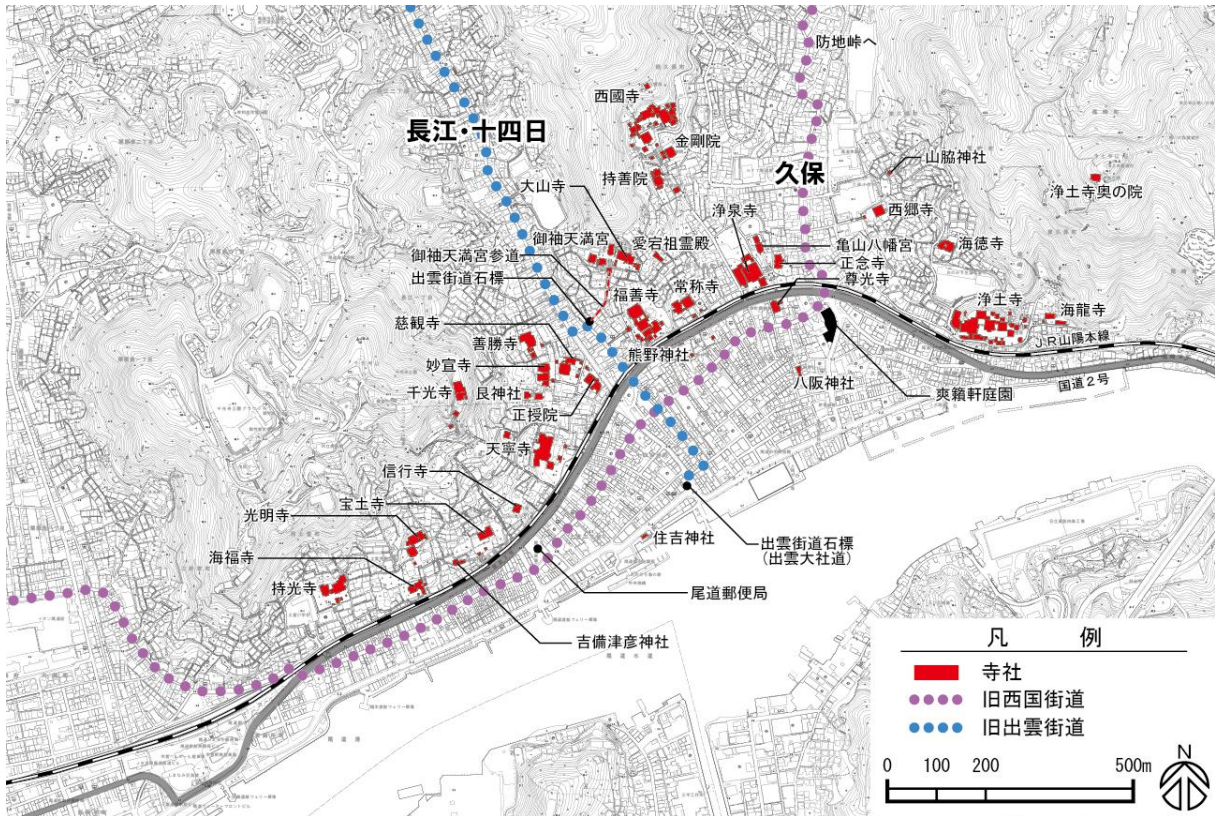
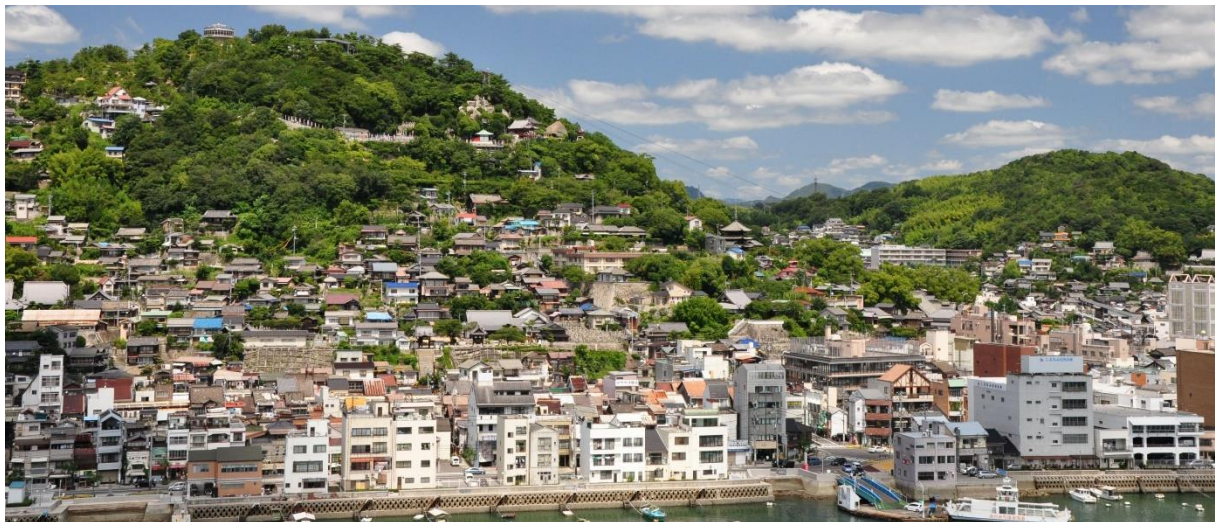


図 2-7 尾道の主な寺社



向島から見た尾道。左手が千光寺山、右手が西国寺山。斜面地には多数の寺社が位置する

①八阪神社と祇園祭

【建造物】

ア 八阪神社（祇園社）

尾道市久保二丁目の巖島神社に合祀されている八阪神社（祇園社）は、時宗2代目遊行他阿真教上人が開基した西久保町の常称寺境内にあった。もとは御調郡の産土神として崇敬をうけたが、承応4年(1655)春に尾道をはじめ諸国に疾病が流行した際、鞆津祇園神社の神霊をうけて立願し、神輿一体※¹を造って大門前にお旅所をつくり、旧暦6月7日から14日まで祈願祭礼を行った。

文政12年(1829)の常称寺文書「文政十二年入院已後浄財喜捨撮用日記」によれば、明暦4年(1658)拝殿・神楽殿を建立し、明和元年(1764)に本殿を再建、寛政5年(1793)拝殿が再建されている。常称寺に祇園社があった名残として、常称寺大門（重要文化財）には、天保7年(1836)改修の際、大棟に大きな巴瓦が6枚つけられ、現在も残っている。

祭神は素盞鳴尊、稲田宮須賀八耳命、櫛稲田比女命の三柱。明治元年(1868)の神仏分離で翌2年6月、同社と御袖天満宮が最初にひき分けられ、巖島神社に移されている。また、享保元年(1716)に広島藩主浅野吉長より寄進された石鳥居が八幡神社に移され、二の鳥居として山陽線北側境内に残っている。

現在の拝殿は18世紀後半の建築（広島大学名誉教授三浦正幸氏調査所見）で、軒唐破風造の向拝を付けた入母屋造となっている。狛犬は県内でも最大級で、文政4年(1821)と天保8年(1837)につくられており、かんざし灯籠は文政10年(1827)に建てられている（いずれも刻銘）。



八阪神社の社殿



かんざし灯籠

イ 常称寺

常称寺本堂は、15世紀前期の建築で、桁行5間、梁間6間の規模で、入母屋造、平入、本瓦葺きである（『常称寺建造物調査報告書2005』）。本堂の規模や天井が高いことは、常称寺の格式の高さを示すものと考えられる。

観音堂は、15世紀末～16世紀中期の建築で、宝形造、本瓦葺きである。宝暦6年(1756)の常称寺境内絵図では、本堂正面の東側に確認できるが、大正4年(1915)以降に現在の場所に移築さ



常称寺本堂（重要文化財）

※1 神輿一体

本来、神輿の数え方は「基」だが、尾道の祇園祭では、三体神輿というように「体」を使用している。天明5年の「役用年誌帖」に、「常称寺エ御還御被遊候之三体共・・・」とあり、江戸時代から三体と呼称されていることから、「体」を単位とする。

れたと考えられる。

鐘撞堂^{かねつきどう}は、17世紀中期の建築で、入母屋造、
棧瓦葺きである。

常称寺大門は、14世紀末期の建築で、四脚門、
切妻造、本瓦葺きである。大門の大棟には、天保
7年(1836)に大きな巴瓦が6枚、町年寄から寄
進され取り付けられている。常称寺境内にあっ
た祇園社の本門として位置づけられたためであ
る。

常称寺大門前は、鉤型^{かぎがた}の交差点であり、中近世
の街並みや地割りの名残である。道が鉤型になっ
ていることは、中近世の街並みにみられ
るように、敵の侵入(直進)を防ぐことや見通しを悪くし、
防御を有利にするための手法である。



常称寺大門 (重要文化財)

ウ 正念寺

正念寺は、天正2年(1574)の開基とされ、本堂
と庫裏は17世紀代に建立された(『広島県近世
社寺建築緊急調査報告書 昭和57年(1982)』)。
本堂天井には、近世の尾道商人等により寄進さ
れた144枚の彩色画(尾道市民俗文化財)があ
り、弘化3年(1846)の銘がみられる。



正念寺本堂 (17世紀の建築)

【活動】

祇園祭

明暦4年(1658)に三体神輿をつくり祭礼が行われたが、
寛文7年(1667)に悪疫が流行し、神域が拡張された頃から
社人と僧侶のいさかいがあり、尾道に大火があった元禄
16年(1703)までの32年間、御幸は中断されたと文化12
年(1815)の常称寺文書にある。

天明2年(1782)の橋本家文書「祇園神輿御幸御通筋作法
之事」に当時の神輿のルートが記載されており、祇園社が
あった常称寺を出た三体の神輿が、町内を練り歩き、築島^{つきしま}、
薬師堂浜^{くすりじょう}、荒神堂浜でそれぞれ神輿を回している様子が見
てとれる。

祇園祭が盛んになったのは江戸文化の開花を迎えた宝
永年中(1704~1711)からといわれる。祭礼の始めと終りの
両日は早朝から久保、十四日、土堂の三町にちなむ三体神
輿ならびにチャンギリ等が練り出し、東西両浜と築島、尾崎、御所の5箇所にあらかじ
めたてられている幟に向い、これを独占しようと激しい突進がつづけられ、最後には海
中に入るなど勇壮な祭りである。これを見ようと昔は、陸上はおろか船からも見物客が
あり、御旅所にあてられた西御所では夜店や奉納演芸等も練り出し、道は参詣の群集で
埋め尽くされていた。

文化13年(1816)の亀山士綱著『尾道志稿』^{かめやましこう}には、「三体の神輿をもて先後を争い廻し
場、常称寺内、薬師堂浜、荒神堂浜、御旅所、一本の幟の側を廻ること渦のごとく、足強
おのみちしこう



三体神輿 (三つ巴)

にして押出すをもて勝とす。」とあり、三体廻しの勇壮な様子がみてとれる。

こうした祇園祭は、元々旧暦6月の祭礼行事として記録があり、現在では、6月下旬の土日に開催される。祇園祭は全国各地にあるが、尾道の祇園祭は、近世の記録からも三体の神輿渡御が中心であり、神輿渡御絵図を見ても、その壮大なさまと町民一体となった様子がみてとれる。神輿などの準備も氏子などにより、事前に行われ、町には注連飾りなどがはられ、町全体が祭礼の雰囲気包まれる。

現在は、三体神輿は一つ巴が久保、二つ巴が十四日、三つ巴が御所（土堂）であり、各地区の町民が自分の地区の神輿を担ぎ、常称寺の住職が読経し、それから町中を練り歩く。

神輿は、約 350 kgもある明治時代のもので、「ヨイヤサーノ、ヨイヤサツ」と掛け声を上げながら練り歩く。その後、渡場まで神輿は進み、他の神輿と合流して三体廻しが行われる。三体廻しは、爆竹を合図に、幟の周りを一斉に駆け回る勇壮なもので、祇園祭の熱気もここがピークとなる。この様子は、明治40年頃の写真をみても、数多くの観客が祭りを楽しんでいる様子がうかがえ、現在でも、市民をはじめとして、多くの観客があり、町全体が活気づく祭礼行事である。



現在の祇園祭（三体廻し）



明治40年頃の祇園祭（三体廻し）

このように、寺社の参道や商家の間をぬける入り組んだ小路、尾道水道沿いを舞台に、尾道水道や斜面地等の景観に包まれながら、伝統と勇壮さが尾道の夏を彩る。



明治40年頃の祇園祭



戦後の祇園祭

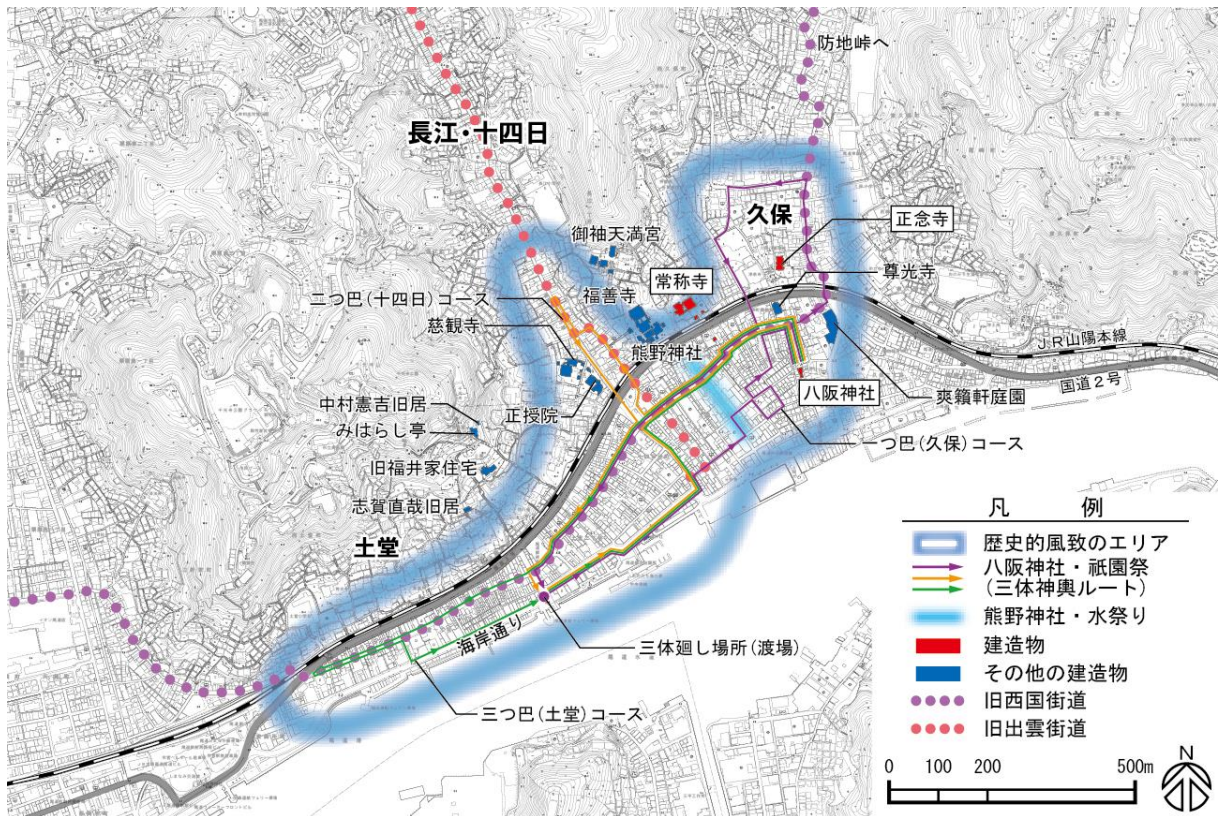


図 2-8 八阪神社と祇園祭の歴史的風致エリア

②御袖天満宮と天神祭

【建造物】

ア 御袖天満宮

延喜元年(901)、菅原道真が大宰府へ向かう途で尾道に船を寄せた。その時、この地の人々による歓待に感銘を受けた道真が、自らの衣の袖に自身の画像を描き、授けたという。その後、延久年間(1069～1074)に地元の人々は、授かった御袖を御神体として祠を建立したことから、御袖天満宮の名がついたとされる。

社殿は、慶長11年(1606)と貞享4年(1687)に造営があり、さらに、寛政11年(1799)と嘉永2年(1849)に修復されている。

昭和48年(1973)に火災に遭い、昭和50年(1975)に再建されたのが現在の本殿である。全国1万余社の天満宮の中で、菅公聖跡^{かんこうせいせき}25拝所の一つでもある。

この他境内には、火災に遭わなかった随神門等がある。

随神門は、享保年間(1716～1736)の建築(『広島県近世社寺建築緊急調査報告書』1985)であり、両袖の張りを押さえた入母屋造の三間一戸の八脚門で、左右に随神(神を守る隨身[警護する者]の姿の像)が安置されている。

また、随神門から本殿に向かって上がる55段の石段は、江戸時代につくられたもので、約5mの幅の1本石が54段つながり、最も上の石段はわざと2本の石をつないでいる。尾道石工の技術そして向上心とユーモアに富んだ性格を今に伝えている。



御袖天満宮

この石段は、大林宣彦^{※2}監督の映画「転校生」のロケ地の一つで、主人公の男の子と女の子が転げ落ち、男女が入れ替わるという象徴的なシーンを撮影した場所であり、ロケ地めぐり等の観光地にもなっている。

イ 福善寺

福善寺は、寛永7年(1630)に現在の地に移転し、浄土真宗本願寺派の直参末寺となった。現在の伽藍は、江戸時代後期～末期に建立(『広島県近世社寺建築緊急調査報告書』1985)され、特に山門は、龍の彫り物等が施された豪壮な門で、尾道の名物の一つである。また、境内地全体が中世の山城である丹花城跡たんかじょうあとに含まれ、墓地には、丹花城主の墓とされる巨大な五輪塔2基(尾道市重要文化財)がある。



福善寺の山門

その他、福善寺の前側には、江戸後期～明治時代に建てられた商家が建ち並ぶ。写真(右下)の旧出雲街道沿いの商家は、江戸時代後期～明治前期の建築(『尾道市歴史的建造物及び町並み調査報告書』2009)で、切妻平入、木造2階建てぬりである。塗籠漆喰ぬりで虫籠窓むしごまどがつく。この周辺でも代表的な建造物である。



福善寺前の旧出雲街道に面する商家

【活動】

天神祭

御袖天満宮で菅原道真の命日である旧暦6月25日に行われるのが天神祭であり、近代までは、神輿てんびんが出て、その前を各町内の天嬪てんびんが競い合うように歩いていた。天嬪とは、祭りの先頭にあり、棒に木製の箱形の作り物とその上に「金時に熊」や「牛若丸」、「弁慶」等の作り物をつけたものである。天神祭は、全国各地の天満宮で行われる祭礼で、尾道の天神祭も町内を練り歩く神輿渡御や神輿還幸の儀などが氏子や町民の協力のもと、行われる。

現在では、7月中旬の金土日の3日間で行われる。1日目は、神輿の巡幸が行われ、御袖天満宮から福善寺、尾道水道沿岸の中浜通りなどをまわる。2日目は勧学祭、福引大会、大道芸等が行われる。3日目は神輿渡御で、御旅所から長江通り、尾道商店街、渡場、市役所みのおちようなどをまわり、最後に前述の映画「転校生」の階段落ちで有名な石段を、神輿が上り下りする「勇壯五十五段大神輿還幸の儀」が行われる。

神輿は、明治2年(1869)に製作奉納された450kgもある巡行神輿である。

天明5年(1785)の『役用年誌帖』では、天満宮での神輿みこしぎょうこう御幸に警護をつけてほしいとの嘆願が寄せられており、すでにこの頃には、天神祭が行われていた。

また、橋本家文書『十四日町年誌』(文化11年(1814))によると、神輿が民家の軒にぶつかり、屋根が壊れたという記載がみられることから、江戸時代後期には、祭りの形態ができあがっていたと考えられる。

※2 大林宣彦

尾道出身の映画監督。同監督の作品である尾道を舞台とした「転校生」(1982年)、「時をかける少女」(1983年)、「さびしんぼう」(1985年)は「尾道三部作」といわれる。また、その後撮られた「ふたり」(1991年)、「あした」(1995年)、「あの、夏の日」(1999年)は「新尾道三部作」といわれる。

神輿の渡御^{とぎよ}のルートは旧市街地の中央部付近をめぐることになり、特に、旧出雲街道や米場町通り、中浜通りなど、江戸時代からの街並みの中を練り歩く。そこには、多くの市民や観客もついて回り、最後の石段や境内では大いに活気づく。

とりわけ御袖天満宮の天神祭の舞台となる斜面地では、中近世の寺社とともに、文人が過ごした住まい等数多くの戦前の住宅も立地し、坂と路地（小路）と尾道水道を見下ろす立地とが相まって、尾道のイメージを凝縮して体感することができる。加えて、天神祭では、旧西国街道や旧出雲街道といった江戸時代から続く通りも練り歩くのである。さらに、参道の石段を駆け上がる活気と勇壮さに満ちた姿は、この祭の最大の見せ場であり、坂のまち・尾道をより印象づける。



昭和 33 年の天神祭



天神祭

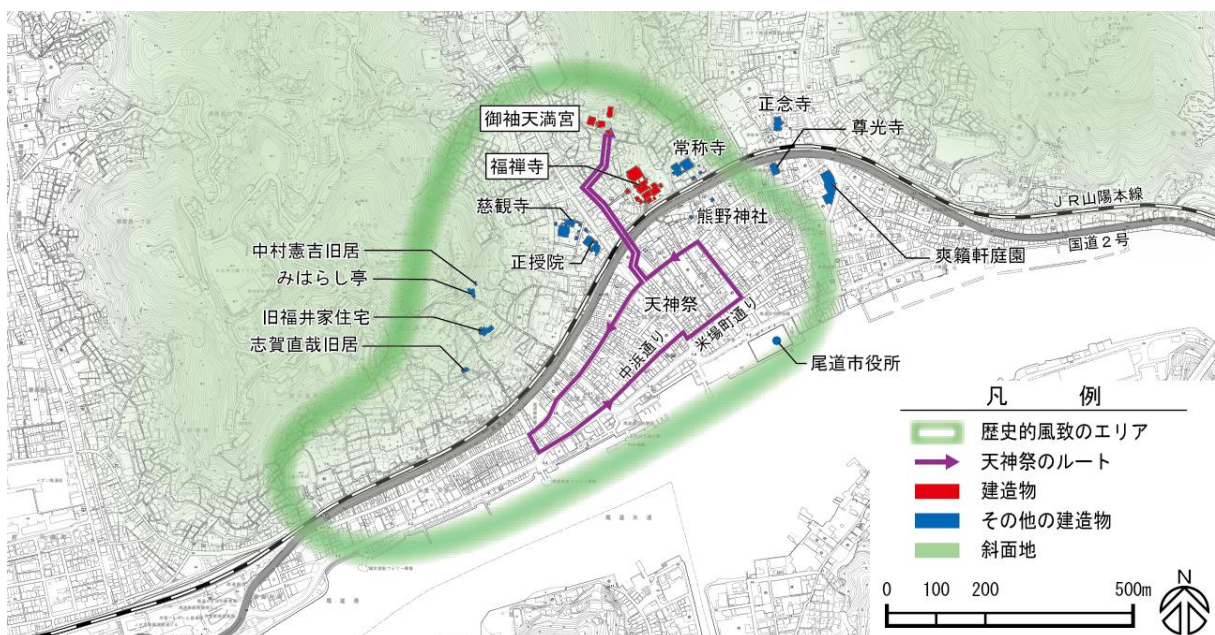


図 2-9 御袖天満宮と天神祭の歴史的風致エリア

③ 住吉浜（住吉神社）と住吉祭

【建造物】

ア 住吉神社

住吉浜は、寛保元年(1741)、当時の町奉行である平山角左衛門の主導により、海を埋め立てて築造された。

住吉神社は、もともと浄土寺境内にあったが、住吉浜の埋め立てが完成した際、平山角左衛門が家伝の名刀を奉納し、社殿を現在の場所に移し港の守護神とした。

拝殿、本殿は、明治時代後期の建築であり、本殿は一間社入母屋造、向拝、千鳥破風付、銅板葺きである。注連柱は、尾道が発祥の地であり、住吉神社にあるものは文政3年(1820)(刻銘)とあり、国内最古である。また、本殿等の配置は、神社が建立されたときと異なっているが、この注連柱は往時のままであり、神社が尾道水道に正面を向けていたことを伝えている。

さらに、寛政9年(1797)築造(刻銘)の常夜灯は、市内最大級である。

住吉浜の築造により、港湾機能が強化され、北前船の入港が盛んになり、尾道は商都としても大きく発展することとなった。



市内最大級の常夜灯



住吉神社社殿



尾道水道に向けて立つ
国内最古の注連柱

イ 光明寺

住吉祭の背景となる千光寺山斜面地には、光明寺がある。光明寺は、元は天台宗の寺院であったが、建武3年(1336)に浄土宗に改宗し、現在に至る。本堂は、棟札によると延享4年(1747)に建築された。桁行五間、梁間六間の規模で、入母屋造、本瓦葺きである。

光明寺は、村上海賊に由来すると伝わる木造千手観音立像(重要文化財)を所蔵し、また、江戸時代には海運に関わる商人に多くの寄進を受けている。



光明寺本堂

ウ 志賀直哉旧居

同じく住吉祭の背景となる千光寺山斜面地には、文人の志賀直哉が暮らした旧居があり、大正時代の建築（『尾道市歴史的建造物及び町並み調査報告書』2009）である。木造平屋建て、三軒長屋、切妻の屋根をもつ。外観は、漆喰塗りの土壁と焼杉板貼り仕上げとなっている。ここに志賀直哉は大正元年(1912)～大正2年(1913)の間、移り住み、『暗夜行路』の構想を練った。

また、歌人である中村憲吉が暮らした旧居も同じく近隣にある。中村憲吉旧居は、大正時代の建築（同上）で、木造平屋建てである。この建物は離れであり、主屋は残っていないが、尾道水道を見渡せる素晴らしい景観の場所に立地している。



志賀直哉旧居

エ みはらし亭

千光寺下斜面地の見晴らしの良い場所に、大正10年(1921)建築（棟札）のみはらし亭（登録有形文化財）がある。みはらし亭は、木造2階建て、入母屋造で斜面に沿った構造の元旅館である。約2mの高さの石垣を組み、その上に土台を載せて軸組を作り、斜面に対して大きく張り出した外観を形成している。尾道水道に面する側には、1階、2階ともに大きなガラス戸が使われ、眺望を十分に生かした造りになっている。千光寺の参道に位置し、徒歩で登る観光客は必ず目にする建物である



みはらし亭（登録有形文化財）

るとともに、旧福井家住宅や中村憲吉旧居等と近接し、大正時代後期の和風建築を代表する貴重な遺構であり、景観上、きわめて重要な建築物の一つになっている。この建物は第1期計画において歴史的風致形成建造物に指定し、NPO法人により外観の趣はそのままだにゲストハウスとして改修されている。

【活動】

住吉祭（住吉花火まつり）

尾道の夏祭りの最後を飾るのが、住吉神社大祭礼である住吉祭（住吉花火まつり）である。十四日町築出に鎮座する住吉神社の例祭で、7月下旬土曜日夜、神社前の尾道水道で開催される。町奉行・平山角左衛門の住吉浜築造の功績を称えとともに、商売繁盛・海上交通の安全を願って、住吉浜の海産物問屋の旦那衆が江戸中期ごろ始めたと言われる。

江戸時代の記録として、文政8年（1825）の『尾道志稿』に、「旧暦6月28日夜は住吉社の祭礼にて、入津の船数十、みな其帆柱上に燈を掲げる。詣る人多し」との記載がある。

大正4年(1915)の『尾道案内』に、住吉花火まつりが毎年行われ、海上渡御式があり、神輿の船に十数隻の船がつき、灯りが数百並び、花火が打ちあがる様子が記載されている。

祭礼当日には、「山型」^{やまがた}、「鳥居」^{とりい}、「御弊」^{ごへい}の提灯船3隻に加え、「火船」^{ひぶね}、「御座船」^{ござぶね}が渡御している。

「山型」は山を、「鳥居」は神社にある鳥居を模している。「御幣」は、神社でお祓いを受けるときに、宮司が持っている採物の名前と同じである。つまり、人々が山に登って、鳥居をくぐり、神社で神様をお招きすることを指し、火に守られた御神体はその奥に控えている状況を表す。また、花火の打ち上げ台船は、住吉神社に向かってほぼ垂直に設置させている。

その後、尾道水道に浮かぶ台船から、夜空に 13000 発の花火が打ちあがる。この花火の音と光は、光明寺や志賀直哉旧居、みはらし亭がある尾道水道北側の尾道三山周辺だけでなく、尾道水道南側の向島でも体感することができる。尾道市民だけでなく、数万人の観客が歴史的街並みの中で、花火をみて、ともに楽しむのである。

尾道水道という港町の象徴的な空間の中で、住吉浜ができたおかげで発展したことに対する感謝を込めて、花火を尾道水道に打ち上げることで、平山奉行を含めた港湾整備に携わった人々への顕彰を意味している。その本質は、港町尾道の神事であり、尾道水道を舞台とした「火」による感謝と祈りの時空である。



尾道水道と住吉まつり
(花火まつり)



昭和 30 年代頃の住吉まつり

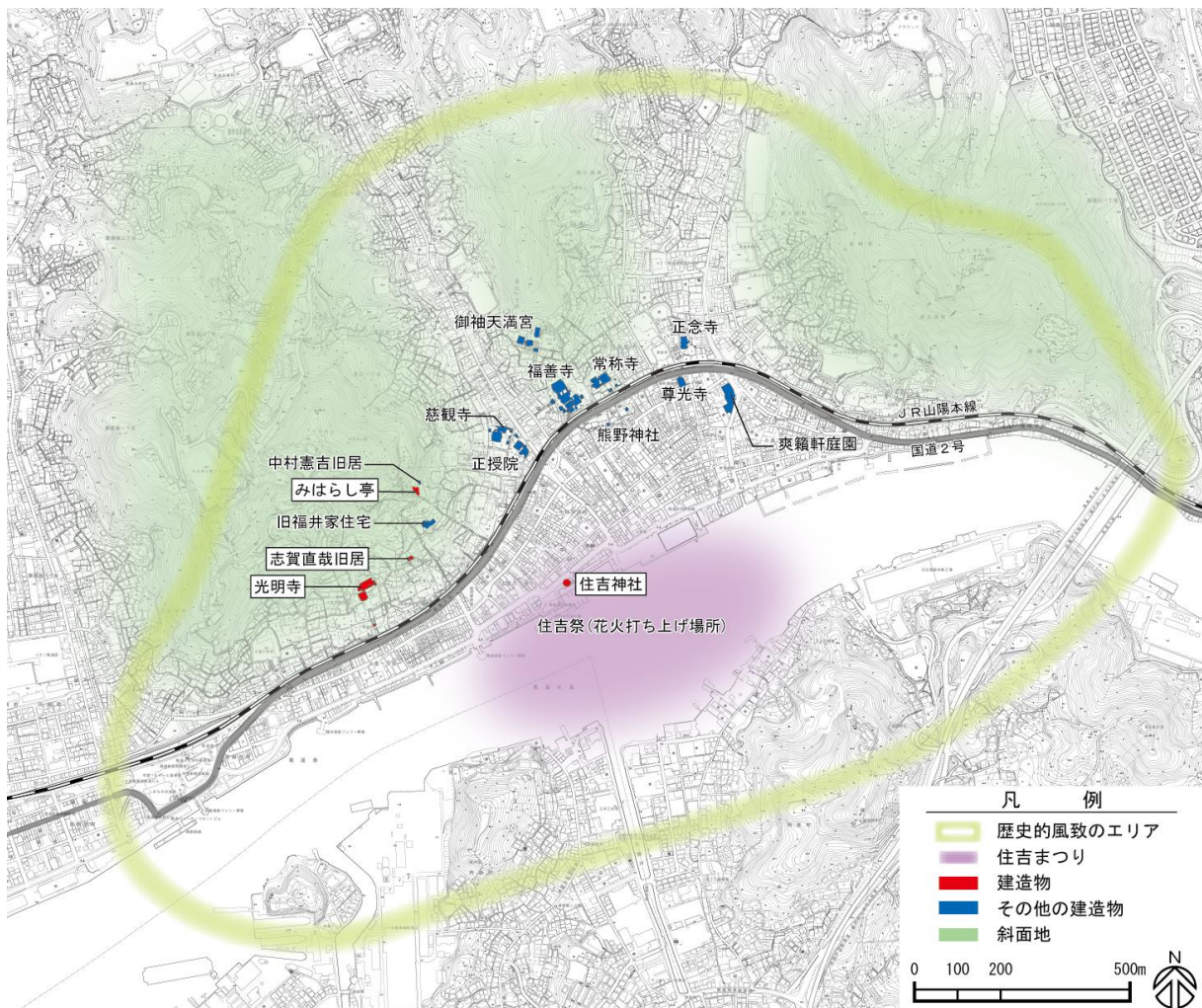


図 2-10 住吉浜(住吉神社)と住吉祭の歴史的風致エリア

まとめ

江戸時代の港町尾道は、西国街道、出雲街道、そして宿場町としての整備、北前船をはじめとした、各地との海運による中継機能の発展と港湾設備の整備など、瀬戸内海有数の港町として様々なインフラ整備が広島藩や尾道商人たちによって行われた。これは、中世からの歴史ある港町として、大きな財力を持っていた尾道商人とそれに注目した広島藩双方に大きな利点があった。

こうした尾道商人の活動は、寺社への寄進にも発展し、江戸時代に存在した寺院は最大 81 か寺とされる。また、そこで行われた祭礼行事も数多く、現在でも既述の祭礼行事が行われている。千光寺山^{せんこうじさん}、西国寺山^{さいこくじさん}山麓や町中を練り歩く祇園祭、天神祭、そして尾道水道を舞台とした住吉まつりと、港町と尾道水道を背景として伝統ある祭礼行事が継承されている。

また、近世の尾道商人、町人の賑やかな港町の文化である祭礼行事は、斜面地にある寺社を背景に、商家や民家、さらにはりめぐらされた小路を巡り行われている。

このように、中世・近世から近代の建造物や小路、坂道等が溶け込む市街地、港町尾道の基盤となった尾道水道、そして対岸の向島とが絶妙に調和し一体となった空間を舞台に、勇壮な祇園祭と天神祭、華やかな花火があがる住吉祭が尾道の夏を彩り、歴史的風致を形成している。



出雲街道の石標

(3) 近代商業都市尾道の寺社祭礼行事にみる歴史的風致

はじめに

尾道は、明治22年(1889)町村制施行に伴い尾道町となり、明治31年(1898)には広島市に次ぎ県内で2番目に市制を施行した。当時の尾道は北前船交易の名残があり、県内でも屈指の港町として、経済の中心地でもあった。明治24年(1891)には、福山～尾道間で山陽鉄道(現在のJR山陽本線)が開通し、尾道駅も開業したことにより、尾道の近代化は一層進むことになる。

鉄道敷設により町が2つに分断されたために、海側の商業地、港、山側の寺社域、住宅地(別荘等)という、独特の街並みと坂のまちの景観が誕生した。

海側には、江戸時代からの名残を示す商家が建ち並び、大正時代以降に尾道水道沿いに旅館魚信や竹村家などの料亭や旅館が増えていった。そして、旧尾道商業会議所などの洋風の公共建造物、住友銀行尾道支店や尾道銀行本店といった経済の中心地らしい建築物が集中する銀行浜など、和と洋が混ざり合う景観が形成された。また、市街地の中央部には、昭和13年(1938)に機能強化した尾道中央棧橋ができ、同年には住友銀行尾道支店が銀行浜から西側の土堂町へ移転した。(旧三井住友銀行尾道支店)

山側には、中近世の建築物の周辺に和風住宅や、津留邸をはじめとする和洋折衷住宅(群)が立地する独特の景観が形成された。昭和時代初期には、沿岸部に造船所が建設され、労働人口の増大により、さらなる町の発展を遂げた。また、志賀直哉や中村憲吉の旧居のほか、旧福井家住宅、みはらし亭、旧和泉家別邸(通称「尾道ガウディハウス」)などが立地するとともに、東の久保小学校、西の土堂小学校が、昭和時代初期に鉄筋コンクリートで建てられ、急増する児童を受け入れた。

こうした近代商業都市として発展した尾道においても、寺社に多くの寄進が行われ、様々な歴史的建造物が建てられた。ここでは、ベッチャー祭やみなと祭、山王祭などの近世の祭礼行事や人物に由来する祭礼行事が行われている。

このように、尾道においては、中近世の街並みに近代の街並みが重なり合い、様々な時代の建造物が共存するとともに、祭礼行事においても、時代が重なり合いつつ、伝統が継承されている。また、常称寺に代表されるように、中近世の建造物で構成されていた境内に山陽鉄道や国道が通り、敷地レベルにおいても歴史の重層する空間を形づくることになった。

尾道では、中世・近世・近代、そして現代の入り交じる空間の中で、中世や近世を起源とする祭礼・行事だけでなく、近代に起り、盛んになった行事が今も行われている。

① 一宮神社とベッチャー祭

【建造物】

ア 一宮神社(吉備津彦神社)

東土堂町にある一宮神社(吉備津彦神社)は、備中国の吉備津彦神社の什器(大鰐口)が何かの由縁でこの地に来たのを奉還したが、再び舞い戻ってきたことを契機に、備中国の吉備津彦神社の境内社である一宮社の分霊を行ったのが起源である。御神体の大鰐口は、そのときのものだと伝わっている。

社殿は、宝土寺境内にあり、本殿は明治時代



一宮神社(吉備津彦神社)

の建築である。本殿については、松木家文書（大正時代）によると、明治 12 年(1879)、土堂町の山下友太郎が所有の旧地を寄付したため、ここに改築したとある。本殿は、一間社流造、本瓦葺きである。境内からは、尾道水道が眺望できる。

イ 旧尾道商業会議所

尾道商業会議所は、大正 12 年(1923)10 月に尾道商業会議所創設 30 周年の記念事業として建設された。当時としては最先端の鉄筋コンクリート造りで、外観も洋風建築様式を取り入れ、2 階は 3 階と吹き抜けの階段状議場となっていた。

この建物は、商業会議所として建築された鉄筋コンクリートの建築物としては、現存する日本最古のものであり、平成 16 年(2004)に尾道市重要文化財に指定された。さらに、市内観光の休憩や案内並びに尾道市の商業史に関する資料展示を行うため、復元改修し尾道商業会議所記念館として、平成 18 年(2006)3 月 4 日に開館した。



旧尾道商業会議所（尾道市重要文化財）

ウ 旧三井住友銀行尾道支店

旧三井住友銀行尾道支店は、昭和 13 年(1938)建築（『広島県の近代化遺産』1998）の鉄筋コンクリート造、地下 1 階付 3 階建ての建物である。通称「銀行浜」（久保一丁目）から現在地の土堂町に移転した際に新築した建物であり、外壁の塗り直しはあるものの、全体的に昭和初期の特徴を残している。住友銀行の建造物として、住友本店臨時建築部の流れをくむ、現在の日建設計の前身である長谷部・竹腰建築事務所の設計であり、昭和初期の銀行建築物の好例である。現在は、市民の文化活動の発表の場、尾道の歴史・文化を伝える場として改修を行い、令和 5 年(2023)5 月 1 日に「まちなか文化交流館（Bank）」として開館した。



旧三井住友銀行尾道支店（尾道市重要文化財）

エ 旧住友銀行尾道支店

旧住友銀行尾道支店は、明治 37 年(1904)の建築（『広島県の近代化遺産』1998）で木造モルタル塗り、寄棟造、平入、本瓦葺きである。石造を模したモルタル仕上げという珍しい造りであり、特にファサードは、アーチを用いた開口部周りに誇張した要石を配し、偉観を高めている。



旧住友銀行尾道支店前の祭りの様子

オ 旧尾道銀行本店

旧尾道銀行本店（おのみち歴史博物館）は、大正 12 年（1923）の建築（『広島銀行創業百年史』1979）で、鉄筋コンクリート造 2 階建てである。正面の外壁は、レンガを積み、出入り口には切石を積んでいる。内部は、展示スペースを確保しながらも、銀行当時のカウンターや金庫が保存され、博物館として活用されている。



祭りのルートに面して立地する旧尾道銀行本店（尾道市重要文化財）

カ 旅館魚信

旅館魚信は、明治時代の大型和風建築（『尾道市歴史的建造物及び町並み調査』2009）で、数奇屋造の華やかな建築意匠をもち、細部にまで繊細な意匠が施されている。



旅館魚信の前を練り歩くベッチャー祭の一行

キ 竹村家

竹村家主屋、門及び塀（登録有形文化財）は、大正 9 年（1920）の建築で、寄棟造の純和風建築である。料理屋として開業し、現在は割烹旅館となっている。内部は書院造を基本とし、竹細工の装飾が随所にみえ、落ち着いた空間を醸し出している。



竹村家主屋、門及び塀（登録有形文化財）

ク 旧和泉家別邸

JR 尾道駅北西側の近代の街並みが残る三軒家町に建つ旧和泉家別邸（登録有形文化財）は、通称「尾道ガウディハウス」とも呼ばれ、NPO 法人尾道空き家再生プロジェクトの活動拠点でもある。旧和泉家別邸は、棟札によると昭和 8 年（1933）の上棟（棟札による）で、木造 2 階建て、入母屋造り、棧瓦葺き、一部地下室がある。洋室つきの和風住宅で、斜面地を利用した石垣の上に地形に沿って建てられている。内部は良質な木材と手の込んだ造作に満ちており、また、タイル張竈や防空壕を兼ねた地下室など、昭和初期の生活スタイルを今に伝えている。



旧和泉家別邸（登録有形文化財）

その他に、一宮神社の西方には、昭和 12 年（1937）建築（『広島県の近代化遺産』1998）の土堂小学校校舎がある。校舎は、三階建てで、南端部の階段室のみ四階建て、鉄筋コンクリート造、ラーメン構造である。昭和 30 年代に校舎の一部が増築されている。



土堂小学校校舎

また、土堂小学校の西側一帯は、大正～昭和初期に建てられた和洋折衷住宅（群）があり、和風建築に一部洋室あるいは洋館がつく、いわゆる洋館つき住宅で、街並みと尾道水道、多島美の瀬戸の島々を望む、素晴らしい景観を有するこの斜面地に建ち並んでいる。



和洋折衷住宅(群)



津留邸（洋館つき住宅）

【活動】

ベッチャー祭

ベッチャー祭は、一宮神社（吉備津彦神社）に伝わり、厄を祓い、無病息災を願う祭りであり、尾道の晩秋を代表する行事でもある。宝土寺文書『一宮社年誌』（天保 14 年(1843)）には「市内に疫病が発生しているので、一宮社の神輿を練り歩かせてほしい」という住職から町年寄への嘆願が記されている。また、松木家文書「一宮祭典の由来」には、「里俗「ベッチャー」なるものを案出し之を一宮神社に寄進す。（中略）ベッチャーと称するものは、一般児童の称呼にして、神輿渡御に際し其前列に天狗・般若・大六天等の従ふものにして（略）」との記載がある。

祭礼は、毎年 11 月 1 日から 3 日まで行われ、最終日の 3 日には、一宮神社付近で奇妙な面をつけ、神輿を先頭に獅子、ショーキー（天狗面に鳥兜をかぶり、ささらを手にするひと）・ソバ（般若面をつけて、飾られた祝い棒を持つひと）・ベタ（大六天面をつけて、飾られた祝い棒を持つひと）の鬼の格好をした若者が街へ繰り出すものである。

3 日の行列では、氏子総代が白の御幣を持って先頭に立ち、獅子頭をかぶった暴れ獅子が先払いとして従う。続いて、神の寄り代としてのショーキー・ソバ・ベタの 3 人が半袴の姿で行列の警護にあたる。また、神輿のそばで囃子方が、締太鼓・チャンギリ・四つ竹等で囃す。

まちかどからは、一般の子供たちが、先を競って「ベッチャー」と大声で囃しながら行列の邪魔をする。警護役たちが追いかけて祝い棒やささら



町中を練り歩くソバ



一宮神社境内で「ささら」を持つショーキー



ベッチャー祭の神輿

でたたく。子供たちは興奮して逃げ場を失い、観客の中へと逃げ込むが、それを追いまわす警護役は、相手をかまわずつついたりたたいたりするため、観客を巻き込んでの騒ぎとなる。これが神輿のお庫入りまで続くことになる。

ベタ・ソバに「祝棒」で突かれると子宝に恵まれ、ショーキーに「ささら」で叩かれると頭が良くなると伝えられている。

ベッチャー祭という名称、ショーキー・ソバ・ベタの三者三様のユーモラスな鬼のような出で立ち、それを追いかけて、邪魔をする形で行列に入り込む子供たち、ショーキー・ソバ・ベタに追いかけられ、たたかれたりして、それが御利益になることなど、特徴的な祭礼行事である。

尾道の子供ならば、一度はたたかれたり、鬼を追いかけて、あるいは恐るおそる見たりしながら成長する。この地で育った者にとって、街並みと行事が一体となって記憶に残る尾道の原風景の一つである。



昭和30年～40年頃のベッチャー祭 (ベタ)



昭和33年頃のベッチャー祭 (ショーキー)

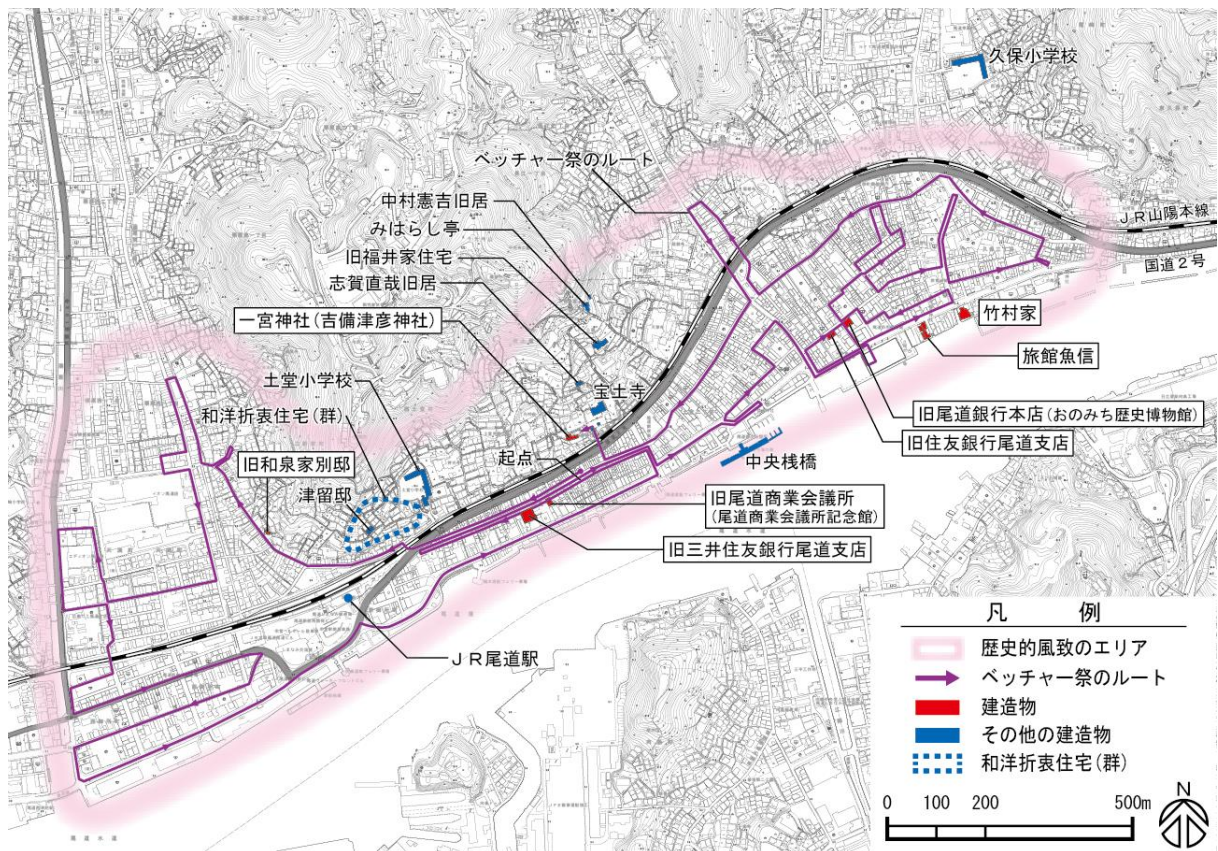


図 2-11 一宮神社とベッチャー祭の歴史的風致エリア

② 住吉浜（住吉神社）とみなと祭

【建造物】

ア 住吉神社の^{しよとくひ}頌徳碑

寛保元年(1741)に完成した住吉浜（P71 を参照）の築造を主導した町奉行 ^{ひらやまかくざ}平山角左衛門に対する感謝の念は、明治になってからも町の人に引き継がれ、明治 29 年(1896)には浜間屋の人々によって頌徳碑が建てられた（刻年銘あり）。高さ 2.5m もあるこの石碑は、現在ではもとの位置から反対の西南隅に移しかえられている。



頌徳碑



浄土寺阿弥陀堂横にある
平山角左衛門の墓

イ 尾道中央棧橋

尾道中央棧橋は、荒神浜に位置し、昭和 13 年(1938)築造（『広島県の近代化遺産』1998）の建造物である。棧橋本体は船が岸壁に平行に発着する形式である。長さ約 20m、幅約 10m の浮棧橋の両側に長さ約 20m、幅約 8 m の浮棧橋 ^{かん}を 2 函結び、計 5 函 ^{かん}が岸壁に平行に連ねられている。



尾道中央棧橋

【活動】

みなと祭

町奉行 ^{ひらやまかくざ}平山角左衛門の功績を称え、尾道のさらなる発展を祈念して、昭和 9 年(1934)、尾道商工会議所議員総会において、「尾道港開発の功労者、平山角左衛門を祭神とする例祭として年中行事をなす。」と「港祭」創始に関する決議が行われた。

翌昭和 10 年(1935)、第 1 回尾道みなと祭が、4 月 1 日から 5 日間盛大に開催された。昭和 12 年(1937)に第 3 回が開催されたが、時局に鑑み、それ以降は一旦中止され、第 4 回は昭和 22 年(1947)の復活・開催まで待つことになった。以来、毎年開催して今日に至っている。現在では、4 月の第 4 土日の 2 日間で行われている。

祭りの最初に、平山奉行の墓（浄土寺境内）の隣にある ^{じょうどじ}浄土寺阿弥陀堂で法要が営まれ、次いで平山神社を合祀する住吉神社で神事が行われる。この後、パレードやその他数々のイベントが行われ、多くの参加者、見学者で賑わうことになる。また、市街地の道路や商店街にはみなと祭の幟旗やバナーが設置され、町全体で祭りの雰囲気を感じ



みなと祭でのパレード（尾道本通り商店街）

ることができる。

尾道の近代の祭礼・行事は、近世の尾道を継承し、市民との関わりをより強める形で行われている。

その代表がみなと祭であり、江戸時代における住吉浜の築造に対する感謝の念が、時代を超えて現在まで継承されるとともに、一般の市民が担い手や行事の主役として参加するのである。

また、みなと祭のルートは、太鼓おどりやベッチャー祭等と重なっている。つまり、中世や近世、近代そして現代が入り交じる街並みの中で、中世、近世に起源を持つ祭礼・行事だけでなく、近代の行事も行われており、空間としての街並みに加え、人々の活動も歴史の重なり合いを表わしている。



昭和30年代のみなと祭

尾道市は、市制70周年（昭和43年）、開港800年の祝賀の式場で、平山角左衛門に名誉市民の称号を贈り、その功業を永遠に称えた。尾道市民は、歴史的風致を引き継ぐと同時に、先人への感謝という価値観を持ち続けている。



昭和10年、11年頃のみなと祭



昭和10年、11年頃のみなと祭

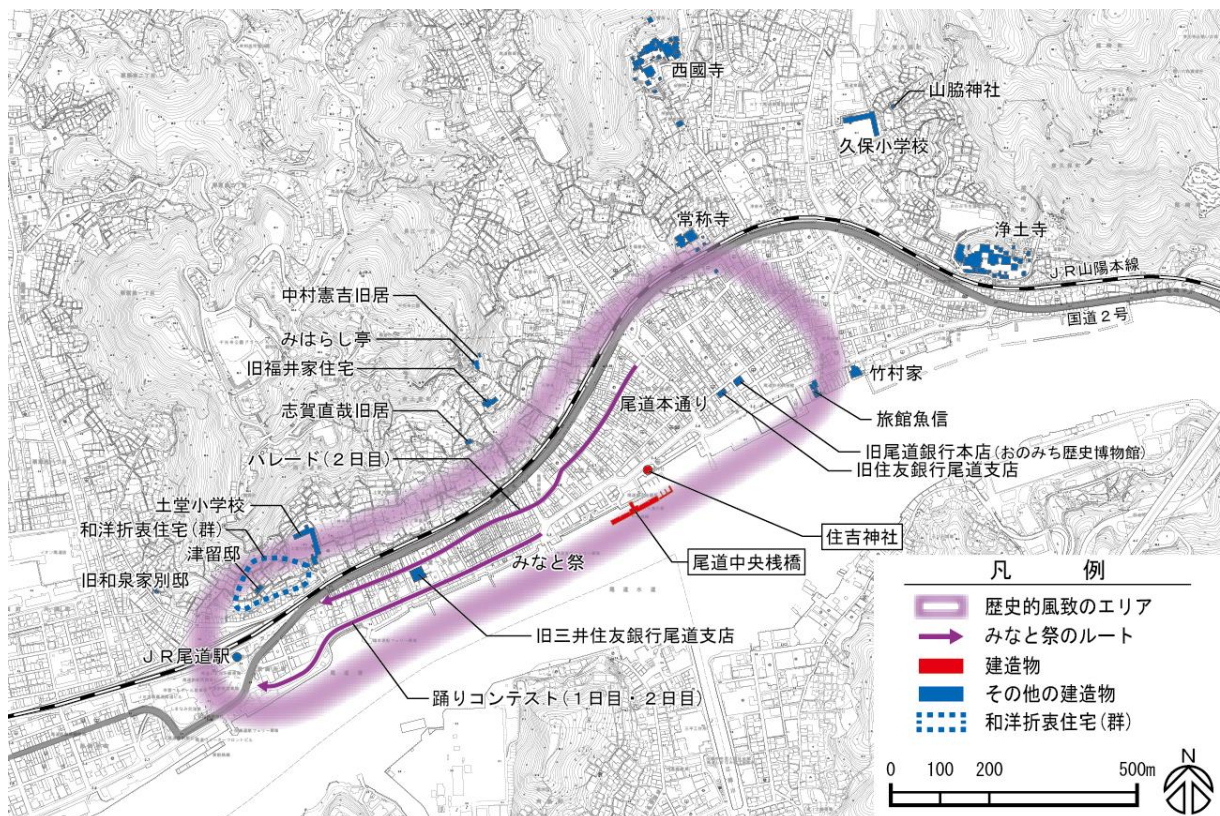


図2-12 住吉神社とみなと祭の歴史的風致エリア

③ ^{やまわきじんじや}山脇神社と^{さんのうさい}山王祭

【建造物】

ア 山脇神社

浄土寺山西側斜面地に位置する山脇神社は、^{おおやまつみのかみ}大山津美之神を祀り、「^{さんのう}山王神社」、「山王さん」ともいわれる。本殿は一間社流造（間口3尺、奥行3尺）の建築で、棟札には享保13年（1728）の年記がある。

この神社には「こま犬」の代わりにユーモラスな表情の「こま猿」が置かれている。

猿は山王さんのお使いとされ、昔この一帯に山火事が起こったとき、猿が騒ぎ民衆に知らせたという伝説がある。

かつては古くから伝わる神社を尾道七社といい、山脇神社はその一社であった。他には八幡宮、良社、巖島明神、丹生明神、祇園社、天満宮がある。



山脇神社の本殿と「こま猿」

イ 西郷寺

山脇神社参道南側には、^{じしゅういつちんしょうにん}時宗一鎮上人によって創建されたと伝わる西郷寺がある。本堂（重要文化財）は、桁行七間、梁間八間の規模で、寄棟造、本瓦葺きで、文和2年（1353）に建築（棟札写による）された。和様を基調とした住宅風の建物で、正面から見た屋根の勾配は背後の丘陵尾根の形状と調和しており、優美な姿を見せている。

山門（重要文化財）は、棟札により、応永2年（1395）の建築である。柱の前後に支柱をたてた棟門で、屋根は切妻造、本瓦葺きである。



西郷寺本堂（重要文化財）

近隣には、昭和8年（1933）建築（『広島県の近代化遺産』1998）の久保小学校校舎がある。校舎は、鉄筋コンクリート造3階建てで、校舎の平面はL字形で、外観は柱を外側から突き出したバトレス（控壁）として表現し、縦長のガラス窓を並べ、垂直性を表している。土堂小学校と並び、広島県を代表する学校建築である。

他にも、周辺には斜面を利用した昭和初期の和風住宅も見られ、斜面地の歴史と暮らしの中にさりげなく建つ山脇神社とともに、山王祭の歴史的風情を醸し出している。



久保小学校（昭和8年建築）

【活動】

山王祭

尾道に夏を告げる「山王祭」は、旧暦4月の申の日（5月末）に行われる山脇神社の例祭である。『尾道志稿』（文化13年（1816））によると、その日には多くの猿が来た

いう。また、別名「ゆかた祭り」とも呼ばれ、尾道では、この日から浴衣を着る風習がある。

この祭りに関しては、文政5年(1822)に書かれた鳴子庵稲井の『塵塚』に山脇神社参道に店が出ていることが記されている。

また、大正4年(1915)の『尾道案内』によると、松明をともし、浄土寺山山頂まで登ったり、参道の途中に種々の趣向を凝らしたりした「山王の造り物」が置かれ、尾道名物となっていたとある。

現在では、山王神社で宮司による疫病退散や厄払いなどの祈祷が行われ、参拝者は、境内から参道周辺をめぐり、様々な出し物を楽しむ。神社の参道には様々な屋台が並び、浴衣の参拝客とともに、春から初夏の風情が感じられる祭礼となっている。近隣の久保小学校の校庭等では夜店などもでて、また福引やお菓子の接待も行われ、浴衣を着た子供たちも楽しむのである。

山王祭は、住宅に囲まれた小さな社殿や周囲の小路(路地)、坂の道を舞台に行われ、そこを歩く浴衣を着た参拝者等が、尾道らしさと初夏の風情を醸し出している。夕方になると祭りの雰囲気はさらに高まり、尾道水道の西に沈む夕日、そして夜景を楽しむことができる。

尾道の他の祭礼・行事は、勇壮さや荘厳さ、舞台(ルート)の広がりを感じる場合が多いが、この山王祭は、住宅地としての街並み等と相まって、やさしさや穏やかさを醸し出す行事である。



山王祭の日から浴衣を着る風習



山脇神社や久保小学校等が位置する浄土寺山西面



久保小学校と尾道東高校(左)の間のレンガ塀のある路地。この先の斜面地に山脇神社が位置する

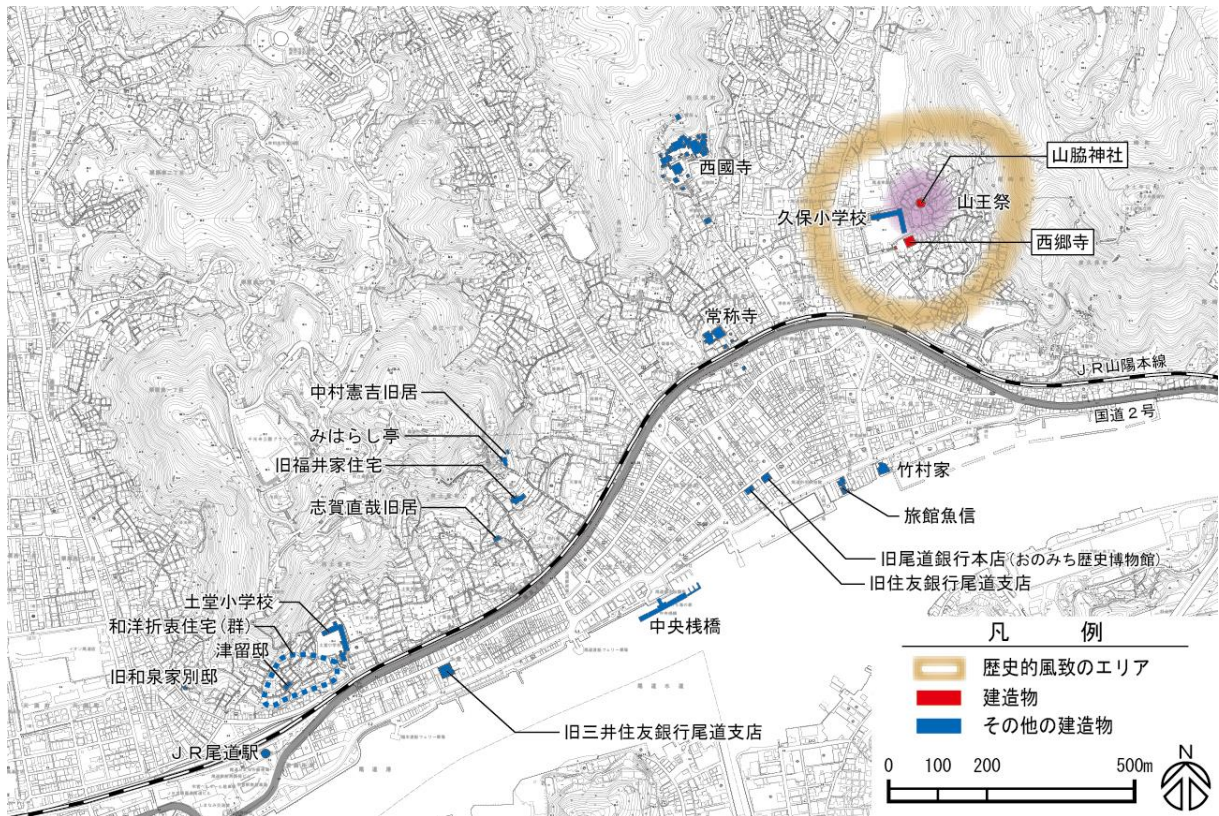


図 2-13 山脇神社と山王祭の歴史的風致エリア

まとめ

近代の歴史的建造物は、尾道の旧市街地の平地部においては、ほぼ全体に点在する。斜面地の市街地は、寺社を除けば、その大半は近代以降に形成されたものであり、近代の町割や坂、そして多数の歴史的建造物が中世・近世の建造物とともに存在する。

こうした市街地のうち平地部のほぼ全体において、動きや力強さを感じるベッチャー祭や初夏を感じさせるみなと祭が行われる。特にベッチャー祭は、旧尾道商業会議所や旧三井住友銀行尾道支店などが位置する商店街、旧住友銀行尾道支店や旧尾道銀行本店が位置する銀行浜など比較的広い通りだけでなく、小路にも入り込み、一宮神社や旧和泉家別邸のように斜面地に所在する歴史的建造物やその周辺も舞台となる。2つの祭礼行事とも、ルート沿いやその近くに近代の建造物があり、各所からは中世から近代の歴史的建造物が存在する斜面地の市街地を望むことができ、尾道水道も身近に意識できる。

一方、穏やかさを感じる山王祭は、山王神社周辺に限定された祭礼行事であるが、周辺の西郷寺や昭和初期に建てられた久保小学校、所々から尾道水道や尾道三山、西國寺、千光寺などが眺望でき、視覚的には時代の重層性や広がり意識でき、そのことが歴史的な風情を高めている。

このように、中世・近世と近代の建造物が溶け合う市街地において、広がりを持って繰り広げられる活動的なベッチャー祭とみなと祭、地域限定の穏やかな山王祭が行われ、ともに歴史が重層する港町、そして近代商業都市尾道を意識することのできる歴史的風致が形成されている。

(4) 瀬戸田水道と港町の祭礼行事にみる歴史的風致 はじめに

瀬戸田水道は、瀬戸内海の中央部に位置し、生口島と高根島に挟まれた細長い海峡で、天然の良港でもある。

瀬戸田は、この港を中心に、古くから港町が形成され、発展してきた。

中世においては、生口小早川氏がこの地を掌握していた。そして瀬戸田港は、室町時代の後期になると、小早川氏（三原）の外港という性格を持ち、20隻の千石船を含む「生口船」を構成し相当の勢力を持っていた。小早川氏の拠点である沼田庄本郷（現在の三原



潮音山（向上寺三重塔付近）から瀬戸田水道を望む

市本郷町）や沼田の市（現在の三原市沼田東町ほか）から川船で瀬戸田まで物資を運送し、瀬戸田で海船に積み替え、将軍奉公衆として京都に出仕していた小早川氏に届ける行程と、その逆の行程が存在していた。文安2年(1445)の『兵庫北関入船納帖』によると、地元兵庫以外では、瀬戸内海中央部からの船が多く、瀬戸田は6番目、尾道は9番目であった。

応永10年(1403)には、瀬戸田水道を見下ろす潮音山に、小早川氏一族である地頭・生口守平氏が向上寺を建立した。山頂に位置する三重塔（国宝）は、永享4年(1432)に建築されたものである。全体に和様を基調とするが、各重の垂木を扇垂木とし、花頭窓を入れる等、細部にかなり濃厚に禅宗様の手法が取り入れられるとともに、彫刻や彩色を施した絢爛豪華なものである。



向上寺三重塔（国宝）

江戸期になると、大船の建造は禁止されたが、120余隻の船があり、内海航路の重要な地位を占め、特産の塩等の輸送にあたった。

この時代において瀬戸田は、北前船の寄港地となり、製塩業の発展と合わせて、その塩を大坂や蝦夷地（北海道）方面に移出し、一方で寄港地の産物等が運ばれ、向上寺の麓に位置する瀬戸田港周辺の街もより一層発展した。特に、海運業や瀬戸田町人による塩田の経営と製塩業の発展は、近世末から近代にかけての街の拡大につながり、民家や商家、問屋等が建てられ、現在の街並みの基礎を形づくった。

そうした中、町割と小路も発達する。江戸時代前期には、作道町・沖見道町の中央通りを軸に、南海岸沿いの竹ノ下町・新町など合せて9町が成立し、小路は、祢ハマ小路、中小路、向上寺坂、上小路など12の小路が縦横につくられた。

さらに、中央通りの南東側に、昭和10年(1935)、浄土真宗本願寺派の寺院・耕三寺が建立された。この寺は、大阪で大口径特殊鋼管の製造会社を営んでいた技術者で実業家の耕三寺耕三により、母への報恩感謝の意を込めてつくられたものであり、我が国を代表する古建築を手本に、各種建築物が逐次建てられていった。

戦後になって、耕三寺に多くの観光客が訪れるようになると、門前町の性格が強くなり、中央通りを中心に、土産屋や飲食店等ができ、「しおまち商店街」として整備されていった。

こうして、中近世に港町として発展した瀬戸田では、対岸の高根島の中の瀬戸田水道や街並みを舞台として、様々な祭礼行事が行われている。瀬戸田水道と高根島を舞台とするホーランエンヤ、秋季例大祭、瀬戸田水道と瀬戸田の街並みを舞台とする祇園祭、神幸祭などである。港町瀬戸田と海のつながりを感じることができる祭礼行事である。

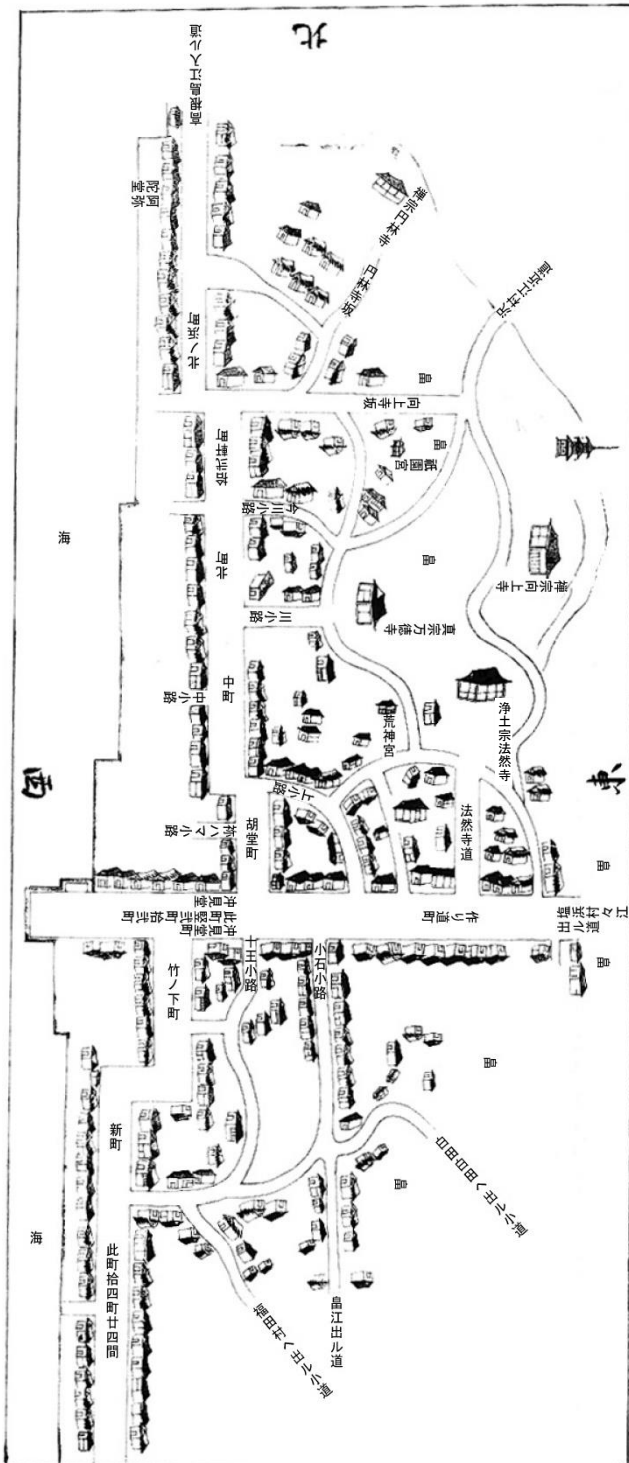
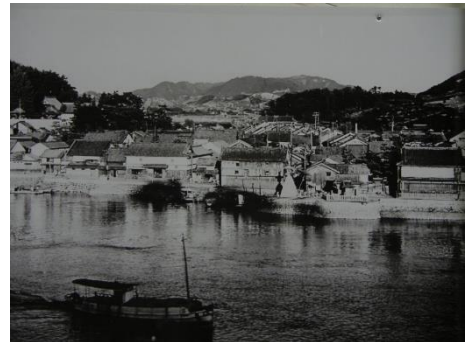


図 2-14 正徳年間の瀬戸田町市街図「芸備諸郡駅所市町絵図」 ※出典：瀬戸田町史・通史編



瀬戸田港と街並み（昭和 30 年代）



現在の瀬戸田港。左が生口島



歴史的建造物が残されている「しおまち商店街」



古い民家が立ち並ぶ小路が縦横に通り、生活を支えている



耕三寺「未来心の丘」から望む瀬戸田の街並みと高根島

表 2-2 耕三寺の文化財（指定・登録）

種別	分類	名称	員数
重要文化財	絵画	絹本著色仏涅槃図	1 幅
	絵画	絹本著色千手千眼観音像	1 軀
	彫刻	木造釈迦如来坐像	1 軀
	彫刻	木造釈迦如来立像	1 軀
	彫刻	木造浄土曼荼羅刻出龕	1 軀
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀
	工芸品	唐花鴛鴦八稜鏡	1 面
	工芸品	銅水瓶	1 口
	書跡・典籍	紙本墨書別異弘願性戒鈔	1 帖
	書跡・典籍	紙本墨書大般若経卷第九十九	1 卷
	書跡・典籍	絹本著色三十六歌仙切 佐竹家伝来	1 卷
	書跡・典籍	貫之家歌合	1 卷
	古文書	紙本墨書陽光院御筆御消息	1 幅
	古文書	紙本墨書正親町天皇宸翰御消息	1 幅
登録有形文化財	考古資料	日向国児湯郡持田古墳出土品 一、画文帯神獸鏡 二、変形四獸鏡	
	建造物	耕三寺山門	1 棟
	建造物	耕三寺中門	1 棟
	建造物	耕三寺羅漢堂	1 棟
	建造物	耕三寺鐘楼	1 棟
	建造物	耕三寺鼓楼	1 棟
	建造物	耕三寺仏宝蔵	1 棟
	建造物	耕三寺法宝蔵	1 棟
	建造物	耕三寺僧宝蔵	1 棟
	建造物	耕三寺至心殿	1 棟
	建造物	耕三寺信楽殿	1 棟
	建造物	耕三寺本堂	1 棟
	建造物	耕三寺多宝塔	1 棟
	建造物	耕三寺八角円堂	1 棟
	建造物	耕三寺銀龍閣	1 棟
	建造物	耕三寺潮聲閣	1 棟



耕三寺多宝塔（登録有形文化財）



耕三寺本堂（登録有形文化財）

① 瀬戸田水道と祭礼行事

①-1 高根 巖 島神社とホーランエンヤ

【建造物】

高根巖島神社

瀬戸田水道西側の高根島には、瀬戸田水道を望むように、高根八幡神に隣接して高根巖島神社（赤宮さん）が位置する。

高根巖島神社の本殿は、一間社 流造（間口1間、奥行1間）、18世紀中頃の建築（広島大学名誉教授三浦正幸氏調査所見）である。境内にはホーランエンヤで使用する船が収められている。他に、文久元年（1861）の灯籠（刻銘）も残されている。

この高根八幡神社の境内にそびえる大楠を、その昔、宮島（巖島神社）の大鳥居の造営に差し出したとの伝えがあり、その関係で平安時代から旧暦の6月17日に行われている宮島の管絃祭に合わせ、高根巖島神社で、管絃祭「ホーランエンヤ」が行われるようになったとされる。



高根八幡神社近くにある高根巖島神社。境内にはホーランエンヤで使用する曳船が収められている

【活動】

ホーランエンヤ

ホーランエンヤは、江戸時代から行われてきたと考えられるが、記録では、明治45年(1912)の『高根島郷土誌』に記載されており、また、大正13年(1924)7月の中国新聞に管絃祭の記事があり、数百の群衆で賑わっていた様子が書かれている。

祭りの手順は、高根巖島神社で神事をした後、提灯で鳥居の形を飾っている親船に、お札を祀ってから出航する。曳船のほうから「ホーエンヤ」と呼びかけると、親船が「ホーランエー、ヨイヤサノサッサー」と応じる。その勇壮な掛け声を出しながら、高根巖島神社と瀬戸田栈橋の間を2往復する。高根の海岸近くには、かき氷屋等の店が出て多くの人で賑わう。また対岸の瀬戸田でも、大勢の人がホーランエンヤ見物に来て賑わう。初夏の瀬戸田水道を舞台とした勇壮な行事である。

もともと、廿日市市宮島の管絃祭は、神が対岸の地御前神社へ渡御帰社される行事であり、管絃の楽の音とともに海を行くことから管絃祭と呼ばれた。その行事が高根の他にも、生口島の宮原、御寺、原に伝わっている。



高根巖島神社から瀬戸田水道へ曳船を移動



親船の飾り付け



瀬戸田水道に出た親船



瀬戸田の街並みを背景とした親船



ホーランエンヤや精霊送り（灯籠流し）の舞台となる瀬戸田水道。遠方左手は観音山

①-2 高根八幡神社と秋季例大祭

【建造物】

高根八幡神社

高根八幡神社の社殿は、寛文5年(1665)に大檀那の林三郎左右衛門なる人物が再建した後、天明2年(1782)に新たに建て直し、明治36年(1903)に再建したもの(「広島縣神社誌」1994)が現在の本殿である。本殿は三間社流造、銅板葺きである。境内には、文久2年(1862)の注連柱(刻銘)や安永3年(1774)の石鳥居(刻銘)、慶応4年(1868)の常夜灯(刻銘)等、江戸時代後期の石造物も多数所在しており、その多くが尾道石工の手によるものである。



高根八幡神社(拝殿)

【活動】

秋季例大祭

高根八幡神社の主な祭礼行事には、年越し祭、元旦祭、節分祭、秋季例大祭、ミカン祭りなどがある。秋季例大祭は毎年10月15日に行われており、以前は旧暦8月15日に行われていた。前日の14日が神輿渡御で、子供神輿が3基巡行する。渡御には鉦と太鼓がついて回り、「チョッサ、チョッサ」「ワッショイ、ワッショイ」の掛け声をだす。神職と氏子総代が神輿についてまわる。渡御が終わると御神体を移し、拝殿で直会を行う。15日は大祭で、御神酒で直会をして、紅白の菓子と天神様、八幡様の御札を配布し、参拝者は家に持ち帰る。



高根八幡神社 境内から瀬戸田水道方向を見る

以前は子供神輿ではなく、大人神輿で巡行していた。八幡神社の神輿は大きく重い暴れ神輿であった。瀬戸田水道に流したり、ぶついたりしていたが、祭礼で壊れ、その後、修理・保管されている。

他に11月23日にはミカン祭りが行われる。以前は新嘗祭として少なくとも大正元年(1912)には行われており、島の各戸から収穫物をお供えにきていた(『高根小学校開校百年と郷土の歩み』1975)。40年程前から新嘗祭をミカン祭りに名称を変え、高根島の集落周辺に広がるミカンを収穫し、それをお供えしている。拝殿にて宮司が祈祷を行い、その後地域住民による直会がある。

瀬戸田水道とその沿岸にある神社、その背後に点在する集落、さらにその周辺に広がる柑橘畑は、つながりあって存在し、人々の暮らしや歴史を伝え、かつ、特徴的な景観を形づくっている。

①-3 地藏院と精霊送り

【建造物】

地藏院

瀬戸田水道東側の潮音山の北東側山麓に地藏院がある。

地藏院は、『芸藩通志』(文政8年(1825))によると、大永年中(1521~1527)に、僧了秀により中興されたとされている。また、『瀬戸田町史(通史編)』(平成16年(2004))

では、この了秀を生口景守とし、彼の命により福田から沢に移したと推定している。

地藏堂は本堂の南側にあり、棟札より、宝永3年(1706)の建立であることがわかる。方三間、宝形造の堂の正面に向拝こうはいを設けた小規模な建物である。地藏堂には、秘仏である延命地藏菩薩像があり、すべての人々の願いを聞いてくれる仏様として知られ、口紅が塗られていることから口紅地藏とも呼ばれ、信仰を集めている。

地藏院には、高さ1.7mと1.2mの2基の石造宝篋印塔がらりん(尾道市重要文化財)があり、ともに基壇には3面に格狭間こうざまを施し、塔身に線を彫り、月輪の中に金剛界仏の種子こんごうかいぶつ しゆじ(仏尊を象徴する梵字)が刻まれており、小さい方には、基壇に反花かえりぼなが加えられている。この様式により、鎌倉時代末～室町時代初期に建立されたものと推察され、生口氏に關係する墓と考えられる。



地藏院地藏堂

【活動】

精霊送り

旧暦7月23日(現在は8月15日)に、仏送りとともいわれる精霊送りしょうろうが地藏院で行われる。精霊送りは昭和4年(1929)の中国新聞に記事があり、少なくともこの頃には行われていた行事であることがわかる。

精霊送りで使う灯籠は、麦藁の束を十文字に組み、四隅に竹を立てて、紙を張る。紙には「供養」、「〇〇の霊」などと書き、中央にローソクを立てる。

精霊送り当日は、早朝に盆棚を片づけて、送り団子をつくり、先祖の霊に供えた食べ物や飾った笹竹生花等を一緒にして、灯籠とともに2隻の小さな木造船「西方丸」に乗せる。地藏院から、灯籠を乗せた木造船2隻を曳き、町中を通る。

そして船は、瀬戸田港まで運ばれ、高根大橋下付近に並べられる。この日は夕方から夜にかけて、生口島と高根島に挟まれた瀬戸田水道で、潮が西流し干潮になる。そのとき、「西方丸」の灯籠に灯りがともされ、西方浄土に行かれる先祖とともに浜辺から、約1,000個の灯籠が流される。最後尾は、提灯で飾った「チョウサイ船「西方丸」」が行き、最後に船は海上で焼かれる。

大正頃までは、灯籠50個ほどの行事であったが、年々盛んになった。

瀬戸田水道は、200m程度の同じ幅が1km以上続く、まさに島嶼部とうしょにあって特異な地形条件で



提灯で飾った木造船「西方丸」



提灯に灯りがともされた2隻の「西方丸」



最後に海上で焼かれる「西方丸」

ある。そのことは、瀬戸内海の中央部に位置するという立地性と合わせて、天然の良港かつ海上交通の要衝としての役割を備えることとなり、地域の経済と生活の基盤になり、街並みの形成・発展にもつながった。

こうした瀬戸田水道の両岸を舞台に行われる、「ホーランエンヤ」、「秋季例大祭」、「精霊送り」が、瀬戸田の暮らしや歴史を伝えている。



瀬戸田水道に漂う灯籠

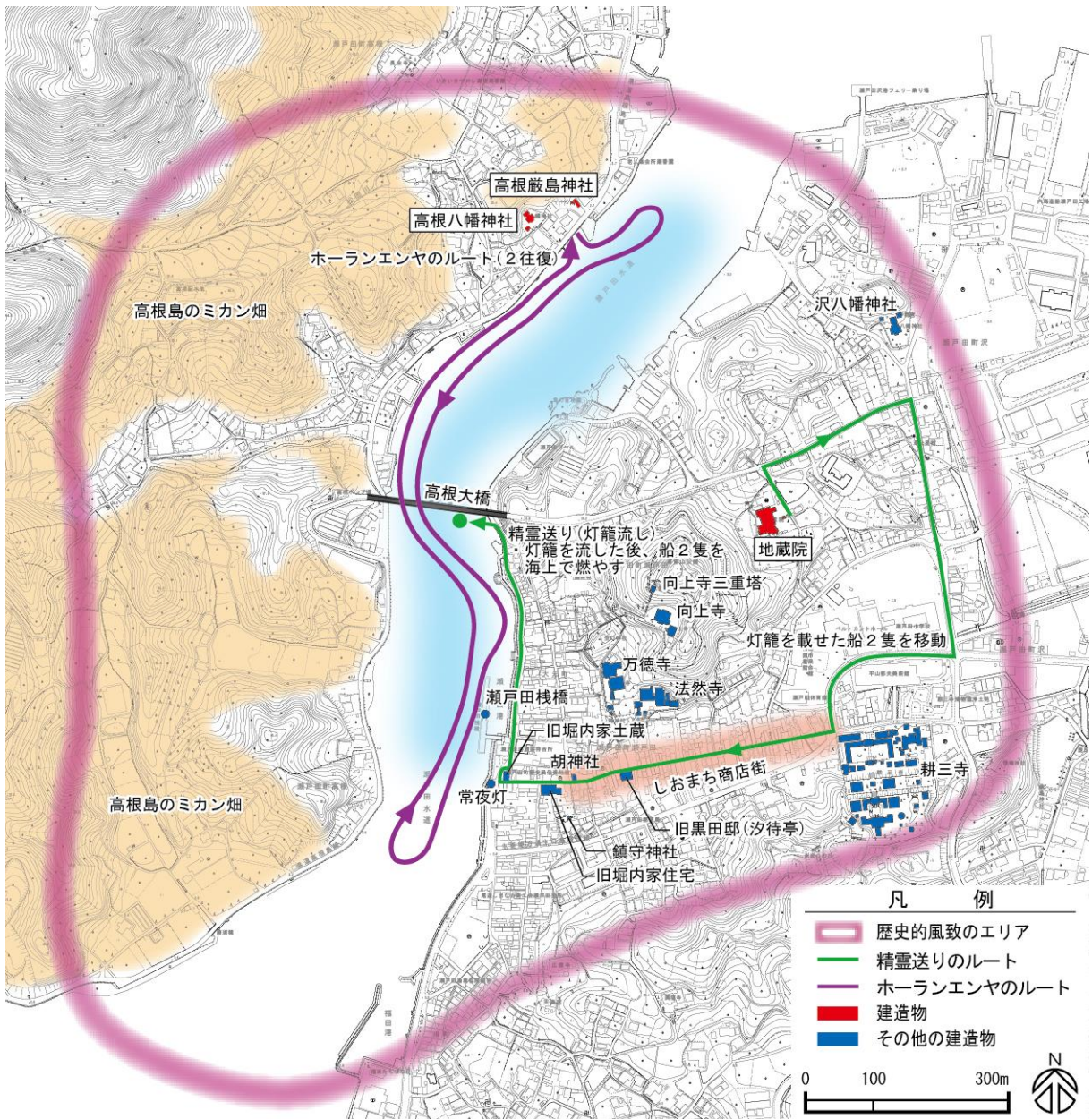


図 2-15 瀬戸田水道と祭礼行事の歴史的風致エリア

② 港町瀬戸田の街並みと祭礼行事

②-1 生口神社と祇園祭

【建造物】

ア 生口神社

生口神社は、瀬戸田水道を間近に見下ろす潮音山の中腹、街並みの北側に位置する。

永禄12年(1569)、^{さわやまじぶだゆうまさとみ}沢山治部大夫正富が、生口島茶臼山城主の武運長久のために勧請したとされる。天正6年(1578)、茶臼山城主生口孫四郎が錦作木刀を寄進、また同8年には生口島総鎮守祇園宮永代祿として、3万石を城主^{たいらのあそんかげもり}平朝臣景守が社家に知行している。古くは、生口島八か村と高根島向田野浦村の合わせて10か村の信仰を集めた。はじめは祇園宮と称したとされ、明治2年(1869)、生口神社と改称した。そのため、通称「ぎおんさん」とも呼ばれている。

本殿は一間社流造（間口1間奥行1間）、^{のきからは}軒唐破風付で、拝殿は入母屋造、ともに明治時代後期の建築（広島大学名誉教授三浦正幸氏調査所見）である。また、^{へいでん}幣殿や^{みこしや}神輿舎が附属社殿となっている。境内には、天保10年(1839)と元治元年(1864)につくられた石段（刻銘）、万延元年(1860)の狛犬、寛保2年(1742)の石鳥居（刻銘）等、江戸時代後期の石造物も多数所在し、尾道石工によるものである。



生口神社（上は本殿、下は拝殿）

イ 沢八幡神社

沢八幡神社は、港町瀬戸田の北側に位置し、生口北荘の鎮守として祀られたとされる。本殿は明治5年(1872)の建築で、拝殿や江戸時代の石造物も残る、歴史ある瀬戸田の鎮守社である。



沢八幡宮拝殿

ウ 旧黒田邸

しおまち商店街にある旧黒田邸（汐待亭）は、江戸時代後期（九州大学教授宮本雅明氏調査所見）に建築され、敷地内の長屋門とともに、瀬戸田を代表する近世の商家で、^{きりつまつくり}切妻造の平屋の豪壮な造りである。明治時代に入ってから、瀬戸田特定郵便局として開設され、内部は様々な改修が加えられている。また、主屋南側にある長屋門も商家としては珍しく、建築時期は若干下る可能性もあるが、主屋とあわせて、瀬戸田の商家の趣を残している。



旧黒田邸（汐待亭）

エ 旧堀内家住宅

堀内家は三原屋の屋号で知られ、多くの塩田を運営していた豪商であり、港町瀬戸田の中心地に豪壮な邸宅が残る。明治9年(1876)の建築(棟札による)で、入母屋造り、本瓦葺きである。現在は、主屋の外観の趣は残しつつ、新たに宿泊施設として活用されている。



旧堀内家住宅

オ 旧堀内家土蔵

海岸沿いには、堀内家の塩蔵であった土蔵がある。この建物は、大正時代の建築(九州大学教授宮本雅明氏調査所見)で、切妻造、妻入り、本瓦葺きである。外壁は漆喰塗りで、内部は2階建てである。現在は、外観はそのままに、新たに物販施設として活用されている。



旧堀内家土蔵

生口神社の南側を中心に、港町の発展の中で築かれてきた街並みが広がり、そこには寺社(万徳寺、法然寺、鎮守神社、胡神社等)や製塩業により財をなした邸宅をはじめ、商家、旅館等の歴史的建造物が残っており、特に、明治から昭和初期にかけての建物が数多くある。

また、しおまち商店街の先の海辺側に位置する旧堀内家土蔵付近が、近世の港町瀬戸田の玄関口であり、製塩業の商人たちにより寄進された、文化11年(1814)製作(刻年銘)の高さ4mの巨大な常夜灯が現在も残っている。



常夜灯

【活動】

祇園祭

祇園祭は、生口神社の例大祭であり、毎年7月の第2日曜日に行われ、子供神輿、大人神輿が町中を練り歩く。

弘化4年(1847)の万徳寺文書まんとくじに祇園祭に関する記載があり、少なくともこの頃には、現在の祭礼の形式となっていたと考えられる。近代に入ると、夏の祭礼として、町をあげて行われており、瀬戸田水道に神輿を入れて清める光景も古写真に残っている。

以前は青年団中心であったが、今は区長な



神輿流しの後、海から神輿をあげる(昭和5年)

どの役員が主体である。また、かつては、旧暦の7月7日に神輿出しを行い、お旅所の住吉神社の拝殿に1週間安置し、氏子が参拝した。その間10日にお旅所で湯立てが行われた。さらに、14日に再び町内を回り、住吉神社近くで神輿を海につけ、流しながら海の中で回し神輿をあげ、宮入していた。現在は新暦で行っているため、潮流が合わず、神輿を海につけることはできない。

現在の祇園祭の神輿の渡御は、正午に子供神輿が先に生口神社を出て、町中をまわり、夕方神社に帰ってくる。子供神輿は、大人神輿よりも距離は短くしてある。

子供神輿のおよそ1時間後、大人神輿が発し、まず、北の亀の首地蔵の先まで向かい、引き返して海岸沿いを南下し、しおまち商店街を通過、北の沢八幡神社等をまわる。

沢八幡神社に到着すると湯立神事が行われる。湯立神事は、社伝によると天正6年(1578)に神主が上京して秘伝を受けたことに由来するもので、祇園祭の時だけ行われる。湯立神事では、御供米おくまの入った曲げ物に釜の湯を入れ、再び釜に戻すことを3度繰り返す。その後、神職が釜を湯につけ、左右に3度大きく振る。これを西、北、東、南の順で行う。湯立神事の釜は、各氏子が1本取り、頭にかざし御祓いをする。この釜は家に持ち帰り、神棚ゆたてしんじに供える。また、御供米をいただいて帰り、御飯を炊くとき一緒に入れる。

その後、耕三寺の前を通り、南側の街並みに入り、生口神社に帰っていく。

神輿はこうした歴史ある街並みの中を勇壮な掛け声とともに練り歩き、港町瀬戸田の商人たちの熱気をよびさます。祇園祭の神輿は暴れ神輿で、勇壮さを兼ね備えており、随所で休憩をとるとともに、暑さ対策を兼ねて、氏子等から水を掛けてもらう。

夕方になると生口神社では、石段の下で氏子が神輿を迎える。そのまま石段を上がり、境内で神輿まわしをした後、拝殿に安置する。すぐに神職によって御神体が本殿に戻され、祭礼は終わる。



子供神輿の神輿出し (生口神社)



町中の渡御。神輿に水が掛けられる



湯立神事後、御供米（おくま）と釜をいただく

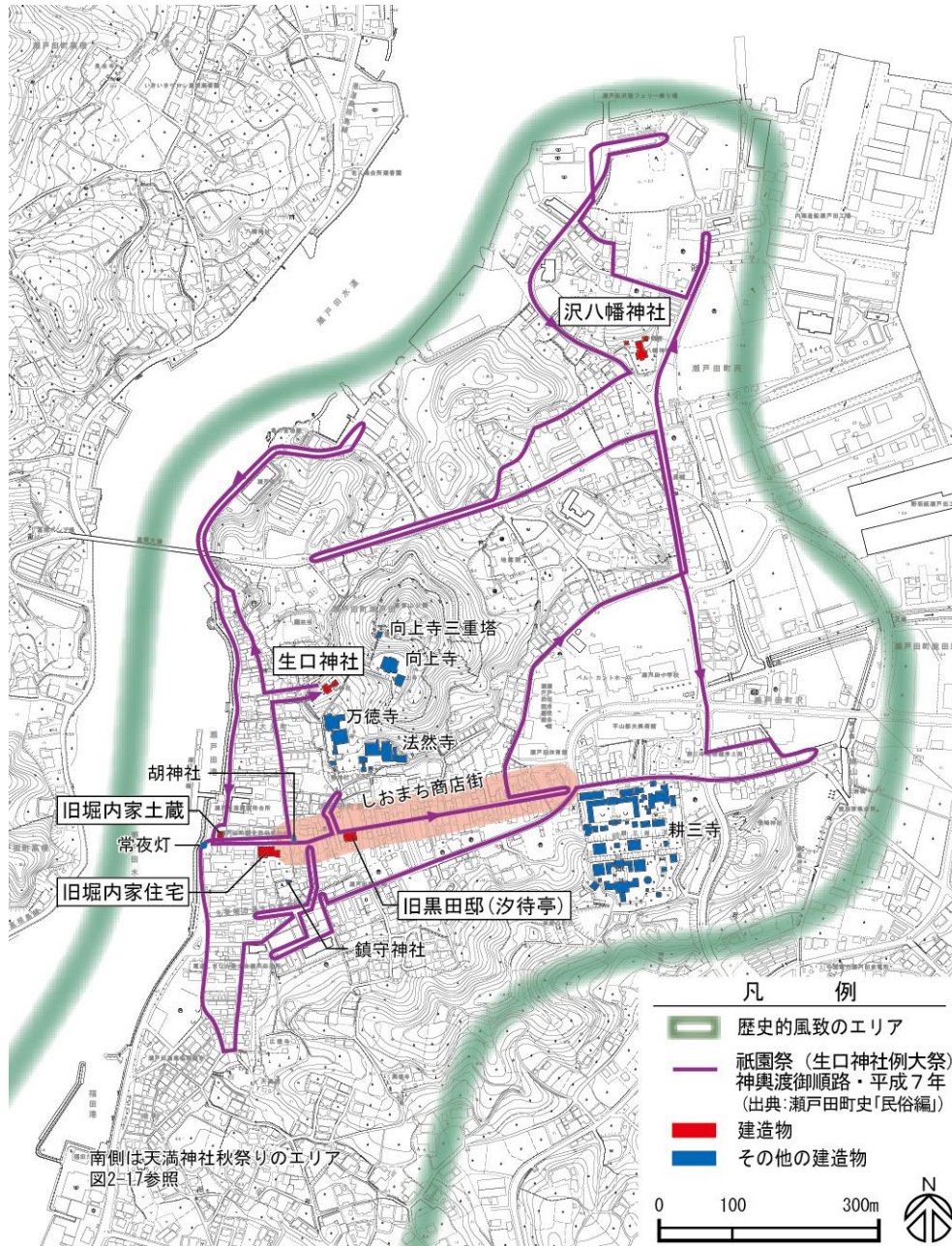


図 2-16 港町瀬戸田の街並みと祭礼行事（生口神社と祇園祭）の歴史的風致エリア

②-2 天満神社と神幸祭

【建造物】

天満神社

天満神社は、瀬戸田水道南口近く、街並みの南側の小高い丘にあり、社殿、参道とも瀬戸田水道に正面を向いている。

『豊田郡誌』（昭和10年）には、「沢信勝が長和元年（1012）、京都北野天満宮より勧請し、大正元年（1912）に社殿を改築拡張した」との記載がある。本殿は、一間社切妻造、妻入、銅板葺きである。「天神さん」とも呼ばれ、菅原道真公が祭神である。

境内には、天保3年（1832）銘のある狛犬や万延2年（1861）銘のある標柱などがあり、花崗岩製で尾道石工の製作である。



天満神社（左：拝殿など、右：参道の石段）

【活動】

神幸祭

神幸祭は、現在では10月中旬の土曜日に行われている。その前後が準備や片づけである。

神幸祭の当日は、集会所での食事づくりから始まる。朝9時には天満神社の境内に、背中に梅鉢の紋の入った白いハッピー姿の関係者が集合し、互いに「おめでとうございます」と挨拶を交わす。9時半頃から祭が始まる。神輿に御神体を移し、10時に宮出しが行われる。2台の子供神輿を先に境内におろし、その後大人神輿をおろし、境内で練ってから、大人神輿、子供神輿の順で急な石段をおりて、町中に向かう。子供神輿は、幼児の担ぐ小神輿と小学生の中神輿があり、小神輿は午前中で終わる。神輿の渡御の途中では、サカムカエ（接待する家）で飲食等の接待を受ける。昼は集会所に帰って昼食をとる。



神幸祭の神輿の宮出し



しおまち商店街（本通り）の渡御

午後からも大人神輿と中神輿は町中を渡御し、薄暗くなった午後6時過ぎに天満神社の階段下まで帰り、休息してから、石段を登り境内に入る。境内では、宮入に備えて大トンドが焚かれる。大人神輿と中神輿が境内で練った後、宮入する。その際、神輿の担ぎ手の前に、氏子が入り込み、押し合いながら宮入させまいと、阻むところが見せ場である。最後は、先に帰っている小神輿を含め、3基の神輿が拝殿に安置され、担ぎ手や氏子が参拝する。その後、宮総代等が参列する中、神職がご神体を本殿にもどし、神輿を拝殿の右側端に寄せて神幸祭は終わる。

このように、祇園祭と神幸祭は、港町瀬戸田の寺社や民家、多くの小路を進み、歴史的建造物を舞台や背景に、町民一体となって盛り上がりを見せる。



天満神社境内での神輿練り



宮入を阻む押し合い

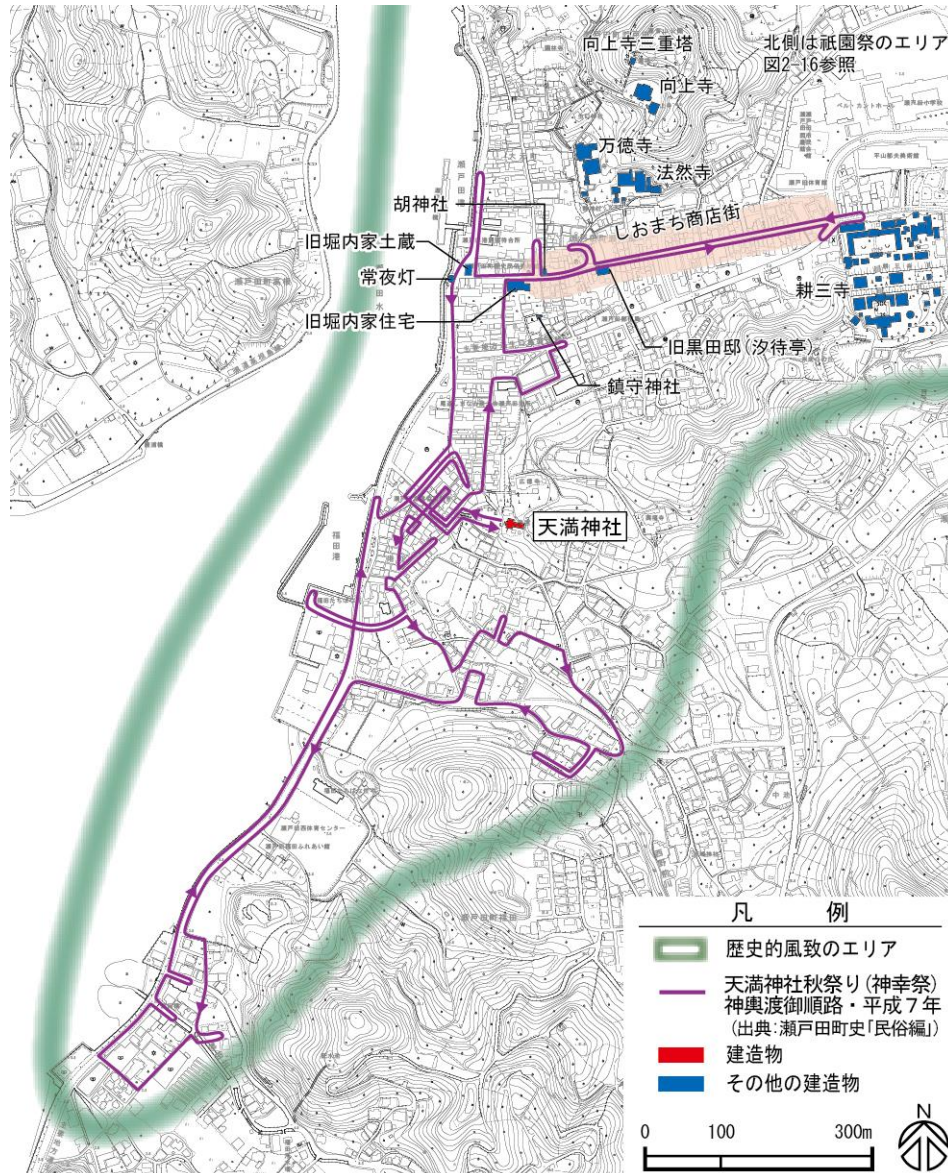


図 2-17 港町瀬戸田の街並みと祭礼行事（天満神社と神幸祭）の歴史的風致エリア

まとめ

瀬戸田水道は、瀬戸内海の中央部に位置するという立地性と合わせて、天然の良港かつ海上交通の要衝としての役割を備えるとともに、地域の経済と生活の基盤となり、街並みの形成・発展にもつながった。

港町瀬戸田の街並みは、海運業や製塩業による経済基盤を背景に、旧堀内家住宅、旧黒田邸などの商家、旧堀内家土蔵など海運業の蔵、そして生口神社や天満神社などの神社や寺等によりつくられてきた。潮音山に建つ中世の向上寺三重塔が景観を象徴する中、その麓では、近世・近代の建造物や路地（小路）が風情を高め、また、あちこちに見ることができる小祠により、暮らしの中に信仰や祈りが息づいていることが見てとれる。

このように、中世の町割が残り、近世や近代に骨格が形づくられた港町の街並みと瀬戸田水道を舞台や背景に、地域の人々が支え合い・助け合いながら、子供から大人までが担い手となって祭礼を行い、継承し、歴史的風致が形成されている。

(5) 茶園文化が息づく歴史的風致

はじめに

江戸時代の尾道は、西国街道や銀山街道の宿場町、北前船の寄港地として発展した商業の中心地であり、物資の集約地でもあった。また、それらを扱う商人が町を形成し、町を運営していた。そういった商人の中から、多くの土地を所有した豪商が生まれ、商人の文化が花開いた。

商人たちは、邸宅に、あるいは風光明媚な場所を選び、茶室や庭園をつくってきた。尾道では、そのような庭園は茶園と呼ばれ、平地に限らず、斜面地にも茶園がつくられ、港町の景観の基礎が生まれた。茶の文化は、文化人でもある商人により、美しい景観とともに、名水がある尾道で生まれるべくして生まれた文化であるといえる。そうした茶園には、頼山陽、田能村竹田、浦上春琴、亀山夢研などの文人墨客が多く訪れ、交流を深めている。

また、古くから名水があった尾道には、数多くの井戸が現在でも残っている。文禄元年(1592)に豊臣秀吉が九州から大坂への途中、尾道に立ち寄り、当時の豪商である笠岡屋(小川氏)に泊まり、小川氏は名水である柳水井の水で茶を献上したと伝えられる。

正念寺境内にある延命井は、尾道の名水として知られ、西国街道沿いにあった近世には、街道を行き交う人々が堂宇で足を休め、湯茶の接待を受ける習わしがあり、防地の茶室として親しまれた。現在でも名水として市民に愛されており、人々が街道を往来する光景を感じさせる貴重な遺構である。



延命井 (正念寺)

こうした財力と素晴らしい景観、名水といった要素があり、港町尾道の茶の文化は繁栄したと考えられる。茶の文化の痕跡は、現在も残る庭園や茶室、古文書の他に、出土品でも確認することができる。尾道遺跡は、港町尾道の遺構が残る港湾遺跡であるが、ここからは、水琴窟が発見された庭園跡や商家跡からは中国製青磁・白磁、瀬戸焼、備前焼、常滑焼、天目茶碗といった茶の湯に使用されたと考えられる陶磁器が多数出土しており、茶の文化の名残をみることができる。

明治時代以降にも廻船等の海運業や商工業の発展、山陽鉄道の開通、多くの銀行の設置等、金融と商工の中心地として発展し、多くの実業家たちが活躍していた。そうした中で、尾道三山の斜面地にも多くの和風住宅や和洋折衷住宅(群)が建設され、特に庭園や茶室が付属する別荘や邸宅も建てられた。この庭園や茶室が付属する別荘や邸宅を尾道では「茶園(さえん)」と呼び、実業家や文化人の茶道を通じた交流の場であった。これは江戸時代の豪商たちの茶園文化に続くものとして、尾道独特の文化交流の歴史であるといえる。

【建造物】

ア 浄土寺露滴庵

「露滴庵」は、三畳台目の席に水屋と後補の勝手を付属させた茶室で、重要文化財である。豊臣秀吉が伏見城(桃山城)内に建てた茶室を、京都・本願寺を経て移転したものと伝えられ、文化11年(1814)、浅野藩と関わりの深い商人である向島の天満屋富島家が寄進した



浄土寺茶室「露滴庵」(重要文化財)

(『浄土寺阿弥陀堂ほか修理報告書』1978)。いわゆる織部好みおりべの風格のある建物である。

なお、庭園については、浄土寺所蔵の庭園古絵図ちくていにより、文化3年(1806)正月中旬の築庭とされている。築庭者は雪舟流派はせがわせんりゅうの長谷川千柳である。浄土寺庭園は、国宝指定の境内の一角に背後の山肌を利用して造られ、東を方丈、西を露滴庵、南を庫裏・客殿に接しており、各所からその絶景を眺めることができる。また、庭園とこれらの江戸時代後期に建てられた建造物群が一体的な空間を醸し出している。



浄土寺庭園 (名勝)

イ 爽籟軒茶室「明喜庵」

江戸時代の豪商・橋本吉兵衛の別荘であった「爽籟軒」は、当時の豪商の繁栄を物語る文化遺産である。今では市街地に囲まれているが、当時は海に面し、船着場まである広大な敷地の別荘であった。

爽籟軒の中にある茶室の「明喜庵」は京都山崎にある千利休が建てた国宝「妙喜庵待庵」みょうきあんたいの写しとされ、妙喜庵待庵写茶室(2畳隅炉)、6畳水屋付き和室、4畳半茶室の3室の構成で嘉永3年(1850)に創建され(部材への墨書銘による)、市重要文化財に指定されている。



爽籟軒茶室「明喜庵」

また、市の名勝に指定された庭園は指定面積 858 m²で、築庭者は定かではないが、築庭時期は近世末から近代につくられたもので、南北に分かれて意匠が異なり様々な手法で築かれている。

橋本氏は港町尾道において新開の埋立など港の形成に深く関わっており、尾道を代表する財界人であり、頼山陽や菅茶山、田能村竹田、本因坊秀策ほんいんぼうしゅうさくといった文人墨客と交わった文人でもあった。そのような交流には、爽籟軒が大きな役割を果たしたと考えられ、爽籟軒は、江戸時代の尾道の文化交流の場であった。

ウ 旧島居氏別荘(出雲屋敷)

旧島居氏別荘(出雲屋敷)は、千光寺山南斜面地の千光寺道沿いに位置する。主屋と離れた茶室があり、敷地を囲むように下段が石垣の漆喰塗り土塀がある。主屋は、木造2階建て入母屋造、妻入りの屋敷であり、1階と2階に茶室がある。(『尾道市歴史的建造物及び町並み調査報告書』2009)によれば、江戸時代の建築に近代以降増築が認められる。伝承では、主屋は江戸時代に出雲藩の別邸として使用されていたと伝わる。



旧島居氏別荘(出雲屋敷)

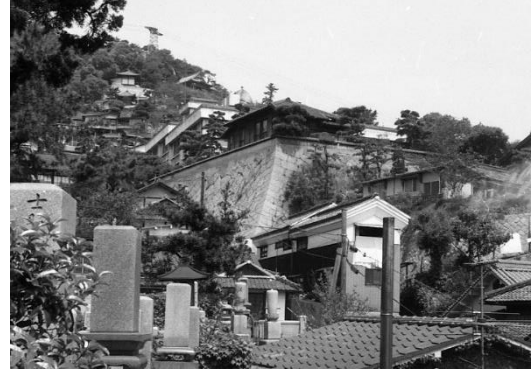
現在は民間事業者により、貸宿として新たに活用されている。

エ 旧天野春吉別邸・新道アパート（現・LOG）

LOGは、大正時代に建設された茶園である天野春吉氏別邸の跡地にある。別邸の痕跡は庭園の一部と千光寺新道脇に高くそびえる石垣（通称 天春の石垣）に見ることができる。別邸にはその後、昭和38年（1963）（尾道市家屋台帳）に鉄筋コンクリート4階建ての新道アパートが建設され、現在は改修されホテルを併設する複合施設として活用されている。千光寺新道、そして尾道を代表する景観スポットとなっている。



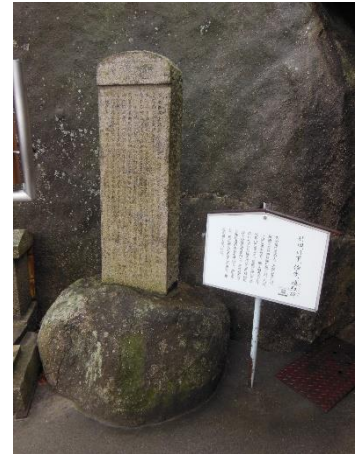
旧天野春吉別邸・新道アパート（LOG）



昭和30年代の天春の石垣

オ えい紅碑

千光寺境内の鐘撞堂北側に建つ、天保5年建立の石碑（刻銘）である。藪内流の内海自得齋や田能村竹田、橋本吉兵衛、亀山夢研らが千光寺に登り、花瓶に花を挿して楽しみ、残花を千光寺の玉の岩の基に埋めて、詩を読み、それを刻んだ碑を「えい紅碑」として建立し残存している。高さ1.4mの花崗岩製の石碑である。



えい紅碑

カ 茶園

この他にも、尾道には、茶室や庭園が数多く残っており、中でも柳陰亭は、千光寺山南斜面にある江戸時代後期につくられた庭園（『尾道市歴史的建造物及び町並み調査報告書』2009）で、旧出雲藩屋敷と伝えられる場所に所在する。明治時代に島居氏の別荘となり、自然の地形を利用した素朴なつくりの庭園となっている。また、亭内にある聴松庵は、三畳台目の茶室で江戸時代の建築（『尾道市歴史的建造物及び町並み調査報告書』2009）と考えられる。土足庵は、明治末期の建築と伝えられ、2階建ての珍しいつくりである。それぞれ、島居氏の本宅にあったものをこの地に明治時代に移設したものである。

静観園は、江戸時代後期の商人である住屋（内海氏）によってつくられたが、現在は残っていない。当主であった内海自得齋（内海助三郎）は、藪内流の宗匠として、多くの文人墨客と交わり、現在でも残る遺構として、頼山陽が揮毫し、天保年間に内海自得齋が建てた「往来安全」碑（『郷土の石ぶみ』1973）がある。

この他に、すでに所在地が不明となっているが、史料に名前がでてくる茶園が数多くある。また、茶室や庭園が付随する寺院もあり、浄泉寺や持光寺、慈観寺等では、現



頼山陽遺墨
「往来安全燈籠」

在も茶会が催されている。

また、港町尾道には、商人の邸宅内や斜面地及び埋立地に茶園がつけられている。

宝暦年間(1751～1764)には、千光寺山の東斜面に金屋(熊谷氏)が挹翠園ゆうすいえんをつくり、茶室を開いている。挹翠園は現在でも滝跡や井戸、築山の一部が残っており、頼山陽「遊挹翠園記」等の史料にもみられ、発掘調査により、素焼きの茶器が多数出土していることから、茶の湯がさかんに行われていたことがうかがえる。

このように、尾道の茶園は、近世から近代にかけて、尾道水道や島々を望む斜面地や街道沿いに形成された。特に、千光寺山南側斜面地や長江通り(旧出雲街道)沿いの斜面地、レンガ坂周辺、浄土寺山斜面地、尾道水道沿いなどである。それぞれの立地と地形、そして、趣向をこらした建物と庭園を伴う茶園は、現在の尾道の特徴的な街並みの形成に寄与している。



爽籟軒庭園(尾道市名勝)



持光寺



挹翠園跡調査風景

表 2-3 近世・近代の茶園一覧(近代は『尾道案内』(大正4年)より抜粋)

番号	名称	年代	場所	備考
1	浄土寺庭園 茶室露滴庵	文化11年	東久保町	(現存)
2	爽籟軒庭園・茶室明喜庵	嘉永3年	久保二丁目	(現存) 橋本氏
3	柳陰亭 茶室聴松庵	江戸時代	東土堂町	(現存) 島居氏
4	静観園	江戸時代	東久保町	内海氏
5	挹翠園	江戸時代	長江一丁目	(現存) 熊谷氏
6	柏原貞助氏別荘	明治～大正時代	久保町防地	
7	大藤忠兵衛氏別荘	明治～大正時代	長江山城戸	(現存)
8	橋本陽三郎氏別荘	明治～大正時代	久保町筒湯	
9	中尾彦助氏別荘	明治～大正時代	東土堂町天寧寺上	(現存)
10	小西庄蔵氏別荘	明治～大正時代	久保町川端	
11	小西退蔵氏別荘	明治～大正時代	土堂町中濱	
12	西原善平氏別荘	明治～大正時代	久保町れん木坂	
13	宮本市助氏別荘	明治～大正時代	土堂町千光寺道	
14	山本利七氏別荘	明治～大正時代	久保町丹花	
15	坂井善兵衛氏別荘	明治～大正時代	土堂町天寧寺横	(現存)
16	渡瀬徳兵衛氏別荘	明治～大正時代	長江山城戸	
17	児玉喜兵衛氏別荘	明治～大正時代	久保町れん木坂	(現存)
18	稲田伊兵衛氏別荘	明治～大正時代	長江山城戸	(現存)
19	高富正七氏別荘	明治～大正時代	久保町新地海岸	
20	天野春吉氏別荘	明治～大正時代	土堂町信行寺上	(現存) 旧亀山家別荘
21	吹拳半兵衛氏別荘	明治～大正時代	久保町新地海岸	

【活動】

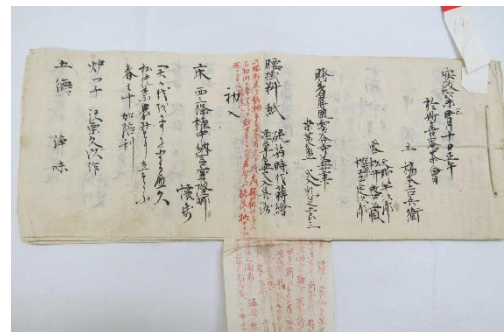
茶会

【茶会の歴史】

江戸時代の尾道には、多くの豪商をはじめとした文化人がいて、茶道も盛んであった。それは、茶園での茶会が文化交流であり、商談の場でもあったからであろう。

また、瀬戸内海有数の港町として、人・物・財が集積していた尾道には、早くから各流派の伝播があり、多くの豪商たちがその文化を育んだ。代表的な茶人として、藪内流の内海自得齋がいる。内海自得齋は住屋（内海）助三郎といい、多くの門人がいた。当時の一流の文化人であった頼山陽、田能村竹田、浦上春琴、橋本竹下（吉兵衛）などと交わり、天保5年（1834）には田能村竹田、橋本吉兵衛、亀山夢研らと千光寺に登り、「えい紅碑」を建立した。

安政6年（1859）の橋本家文書「明喜庵茶会」は、当時の爽籟軒での茶会の様子がうかがえる貴重な資料である。茶席の主を当主橋本吉兵衛がつとめ、客として天野半次郎、松井啓蔵、京都 柗屋定次郎を招いている。そして、茶道具や当日の抹茶、料理を記録しており、当時の豪商や文化人の交流の様子が分かる貴重な資料である。



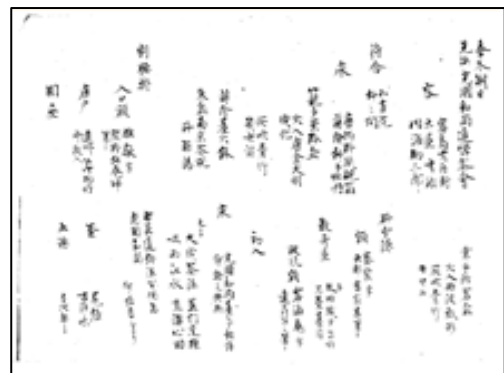
妙喜庵茶会

江戸時代後期には尾道で速水流や藪之内流が盛んになり、多くの門人が生まれた。豪商天野半次郎、島居儀右衛門、明治時代には大藤忠兵衛、寺院では千光寺住職の多田実圓がいる。同じく浄土寺や雲晴寺も門人であった。速水流宗匠の速水宗寛、宗汲は、尾道に出向き、幕末から明治にかけて多くの門人を指導している。それは、天野家文書の「茶事録」「茶秘録」「茶事順会録」に記録されている。文久2年には茶事が24回開催され、橋本吉兵衛、亀山元助、児玉喜三、松井啓蔵、浄土寺、雲晴寺などが席主となって交流している。尾道の茶人たちは、流派にこだわることなく、また、飯後の茶事を好んでいることが茶会記録から読み取ることができる。

安政5年（1858）の「養壽院宗達居士五十年忌追善茶湯飯後会譜」（青木茂旧蔵文書）には、浄土寺、光明寺、雲晴寺らの他に雲州（出雲藩）からも招かれている。

さらに明治38年（1905）には、上記の中尾彦助氏別荘で、門人の天野嘉四郎他22名を招いて還暦祝賀茶会が催されている。

大正7年（1918）の「東都茶会記」では、爽籟軒に賓客を招き、茶会が行われている様子が書かれている。そこには爽籟軒庭園の詳しい記述もあり、「午後2時頃单身尾道なる橋本氏の別荘爽籟軒を訪へば、門内の蒔砂に箒目の正しく印したるも清々しく、・・斯くて爽籟軒を一覽し了りて目を庭前に移せば、老松槎牙として枝を交へ、飛捨石の壮大なる、石灯籠の奇古なる、固より凡作に非ざれば、直ちに下り立ちて巡覽せしに、是れは当地に程近き某寺の住職、木翁と云へる真宗僧の築造せしものにて、彼は築庭上一隻眼ありし者の如く、樹石の配置頗る我が意を得たるものあり。」とある。大正時代には、尾道高等女学校



養壽院宗達居士五十年忌追善茶湯飯後会譜（青木茂旧蔵文書）

（現・広島県立尾道東高等学校）の茶道部が裏千家を採用し、その後に裏千家の活動が尾道でも盛んになった。現在も、「制服の茶会」として高校生により茶会が行われている。

【現在の茶会】

こうした庭園や茶室と茶の文化は、現代に至るまで脈々と受け継がれており、年間を通じて茶会が催されている。尾道では、港町の発展と合わせて豪商が生まれ、茶室や庭園のある邸宅等がつくられ、これらのうち現在も残っているものが多数ある。そうした茶室や庭園を利用し、一般の人や観光客も参加できる茶会が、流派を問わず開催されている。



秋の茶会（浄土寺）

具体的には、浄土寺「露滴庵」や爽籟軒茶室「明喜庵」、西國寺、浄泉寺、持光寺、慈観寺等では、茶室をはじめとした歴史的建造物を利用して、それぞれにおいて各流派の茶会が催されている。これらの茶会は市民や観光客も参加できる人気が高い行事である。

尾道市文化協会が主催する「尾道小径散策 秋の茶会」は、市内各所（浄土寺、西國寺、浄泉寺、慈観寺、^{みょうせんじ}妙宣寺など）で行われる。千光寺公園や尾道駅前緑地などを利用した春の「さくら茶会」、市内高校茶道部による「制服の茶会」等、様々な場を利用した催しもある。

特に千光寺公園や尾道駅前緑地などの屋外での茶会では、着物姿の参加者により華やかな雰囲気を感じることができ、また、茶会ごとに季節と文化を感じることができる。

【茶会に関する産業】

このような年間を通して行われる伝統的な茶会では、尾道に伝わる和菓子や茶器が使用される。尾道には、「菊寿堂」などの和菓子屋、^{いまがわぎよくこうえんちやほ}「今川玉香園茶舗」、^{ふじわらちやほ}「藤原茶舗」などの茶器も取り扱う茶舗があり、尾道での様々な茶会で使用されている。

菊寿堂は、明治18年創業の和菓子屋で、現在でも四季折々の和菓子を製作し、茶会でも供されている。明治28年発行の『備後尾道名所案内記』にも御菓子司処菊壽堂として広告が掲載されている。菊寿堂では、毎年、年中行事や茶会にあわせて、四季折々の和菓子を製造販売している。春はさくら餅、草餅、夏はわらび餅、水饅頭、秋は亥の子餅、新春の花びら餅など、季節を彩る和菓子が店先に並ぶ。季節ごとの和菓子店のディスプレイと併せて、茶会の参加者だけでなく、多くの市民も和菓子を通じて四季の移り変わりを感じることができる。



正月の和菓子（花びら餅）



桜の季節を彩る和菓子

季節の移り変わりを示す尾道伝統の和菓子として、「ふなやき」がある。ふなやきは、小麦粉を水でこねて、その生地を鉄板の上でクレープ状に焼き、それに餡子を包んだ素朴な和菓子である。ふなやきは、「旧暦6月1日に食べると夏病みをしない」と言い伝えられ、現在でも初夏を彩る和菓子として茶会等でもだされている。『尾道志稿』には、6月1日の風習として、ぼた餅に氷餅を添えて神棚に供えることが記録されており、こうした風習がふなやきの文化につながっていったと考えられる。現在でもふなやきが和菓子店の店先に並んだり、茶会で茶菓子として出されると、尾道の初夏の風情を感じることができる。



ふなやき

また、同じく伝統的な和菓子である「鯨羊羹」は、錦玉羹きんぎょくかんに粉末の利尻昆布を混ぜ込んだ上部の黒い部分と、道明寺糰どうみやうじほししい（もち米）でできた下部で鯨の皮下脂肪を表現した和菓子である。この鯨羊羹は、元々尾道の田沼清甘堂が制作し、尾道市製品品評会で金牌を受賞した明治34年の賞状が残されている。近年は御菓子司中屋が引き継ぎ、尾道を代表する和菓子として1年を通して親しまれた。

このように、市内の和菓子店で四季折々の和菓子が製造販売されて、多くの市民が尾道の四季の和菓子を楽しんでいる。

茶器やお茶を販売する茶舗では、明治11年創業の今川玉香園茶舗がある。ここでは、全国のお茶や尾道の料理の味に沿うように合組ごうぐみ（ブレンド）された茶葉、茶会に用いられる抹茶だけでなく、茶盃ちやわんや茶杓、掛軸などの茶道具、美術品も販売している。また、江戸後期～明治時代の土蔵（『尾道市歴史的建造物及び町並み調査報告書』2009）において、定期的に茶会やお茶のイベントも行われている。

同じく、茶舗として大正2年創業の藤原茶舗がある。こちらでもお茶の販売だけでなく、茶碗や茶杓などの茶道具、掛軸などの美術品も取り扱っており、多くの茶会でも使用されてきている。また、茶道具（夏茶碗・冬茶碗など）や美術品のディスプレイ展示により、多くの市民が季節の変化を感じることができる。

こうした、伝統ある和菓子屋や茶舗のある尾道では、近世から近代、そして現代にいたる多くの茶会が当時の文化人や商人、そして市民などによって尾道の伝統文化として継承されてきている。

まとめ

尾道には、近世から続く茶園文化が、今も脈々と受け継がれている。それは、尾道が瀬戸内を代表する港町であり、商業都市として発展することで、多くの豪商や商人が生まれ、彼らの交流の場として、文化活動の拠点として茶園文化が育まれてきたことによる。

また、そうした人・物・財が集まる商業都市ゆえに、様々な流派の茶道が入ってきていたことも、茶園文化が育まれた一つの要因である。裏千家、表千家の他にも上田宗箇流、速水流、藪内流などの流派が次々に尾道に伝わり、現在でもそれらの流派による茶会が行われている。そして、その茶会の会場は、寺



露滴庵茶会

院の茶室や茶園内の茶室の他にも、千光寺公園や尾道駅前緑地などの屋外でも行われ、気軽に誰でも茶会に参加でき、露滴庵などの指定文化財である茶室で茶会を開くこともできる。さらに、市街地内には、お茶や茶道具、和菓子等の店舗が多数あり、お茶の文化を支えている。

このように尾道では、各所に茶室や茶園等があり、多様な形で茶会が開かれ、また、家庭でも茶をたしなむ習慣があることから、人々の活動（茶会への参加、買い物等）を通じて茶の文化を感じることができ、これらが中世から続く港町の風情（市街地等）と相まって、茶園文化が息づく歴史的風致を形成している。

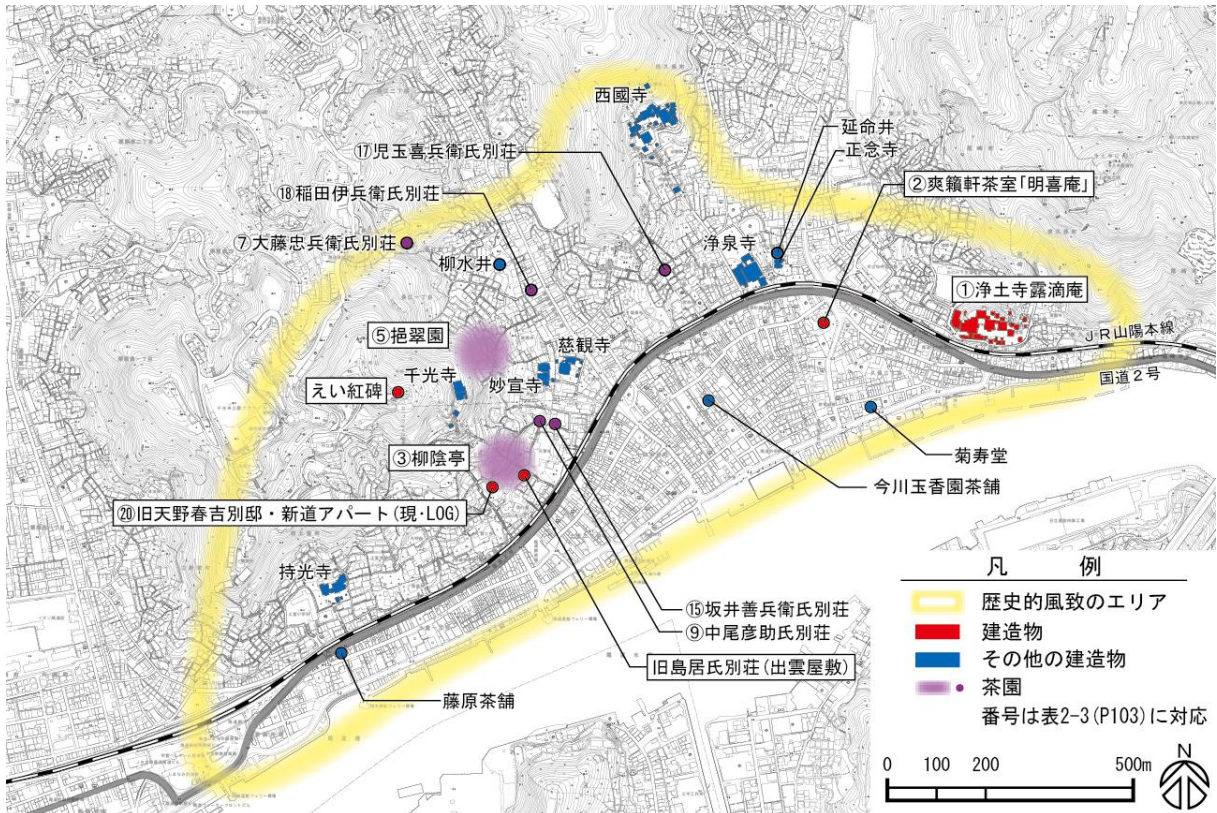


図 2-18 茶園文化が息づく歴史的風致エリア

(6) 港町や農山漁村の祭礼行事が彩る歴史的風致

はじめに

本市においては、多くの祭礼行事が継承されており、「文化財総合的把握モデル事業（平成20年度～22年度）」における調査等を通じて、主なものだけでも50件近くを把握している。そのうち24件については県及び市指定無形民俗文化財となっている。

その約50件のうち、鉦太鼓おどりが9件、神楽が16件と本市の無形の民俗文化財の中で多くを占めている。特に神楽は浦崎町に8件が集中している。

上記の調査において、祭礼行事が港町や農山漁村のそれぞれの地域の特性と密接に関係していることが明らかとなった。港町の祭礼行事としては、祇園祭や住吉祭のような港町の商人文化によるものであること、農山村の祭礼行事としては、鉦太鼓おどりのように雨乞いの踊りに由来していることや神楽のように豊作を祈念することに由来するなど、各地域の歴史と産業に密接に関わっている。漁村でも、大漁や海上安全を祈念する鉦太鼓おどりや管弦祭、曳舟神事など、地域の特性に由来するものが多い。

その中で、鉦太鼓踊りと神楽は、市内全域に点在し、丘陵地帯、島しょ部、沿岸部など、地域の特性をよく表しており、それぞれの項目でその特徴を取り上げることとした。

表 2-4 尾道市内の鉦太鼓おどり及び神楽一覧

番号	分類	種別	名称	所在地	備考
1	鉦太鼓おどり	県無形民俗文化財	太鼓おどり	尾道市正徳町	吉和太鼓踊保存会
2		県無形民俗文化財	みあがりおどり	尾道市御調町	御調郷土芸能保存会
3		県無形民俗文化財	小味の花おどり	尾道市原田町	小味組花踊保存会
4		県無形民俗文化財	木ノ庄鉦太鼓おどり	尾道市木ノ庄町市原	木ノ庄東地区民芸保存会
5		県無形民俗文化財	棕浦の法楽おどり	尾道市因島棕浦町	棕浦法楽保存会
6		未指定	外浦の法楽おどり	尾道市因島外浦町	
7		未指定	栗原鉦太鼓おどり	尾道市栗原町	
8		未指定	久山田鉦太鼓おどり	尾道市久山田町	
9		未指定	矢立慈雨おどり	尾道市向東町	
10	神楽	市民俗文化財	田熊神代神楽	尾道市因島田熊町	田熊神代神楽保存会
11		県無形民俗文化財	神楽	尾道市御調町	御調郷土芸能保存会
12		県無形民俗文化財	名荷神楽	尾道市瀬戸田町名荷	名荷神楽団
13		市民俗文化財	神楽	尾道市山波町	山波神楽団
14		県無形民俗文化財	中庄神楽	尾道市因島中庄町	中庄八幡神社十二神祇神楽保存会
15		未指定	浦崎上組神楽	尾道市浦崎町	
16		未指定	浦崎下組神楽	尾道市浦崎町	
17		未指定	浦崎海老神楽	尾道市浦崎町	
18		未指定	浦崎戸崎神楽	尾道市浦崎町	
19		未指定	浦崎高尾神楽	尾道市浦崎町	
20		未指定	浦崎満越神楽	尾道市浦崎町	
21		未指定	浦崎灘神楽	尾道市浦崎町	
22		未指定	浦崎新田神楽	尾道市浦崎町	
23		未指定	百島神楽	尾道市百島町	
24		未指定	太田神楽	尾道市高須町	太田神楽保存会
25		未指定	原田神楽	尾道市原田町	原田神楽保存会

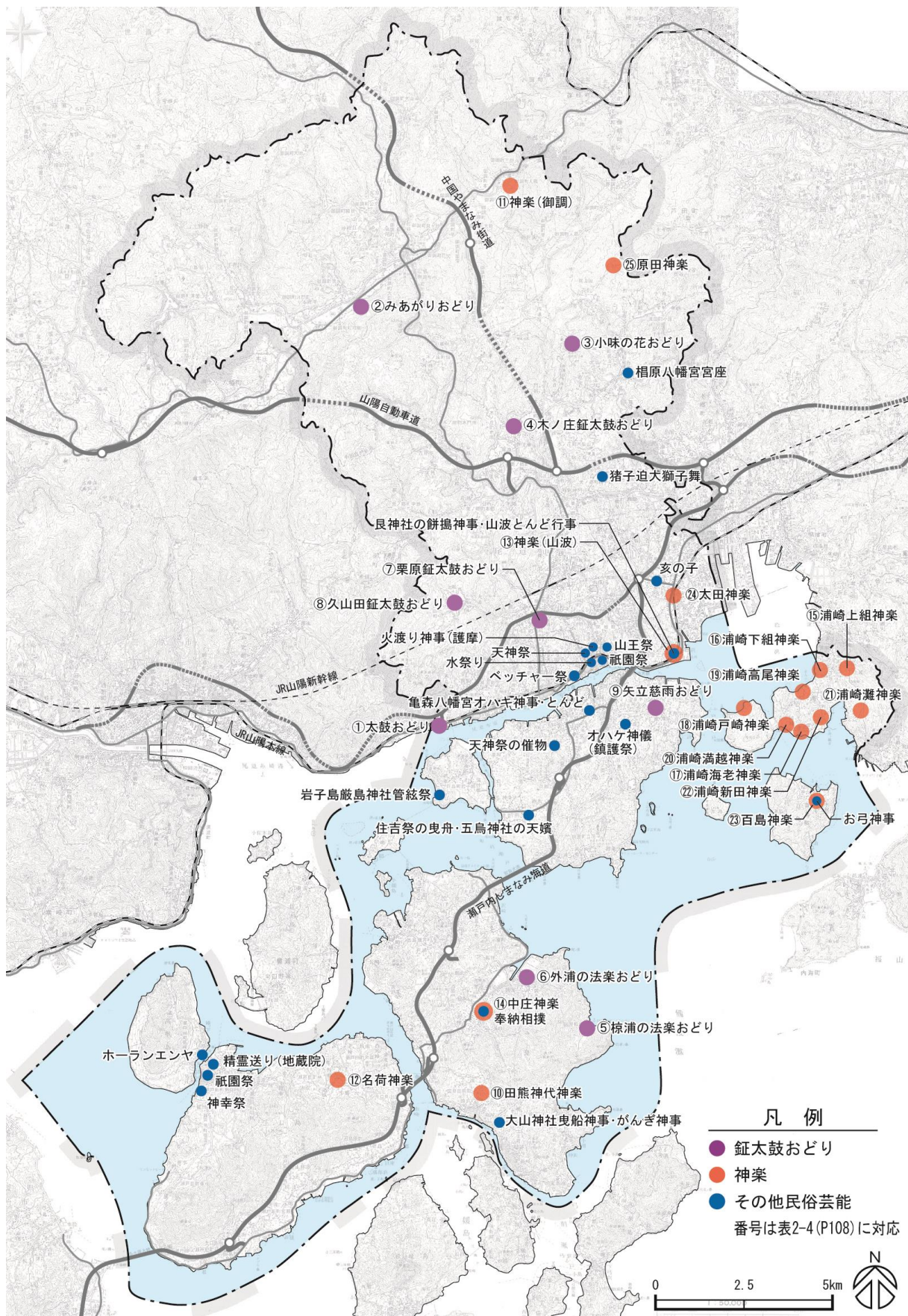


図 2-19 尾道市の祭礼・行事分布 ※指定文化財及び文化財総合的把握モデル事業による調査

① 鉦太鼓おどり（風流）に関わる祭礼行事

鉦太鼓おどりは、鉦や太鼓を打ち鳴らしながら、様々に陣形を変えて踊る風流踊である。盆の供養や疫病除け、雨乞いなど、様々な目的で行われている。

市内には、因島^{むくのうらちょう} 椋浦町の椋浦の法楽おどり（広島県無形民俗文化財）、御調町のみあがりおどり（広島県無形民俗文化財）など、旧村単位で様々な由来や作法により、鉦太鼓おどりが分布している。

①-1 椋浦良神社と椋浦の法楽おどり

【建造物】

椋浦良神社

椋浦の法楽おどりの出発点である良神社は、『芸藩通志』^{げいはんつうし}（文政8年(1825)）によると承応2年(1653)に再造とある。拝殿は入母屋造^{いりもやぶくり}、棧瓦葺きで、明治25年(1892)と昭和3年(1928)の修理記録が残っていることからそれ以前の建築と考えられる。境内には、尾道市天然記念物のムクノキがあり、伝統を伝える古木である。

良神社から北東の海岸には、椋浦の常夜灯が建てられている。文化2年(1805)の年号と尾道石工の銘が彫られており、花崗岩製で基壇部には「波かえし」とよばれる特徴をもつ。



椋浦良神社



椋浦の常夜灯

【活動】

椋浦の法楽おどり

因島椋浦町では、毎年8月15日の夕方、「椋浦の法楽おどり」（広島県無形民俗文化財）が行われる。

江戸時代から、因島の村々や近隣の島々で行われていたもので、近年まで受継がれ、年中行事として行われているのはこの椋浦と外浦^{とのうら}だけである。踊りとしては単純であるが勇壮な姿が村上水軍の名残りとして往時を偲ばせる特異な催しである。

「法楽」は、村上水軍が出陣にあたり輩下の村々で戦勝祈願と士気を鼓舞するために行わせた行事が江戸時代に入り、信仰の行事として残ったものといわれている。

椋浦の法楽おどりは中庄町成願寺にある「法楽」の幡に記された記録箱の墨書に正保4年(1647)とあり、それ以前から行われていたことは間違いない。

村の若い男子が浴衣、はかま、たすき、はちまき^{てつこうきやはん}に太刀と扇子を持ち、幡を中心に輪になって太鼓、鉦に合わせ、「なむあみだぶつ」を唱えながら「とんだとんだ」で跳び回る。場所は、氏宮（良神社）を皮切りに大日寺、胡神社前、海辺の順に場所を変えて行い、最後は墓所^{らんどう}（卵塔）で新盆家の幡が加わっておどりの奉納が終わる。これに各種の幟が入り交り、最後の場所では「南無阿弥陀仏」の五色の幟が逆廻りで加

わる。棕浦では、これを行うのが若い男子に限られ、小さい集落で人数も少なく、伝承も容易でないが、受け継ぐものの責任と伝統の誇りを持って続けられている。



棕浦の法楽おどり



棕浦の海岸（干浜）での法楽おどり



図 2-20 棕浦の法楽おどりの場所とルート

①-2 高御調八幡神社とみあがりおどり

【建造物】

高御調八幡神社

高御調八幡神社の本殿は、^{さんげんしゃながれ}三間社流^{つくり}造・向^{こうはい}拝付（間口3間、奥行3間）の建築で、幣殿、拝殿、神楽殿、御供所等が附属社殿となっている。

参道の石段は201段を数える。境内には馬場があり、終戦直後まで草競馬が催されていた。石段下には、寛政十二年（1800）と尾道石工の銘がある花崗岩製鳥居が建てられている。



拝殿と本殿

【活動】

みあがりおどり

御調町では、御調川流域に昔から伝えられた鉦と太鼓の囃子のにぎやかな踊りがあり、これが「みあがりおどり」（広島県無形民俗文化財）である。

その起源については、鉦や太鼓それを撞つ「バイ」、途中の「なぜ踊り」で歌われる問答形式の歌の歌い方等からすると、田楽系統の踊りであり、その後、この踊りが「雨乞い踊り」として用いられたものだという説がある。

天保13年(1842)の「国郡志御用二付、郡辻書出帳写」（三原市図書館蔵）によると、そのころ雨乞いの願^{がんぼど}解きに、この踊りとともに「宿入」という「^{まるかなん}俄芸」が、丸河南村、丸門田村、市村、花尻村、植野村、大田村から高御調八幡神社に奉納されたという記録

がある。

境内には馬場があり、終戦直後まで草競馬が催されていた。

踊りは、集会所から旧街道を通り、高御調八幡神社の石段の下までくる。そこで、くじが引かれ、各地区の石段を登る順番が決まり、地区ごとに石段を登る。その後、境内でみあがりおどりが奉納される。

みあがりおどりは、五穀豊穡と土地の安穏を願う心から生まれた踊りであり、「かしら」といわれる踊りを中心として、鉦に合わせて足を高く上げ、強く地面を踏みしめつつ太鼓をうち、それを繰り返して円く巡る踊りである。



高御調八幡神社の石段を登る「みあがりおどり」の一行



鉦と太鼓が響き合う「みあがりおどり」

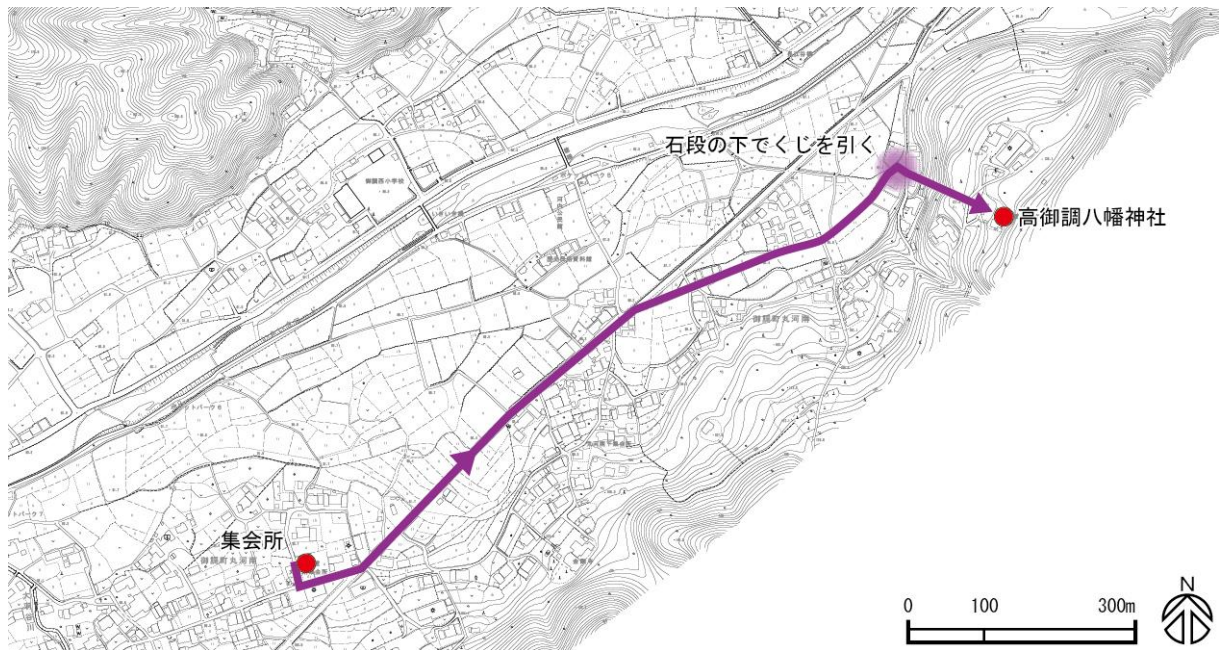


図 2-21 高御調八幡神社と「みあがりおどり」のルート

このように、市内各所で夏から秋にかけて神社等で鉦太鼓おどりが奉納されている。鉦太鼓おどりは、旧村単位での夏祭りや秋祭りで、地域住民の多くが参加して行われており、地域一体となる祭礼行事である。

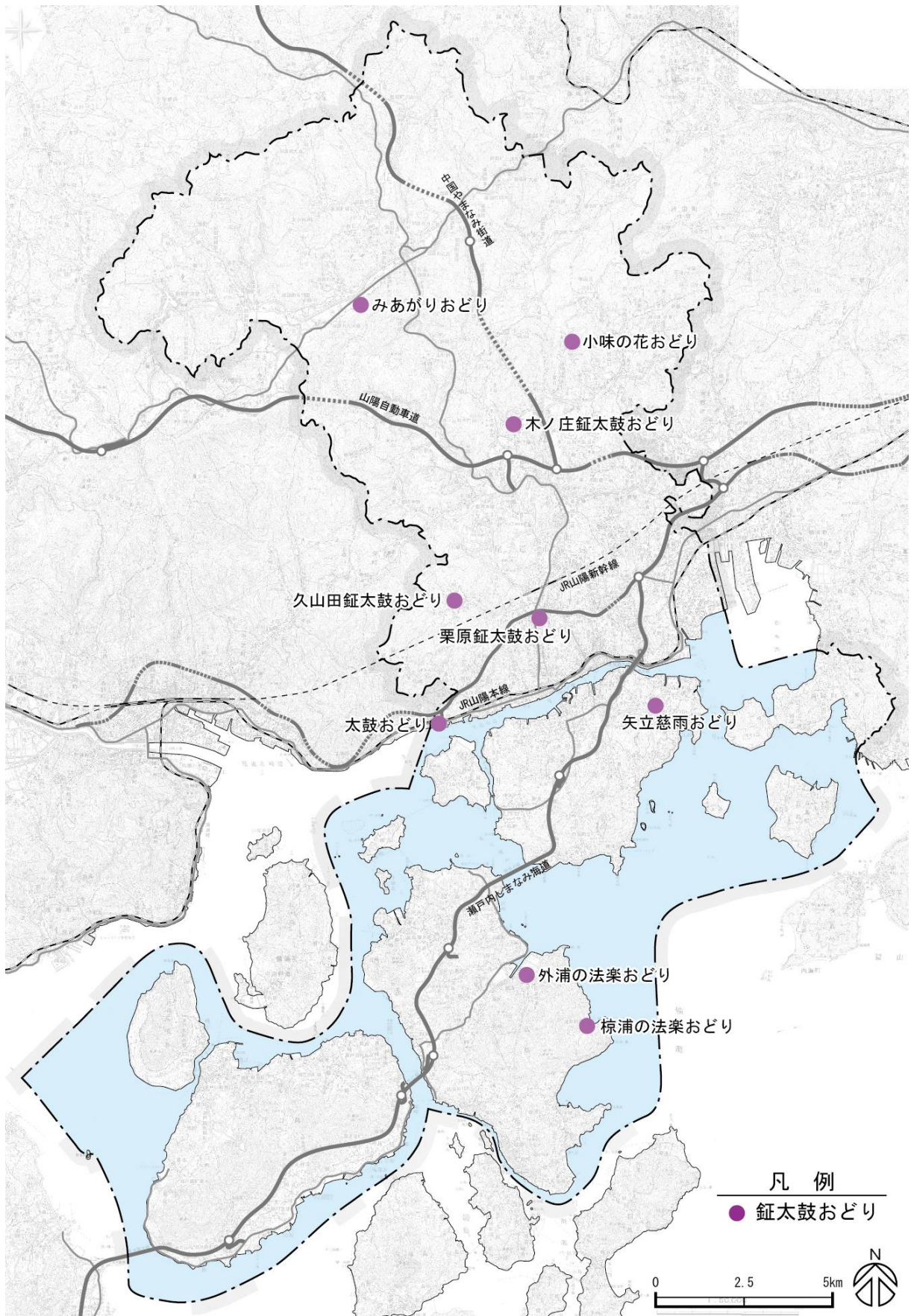


図 2-22 尾道市の鉦太鼓おどり

② 神楽に関わる祭礼行事

尾道市内には15以上の神楽団体があり、各地の神社で舞われている。大きく分ければ、芸予諸島に分布する神楽と山間部に分布する備後神楽に分類できるが、各地で様々な要素が盛り込まれながら、現在も盛んに行われている。

芸予諸島の神楽として、生口島の^{いくちじま}名荷神楽^{みょうがかぐら}（広島県無形民俗文化財）と因島の中庄神楽（広島県無形民俗文化財）と、田熊神代神楽^{たぐまじんだいかぐら}（尾道市民俗文化財）がある。

②-1 名荷神社と名荷神楽

【建造物】

名荷神社本殿

名荷神楽が行われる名荷神社は、長和4年(1015)の創始と伝えられ、室町時代に生口景守が社殿を造営している。現在の本殿は、明治後期の建築（広島大学名誉教授三浦正幸氏調査所見）で、三間社流造、銅板葺である。

名荷神楽は、名荷神社までの参道を通り、境内で奉納される。参道には、元治元年（1864）と尾道石工の銘がある標柱、安政6年（1859）の銘がある灯籠など、花崗岩石造物が多く残されている。



名荷神社参道



名荷神社本殿



名荷神社拝殿

【活動】

名荷神楽

名荷神楽は、いつごろから始まったかは定かでないが、現存する神楽本によれば「元治元年甲子秋八月吉日」（1864）とあり、舞台用の暖簾には「弘化三年」（1846）と記されていて、少なくとも江戸時代後期には行われていた。他にも古い衣装や神楽面が残されている。

名荷神楽は、もとは荒神舞と称して、明治初年までは四年に一度^{たくせん}託宣を伴う荒神社の式年の行事として、旧暦3月3日の桃の節句に生石神社の例大祭日（前日、当日、翌日と少なくとも3日間）に^{とうや}頭屋、神前で頭屋行事・行列・神殿入り・神事・神楽等が行われていた。

五穀豊饒・氏子繁栄・家内安全を願ってよい託宣があるまで何度も繰り返し舞われていたが、明治5年(1872)の太政官布告で神職の託宣行事が禁止され、それ以降氏子（民間）に移り、名荷地区内の6組による輪番制がとられるようになった。

名荷神楽として現在舞われているのは、神迎え・悪魔払・岩戸・仁天・四天・剣舞・^{さんぼうこうじんおんなわ}三宝荒神御縄^{おしきまい}・折敷舞・小弓・異国・八重垣・王子である。これらの演目の中でも三宝荒神御縄は珍しい。1本の縄を丸めて芯にし、赤紙を下に白紙を上に着せた人形にお神

酒を注ぎ、赤色のにじみ方で神意を伺うもので、託宣行事を伝える大変貴重な神楽舞が継承されている。



名荷神楽（三宝荒神御繩）



名荷神楽（悪魔払）

②-2 なかのしょうはちまんじんじや なかのしょうかぐら 中庄八幡神社と中庄神楽

【建造物】

中庄八幡神社（くまが はらはちまんじんじや熊笹原八幡神社）拝殿

中庄八幡神社の本殿は、三間社流造で正面には唐破風を取り付けている。社伝によると、文安5年(1448)に大江資弘が再建し、大正12年(1923)に改修したとされる。拝殿は、昭和11年(1936)に再建（『広島縣神社誌』1994）されている。境内には、天保7年（1836）と尾道石工の銘がある花崗岩製灯籠、文化14年（1817）と尾道石工の銘がある砂岩製狛犬など、多くの石造物が奉納されている。



中庄八幡神社拝殿

【活動】

中庄神楽

中庄神楽は、安政2年(1855)の着物鎧や安政7年(1860)の神楽台本が残っており、少なくとも江戸時代末期には行われていたと推測される。演目は、神迎、悪魔祓、大弓、四方堅、岩戸開等があり、毎年春と秋の中庄八幡神社大祭で奉納される。



中庄神楽（悪魔払）

②-3 たくまはちまんじんじや たくまじんだいかぐら 田熊八幡神社と田熊神代神楽

【建造物】

田熊八幡神社（きっこうざんはちまんじんじや亀甲山八幡神社）本殿

田熊八幡神社の本殿（「八幡神社本殿」尾道市重要文化財）は、天保6年（1835）に再建（棟札による）されており、三間社流造で正面には千鳥破風を取り付けるなど江戸時代の精巧な神社建築を伝えている。建築年代は、小屋束の墨書銘による。

境内には、文政3年(1820)の銘がある花崗岩製の狛犬など、江戸時代や明治時代の奉納石造物が多数残されている。



田熊八幡神社本殿

【活動】

田熊神代神楽

田熊神代神楽は、明治初期に三原から伝授されたと伝えられ、明治44年(1911)の神楽台本が残っていて、少なくともこの頃には行われていたと考えられている。演目は悪魔祓、神迎、手草、八重垣、四天舞等がある。

この他、山波神楽や太田神楽、浦崎町の神楽も、芸予諸島に分布する神楽に位置づけられる。

山波神楽は、明治初期に神楽太夫の佐島氏から舞を伝授されたと伝えられ、現在でも山波良神社で舞が奉納されている。題目には、悪魔祓、五郎王子、剣舞等があり、大人から子供まで楽しめる内容となっている。



山波神楽(牛若丸)



太田波神楽(神殿入)

浦崎町では、町内の8地区にそれぞれ神楽団体があり、毎年、10月第2土曜日には浦崎町の住吉神社で8団体が集まり、それぞれ神楽を披露し、大勢の観衆の中深夜まで演目が続く。また、その前後の時期に各地区の神社や公民館で舞が奉納される。演目は、悪魔祓や王子、剣舞等で、松永湾沿岸地域で行われている神楽と同様である。

文化15年(1818)の『備後国沼隈郡浦崎村風俗問状答』には、浦崎村で荒神神楽が舞われていることが記載されていて、少なくとも江戸時代後期には行われていたと推測されている。



浦崎の神楽(王子舞)

山間部に分布する備後神楽では、御調神楽（広島県無形民俗文化財）がある。内容は^{たぐさまい}手草舞、悪魔祓、折敷舞、三恵比須があり、荒神神楽の伝統をもち、切飾りも巧みで畳2枚の広さの中で舞う等の古型を残し、技術的にも優れた神楽である。特に折敷舞は、盆または刀身を持って回転したり、盃を乗せたりして舞う儀式舞である。



御調神楽（蛇舞）



御調神楽（御敷舞）

このように、市内各所で春から秋にかけて神社等で神楽が舞われている。様々な祭礼や数年に一度の式年祭で神楽が舞われ、市民に密着した民俗芸能であるといえる。神社での神楽は、地域の人々を一体化させ、神事としてだけでなく、娯楽として楽しむことで、大人から子供まで共有することができる行事である。

まとめ

市内の農山漁村では、各地で様々な民俗芸能、伝統行事が行われ、とりわけ鉦太鼓おどりと神楽は数が多く、農山漁村の生活と一体となった民俗芸能である。

鉦太鼓おどりは、神社だけでなく、農山漁村を巡る民俗芸能であり、村上水軍を偲ばせる棕浦の法楽おどりは、棕浦良神社と集落、海辺で、五穀豊穡と土地の安穏を願うみあがりおどりは、高御調八幡神社境内と田園集落で行われている。

また、神楽も、名荷神社や中庄八幡神社、田熊八幡神社の境内で行われるが、毎年の春季、秋季の例大祭で奉納されており、笛や太鼓の音、幟、賑わいなどから境内だけでなく、周辺の田園集落等からも、その様子をうかがい知ることができる。

このように鉦太鼓おどりと神楽は、本市の農山漁村を特徴づける民俗芸能であり、それぞれの地域の歴史を継承しながら、奉納される神社や周辺環境（集落、田園、海辺等）と一体となって歴史的風致を形成している。

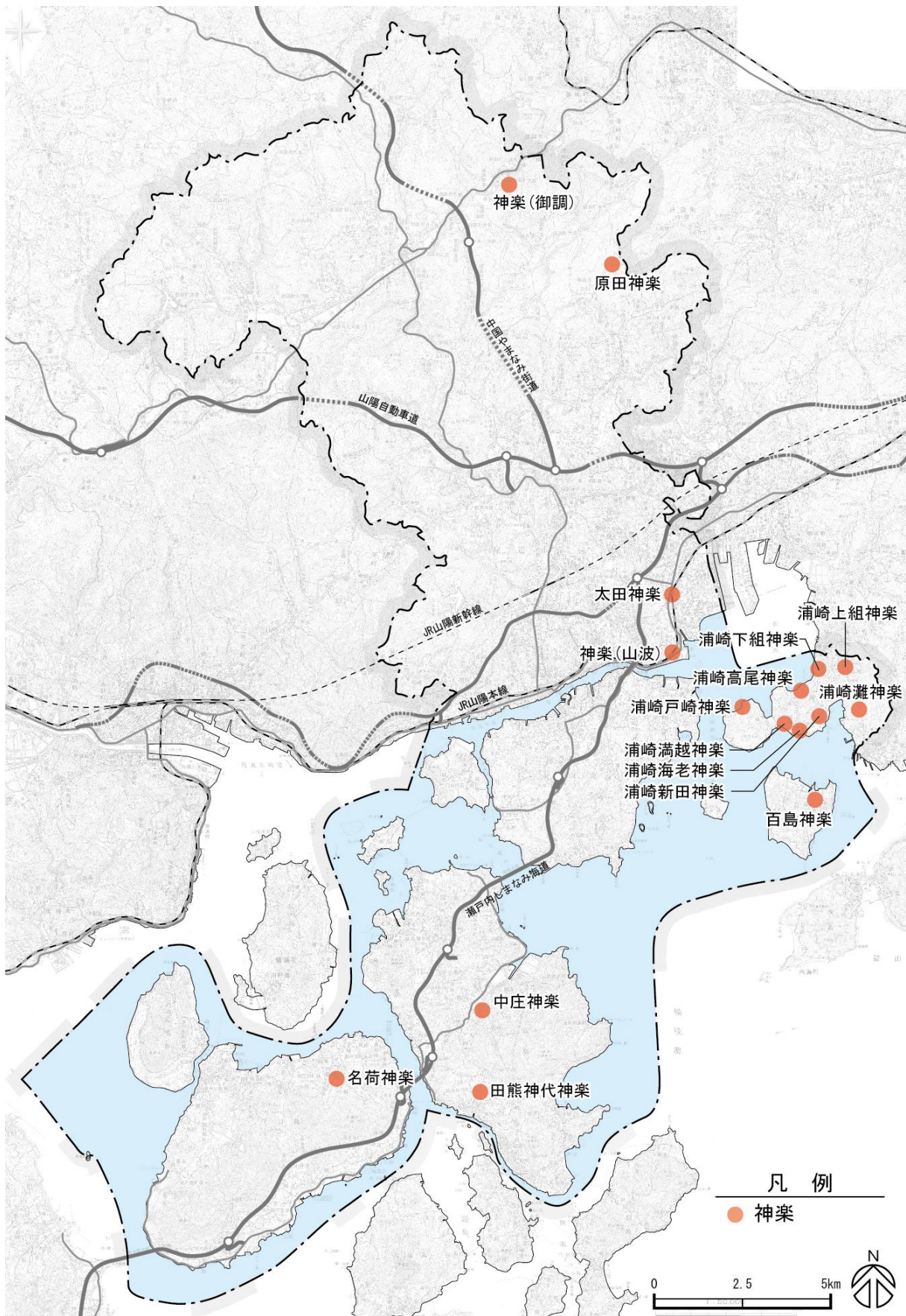


図 2-23 尾道市の神楽

コラム：鉦太鼓おどりや神楽以外に継承されている多彩な農山漁村の祭礼行事

鉦太鼓おどりや神楽の他に特徴的な祭礼行事をあげると、岩子島^{いわしじま}巖島神社管絃祭、亀^{かめ}森八幡宮^{もりはちまんぐう}オハキ神事、オハケ神儀（鎮護祭）、とんど行事などがある。

向島町岩子島にある岩子島巖島神社では、旧暦6月17日（現在は変わって7月最終日曜日）の夜、管絃祭（尾道市民俗文化財）が行われる。

当日は朝から船3艘を清める行事として祭提灯を飾り、夕刻に浜を出発して岩子島の北側にある大鯨島^{おおくじらしま}に渡り、島の御社に灯明をあげて神事を行う。

次に本社よりの合図を待つて提灯船^{ちようちんせん}を先頭に漕船・御神体の天嬪^{てんびん}（木箱状の組物に和紙を貼り御神燈と書かれたもの）を乗せた御座船の3艘が大鳥居前の海面を管絃の演奏を流しながら大きく3回円形に廻る。

そして大鳥居前に到着したら、迎えに来た神官により神事が行われ、終わると天嬪が陸に上がり、管絃楽もこれに続き、リズムカルな天嬪太鼓の演奏に煽られ、四方の縄で天嬪の引っ張り合いとなり、荒れながら社殿を3周廻って神事を終わる。



天嬪



岩子島巖島神社管絃祭
（提灯船・漕船・御座船）

向島町の亀森八幡宮オハキ神事は、オハケさんともいう。亀森八幡宮例祭前夜に行われる神事で、古代祭祀形態を伝えている。この神事には往古より社僧は参加せず、当屋全員が参集して例祭諸準備を整え、庭上に砂盛をして青竹の先端に御弊^{ごへい}を付け平年は12、閏年は13の花びら（青竹の串に半紙を長方形に切ったもの）と土器に榊の葉・イリコ1匹・真砂・甘酒を入れ、八幡井の水と潮水を水がめに入れて供え、所定の祭典を済ませると荒菰^{あらごも}と注連縄^{しめなわ}を巻く。

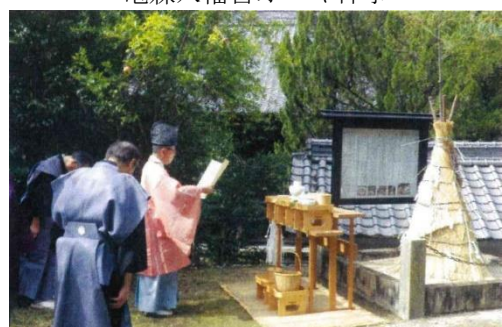
これを東北地方では「オサシボウ」、近畿より山陰にかけては「オハケ」と呼ぶ。

社殿のない頃の祭祀形体で、例祭に際して祭神の御降臨を仰ぐのである。

向東町の東八幡神社^{ひがしはちまんじんじや}では、毎年旧暦8月13日から16日にかけて（オハケ神儀（鎮護祭））が行われている。旧暦8月13日に当屋組中が



亀森八幡宮オハキ神事



オハケ神儀（鎮護祭）

祭具を整えて神社に参集し、神輿を掃除して神社境内に海浜の砂を盛り、「八合満ち」の海水で清める。先端に藁束と幣帛をつけた青竹を立て、周囲には2つ折りの白紙をつけた竹串を円形に並べ、これを花びらとして内側に平土器を置いて、玄米、麴、神酒を注ぎ、井戸水を供える。そのうえで、空樽で覆って、荒菰と注連縄を巻き結界を張り、儀式は行われる。

この神儀は、東八幡神社の例大祭の前後に行われ、例大祭では、神輿が町内を練り歩き、境内では、神楽が舞われる。旧暦8月16日早朝に平土器が出されて三宝に盛られ安鎮祭が行われる。麴の出来具合で無病息災を願う古式豊かな神儀である。

また、本市では小正月の1月15日に、各地でとんど（左儀長）が行われている。

とんどは竹・藁・薪・縄などによりつくられ、正月飾り等を1箇所を集めて焼く行事である。平安時代の記録にも記されており、宮廷行事の一つであった。

このうち山波のとんど（神明さん…尾道市民俗文化財「山波とんど行事」）は、青竹や縄、紙切細工、松などで美しく飾り付けられ、ダイダイがつけられ、彩りも美しいとんどとなる。毎年、その年の干支を飾り付けるが、丑と午の年は鶴亀や宝船などをつける。これは、農家にとって重要である牛と馬を燃やすのは忍びないという心情の表れである。とんどの藁組の下に木の担ぎ棒を組み入れ、神輿のように担いで移動できるようになっていることが特徴である。

とんどは、各地区で製作された後、山波小学校グラウンドに運ばれ、ここで3基のとんどが囃子にあわせてグラウンドを練り回される。とんどに人が乗り、とんど同士で押し合うなど、勇壮な行事であり、最後に点火され、恵方に向かって倒される。この火で餅を焼き食べると風邪をひかないという言い伝えがあり、また、家内安全を願う風習もある。古くは、年初の清めの儀式であり、その年の豊作を祈る儀式であったと考えられる。

向島町兼吉でもとんどが行われている。元禄年間(1688～1704)に亀森八幡宮神主が京都で修行した際にとんどを京都風に倣って伝えたといわれている。現在は、神社境内で神明（とんど）づくりを行い、竹の担ぎ棒がつけられ、下部には台車が設置されている。町内を練り歩いて神社に帰り、焚き上げをしている。



山波のとんど



山波のとんど

第3章 尾道市の歴史的風致の維持及び向上 に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

第1期計画では、重要文化財建造物保存修理事業、未指定文化財である歴史的建造物の保存・再現を目的としたまちなみ形成事業、民俗芸能等支援事業、総合案内板及び多国語音声設備設置事業、道路美装化事業など多岐にわたる事業を行ってきた。

その結果、外国人観光客の増加、良好な景観の保全・形成と市街地の改善などにつながっている。

こうした第1期計画の成果及び尾道市の文化財や歴史的風致の現状を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に向けた課題を、以下のように設定する。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

尾道市には、中世・近世・近代の歴史的建造物が多数存在する。

これらのうち、第1期計画では重要文化財建造物（浄土寺、西國寺、常称寺）の保存修理、常称寺・西國寺の防災設備の整備、及び未指定文化財である歴史的建造物の修理・修景の支援などを行ってきた。

こうした取組を通じて、歴史的建造物の保存と公開・活用、まちなみ景観の保全・形成につながっているが、数多く存在する歴史的建造物の一部を対象としたものであり、歴史的建造物の保存・活用に関しては、引き続き次のような課題が残されている。

- 所有者・管理者・継承予定者（以下「所有者等」という）の高齢化や後継者不足等によって、管理が十分とはいえない歴史的建造物が多数あり、特に未指定等の歴史的建造物において、老朽化・毀損が進み空き家化したり、取り壊しや建て替えが進んだりすることが懸念される。
- 指定・登録された歴史的建造物、歴史的風致形成建造物においても、調査が十分でなかったり、老朽化・毀損が進んだりしている物件、防災・防犯設備が十分でない物件、低未利用の物件が存在する。
- 未指定等の歴史的建造物については、内容や価値の把握ができていない物件が多くを占め、未把握の物件も多数あると推定される。
- 歴史的建造物を保存する上で不可欠な伝統的技術・技能を有する大工、左官等の職人の確保や技術の継承、及び材料の確保が難しくなっている。
- 歴史的建造物の保存・活用に関わる団体や建築士、ヘリテージマネージャー（歴史的建造物の保存・活用にかかわる専門家）などとの連携が十分とは言えない。

(2) 歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関する課題

本市には、前述のように歴史的建造物が多数存在し、その周辺にも古くからの小路等が残り、独特の風情を醸し出している。

一方で、建築物や設備の老朽化、空き家の増加、道路の路面の劣化などが、歴史的・文化的な景観の阻害要因となるほか、景観の変容につながることで、防災・安全面、観光面にも影響を与えている。

このため、第1期計画では、景観計画等による景観施策を進めながら、空き家の再生、老朽危険建物の除却、道路の美装化と沿道建造物等の修景などに取り組んできた。

こうした取組は、生活環境の向上や良好な景観の保全・形成、観光振興につながっているが、整備対象となる箇所・区間はまだ多数あり、歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関しては、引き続き次のような課題が残されている。

- 景観計画等の運用は景観形成の基本であり、とりわけ景観地区内においては高さ制限などを規定し、尾道独特の眺望景観の保全及び観光振興にも寄与しており、引き続き制度の普及啓発と運用が求められる。

- 空き家・空き店舗の発生や建造物の老朽化などは各所でみられ、生活環境や防災・安全、景観及び歴史的風致の維持・向上において阻害要因となることが懸念される。
- 建物の除却による空き地等の低未利用地等の増加（駐車場化されるケースがほとんど）による街なみの分断化が、歴史的風致の維持・向上に影響を与えている。
- まちなかの回遊性を高めるため、市民や来訪者の憩いの空間の確保・整備が課題となっている。
- 人口減少や高齢化などを背景に地域社会の防災・防犯体制が弱体化しており、特に密集した市街地・斜面地においては火災等の被害の拡大が懸念される。
- 道路の路面及び案内看板類の劣化、斜面地での通行の制約、電柱・電線類及び屋外広告物などが、歴史的風致の維持・向上に影響を与えている面がある。
- 良好な眺望条件を有しているが、眺望点（場所）としての活用などが十分とはいえない。
- 新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大は、これまでの働き方や移動手段、日常生活などに大きな影響を与えており、まちなかにおいては、道路空間の活用や公園・緑地の充実に加え、建築物と道路などの外部空間が一体となったオープンスペースなど、開放的でゆとりがある都市空間の確保が求められている。

（３）伝統文化を反映した活動の継承・活用に関する課題

本市においては、数多くの祭礼行事や民俗芸能が行われている。

しかし、人口減少や少子高齢化等を背景に、これらを取り巻く環境は厳しい状況にある。

このため、第１期計画では民俗芸能等の活動支援、郷土芸能祭や文化財講座の開催などに取り組んできた。

こうした取組は、市民の民俗芸能等に関する関心を高め、担い手の育成にもつながっているが、担い手の育成には時間を要することになる。したがって、今後とも、伝統文化を反映した活動の支援などを継続することが大切であり、次のような課題が残されている。

- 民俗芸能等の維持・継承が依然として難しい状況にあり、とりわけ農山漁村においては、担い手の減少・高齢化等により、関係団体の弱体化が進んでいる。
- ベッチャー祭りや住吉まつりなど多くの人々で賑わう行事がある一方で、一部の民俗芸能や生活文化に対して、市民の関心が薄れたり、参加・見学が限定的になったりすることが懸念される。
- 文化財講座や文化財愛護少年団の活動などは、文化財への関心や理解を高めているが、一方で市民への周知や参加の拡大が進んでいない面がある。

（４）観光・情報発信に関する課題

本市にとって、文化財や歴史的風致は都市の魅力であるとともに、観光資源としても大きなウエートを占める。

こうした資源・特色を生かし、様々なテレビ番組、映画等が制作され、観光客の増加にも寄与しているが、文化財や歴史的風致の価値、魅力を効果的・持続的に、かつ多様な情報媒体を活用して発信する余地は多分に残されている。さらに、これまであまり活用されなかった文化財や文化財群が数多くあり、それらについても文化財的な価値とともに、人々を惹き付ける魅力が内在されている。

このため、第１期計画では総合案内板や多言語音声設備の整備、トイレの洋式化、地域観光コーディネーター育成、古寺めぐりなどの国内外からの来訪者の受入環境の整備に取り組んだ。

また、平成 27 年度(2015)の「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」をはじめとして全国最多 3 つの日本遺産に認定され、広域的な連携を図りながら、「日本遺産のまち尾道」として観光振興などに取り組んでいる。

その結果、瀬戸内しまみ海道における観光振興（サイクリングなど）などと相乗効果を発揮し、外国人観光客数は計画策定前と比べ約 8.5 倍（30 万人）増加した（令和 2 年は新型コロナウイルスの関係で減少）。

今後、新型コロナウイルスによって減少した観光客数を元通りに回復又はそれ以上に増加させることが課題となる。

こうした状況を踏まえると、観光・情報発信に関しては、引き続き次のような課題が残されている。

- 活用の余地が多分にあると考えられる有形・無形の文化財が、旧尾道市街地やその周辺、内陸部、島嶼部と多数存在する。
- 本市には多数の文化施設などがあり、各施設が文化財の活用の面においても寄与しているが、相互の役割分担や連携による情報サービスの提供やネットワーク化による魅力づくりは十分とはいえない。
- 情報発信や案内・説明、コースの設定などが行われている文化財は、その総体からすれば一部であり、現時点で把握している文化財に限ってみても、公開・活用が期待されるものが多数存在する。
- 日本遺産や重要文化財などについては、多様な情報媒体や体験機会の確保によって情報発信や観光への活用が進んでいるが、その他の文化財については、市民への周知や啓発、それぞれの地域や関係団体等と連携した文化財の保存・活用、及び情報発信の取組は限定的といえる。また、他地域との連携も十分とはいえない。
- デジタル技術の進展により、人やモノがインターネットでつながるなど、暮らしが大きく変化しつつあることから、対応が求められている。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、外国人を含む観光客数が令和 2 年(2020 年)には大幅に減少し、文化財の保存・活用も制約されている。

(5) 市民等の参加と協働に関する課題

本市では NPO 法人による斜面市街地等で増加する空き家の再生・活用の取組が行われており、第 1 期計画に位置づけた歴史的風致形成建造物修景・修復事業による建造物の再生も実現した。また、地域の歴史文化の調査研究や活用などに取り組んでいる団体も多数ある。

こうした団体の活動は、文化財の保存・活用の大きな力となるとともに、活動の継承・発展には市民等の協力と参加が欠かせない。また、文化財の保存・活用は所有者や行政だけでは限界があり、市民等の協力とともに、活動への参加、更には所有者、行政、市民、関係団体の連携、協働の取組が期待される。

このため、市民等の参加と協働の視点から、次のような課題がある。

- 文化財の保存・活用に関わる各種団体においては、担い手の減少、高齢化等で活動の継承が難しくなっているケースがある。
- 文化財の保存・活用に取り組む団体と市民、行政の連携、協働の取組は進みつつあるが、まだ限定的である。
- 文化財をはじめとした歴史文化の活用は、尾道市及びそれぞれの地域のまちづくり、魅力づくりの大きな資源であり、そうした観点からも住民等による地域主体の取組が重要となる。

2 既存計画（上位・関連計画）との関連性

本市の歴史的風致の維持・向上に係る上位・関連計画と本計画との関連性を整理すると、以下のようになる。

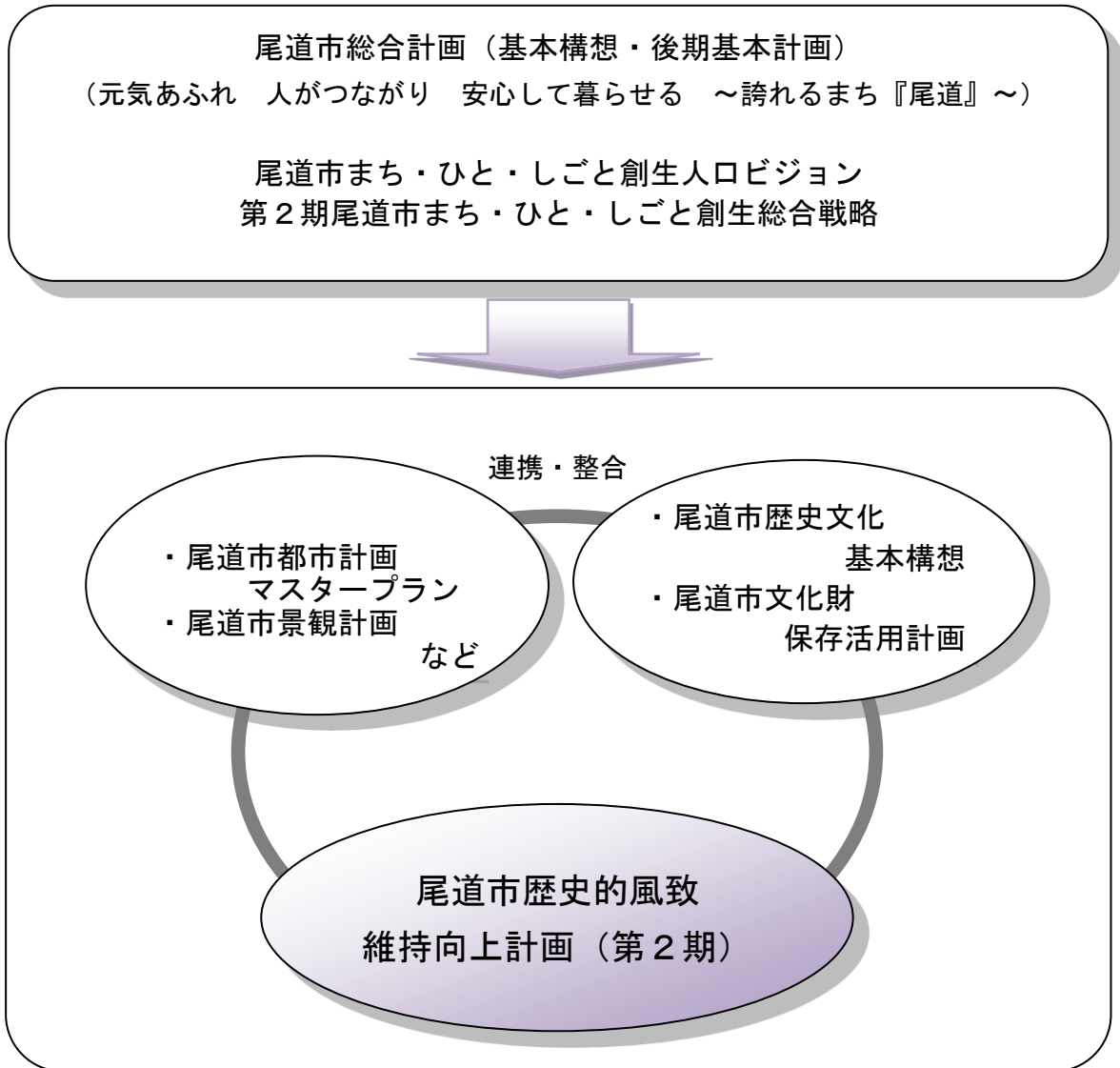


図 3-1 上位計画・関連計画との関係

<まちづくり・景観・観光部門>
・尾道市都市計画マスタープラン
・尾道市景観計画

<教育・文化財部門>
・尾道市教育大綱
・尾道教育総合推進計画
・尾道市歴史文化基本構想・文化財
保存活用計画

(1) 尾道市総合計画（基本構想・後期基本計画）

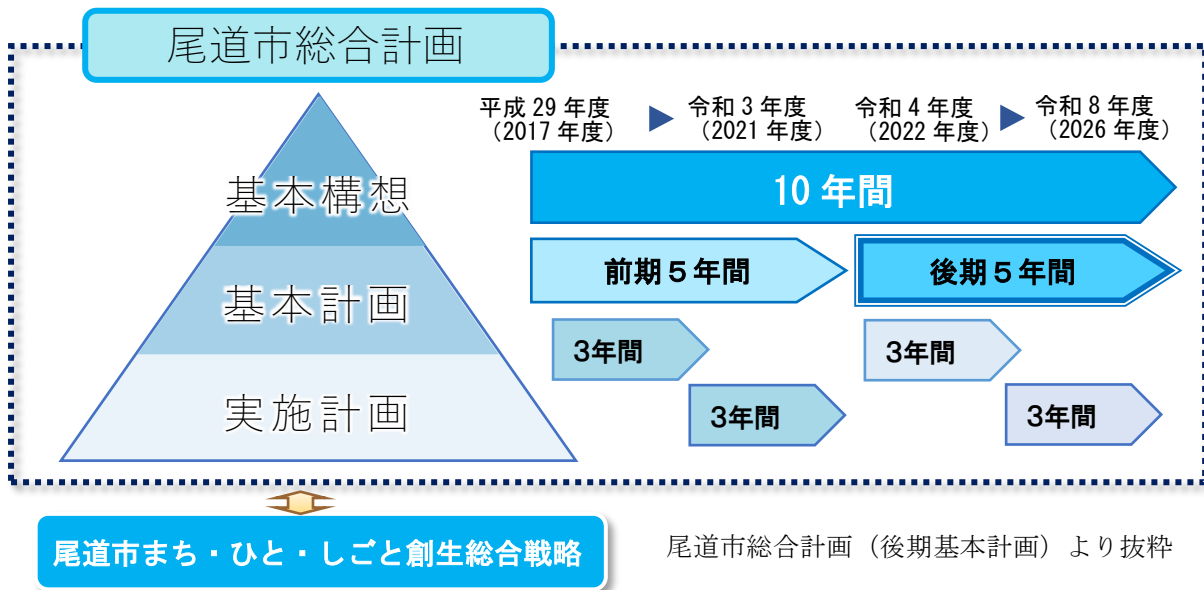
少子高齢化や社会・経済のグローバル化が進展する中、環境の変化に対応したまちづくりを進め、本市が目指すべき姿と進むべき道筋を明らかにするため、市民の願いを実現する持続可能なまちづくりの方向を示す指針として、尾道市総合計画（基本構想・前期基本計画）を平成29年(2017)3月に策定した。さらに前期基本計画中の取組の成果や今後の課題を踏まえ、本市が将来目指すべき都市像の実現に向け、後期基本計画を令和4年(2022)3月に策定予定である。

基本構想：平成29年度(2017)～令和8年度(2026)

基本計画：[前期計画] 平成29年度(2017)～令和3年度(2021)

[後期計画] 令和4年度(2022)～令和8年度(2026)

【構成図】



この計画の基本構想では、「まちづくりの考え方」、「都市像」、「まちづくりの基本的方向」を、以下のように定めている。

<まちづくりの考え方>

高める『尾道オリジナル』

本市の持つ「人財」「資源」「広域拠点性」の3つの『尾道オリジナル』をさらに高めていくことで、独創的なまちづくりを展開していく

- 1 多様で豊富な人財
- 2 歴史と文化に育まれた資源
- 3 交流を支える広域拠点性

<都市像>

元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる
～誇れるまち『尾道』～

<まちづくりの基本的方向>

- 1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり
- 2 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり
- 3 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

さらに、後期基本計画では、まちづくりの基本的方向のもとに、政策目標、政策分野を設定し、基本方針と施策（施策目標、目標達成のための施策）を明らかにしている。

[歴史的風致を直接位置付けている政策目標等及び基本方針・施策]

※尾道市総合計画（後期基本計画）から関係箇所を抜粋

基本的方向 1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

…政策目標 2 活発な交流と賑わいのあるまち

…政策分野 2 景観

●基本方針

- ・まちなかの賑わいの創出と、尾道らしさが感じられる景観を調和させるため、市民と行政が互いの責務に基づき、本市固有の景観の保全・創造を推進します。
- ・歴史的建造物、伝統行事、地域固有の風情等の魅力を守るため、引き続き歴史的風致の維持向上を図ります。

●施策

[施策目標]

景観が保全・整備されている

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
市民満足度調査「尾道らしい景観や風景が良好に保全されている」と感じる市民の割合	%	74.5（R3）	75.0

[目標達成のための施策]

① 景観形成の誘導

歴史、風土、文化と調和した本市固有の景観を保全・創造するとともに、市民と行政が協働して取り組む景観づくりを推進します。

【景観形成事業】 など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
市民満足度調査「尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守っていく必要がある」と感じる市民の割合	%	86.1（R3）	87.0

② 歴史的風致の維持向上

本市の歴史的な魅力をさらに高める景観づくりを推進するなど、歴史的風致の維持向上を図ります。

【歴史的風致維持向上事業】（尾道オリジナル） など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
歴史的建造物・工作物整備件数（累計）	件	12	17

[その他歴史的風致に係る政策目標等及び基本方針・施策]

※尾道市総合計画（後期基本計画）から関係箇所を抜粋

基本的方向 1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

…政策目標 2 活発な交流と賑わいのあるまち

…政策分野 1 観光・交流

●基本方針

- ・各地域の特徴を活かした観光による地域づくりを行うため、本市のブランド力の戦略的な活用を図ります。
- ・地域経済を活性化させるため、コロナ禍からの早期の観光需要の回復と更なる賑わいの創出を図り、宿泊者の増加、民間投資の活発化、観光産業の振興を促進します。
- ・観光振興による地域活性化のため、愛媛県今治市、上島町との広域連携による「しまなみジャパン」の円滑な運営を図ります。
- ・インバウンドの回復も見据え、観光戦略を優位に展開するため、DXの推進等による観光サービスの変革と新たな観光需要の創出に取り組むとともに、SNS やデジタルサイネージの活用等により、国内外に向けてまちの魅力を発信します。

●施策

〔施策目標〕

観光消費が増えている

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
観光消費額	億円/暦年	207 【292（R元）】	320

〔目標達成のための施策〕

① 観光まちづくりの推進

観光による地域づくりを行い、まちなかの賑わい創出を図るため、DXの推進等に取り組みながら、瀬戸内しまなみ海道のサイクリングコースや日本遺産など、本市のブランド力を戦略的に活用します。

【日本遺産推進事業】（尾道オリジナル）

【しまなみ海道イベント開催事業】（尾道オリジナル）

【観光パートナー養成事業】 など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
総観光客数	千人/暦年	4,705 【6,826（R元）】	7,103

② しまなみジャパンの取組推進

しまなみ海道エリアの稼ぐ力の向上と国内外に広く認知されるしまなみブランドの確立を図るため、地域全体をマネジメントし観光戦略を実施する地域連携型DMO組織「しまなみジャパン」の取組を推進します。

【しまなみDMO形成推進事業】（尾道オリジナル）

【レンタサイクル事業】 など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
サイクリング客数	千人/暦年	120 【217（R元）】	233

③ シティプロモーションの強化

本市の観光地紹介、ホームページの再構築など、国内外に向けて、まちの魅力発信を推進します。

【フィルムコミッション事業】（尾道オリジナル） など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
尾道観光協会SNSのファン数	千人	44	50

④ インバウンド対策の強化

インバウンド観光のより一層の振興を図るため、外国人に対する観光案内所の機能強化や多言語対応を促進するとともに、外航船の誘致に取り組むなど、尾道水道の賑わい創出を図ります。

【外国人旅行者誘致事業】（尾道オリジナル） など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
外国人観光客数	千人/暦年	100 【341（R元）】	341

⑤ 「SAVOR JAPAN（農泊食文化海外発信地域）」の取組推進

「SAVOR JAPAN（農泊食文化海外発信地域）」の取組による本市固有の農林水産業及び食と食文化に関する地域資源を掘り起こし、歴史的なストーリーを交えた情報発信を推進します。

【SAVOR JAPAN 活動推進支援事業】（尾道オリジナル）

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
外国人観光客数	千人/暦年	100 【341（R元）】	341

⑥ 観光基盤の整備

国内外からの観光客の増加を図るため、民間活力も活用しながら滞在（宿泊）型観光への転換を図り、「瀬戸内の十字路」としての拠点性や日本遺産に認定された本市の特色を活用した観光拠点施設の整備を推進します。

【しまなみ海道サイクリングロード施設整備事業】（尾道オリジナル）

【しまなみサクラ公園交流施設整備事業】（尾道オリジナル） など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
一人当たり観光消費額	円/暦年	4,405	4,500

基本的方向2 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

…政策目標3 心豊かな人材を育むまち

…政策分野1 歴史・文化・芸術

●基本方針

- ・全国に誇れる囲碁のまちとしての魅力を高めるため、市技「囲碁」の普及活動を推進します。
- ・歴史と文化を継承するため、文化財保存活用事業を推進するとともに、市民の文化財愛護精神を育成します。

●施策

〔施策目標〕

歴史・文化・芸術が継承され、活かされている

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
市民満足度調査「市民活動を通じて豊かな芸術・文化が継承・創造されている」と感じる市民の割合	%	46.6（R3）	50.0

〔目標達成のための施策〕

① 歴史・文化資源の継承

市民やまちづくりに取り組む団体等と連携しながら、市内に残る歴史・文化資源の継承を促進します。

【囲碁のまちづくり推進事業】（尾道オリジナル）

【まちなか文化交流施設整備事業】（尾道オリジナル） など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
囲碁に親しんでいる市民の割合	%	6.3 【8.5（R元）】	8.0

② 文化財愛護精神の育成

市内に多く存在する寺社など、文化財の保存・活用をしながら、文化財を愛護する精神の育成・醸成を促進します。

【国宝・重要文化財保存事業】（尾道オリジナル）

【市史編さん事業】（尾道オリジナル）

【日本遺産推進事業（再掲）】（尾道オリジナル） など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
登録文化財数	件	35	40

(2) 第2期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成27年度(2015)から令和元年度(2019)まで、「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに、地方創生に取り組んできましたが、引き続き、地域の魅力を高め、人口減少に適応した地域づくりに取り組む必要があることから、「第2期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

策定年月：令和2年(2020)3月

計画期間：令和2年度(2020)～令和8年度(2026)

この総合戦略では、本市の最上位計画である「尾道市総合計画」の下に、市民が豊かな生活を送ることができるよう、人口減少を和らげる取組を進めるとともに、人口減少に適応した地域をつくり、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すため、国の総合戦略の4つの基本目標を勘案しつつ、4つの基本目標を設定している。

基本目標1	尾道の強みを活かし、安定したしごとの場と活力を創出する
基本目標2	尾道の魅力を活かして人々をひきつけるまちの仕組みを構築する
基本目標3	安心して子どもを産み育てられる環境を整備する
基本目標4	誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む

このうち、基本目標1、基本的方向2「観光産業の収益性が高まっている」において、歴史、文化、景観などに関する施策を掲げている。

[歴史的風致に係る施策]

※第2期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略から関係箇所を抜粋

<p>基本目標1 尾道の強みを活かし、安定したしごとの場と活力を創出する</p> <p>…基本的方向2 観光産業の収益性が高まっている</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の強みである観光産業のさらなる活性化を図るため、瀬戸内の十字路としての拠点性を活かして、多彩で魅力ある観光コンテンツのプロモーション強化、インバウンド等、様々な観光ニーズに対応した観光プロダクツの多様化、受け入れ体制の充実など、戦略的な観光施策により観光消費額の向上につなげる観光振興を目指します。
<p>●施策</p> <p>②観光プロダクツの多様化</p> <p>本市は、歴史、文化、景観、食、サイクリング、日本遺産など多様な観光資源を有しており、多くの観光客が訪れていますが、宿泊の割合は広島県の平均と比べて低い状況となっています。一人当たり観光消費額についても、広島県の平均と比べて低く、稼ぐ力の強化が必要です。このため、尾道港開港 850 年を契機として、臨海部では尾道港のルネサンスにつながる、外国クルーズ客船などの寄港地としてふさわしい新たな賑わいづくりを図るとともに、島しょ部等も含めた海事観光の取組や、夜間景観の整備など、観光プロダクツの多様化と充実を図ります。</p> <p>●具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型観光の拡大（夜間景観整備事業） ・尾道の食を活用した交流促進（SAVOR JAPAN 活動推進支援事業、尾道季節の地魚の店認定事業） ・文化・芸術・日本遺産・建築等のコンテンツの活用（日本遺産推進事業、歴史的風致維持向上事業、夜間景観整備事業、現代アートの創造発信事業など）

(3) 尾道市都市計画マスタープラン

人口減少、少子高齢化、環境問題の深刻化、災害の頻発化など、本市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化する中で、これらに適切に対応し、市域を広域的に捉えたまちづくりを推進するため、合併前の地域相互の関係性を踏まえた都市計画マスタープランを策定した。

策定年月	平成 30 年(2018) 3 月
計画期間	概ね 20 年後の 2035 年
目標年次 (2035 年) の人口	114,000 人
まちづくりの基本理念	誰もが安全で、安心して暮らすことができ、地域が多彩に輝く、魅力あふれる都市
まちづくりの基本目標	①災害に強く、安全で、安心して暮らせる都市の構築 ②誰もが便利で快適に暮らせる生活環境の形成 ③経済活動を支えるインフラの充実 ④個性ある景観を保全・活用した風格のあるまちづくり

都市構想	
以下の 5 つの分野別に都市づくりの方針 (都市構想の構成) を設定	
1.	土地利用の方針
2.	道路・交通体系の整備方針
3.	緑地・景観・環境の保全・形成の方針
4.	都市防災の方針
5.	その他都市施設の整備・維持管理の方針

3. 緑地・景観・環境の保全・形成の方針	
1)	緑地の保全と緑化の推進 ①公園の整備・維持管理 ②都市緑化の推進
2)	尾道特有の景観の保全・形成 ①自然景観の保全・形成 ②市街地・歴史的景観の保全・形成
3)	環境の保全・再生 ①自然環境の保全・再生・活用 ②生活環境の保全
2)	尾道特有の景観の保全・形成 本市の景観は、主に、自然景観と歴史まちなみ景観で構成されており、それぞれが融合することで、尾道特有の景観を創出しています。これまで、「尾道市景観計画」や「尾道市歴史的風致維持向上計画」等に基づき、地域特有のまちなみ景観の保全・形成を進めてきました。 今後とも、自然景観と歴史まちなみ景観が調和した、尾道固有の景観創出に取り組むとともに、市民への景観形成の取組を広め、景観に対する継続的な意識啓発を図ります。
②	市街地・歴史的景観の保全・形成 「尾道市歴史的風致維持向上計画」に基づき、市街地に残る旧家や路地の家並みなど、地域特有のまちなみ景観の維持・向上に取り組むとともに、道路の美装化等による景観に配慮した道路空間の形成を図ります。

※ は歴史的風致に直接関係する方針

(4) 尾道市景観計画

平成18年度(2006)に旧尾道市及び向島町を対象区域とした「尾道市景観計画」を策定し、その中では「尾道市景観地区」を定め、平成19年(2007)4月から施行している。

さらに、平成22年(2010)4月からは、景観計画区域を市全域として施行している。景観計画区域は11の地域に細区分し、それぞれ景観形成の方針を定め、地域の景観特性を伸ばしながら、良好な景観を形成することを意図している。

また、景観計画においては、重点地区として、尾道市の旧市街地と対岸の向島^{むかいしま}の一部からなる「尾道・向島地区」、及び瀬戸田^{せとだ}港周辺の市街地等を含む「瀬戸田地区」を設定している。

このうち、「尾道・向島地区」については景観地区を指定し、他の景観計画の区域が行為の届出制であるのに対し、当該地区は認定制となっている。

また、重点地区の「瀬戸田地区」は、重点地区外よりも届出の範囲を拡大している。

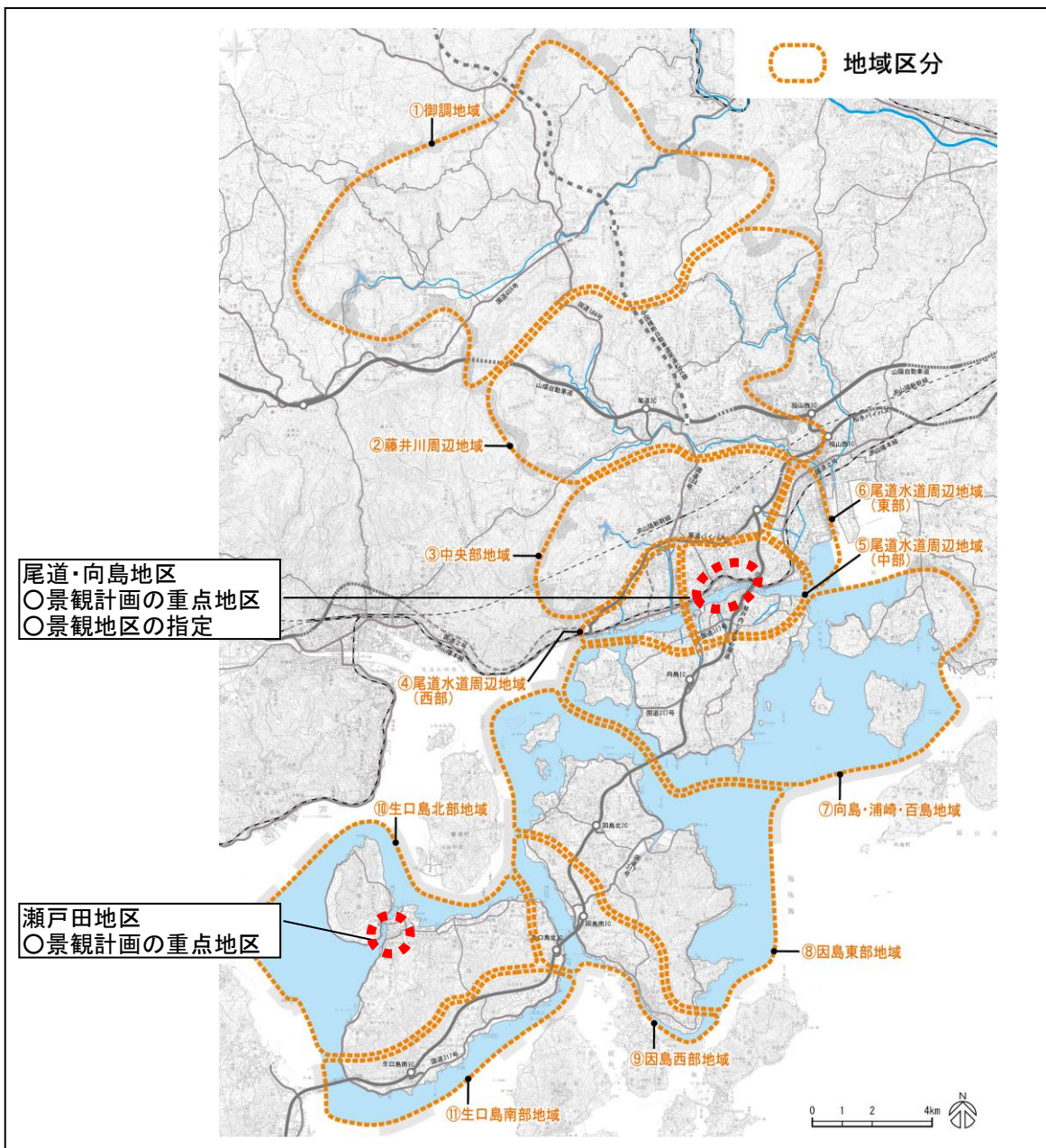


図 3-2 景観計画区域の地域区分

(5) 尾道市教育大綱（令和4年度(2022)～令和8年度(2026)）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行を受け、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた。

【策定年月】 令和4年(2022)3月

【計画期間】 令和4年度(2022)～令和8年度(2026)

【基本理念】

「尾道に愛着と誇りを持ち、グローバルに躍動する人づくり」

【教育政策の柱】

◆ 学校教育

「夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成」

社会環境の大きな変化に対応できるよう「確かな学力（知）」「豊かな心（徳）」「健やかな体（体）」を バランスよく育む教育を推進し、グローバルに躍動する子どもたちを育成します。

また、学校の自主性・自律性を確立し、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進します。

◆ 生涯学習

「人生100年時代に、学び続け活躍できる人材の育成」

人生100年時代を見据え、全ての市民が生涯にわたって学び続ける姿勢を持ち続けることができるよう、ライフステージに応じた知識や技能・技術の習得 と 活用ができる環境づくりに努めます。

また、生きがいを持って地域社会の活力を維持・向上させることができるような学びを推進します。

【教育政策の体系】 ※歴史的風致の維持向上に関係箇所を抜粋

(3) 生涯学習・スポーツ・芸術の推進

④ 歴史・芸術・文化 の継承と創造

- ・ 芸術・文化活動の充実を図るため、芸術・文化に触れる機会の創出や主体的に活動できる環境づくりを推進します。
- ・ 市民や観光客等に充実した鑑賞機会を提供するため、尾道市立大学をはじめ、市内美術館、博物館等 を運営する関係団体との連携強化を図ります。
- ・ デジタル技術を活用した新たな芸術・文化を創造するため、ICT インフラの整備による拠点性の向上を図ります。
- ・ 歴史と文化を継承するため、全国に誇れる囀碁のまちとして、市技「囀碁」の普及活動を推進するとともに、3つの日本遺産の活用や、文化財保存活用事業の推進等により、事業の推進等により、文化財保存活用事業の推進や市民の文化財愛護精神の文化財保存活用事業の推進や市民の文化財愛護精神の育成を図ります。

(6) 尾道教育総合推進計画（令和4年度(2022)～令和8年度(2026)）

これからの時代における本市教育の基本理念や目指すべき教育の方向性を示すとともに、学校教育と生涯学習が連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に進めていくことを目的として、本計画を策定した。

【策定年月】 令和4年(2022)3月

【計画期間】 令和4年度(2022)～令和8年度(2026)

この計画では、「尾道に愛着と誇りを持ちグローバルに躍動する人づくり」を基本理念に、学校教育と生涯学習分野の2つの政策の柱を設定し、生涯学習分野の「政策の柱2」において、歴史・文化に関する取組が掲げられている。

【基本理念】

「尾道に愛着と誇りを持ち、グローバルに躍動する人づくり」

【教育政策の柱】 ※歴史的風致の維持向上に関係箇所を抜粋

政策の柱2 生涯学習「人生100年時代に、学び続け活躍できる人材の育成」

政策目標3 歴史・文化・芸術の継承と創造

尾道の歴史・文化・芸術の永続的な継承・発展・発信に向け、歴史・文化・芸術を創造し支える人材を育成するとともに、芸術・文化振興策を推進します。

政策2 誇りある歴史・文化の継承と活用

(1) 文化財の保存・後世への継承

- ・ 地域にゆかりのある歴史・文化資源の収集・調査研究を行い、文化施設への展示等により広く市民に普及します。
- ・ 後世へ文化財を継承するため、文化財の保存修理・防災事業等を計画的に実施するとともに、市民やまちづくりに取り組む団体等と連携しながら、先人から受け継いだ歴史・文化資源の継承を促進します。
- ・ 先人や市民の歩みを明確に位置付け、より良い地域連帯感を醸成し、全ての市民が手を取り合って未来への展望を拓くことができる市史を編さん・刊行します。

(2) 文化財の活用と愛護精神等の育成

- ・ 日本遺産推進事業などによる歴史・文化資源を活用した文化観光の振興や、文化財を活用した講座やイベント等の普及活動を行い、シビックプライドや文化財愛護精神を醸成します。
- ・ 体験も交えながら歴史や文化財を学ぶ文化財愛護少年団事業、尾道市立大学生を対象とした文化財のフィールドワークなど、次世代を担う子どもや若者を対象とした学習活動を継続的に実施し、文化財及び郷土の伝統文化への愛護精神を育みます。

(7) 尾道市歴史文化基本構想・文化財保存活用計画

尾道市歴史文化基本構想・文化財保存活用計画は、文化庁委託事業である「文化財総合的把握モデル事業」（平成 20～22 年度）に基づき、平成 23 年 3 月に策定した。

この基本構想では、「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」という新たな視点を踏まえ、テーマや区域を設定しながら、文化財の保存・活用に関する方針等をまとめている。

保存活用計画は、こうした基本構想を踏まえ、主要な分野ごとに基本方針を設定し、それに基づく事業を明らかにするとともに、関連文化財群における保存・活用の取組内容を示している。

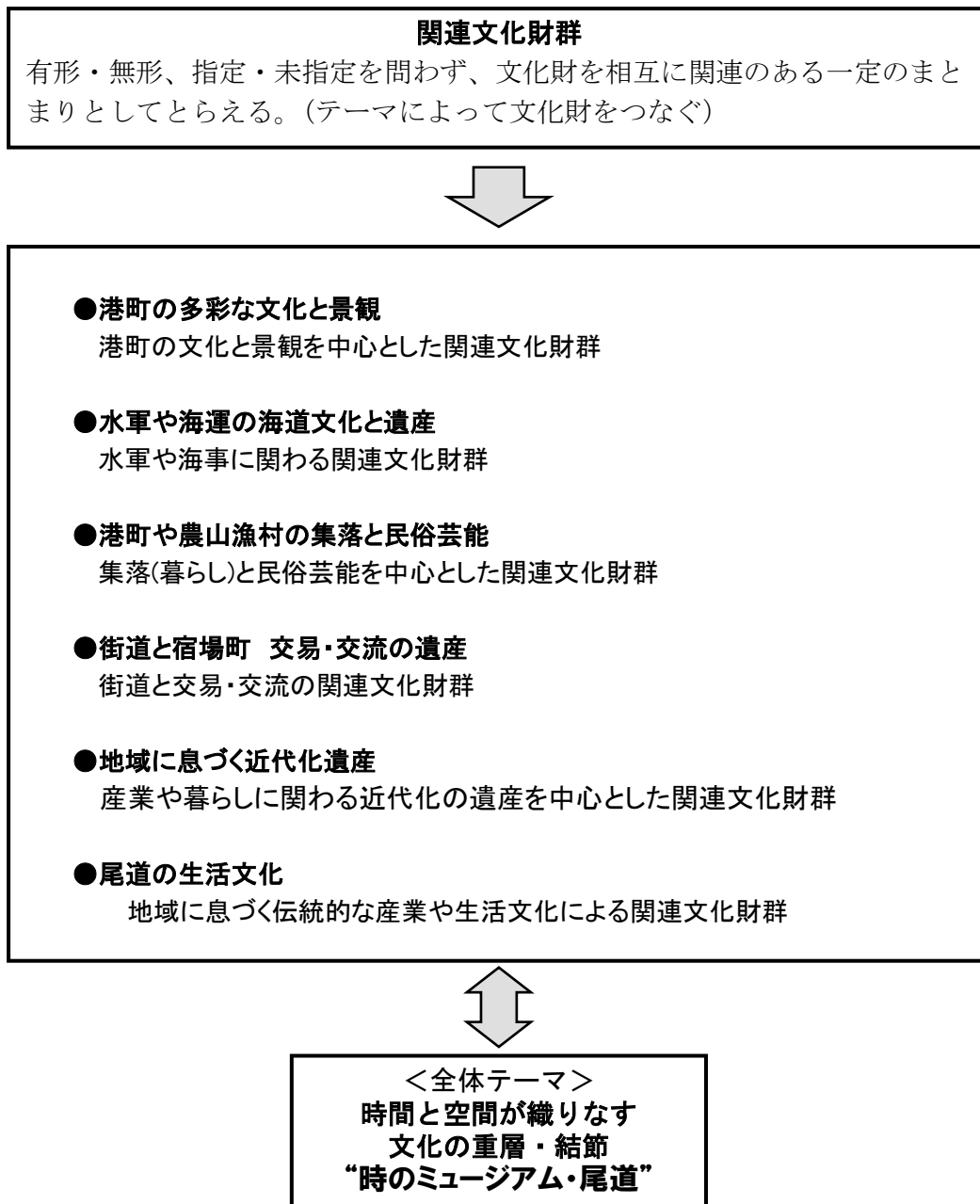


図 3-3 「関連文化財群」の構成

歴史文化保存活用区域

関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を、文化的な空間として創出するための計画区域として位置づける。

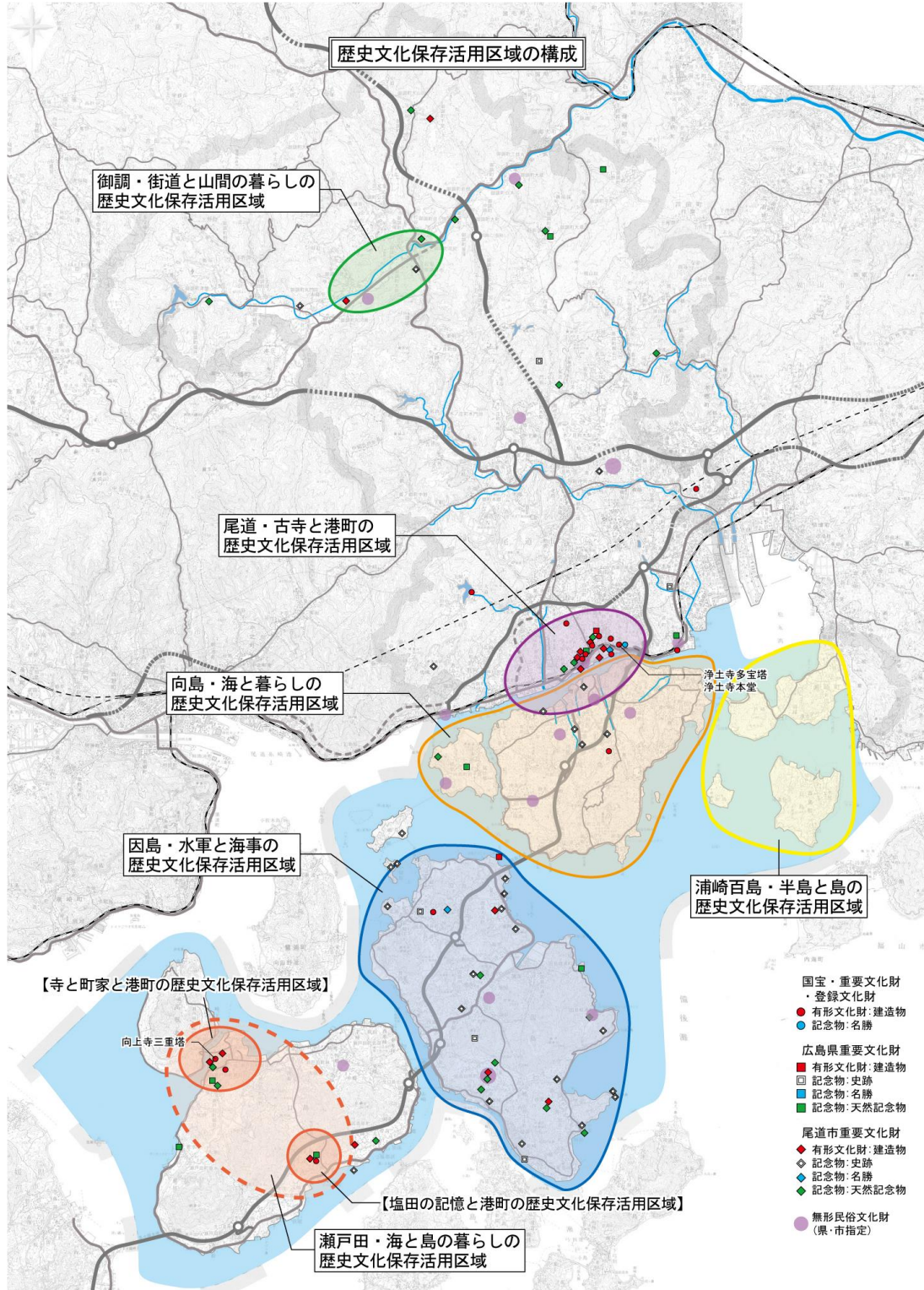
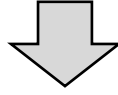


図 3-4 「歴史文化保存活用区域」の構成

3 歴史的風致の維持及び向上の方針

第1期計画の成果と課題を踏まえながら、完了した事業等を除き、引き続き歴史的建造物の保存・活用、周辺環境や景観の保全・形成、伝統文化を反映した活動の継承・活用及び観光・情報発信に関する事業を展開する。また、未指定文化財を把握するための歴史的建造物の調査、空き店舗の活用、眺望環境や公園・広場の整備、日本遺産の魅力発信など、新たな事業に取り組む。

こうしたことを踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に関する課題（本章の1）に対応するよう、歴史的風致の維持及び向上の方針を設定する。

（1）歴史的建造物の保存・活用に関する方針

- 重要文化財建造物については、所有者等と連携しながら、毀損状況などを勘案し、保存修理や防災・防犯設備の整備を順次進めるとともに、防災設備等の点検・維持管理の徹底を図る。
- その他の指定・登録された歴史的建造物、歴史的風致形成建造物についても、優先順位を検討して保存修理などを促進するとともに、市が所有する旧三井住友銀行尾道支店（市重要文化財）については、観光交流の施設としての改修・活用を図る。
- 未指定等の歴史的建造物については、所有者等と連携しながら、歴史的・文化的な価値を生かした保存修理や改修、用途変更を含めた活用を検討し、歴史的風致の維持・向上及び滞在型観光の基盤づくりを官民連携で進める。
- 未指定等の歴史的建造物の調査・把握とデータベース化を図るとともに、内容や価値のより詳細な把握が必要な物件については、専門的な調査を実施し、その結果によっては文化財指定等を検討する。
- 関係団体等と連携し、歴史的建造物の保存修理の技術・技能者の確保や育成を支援するとともに、歴史的建造物の保存修理の長期的な計画のもとに、必要な材料等の確保に努める。
- 歴史的建造物の保存・活用に関わる団体や建築士、ヘリテージマネージャーなどとの連携を強化し、歴史的建造物の保存修理や用途変更を含めた活用の支援、関係する情報の発信、見学会や研修会の開催などに取り組む。

（2）歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関する方針

- 関係団体や専門家等と連携しながら、空き家・空き店舗の改修・活用を通して移住・定住につなげるとともに、老朽危険建物の除却や低未利用地の利活用を促進し、街なみの保全を図る。
- 歴史的建造物の立地する町内会・自治会等においては、文化財の防火・防犯などについての啓発や防災訓練などを通じ、文化財の保護を含めた防災・防犯体制（自主防災組織など）の育成・支援に取り組む。
- 密集した市街地、斜面市街地においては、消火・救急活動や避難の円滑化及び生活環境の改善・向上に向け、地域の防災体制の充実・強化と併せて、消防水利の充実や消火活動のスペースの確保などに努める。
- 無電柱化を含めた電柱・電線類の景観改善や看板類の更新などによる景観の向上とともに、良好な眺望場所の整備に取り組む。
- 既存の施設の活用・再利用を通じて、市民や来訪者の憩いの空間となる公園・広場の整備を図る。
- 景観計画、景観条例、景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例及び空家等対策計画のもとに、景観の保全と創造に取り組む。

- 新型コロナウイルス感染症対策に資する開放的でゆとりがある都市空間の確保、及び「居心地が良く歩きたくなるまちなか（ウォークアブルな空間）」の形成やにぎわい創出に向けて、歩行環境の整備（道路の美装化、手すりの設置、街灯の整備など）や緑地の充実、建築物と道路などの外部空間が一体となったオープンスペース等の確保を図る。

（３）伝統文化を反映した活動の継承・活用に関する方針

- 民俗芸能等の担い手の確保・育成、用具の新調・修繕などを支援するとともに、民俗芸能等の調査や記録、情報発信及び登録文化財制度の活用に取り組む。
- 各地で多種多様な民俗芸能等が継承されている全国的にも希有な都市であり、こうした情報や特色・魅力を広く情報発信するとともに、見学・体験する機会の確保・充実に努める。
- 様々な世代が有形・無形の文化財めぐったり、学んだりする機会を確保・充実させるとともに、こうした取組を広く情報発信し、市民等への周知を図る。

（４）観光・情報発信に関する方針

- 文化財の活用を支える施設として、各種文化施設、観光案内所等の役割分担と連携のもとに、情報提供・ガイドランス機能の充実を図る。
- 市街地や集落地、更には広がりを持った範囲において、文化財の公開・活用を推進しながら、周遊コースの設定・魅力化を図るとともに、外国人への伝達を含め案内板・説明板、誘導標識の整備・充実や情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した情報提供・発信などに取り組む。
- デジタル技術とデータなどを活用し、文化財や観光施設、交通状況などの積極的な情報提供・発信などに取り組む。
- 日本遺産に関する取組との連携を図りながら、教育・文化面での活用などと併せて、観光やまちづくりの資源としても文化財の公開・活用や情報発信に取り組む。
- 文化財の保存・活用も新型コロナウイルスをはじめとした感染症に影響を受けることから、国・県レベルの感染症対策と連携を取りながら、実状に応じた対策に取り組む。

（５）市民等の参加と協働に関する方針

- 文化財の保存・活用に関わる各種団体の活動や担い手の確保・育成を支援するとともに、団体間の連携・交流を促進する。
- 文化財の保存・活用に取り組む団体と市民、行政の連携、協働の取組（ワークショップによる企画やその実践、見学会・勉強会・イベントの開催、清掃美化活動、空き家再生の見学・体験など）を進める。
- 文化財をはじめとした歴史文化を活かしたまちづくりを進めるため、それを担う住民等を主体とした団体の育成や活動の支援に努める。
- 市民や関係団体等へ歴史的風致や文化財、まちづくり、都市計画などに関する情報の提供・発信や学習機会の確保・充実に努めるとともに、これまでの空き家再生などの住民主体の活動の蓄積を活かし、エリアマネジメントなどの仕組みの構築を検討する。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

前述の方針で記しているように、歴史的風致の維持及び向上に取り組むためには、その所有者・管理者、そして市民等の協力と参加が不可欠であり、かつ、行政を含めた連携と協働の体制が重要である。

このうち、計画推進の総合調整機能を担うのが事務局（まちづくり推進課、文化振興課）である。

庁内においては、計画策定段階の庁内関係課による推進体制を継続するとともに、文化振興課とまちづくり推進課は、より密度を高めた連絡・調整等を行う。また、必要に応じて、文化財、都市計画、景観等の部門の委員会等に相談し助言を得るとともに、国・県等関係機関との連携を図り、適切な支援を得るように努める。

さらに、歴史まちづくり法第11条に基づく歴史的風致維持向上計画推進協議会は、事務局と連携しながら、計画の推進や変更に関する協議並びに実施に関係する連絡・調整を行う。

本計画の実施においては、基本的に担当する課が、公共施設管理者等（尾道市以外の場合）との連携・調整を行うとともに、民間の関係権利者・管理者、さらには文化財の保存・活用を担う市民及び関係団体との連絡・調整及び支援に努める。

こうした体制においては、協働の考え方を基本として、各主体が取り組む必要がある。つまり、各主体が、歴史的風致の維持及び向上を図ることを共有の目標とし、責任と行動において相互に対等であることを前提としながら、ともに力を合わせて取り組むことである。

以上の計画の推進体制を図化すると、以下のようになる。

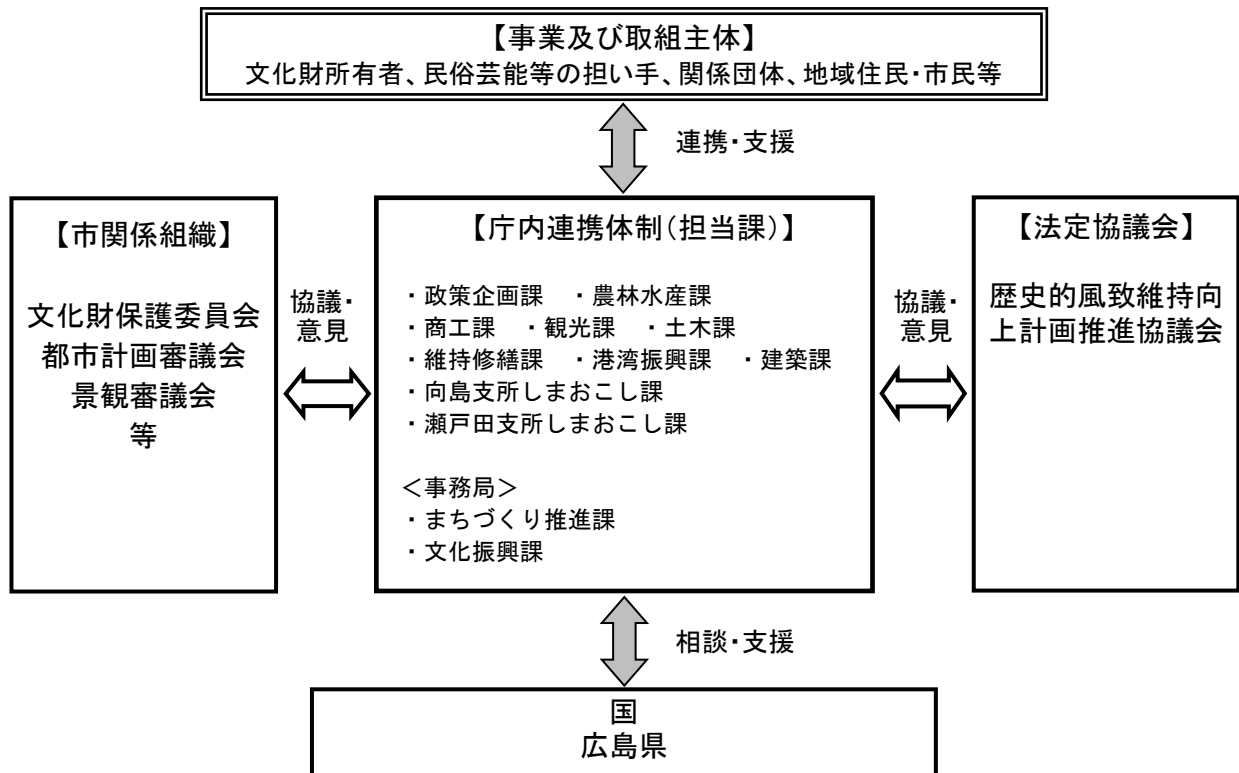


図 3-5 計画の推進体制

第4章 重点区域の位置及び区域

1 歴史的風致の分布

尾道市の歴史的風致をその立地性から概括すると、尾道水道に面した旧市街地一帯と瀬戸田水道に面した市街地・集落地一帯で面的に広がり、鉦太鼓おどり、神楽に関する歴史的風致は市域において点的に立地する。

これらのうち尾道水道に面した旧市街地一帯においては、中世尾道の寺社祭礼行事にみる歴史的風致が2つ、近世尾道の港町文化にみる歴史的風致が3つ、近代商業都市尾道の寺社祭礼行事にみる歴史的風致が3つ、及び茶園文化が息づく歴史的風致（1つ）の計9つの歴史的風致が集積（重層）する。

また、瀬戸田水道に面した市街地・集落地一帯においては、瀬戸田水道と港町の祭礼行事にみる歴史的風致が2つあり、重なり合いながら存在する。

この他、港町や農山漁村の祭礼行事にみる歴史的風致の2つ（鉦太鼓おどり8か所、神楽16か所）が内陸部・沿岸部・島嶼部に点在する。

以上の尾道市における歴史的風致の概要を含めた一覧を示すと表4-1、分布については図4-1のようになる。

表 4-1 尾道市の歴史的風致一覧（1/3）

歴史的風致		歴史的風致の概要
歴史的風致 (名称・テーマ)	個別の歴史的風致 (サブテーマ)	
(1) 中世尾道の寺社祭礼行事にみる歴史的風致	① 浄土寺と吉和太鼓おどり	浄土寺は国宝や重要文化財をはじめ多数の中世・近世の建造物が残され、また、足利尊氏と深い関わりのある尾道を代表する古刹の一つである。 この寺院に奉納される吉和太鼓おどりは、港町に住む人々、そして吉和の漁師たちが一体となり、古き伝統を伝える活動であり、中世寺院建築や港の街並みとともに厳かな歴史的風致を形成している。
	② 西國寺と紫燈護摩、節分会	西國寺は、尾道を代表する古刹の一つで、尾道商人の寄進を多数集め、往時の繁栄を今に伝える寺である。 真言宗醍醐派大本山であり、重要文化財をはじめとした建造物の他、近世建築の本坊や持仏堂、多数の美術工芸品等、尾道の歴史の一部が凝縮したともいえる寺院である。 柴燈護摩は、元日から行われる「吉祥護摩修行」の結願となる法要であり、古くから行われている仏教行事である。節分会は、毎年2月3日に金堂を舞台として行われ、市内最大級の物である。古来より星祭として法要が行われていたものが、戦後に現在の形となった。

表 4-1 尾道市の歴史的風致一覧 (2/3)

歴史的風致		歴史的風致の概要
歴史的風致 (名称・テーマ)	個別の歴史的風致 (サブテーマ)	
(2) 近世尾道の港町文化にみる歴史的風致(つづき)	① 八阪神社と祇園祭 <small>やさかじんじや</small>	八阪神社は常称寺境内にあったが、明治元年(1868)の神仏分離で翌2年6月、現在地の巖島神社に合祀されて移された。拝殿は18世紀後半の建築、狛犬は県内でも最大級で文政4年(1821)と天保8年(1837)につくられている。 祇園祭は八阪神社の例祭で尾道の三大夏祭りの一つに数えられる。御神体を乗せた三体の神輿が市内を練り歩いたのち、八阪神社の名前が記された一本の幟を三体の神輿が勢いよくまわす「三体廻し」が行われる。
	② 御袖天満宮と天神祭 <small>みそでんまんぐつ</small>	御袖天満宮は、菅原道真が大宰府へ向かう途中、この地での歓待に感銘を受けたことから、自らの衣の袖に自身の画像を描き授けた御袖を御神体として、祠を建立したことから、その名がついたとされる。 天神祭は菅原道真の命日である旧暦6月25日に行われ、神輿が旧市街地の中央部付近をめぐり、特に参道の石段を駆け上がる活気と勇壮さに満ちた姿は、この祭の最大の見せ場であり、坂のまち・尾道をより印象づける。
	③ 住吉浜(住吉神社)と住吉祭	住吉浜は寛保元年(1741)、当時の町奉行である平山角左衛門が主導して海を埋め立てて築造し、浄土寺境内にあった住吉神社を現在の場所に移し港の守護神とした。拝殿、本殿は、明治時代後期の建築であり、向唐破風造となっている。注連柱は尾道が発祥の地であり、住吉神社にあるものは国内最古である。 住吉祭は尾道の夏祭りの最後を飾る住吉神社の例祭である。住吉浜ができたおかげで発展したことに対する感謝を込めて、花火を神社に奉納する。
(3) 近代商業都市尾道の寺社祭礼行事にみる歴史的風致	① 一宮神社とベッチャー祭 <small>いっきやうじんじや</small>	一宮神社(吉備津彦神社)は、備中国の吉備津彦神社の什器が何かの由縁でこの地に來たのを奉還したが、再び舞い戻ってきたことを契機に、備中国の吉備津彦神社の境内社である一宮社の分霊を行ったのが起源である。 ベッチャー祭は一宮神社に伝わり、厄を祓い、無病息災を願う祭りであり、尾道の晩秋を代表する行事でもある。
	② 住吉浜(住吉神社)とみなと祭	みなと祭の最初に、浄土寺多宝塔の傍にある町奉行平山角左衛門の墓前で法要が営まれ、次いで平山神社を合祀する住吉神社で神事が行われる。その後、パレードやその他数々のイベントが行われる。 江戸時代における住吉浜の築造に対する感謝の念が、時代を超えて現在まで継承されるとともに、一般の市民が祭の担い手や行事の主役として参加する。
	③ 山脇神社と山王祭 <small>やまわきじんじや</small>	山脇神社は尾道七社の一つであり、「こま犬」の代わりに「こま猿」が置かれている。昔この一帯に山火事が起こったとき、猿が騒ぎ民衆に知らせたという伝説がある。 山脇神社の祭礼は、尾道に夏を告げる「山王祭」(別名「ゆかた祭り」と呼ばれ、旧暦4月の申の日(5月末)に行われる。尾道では、この日から浴衣を着る風習がある。

表 4-1 尾道市の歴史的風致一覧 (3/3)

歴史的風致		歴史的風致の概要
歴史的風致 (名称・テーマ)	個別の歴史的風致 (サブテーマ)	
(4) 瀬戸田水道と港町の祭礼行事にみる歴史的風致	① 瀬戸田水道と祭礼行事	<p>瀬戸田水道は、瀬戸内海の中央部に位置し、生口島と高根島に挟まれた細長い海峡で、天然の良港でもある。</p> <p>管弦祭であるホーランエンヤは、初夏の瀬戸田水道を舞台とした勇壮な行事である。また、生口島の地藏院では、旧暦7月23日に仏送りともいわれる精霊送りが行われる。瀬戸田を彩る“動”と“静”の海の民の民俗行事である。</p>
	② 港町瀬戸田の街並みと祭礼行事	<p>しおまち商店街や海岸沿いの市街地では、江戸時代～明治・大正時代の建造物の街並みが残されている。</p> <p>こうした街並みを舞台に毎年7月に行われる祇園祭は生口神社の例大祭であり、子供神輿、大人神輿が練り歩く。また、10月には天満神社の御神体を神輿に移し、大人神輿、中神輿、小神輿が町中を練り歩く神幸祭が行われる。</p>
(5) 茶園文化が息づく歴史的風致		<p>尾道には「露滴庵」「明喜庵」をはじめ茶室や庭園が数多く残っている。</p> <p>こうした茶室や庭園を利用し、一般の人や観光客も参加できる茶会が、流派を問わず開催されている。</p>
(6) 港町や農山漁村の祭礼行事にみる歴史的風致	① 鉦太鼓おどり(風流)に関わる祭礼行事	<p>市内の各所で、神社などを舞台に太鼓・鉦などを囃しつつ、五穀豊穰などを願う鉦太鼓おどりが行われている。代表的なものとしては因島の「椋浦の法楽おどり」、御調町の「みあがりおどり」、木ノ庄町の「木ノ庄鉦太鼓おどり」がある。</p>
	② 神楽に関わる祭礼行事	<p>市内には16の神楽団体があり、各地の神社で舞われている。大きく分ければ、芸予諸島に分布する神楽と山間部に分布する備後神楽に分類できるが、各地で様々な要素が盛り込まれながら、現在も盛んに行われている。</p>

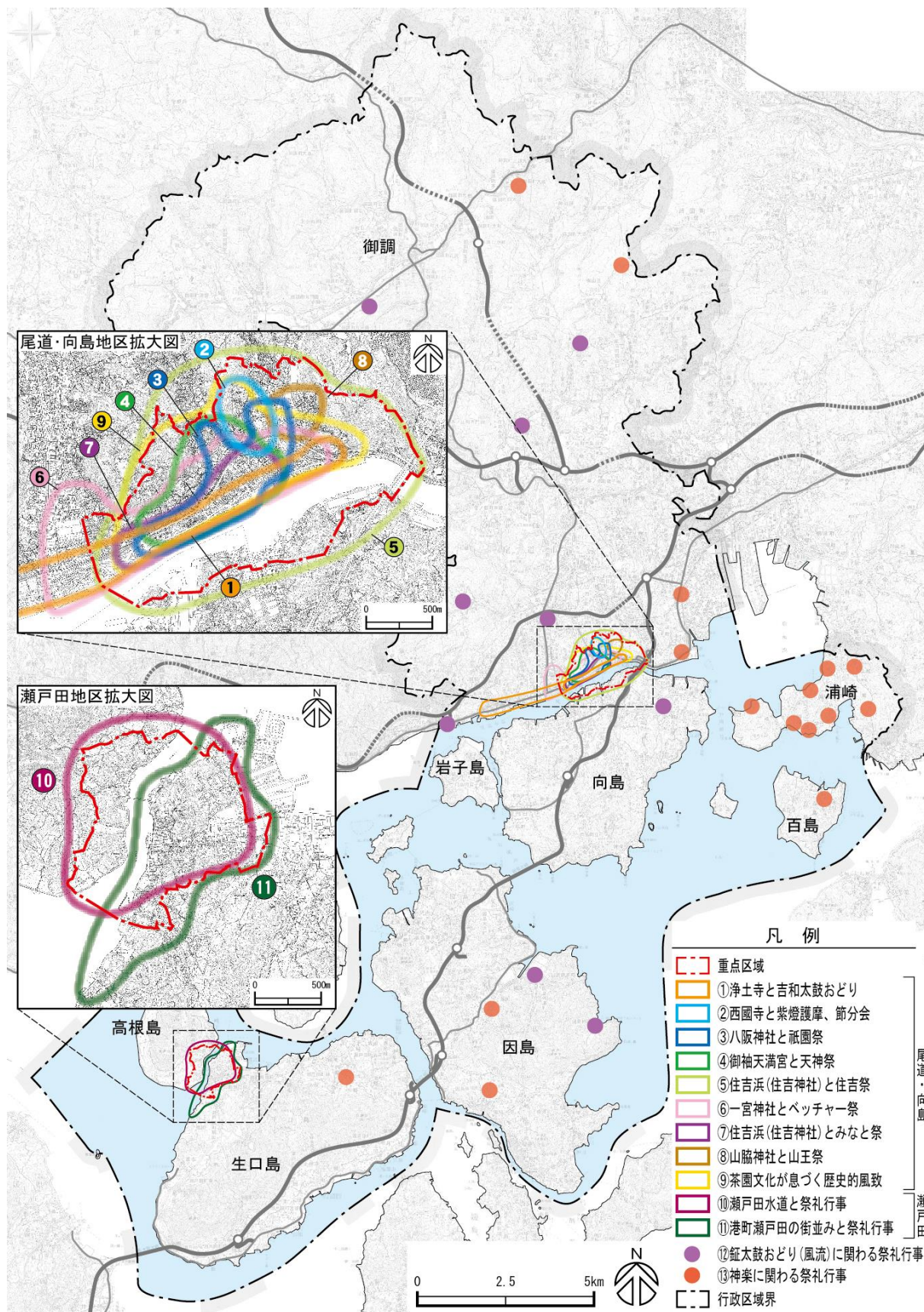


図 4-1 歴史的風致の分布

2 重点区域の位置と区域

(1) 重点区域の位置

第1期計画では、重要文化財等として指定された建造物及びその他の指定・未指定の歴史的建造物が多数立地し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が、一体となって良好な市街地の環境を形成している尾道・向島地区と瀬戸田地区において、重点区域を設定した。

これら2つの重点区域における歴史的風致の維持・向上を推進することで、市域全体の歴史的風致の維持・向上に波及させ、本市の歴史・文化の継承につなげる。

【尾道・向島地区】

尾道・向島地区は、中世・近世の文化財が多数存在する特徴的な市街地であるとともに、尾道水道を挟んで尾道地区（旧市街を中心とした区域）と向島が一体的な景観を構成していることから、景観面からもまとまりのある区域である。

また、港町・商都として発展した歴史があり、中世、近世、近代の文化財が重層しながら、市街地を中心に存在する。そこには、国宝（浄土寺本堂、多宝塔等）や重要文化財等があり、建造物等は景観を特徴づける役割も担っている。加えて、この地区においては、吉和太鼓おどりや祇園祭、天神祭、住吉まつり、ベッチャー祭等が、歴史的建造物等を舞台として行われ、固有の歴史的風致を形づくっている。

【瀬戸田地区】

瀬戸田地区は、港町の繁栄を今に伝え、向上寺三重塔（国宝）をはじめ神社仏閣や歴史的な街並み、趣のある路地空間等が息づき、瀬戸田水道等と相まって景観を特徴づけている。また、耕三寺には15件の登録有形文化財が集積している。

さらに、この地区においては、ホーランエンヤや精霊送り、祇園祭等が、歴史的建造物等を舞台として行われ、固有の歴史的風致を形づくっている。

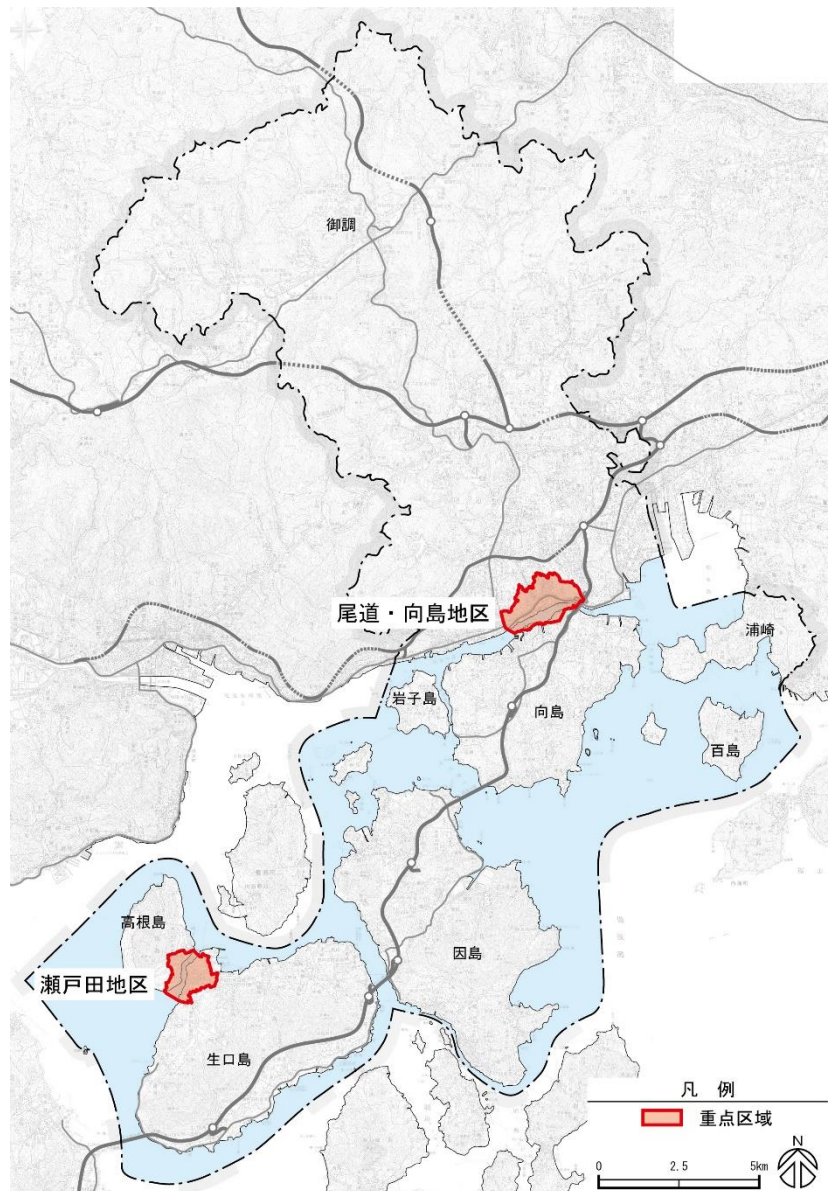


図 4-2 重点区域の位置

(2) 重点区域の区域

重点区域に位置づけるのは、前述の2つの区域であり、次の名称とする。

○尾道・向島地区：尾道・向島歴史的風致地区

○瀬戸田地区：瀬戸田歴史的風致地区

① 尾道・向島歴史的風致地区

重点区域の面積：約 207ha

第1期計画では、歴史的建造物が集積し、かつ、9つの歴史的風致が集積（重層）する範囲のうち、景観施策と一体的に歴史的風致の維持・向上を図るため、景観計画の重点地区（景観地区※1）と同じ範囲を重点区域としていた。

第1期計画の成果として、歴史的建造物の改修や空き家の撤去、歩行環境の向上などが進んだことを受け、第2期計画では景観地区の西側において未指定の歴史的建造物が複数あり、また、NPO法人によって保存修理された旧和泉家別邸（通称尾道ガウディハウス）も立地する三軒家町の一部を重点区域に含めることとする。拡大する区域は、斜面市街地の地形や建物、路地等、及び平地部の通りや路地等が、第1期計画の重点区域と連続的・一体的な構成となっている。

この範囲も、歴史的風致である「一宮神社とベッチャー祭」の舞台である。

拡大する区域の南及び東側の隣接地は景観地区（第1期計画の重点区域）、北側は景観地区につながる街区界（一部道路界）、西側は町丁目の街区界（道路界、隣接地は天満町）であり、第1期計画の重点区域と一体的な区域となる。

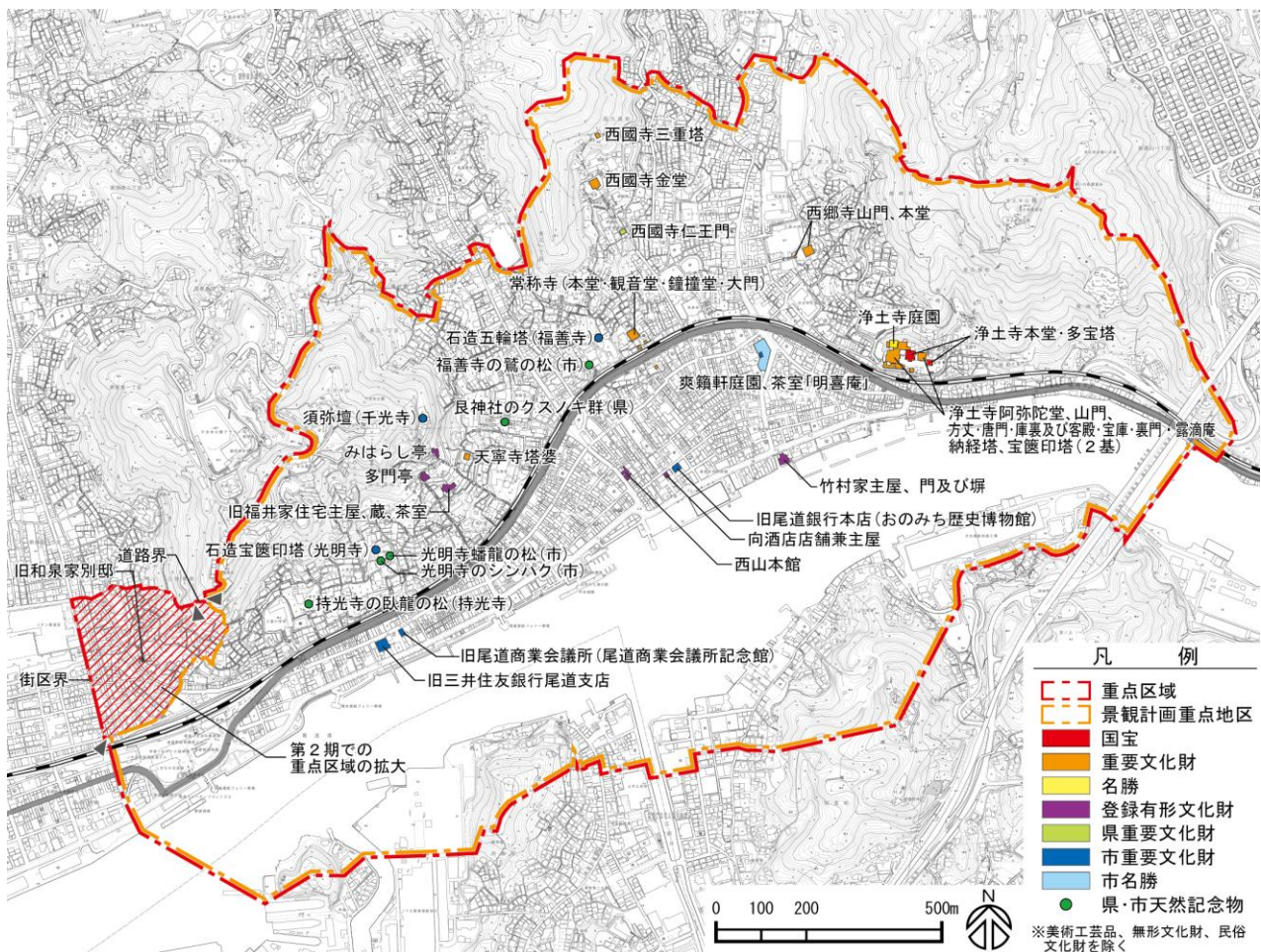


図 4-3 尾道・向島歴史的風致地区（重点区域）の範囲

※1 景観地区

景観法で定められている地区。景観法で定める景観計画とは別に、都市計画として景観地区を定め、建築物の形態意匠の制限等を行うことができる。市町村長が行為を認定（認定書の交付）することになる。

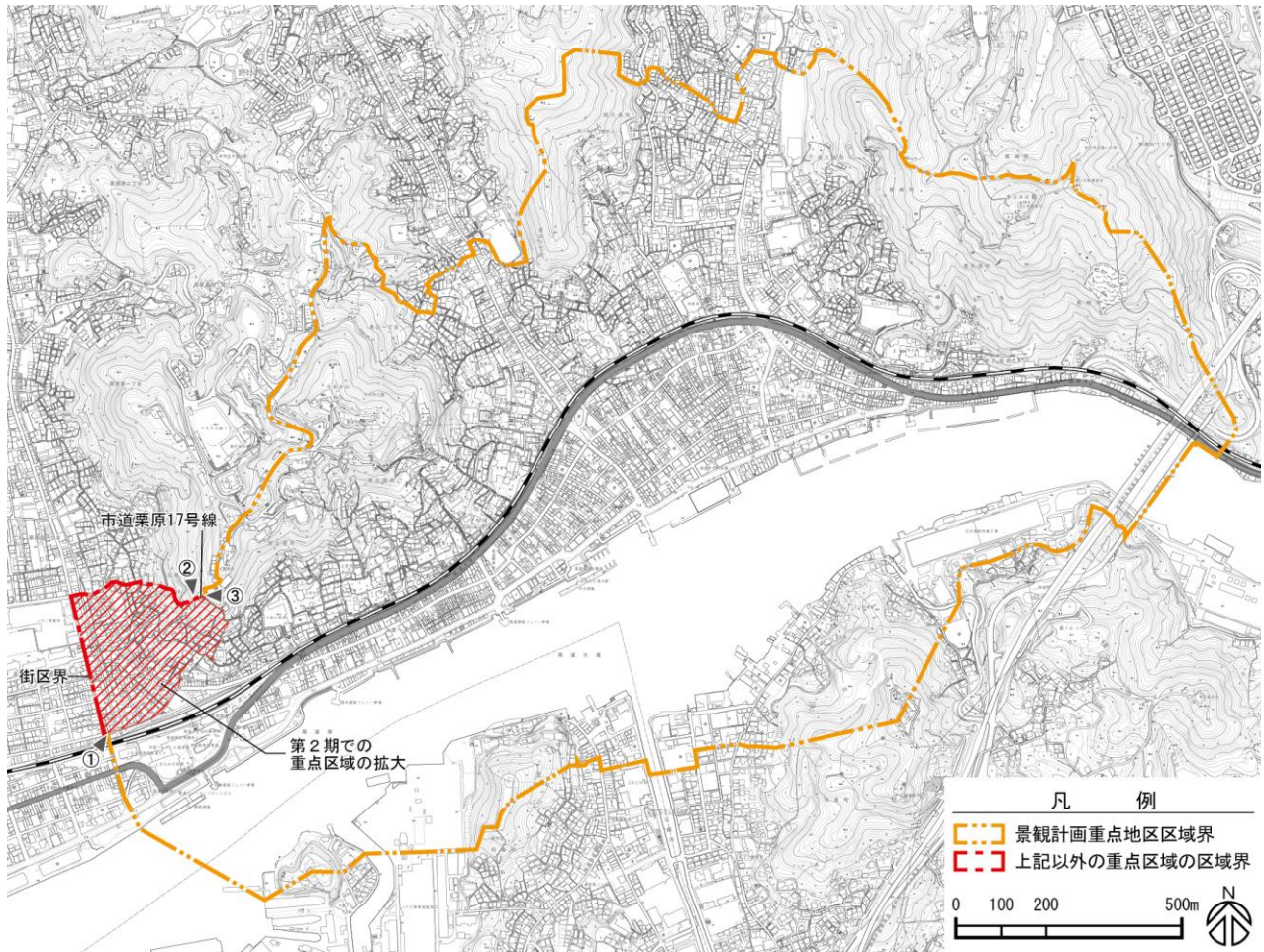


図 4-4 尾道・向島歴史的風致地区（重点区域）の区域界

表 4-2 尾道・向島歴史的風致地区（重点区域）の区域界の説明

区 間	説 明
① ～ ②	街区界
② ～ ③	市道栗原 17 号線
③ ～ ①	景観計画重点地区区域界

② 瀬戸田歴史的風致地区

重点区域の面積：約 137ha（海面を除く）

重点区域の区域は、第 1 期計画と同様とする。

この区域については、景観計画の重点地区を基本に、北側については、「ホーランエンヤ」を行う高根巖島神社や関係する高根八幡神社、そのルート及びミカン祭りの背景となるミカン畑、「祇園祭」で神輿を渡御するルートを取り入れ、市街地・集落と景観の一体性を確保するため、市道及び一部地目界等で区切り、瀬戸田水道は見通し界でつないでいる。なお、「祇園祭」で神輿を渡御するルートの北端は工業地のため除外した。

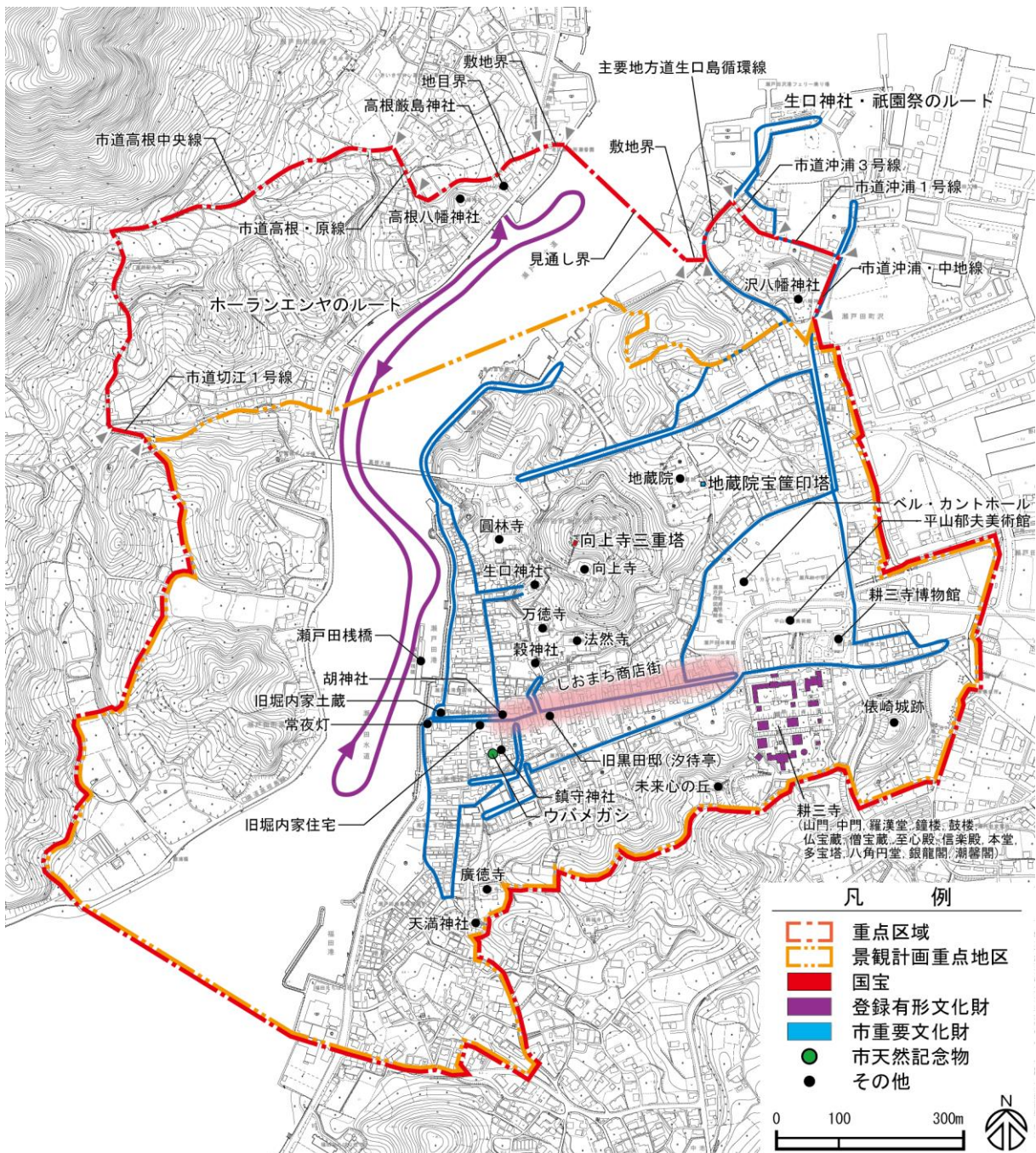


図 4-5 瀬戸田歴史的風致地区（重点区域）の範囲

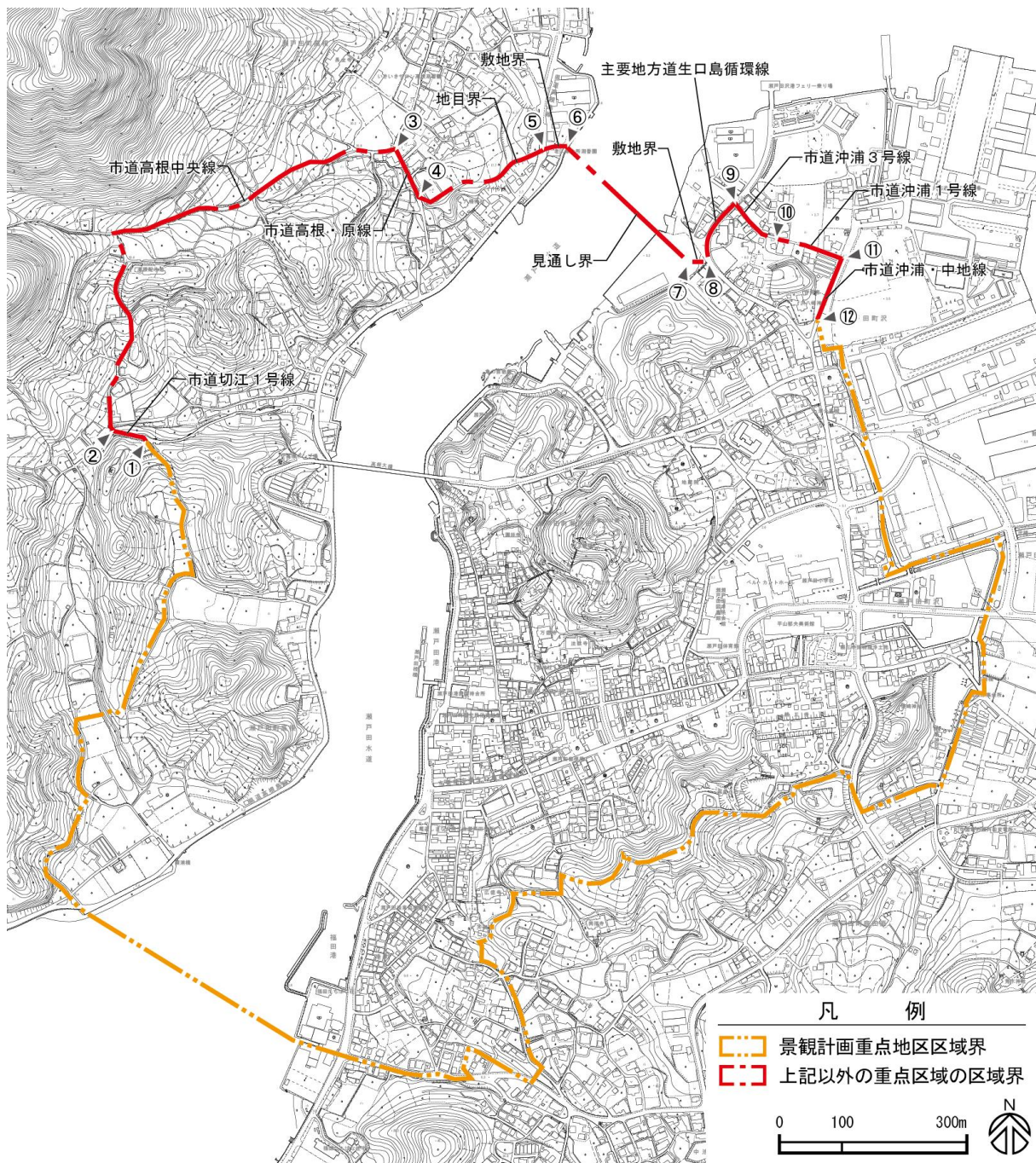


図 4-6 瀬戸田歴史的風致地区（重点区域）の区域界

表 4-3 瀬戸田歴史的風致地区（重点区域）の区域界の説明

区 間	説 明	区 間	説 明
① ～ ②	市道切江1号線	⑦ ～ ⑧	敷地界
② ～ ③	市道高根中央線	⑧ ～ ⑨	主要地方道生口島循環線
③ ～ ④	市道高根・原線	⑨ ～ ⑩	市道沖浦3号線
④ ～ ⑤	地目界	⑩ ～ ⑪	市道沖浦1号線
⑤ ～ ⑥	敷地界	⑪ ～ ⑫	市道沖浦・中地線
⑥ ～ ⑦	見通し界	⑫ ～ ①	景観計画重点地区区域界

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果

重点区域における歴史的風致の維持・向上は、直接的には、歴史的建造物の保存・活用や良好な市街地の環境の保全・整備、民俗芸能などの継承・活性化等であるが、こうした取組によって、重点区域の文化財や歴史的風致の特色と価値の顕在化、魅力づくりにつながる効果がある。また、観光・交流の活性化、コミュニティの継承・活性化、本市で暮らすことの価値や魅力の向上にもつながる。

歴史的風致の維持・向上によって具体化される姿（像）としては、尾道市歴史文化基本構想で示している『**『時間と空間が織りなす文化の重層・結節』による“時のミュージアム・尾道”**』ということができ、このことは、歴史文化を生かした本市のまちづくりのコンセプトともいえる。さらに、歴史的風致の維持・向上は尾道市総合計画で示している『尾道オリジナル』（「人財」「資源」「広域拠点性」）を高めていくことにつながり、都市像「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」の具体化にも資することになる。

加えて、重点区域における取組は、他の地域においても歴史的風致への関心を高め、歴史的建造物の保存・活用や民俗芸能などの継承・活性化等を推し進める力になり、市全体に効果が広がる。

4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

本市における良好な景観の形成に関する施策としては、土地・建物利用の基礎となる都市計画及び景観法等に基づいた景観施策がある。

(1) 重点区域の都市計画

① 尾道・向島歴史的風致地区

尾道・向島歴史的風致地区の都市計画は、広域都市計画区域（備後圏）として決定されており、区域区分や用途地域等がある。

区域区分に関しては、重点区域の大半が市街化区域であるが、尾道地区の斜面地の概ね中腹部より上の緑地を中心とした部分、及び向島地区の山地部は、市街化調整区域となっている。

尾道地区の用途地域は、JR山陽本線から海側の平地部の大半は商業地域、山側斜面地は第一種住居地域が中心となっている。また、内陸部に向かう主要な道路及びその沿道は、近隣商業地域となっている。

向島地区の用途地域は、沿岸部の造船所等を中心とした区域は、準工業地域または工業地域が中心であり、その他は第一種住居地域と近隣商業地域となっている。

この他、尾道地区では、JR尾道駅南側が高度利用地区（市街地再開発事業）、市街地の東側の一部が土地区画整理事業（久保地区、火災復興）の区域となっている。

都市施設としては、都市計画道路、公園、下水道等を都市計画決定している。

今後とも、市民等への都市計画の普及・啓発を図りながら、計画的な土地利用の推進及び都市施設の整備に取り組んでいく。

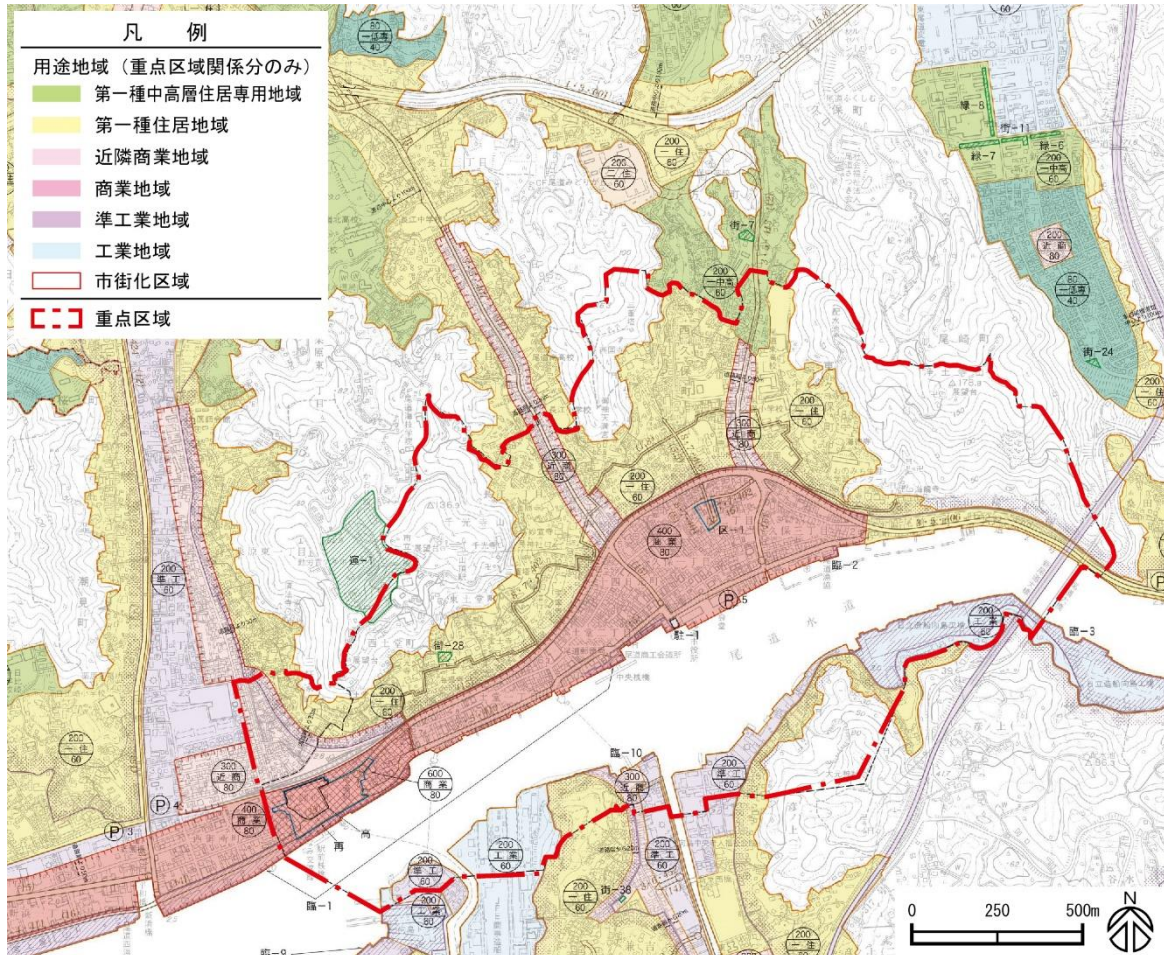


図 4-7 都市計画の指定状況（尾道・向島歴史的風致地区）

② 瀬戸田歴史的風致地区

瀬戸田歴史的風致地区の都市計画は、因島瀬戸田都市計画区域であり、区域区分はなく、用途地域等がある。

用途地域は、しおまち商店街や耕三寺の一带が近隣商業地域、北側と南側の沿岸部が準工業地域であり、それ以外は第一種住居地域となっている。

都市施設としては、潮音山^{ちようおんざん}一带が潮音山公園（総合公園）となっており、他に都市計画道路、公園（街区公園）や駐車場を都市計画決定している。

今後とも、市民等への都市計画の普及・啓発を図りながら、計画的な土地利用の推進及び都市施設の整備に取り組んでいく。

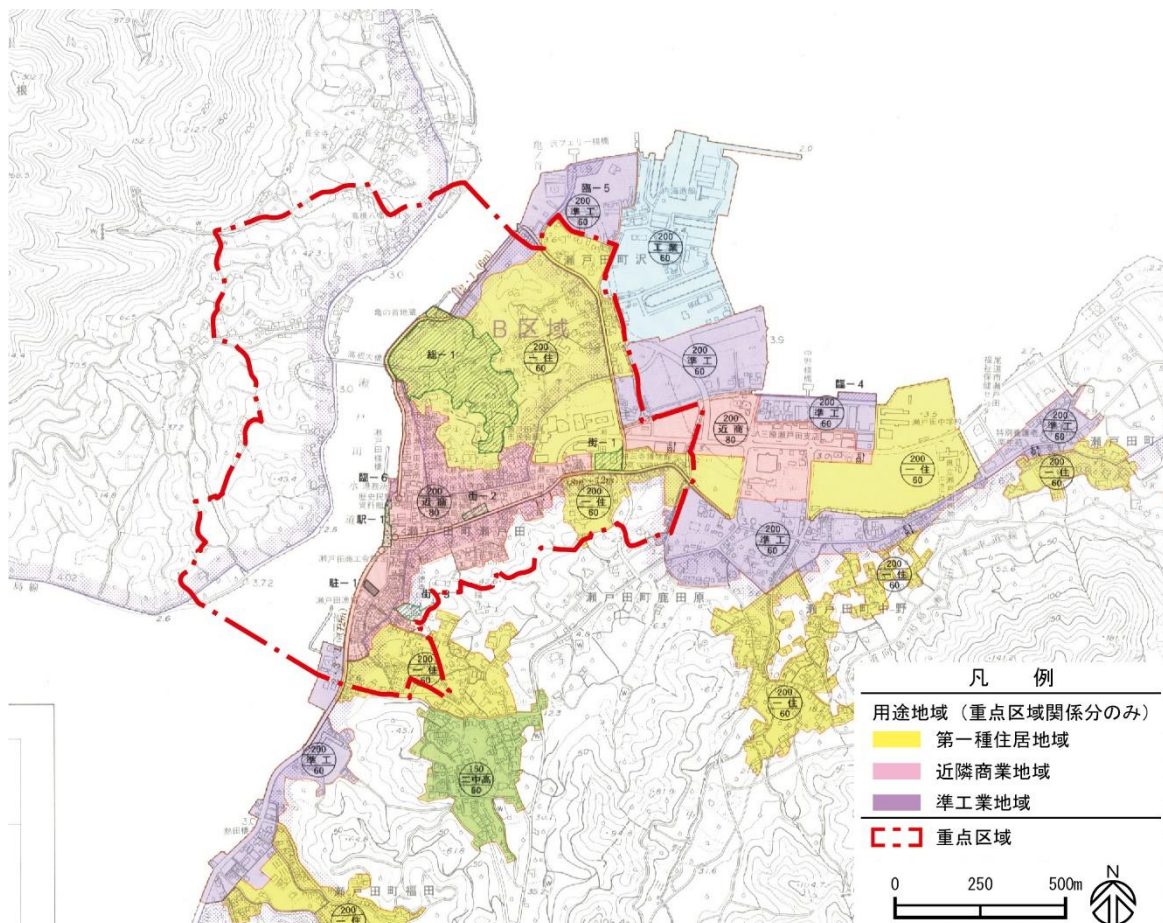


図 4-8 都市計画の指定状況（瀬戸田歴史的風致地区）

(2) 農業振興地域整備計画

本市では、農業と農業以外との土地利用の調整を図り、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備について必要な農業施策を計画的、集中的に実施することによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的として農業振興地域整備計画を策定している。

重点区域の尾道・向島歴史的風致地区の東側及び北側の一部は、約 31ha が農業振興地域となっている。重点区域内に農用地区域は指定されていない。

重点区域の瀬戸田歴史的風致地区の生口島^{いくちじま}の一部及び高根島は、約 47ha が農業振興地域となっている。そのうち約 30ha が農用地区域に指定されている。

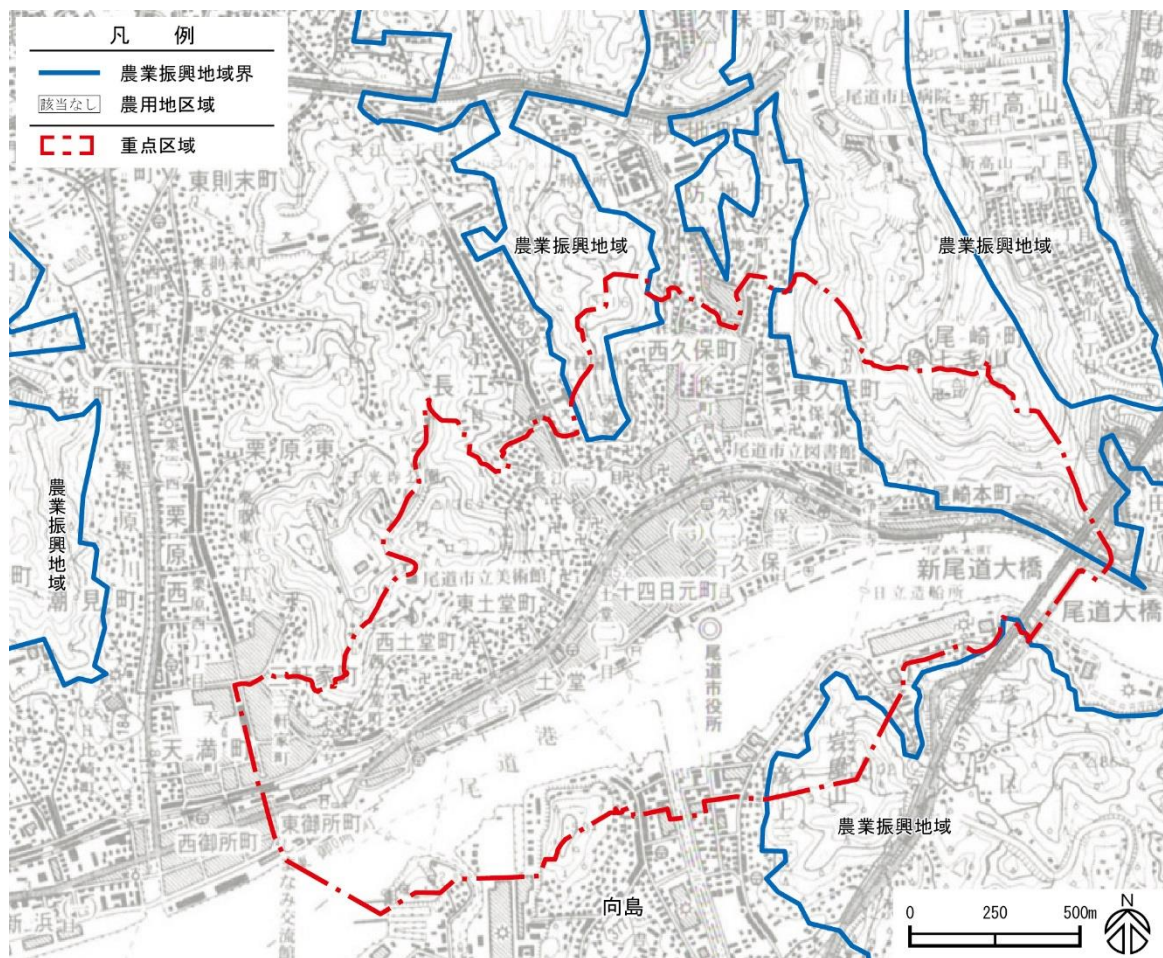


図 4-9 農業振興地域の指定の状況（尾道・向島歴史的風致地区）

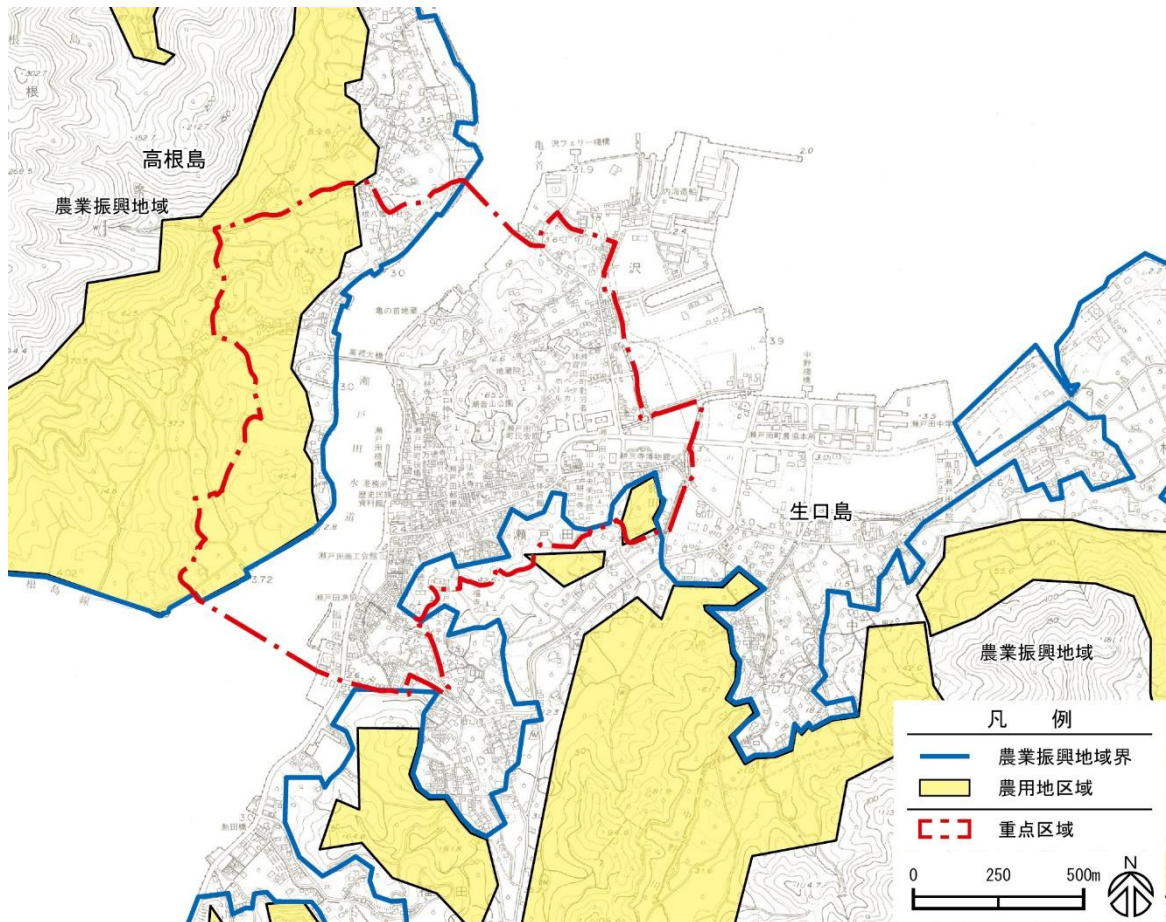


図 4-10 農業振興地域の指定の状況（瀬戸田歴史的風致地区）



段々畑に咲くミカンの花



瀬戸田の特産品・国産レモン

(3) 景観計画

本市の景観施策については、平成16年に施行された景観法に基づき、積極的に景観の保全と創造に取り組んできている。

その施策は、「今ある景観と調和したまちづくりをしていく」ということを基本とし、景観条例、景観計画、景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例の4点セットで進めている。

今後とも4点セットを基本に、景観重要建造物・景観重要樹木※1の制度の導入等を検討しながら、歴史的風致の維持及び向上の面からも、景観施策に取り組んでいく。

① 景観計画区域

景観計画の区域は、平成22年4月から市全域を対象としている。

この景観計画区域内では、景観計画及び景観条例によって、一定規模を超える行為をしようとするときは市長への届出が必要である（P148参照）。

② 景観計画区域の地域別の景観形成の方針

景観計画区域は、11の地域に細区分し、それぞれの地域の景観特性を伸ばしながら、良好な景観を形成する。

このうち、歴史的風致維持向上計画における重点区域を含む「尾道水道周辺地域（中部）」及び「生口島北部地域」について、景観形成の方針を記す。

歴史的風致維持向上計画
重点区域：尾道・向島歴史的風致地区

歴史的風致維持向上計画
重点区域：瀬戸田歴史的風致地区

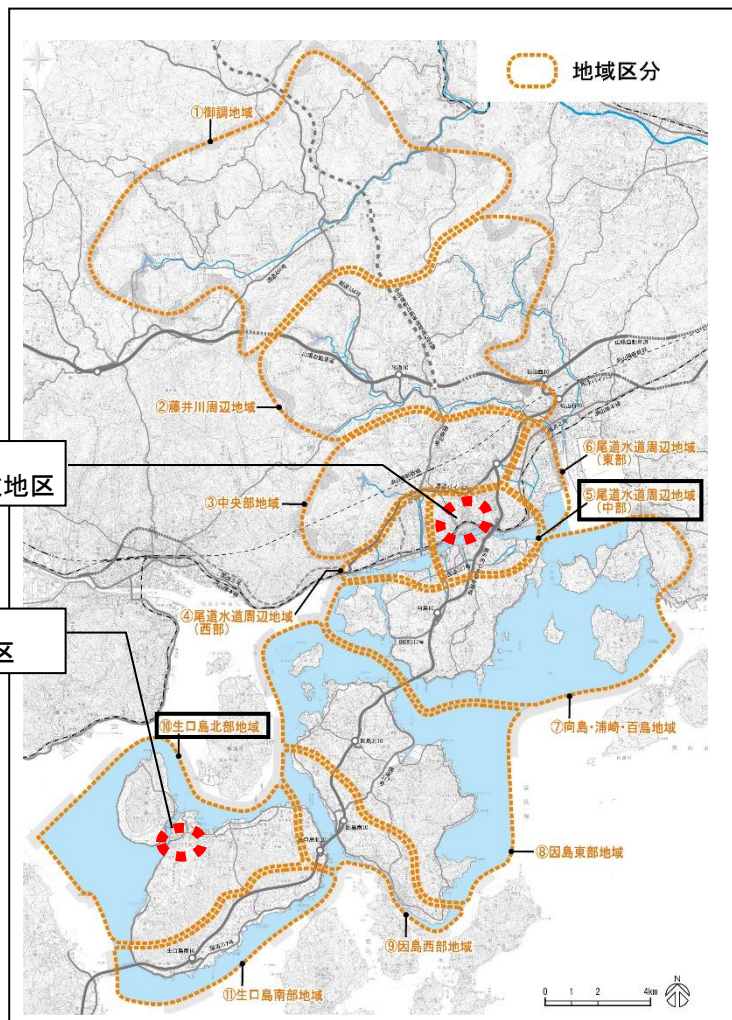


図4-11 景観計画区域の地域区分

※1 景観重要建造物・景観重要樹木

歴史的に価値のある建造物や地域のシンボルとなる樹木等、景観まちづくりを進めるうえで重要な資源。

景観法第19条第1項に基づき景観重要建造物及び同法第28条第1項に基づき景観重要樹木に指定することができる。

景観重要建造物、景観重要樹木に指定されると、これらの現状を変更しようとするときには市長の許可を得る必要がある。一方で、管理のための支援を受けることができる。

ア 尾道水道周辺地域（中部）

<景観形成の目標>

豊かな自然・歴史・文化資源が醸し出す特色のある景観の保全・創造に取り組むとともに、その景観を中心市街地のまちづくりの中に生かし、尾道の都市イメージの中心となる「心に残る尾道の景観」の形成をめざす。

<景観形成の方針>

(ア) 尾道水道や尾道三山等を骨格とした景観の形成

- 景観の骨格となる尾道水道、尾道三山（浄土寺山、西国寺山、千光寺山）、向島の三山（岩屋山、竜王山、小歌島）、尾道大橋・新尾道大橋及び尾道駅前地区と、これらに囲まれた斜面市街地、中心市街地及び向島の市街地の範囲を中心として、尾道らしい景観を形成する。
- 尾道水道の水面、尾道三山、向島の三山の自然を将来にわたって保全する。
- 豊かな眺望景観を保全するため、高層建築物や屋外広告物によって眺望を阻害されることがないように誘導していく。また、斜面市街地の古寺めぐりのみちや千光寺山・浄土寺山山頂のほか、尾道水道の海岸や尾道駅前等で眺望を楽しめる視点場を積極的に確保していく。
- 尾道三山の斜面市街地と尾道水道沿いの市街地では、現在の景観特性を伸ばすように建築物や工作物等を誘導する。

(イ) 尾道らしい歴史・文化資源や空間特性を生かした景観の形成

- 多くの寺院・神社や、港町・商都の歴史をとどめる建造物、坂みちや小路の空間等を将来にわたって継承していくとともに、これらを生かした歴史・文化的な景観を形成する。
- 尾道水道の海辺では、親水空間を充実させる。
- 中心市街地、斜面市街地、海辺の歩行者ルートの回遊性を高め、景観を楽しむルートを形成する。

(ウ) 周辺の市街地における地区特性を生かした景観の形成

- 尾道三山や向島の三山など景観の骨格となるゾーンの周辺においては、尾道水道方面への眺望を得られる眺望点の確保や向島の小河川の活用、果樹園の営農景観の保全等、地区の特性や資源を生かした景観を形成する。
- 尾道三山と斜面市街地、向島の海辺等から見えやすい位置にある大規模な建築物や屋外広告物については、景観を阻害しないよう配慮していく。
- 瀬戸内しまなみ海道の周囲では、本州側の玄関口としての景観を損ねることがないように屋外広告物の掲出の方法等に配慮していく。



向島から見た千光寺山、斜面市街地、中心市街地等の景観

イ 生口島北部地域

<景観形成の目標>

歴史・文化的資源や瀬戸田水道等の眺望を生かし、瀬戸内しまなみ海道沿線地域の代表的な観光地にふさわしい優れた景観の形成をめざす。

<景観形成の方針>

(ア) 瀬戸田地区を中心とした歴史・文化性のある優れた景観の形成

- 瀬戸田地区に集積する文化施設や寺社、歴史性のある街並みを保全していくとともに、歴史・文化的資源や背後の山林などと調和するよう、周囲の建築物の色彩等を誘導していく。
- 潮音山や耕三寺未来心の丘から見られる魅力ある眺望景観と瀬戸田水道に面した海辺景観を保全・創造していくため、中高層建築物や瀬戸田水道沿いの建築物の形態意匠の誘導、屋外広告物の制限等を行う。
- 中野地区に残る旧家群の街並みを生かした集落景観を形成する。
- 県道生口島循環線沿道の商業施設等は、歴史・文化的な地区イメージと調和するよう建築物や屋外広告物の形態意匠を誘導する。

(イ) 景観を楽しむ環境の充実

- 潮音山の登山道を歩きやすい環境にするとともに、山頂展望地など眺望場所の維持管理や整備を進める。
- しおまち商店街や海辺の遊歩道等を軸として、歴史・文化的景観や眺望景観等を楽しむことができる歩行者空間の充実、ネットワーク化を図る。

(ウ) 自然景観、営農景観の保全

- 瀬戸内海国立公園観音山かんのんやまの自然や、高根島北部等に残る貴重な自然海岸を保全する。
- 市街地背後の緩緩斜面に広がる果樹園については、農地の有効利用と適切な管理を促進し、営農景観を保全する。



高根島、瀬戸田水道、中心市街地等の景観

③ 景観計画区域内での行為の制限の内容

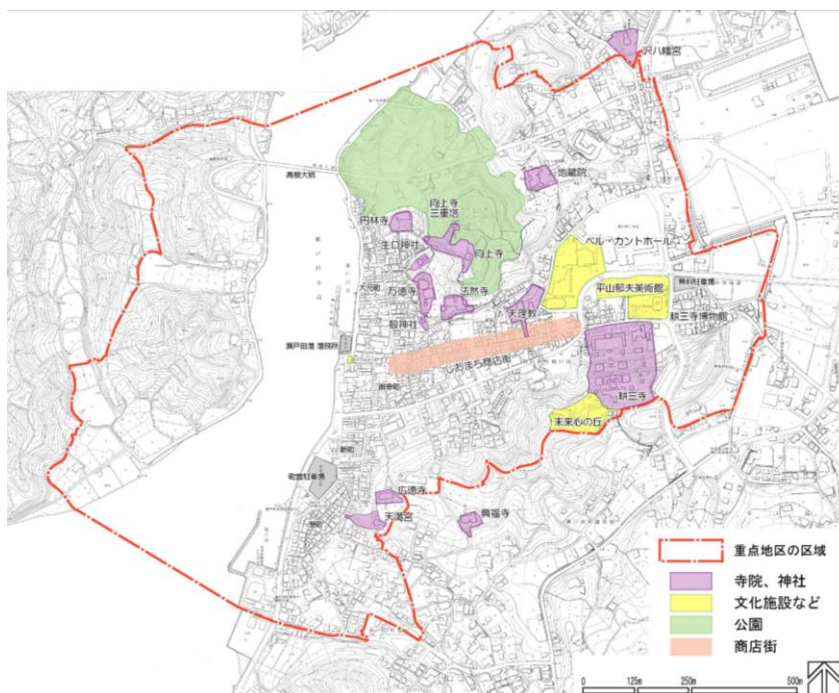
■届出が必要な行為（尾道市景観計画）

景観計画区域内で次の行為をしようとする場合は、あらかじめ市長に届出が必要である。

表 4-4 届出が必要な行為

行為の種別		対象となる規模等		
		重点地区の区域		重点地区以外の区域
		尾道・向島地区	瀬戸田地区	
ア 建築物	新築、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	— (景観地区であり、景観計画に定める建築物に関する行為の制限が適用されない。)	規模を限定しない。	高さ13mまたは建築面積1,000㎡を超える建築物 (増築については行為後の高さまたは建築面積)。 増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積の合計が10㎡を超えるもの
イ 工作物	新設、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	下表の工作物の区分に従い、次のとおりとする。 a：高さ5mを超え、かつ長さ10mを超える法面・擁壁 b：高さ13mを超える(*)または築造面積1,000㎡を超えるもの c：高さ20mを超える(*)もの (*)建築物と一体になって設置される場合の高さは、当該工作物の高さが5m超、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さがbで13m超、cで20m超 外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積の合計が10㎡を超えるもの 敷地に設ける柵・塀について規模を限定しない。		
ウ 開発行為		3,000㎡を超える開発行為		
エ 土石の採取		1,000㎡を超える採取		
オ 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積		高さ5mまたは面積1,000㎡を超えるもの		
カ 届出事項の変更		前記5項目の届出事項を変更しようとするとき		

※行為の制限の基準等は省略



※尾道・向島地区は「(4) 景観地区」を参照

図 4-12 重点地区（瀬戸田地区）の区域

(4) 景観地区

景観計画で位置づけた重点地区のうち尾道・向島地区については、都市計画で景観地区を定めている。

この地区では、建築物等のデザインや色彩を制限するほか、眺望景観を守るために一定の区域で建築物の高さを制限する。

① 景観地区の区域等

景観地区の区域と区域内の細区分は次のとおりである。

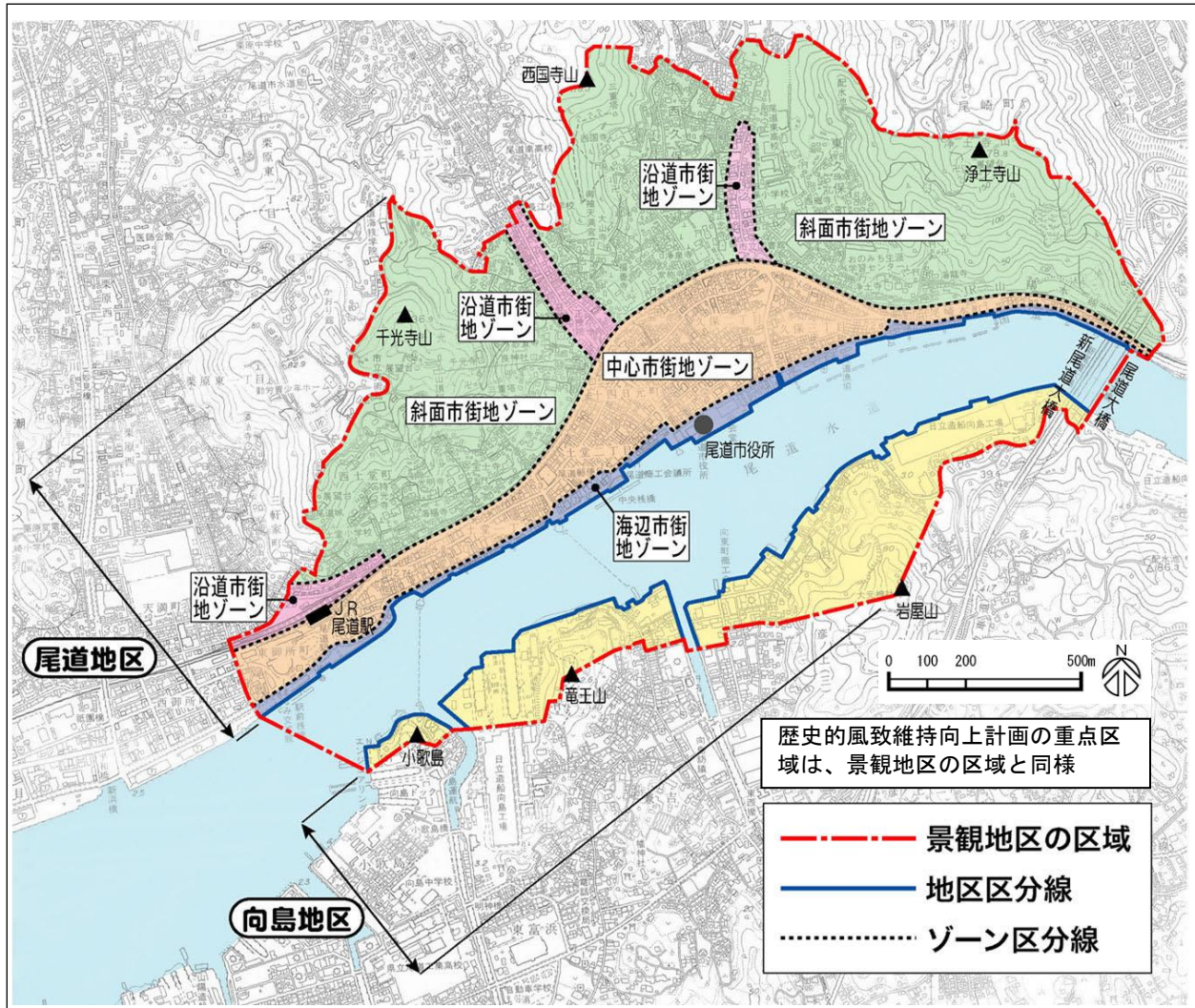


図 4-13 景観地区の区域

表 4-5 景観地区の構成

地区の区分	地区の範囲	ゾーン区分
尾道地区	尾道の中心市街地と尾道三山の斜面市街地等の範囲	斜面市街地ゾーン：鉄道北側の住居系用途地域と市街化調整区域の範囲 沿道市街地ゾーン：鉄道北側の近隣商業地域の範囲 中心市街地ゾーン：鉄道南側の商業地域等の範囲 海辺市街地ゾーン：海岸通り南側の範囲
向島地区	向島の海岸部とその背後の市街地、岩屋山・竜王山・小歌島の斜面の範囲	

② 建築物・工作物の形態意匠の制限

景観計画区域が行為の届出制であるのに対し、この地区では認定制になる。

■認定申請が必要となる行為

景観地区における下表の行為は、その実施に当たって、尾道市長に認定申請を行い、その認定を受けることが必要である。

表4-6 認定申請が必要となる行為

行為の種別		対象となる規模等
ア 建築物	新築、増築、改築、移転 外観の変更を伴う修繕・模様替え 色彩の変更	規模の大小に関わらずすべて
イ 工作物	新設、増築、改築、移転 外観の変更を伴う修繕・模様替え 色彩の変更	「尾道地区」における垣・柵・塀、「向島地区」における金属製フェンスのみ (注)
ウ	認定申請事項の変更	前記2項目の認定申請事項を変更しようとするとき

(注) 垣・柵・塀、金属製フェンス以外の工作物については、規模によって、景観計画区域（前掲）での届出が必要である。

上記の規定にかかわらず、以下の行為は、認定申請は不要としている。

- 国宝・重要文化財等に指定された建造物、登録有形文化財に登録された建築物、県・市の有形文化財または記念物等に指定された建築物
- 上記のいずれかの建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- 景観重要建造物に指定された建造物
- 非常災害により破損した建築物等の応急的な修繕等
- 通常の管理のため簡易な修繕を行う建築物

■行為の着手の制限

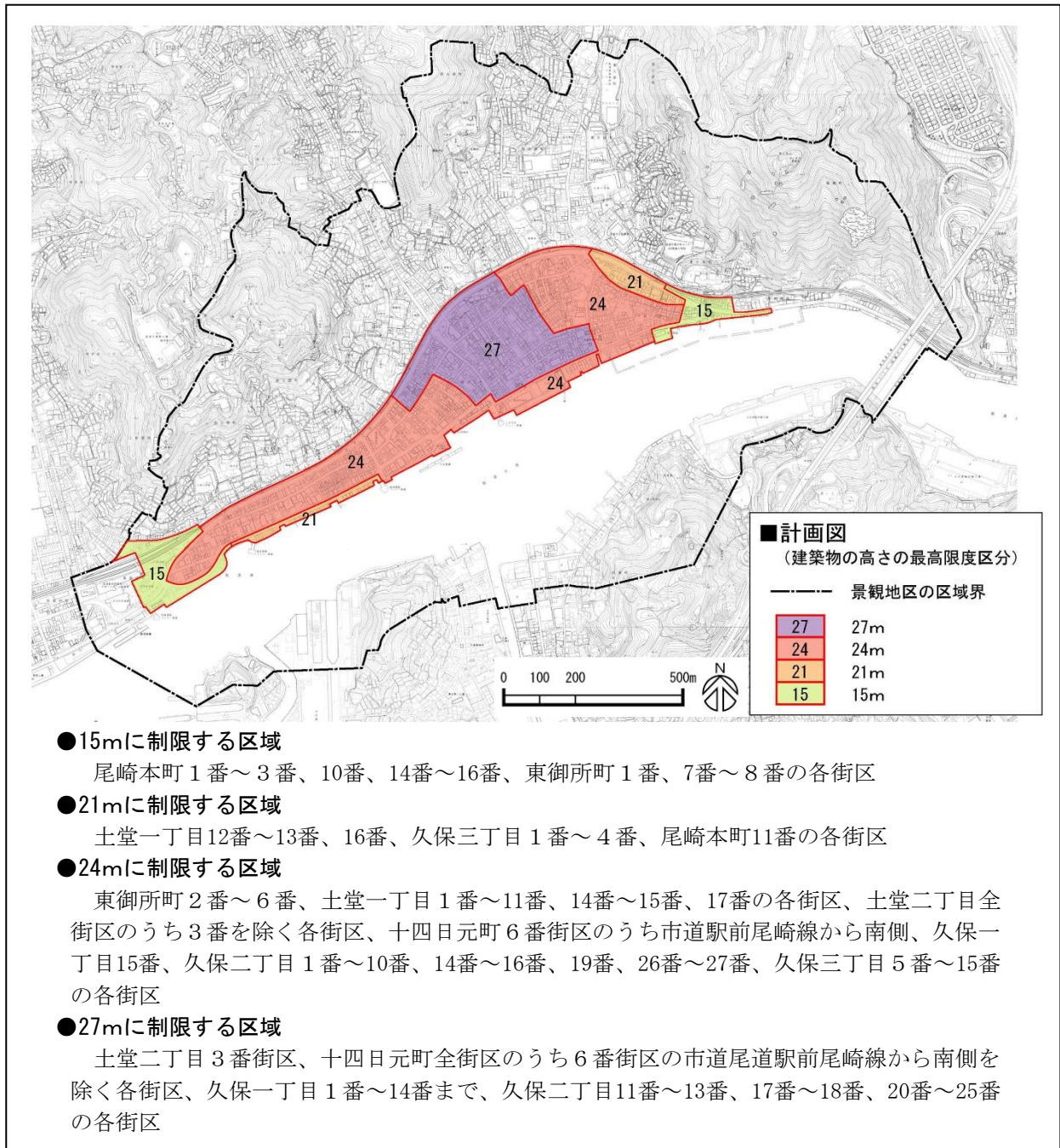
認定を要する行為について認定申請をした場合は、認定証交付後でなければ、その行為に着手できない。認定できないもの、または認定の適否の判断ができない場合は理由を記載して通知する。

- ◆ 認定証交付前でも着手できる工事……根切り、山留め、ケーソン工事等

③ 建築物の高さの最高限度

景観地区では、「心に残る尾道の景観」を保全していくため、形態意匠に関する制限とともに、建築物・工作物の高さの最高限度を定めている。

次の図で数字を記載した区域では、それぞれの数値（m）が建築物の高さの最高限度となる。この制限値を超える建築物は、建築確認済証が交付されない。



※工作物の高さの制限等は省略

図 4-14 高さの最高限度の区分

(5) 屋外広告物の制限（尾道市屋外広告物条例）

屋外広告物は、景観に大きな影響を与えている。そこで、景観計画では屋外広告物についても基準を定めている。この基準については、尾道市屋外広告物条例による。

① 景観計画区域内の制限

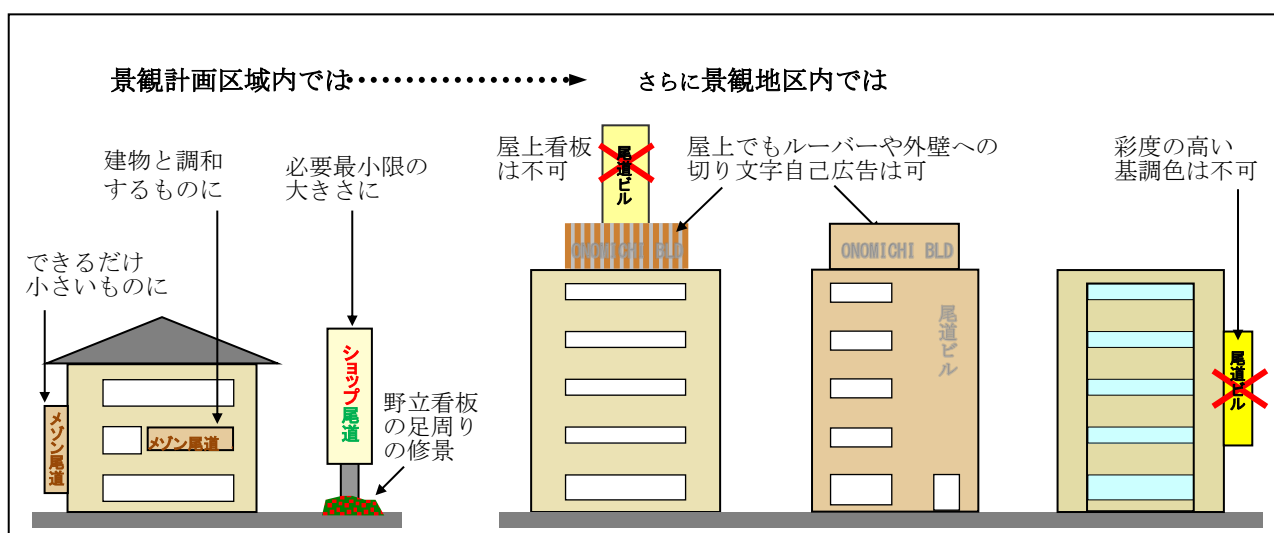
景観計画区域内の屋外広告物等については、周囲の景観との調和や建築物との一体性が確保されるよう、次のような制限を行う。

- ア 建築物等に設置する看板、広告塔等は、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、その建築物や周辺の景観との調和に配慮する。
- イ 垂れ幕等の一時的な広告やサインはできるだけ設置しない。やむを得ず表示する場合は垂れ幕等の下地となる色は、広告物を表示する建築物と同等または類似の色とする。
- ウ 蛍光色は避ける。
- エ 野立看板等を地面に接して設置する場合は、その足回りの修景や緑化に努める。
- オ 広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。
- カ ネオンサインを設置する場合は、昼間の景観にも配慮した形態意匠とする。
- キ 広告看板類と一体となる建築物等の形態意匠については、建築物等の新築、増改築、外観変更の場合の基準に準じる。

② 景観地区内の制限

景観地区内では、①の景観計画区域内の制限に加え、次のような制限を行う。

- ア 屋上広告物は設置できないものとする。ただし、良好なスカイラインを確保するためのパラペットやルーバーへの切り文字を付けることは可とする。
- イ 広告物の基調色（地色）は、彩度の高い色を用いないものとする。
- ウ 平看板等の最大面積、広告塔（野立て）等の最高高さを、他の地域よりも小さくする。



※屋外広告物に関する制限の詳細等については「尾道市屋外広告物条例の解説」に記載

図 4-15 屋外広告物の制限のイメージ

(頁調整)

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 尾道市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

尾道市は、瀬戸内海の沿岸部、内陸部、島嶼部^{とうしょ}と変化に富んだ地形及び風土を形成しており、各地に有形・無形の文化財が多数存在する。これらのうち指定等文化財については400件（令和3年1月1日現在）を超えており、特に国宝については建造物が3件、美術工芸品が1件あり、建造物に関しては広島県にある国宝7件のうちの3件を占めている。一方、未指定文化財は膨大な数にのぼり、平成20年度(2008)・21年度(2009)に実施した文化財総合的把握調査では石造物が4,000件を超え、民俗文化財や民具等及び各地の歴史的景観も多数把握している。

こうしたことを踏まえ、本市では『尾道市歴史文化基本構想・保存活用計画』を平成23年(2011)3月に策定し、文化財行政を進めてきている。平成24年度には尾道市歴史的風致維持向上計画（1期計画）が認定され、文化財および周辺環境整備に取り組み、そうした成果が平成27年度以降、3つの日本遺産（尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市、“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島、荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間）の認定につながっている。

指定文化財については、文化財保護法や広島県文化財保護条例、尾道市文化財保護条例、その他の関連法令等に基づき、所有者等の適切な保存管理や継承に対する指導・助言を行うとともに、建造物の保存修理、民俗芸能等への支援などに取り組んできている。しかし、保存修理を必要とする物件は多数残され、民俗芸能等の担い手の高齢化・減少が進むなど、課題は山積している。

一方、未指定文化財については、現状や価値の把握及び保存・活用の支援は一部に限られているとともに、未把握の文化財も多数存在すると推定される。また、未指定等の有形文化財の毀損・滅失、民俗芸能等の担い手不足が懸念される。

以上のような現況を踏まえ、有形文化財、民俗文化財などの指定文化財、未指定文化財の保存・活用、文化財調査とその後の保護措置、歴史文化基本構想等の作成状況及び今後の方針について、以下のように設定する。

① 指定文化財の保存・活用

■有形文化財

建造物などの有形文化財の所有者等への指導・助言を行うとともに、所有者等と連携し、歴史的風致形成建造物を含め優先順位のもとに、旧三井住友銀行尾道支店（尾道市重要文化財）をはじめ建造物の保存修理や防災・防犯対策及び活用を進める。

また、個人情報保護や防犯等に配慮しながら、文化財に関する情報発信を充実させ、適正な活用を促進する。

■民俗文化等の民俗文化財

関係団体等の連携し、民俗文化等の民俗文化財の担い手・継承者の確保・育成に努める。

また、未指定の神楽・鉦太鼓おどりを含め民俗文化等を公開・普及する行事の開催支援などに取り組む。

加えて、民俗文化等の衣装、器具などの保存や修繕・新調に関する支援に努める。

② 未指定文化財

市民参加のもとに、有形・無形の文化財の調査・把握とデータベース化を進めるとともに、文化財的な価値が認められた場合には、指定・登録を検討する。

所有者等の承諾・協力を得ながら、建造物の公開・活用を検討する。

建造物（建物）の店舗や宿泊施設等としての活用・改修等を検討する。

③ 文化財調査とその後の保護措置

本市では、地元調査員による有形文化財（建造物）、民俗文化財、歴史的景観（小景観：狭い範囲の景観）の調査、及び専門家による美術工芸品（仏像）、民俗芸能、歴史的建造物の調査を、市内全域で実施している。

その成果を生かしながら、今後とも未指定文化財の把握調査を実施するとともに、未実施の分野を含め市内全域を対象とした専門的な文化財調査の実施に努める。専門的な調査を通じて文化財的な価値が認められたものについては、指定・登録を検討する。

文化財調査の際には、市民参加型の調査を行い、郷土の文化財への理解と愛護精神の高揚を目指す。

こうした調査を通じて得られた情報・成果についてはデータベース化し、個人情報の保護や防犯等に配慮して適正に公開・活用を図る。

また、調査成果の活用も図りながら、尾道市史の編さんに取り組む。

さらに、外国人観光客の受け入れ環境の向上に向け、ガイドの育成のほか、現状調査やニーズ調査等のデータの収集を検討する。

④ 歴史文化基本構想等の作成状況及び今後の方針

本市では、文化財行政のマスタープランとなる『尾道市歴史文化基本構想』を『尾道市文化財保存活用計画』と一体的に、平成23年(2011)3月に策定している。

この構想等と歴史的風致維持向上計画などを関連づけながら、文化財の周辺環境を含め文化財の保存・活用に取り組んでいく。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財は経年劣化や様々な突発事態により損傷し消滅する危険性も考えられ、文化財の修理は、それを防ぐ重要な方策である。しかし、どの文化財がどの程度損傷しているか等の情報を得るには、前述の継続的な文化財調査や市民との情報交換が不可欠である。そうした情報収集が文化財の修理の基礎となり、修理方針や修理方法の確立にもつながることから、文化財の現状や毀損などに関する情報収集・相談体制の充実を図る。

また、文化財の所有者等による維持管理や点検を指導・助言し、文化財の保存及び毀損した場合の早期発見と適切な修理につなげる。

現在、市内の文化財の状況をみると、修理に緊急性を要する文化財が見受けられ、指定文化財については、その損傷具合や緊急性を考慮し、修理事業を実施している。特に重要文化財の建造物は、その建築年代が古いことから、緊急性を要するものが多い。また、美術工芸品についても、修理の必要がある場合には、その状況を把握し、修理計画を作成することが求められる。ただし、美術工芸品の場合、その保管状況や防犯体制についても考慮する必要があり、文化財の所有者等にその指導・助言を継続的に行う。

文化財の修理においては、関係する資料（史料を含む）の把握や修理に際しての調査を行い、歴史的真正性を損なうことなく、適切な修理を実施するとともに、市民に理解を得られるよう適宜公開する機会を設け情報発信を図る。また、学識経験者や建築士、ヘリテージマネージャー等と連携しつつ、文化財の保存修理に携わる技術及び技能者の確保や育成の支援に取り組む。加えて、自然素材を始めとした必要な材料等の確保に努める。

こうした文化財の修理などにあたっては、文化財保護法や建築基準法、消防法及び文化財保護条例、その他関連法令を遵守するとともに、国・県との連携、尾道市文化財保護委員会や学識経験者、専門家等の指導・助言のもと、継続して作業を進める。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、文化財の保存・活用に関係する市所有の文化施設が 10 施設あり、その概要は以下のとおりである

尾道文学公園

- ・所在地：東土堂町 401 番地 2（重点区域内）
- ・公園の側には、志賀直哉が尾道に移り住み暮らした長屋が残っており、ここで代表作「暗夜行路」の構想を練ったと言われている。公園から少し離れた場所にはアララギ派の歌人・中村憲吉なかむらけんきちが病気療養のために尾道を訪れ、亡くなるまで暮らした旧居が立地。

因島史料館いんのしま

- ・所在地：因島中庄町 3222-2
- ・因島で発掘された石器や土器、島内で使用されていた民俗資料などを展示。

尾道遺跡発掘調査研究所

- ・所在地：栗原町 1268-1（市史編さん事務局と併設）
- ・尾道市の郷土資料、埋蔵文化財などを調査・研究し、普及・公開することを目的とした施設で、市内各所で出張展示会を開催。

おのみち映画資料館

- ・所在地：久保一丁目 14-10（重点区域内）
- ・尾道ゆかりの作品や資料を展示伝承する資料館としての役割を果たしながら、未来に向けて「映画づくり」の楽しさを広げていく施設。明治時代に倉庫として利用されていた蔵を改装して開設。

御調歴史民俗資料館みつぎ

- ・所在地：御調町丸河南 86-1
- ・御調町内で使用されていた生活用具、農機具、民俗芸能の道具等、800 点を超える民俗資料を展示。建物は旧河内村役場を活用しており、尾道市重要文化財に指定。

爽籟軒庭園そうらいけん

- ・所在地：尾道市久保二丁目 6-6（重点区域内）
- ・爽籟軒は江戸時代の豪商 橋本家の別荘で、趣向を凝らした庭園や茶室は、当時の豪商や尾道の繁栄の歴史を物語る。庭園が尾道市名勝、茶室は尾道市重要文化財に指定。

おのみち歴史博物館

- ・所在地：久保一丁目 14-1（重点区域内）
- ・尾道市重要文化財である旧尾道銀行本店を改装した博物館。尾道の中世を伝える尾道遺跡の考古資料、当地ゆかりの文人墨客の美術品を展示。尾道をテーマとした特別展も開催。

尾道商業会議所記念館

- ・所在地：土堂一丁目 8-8（重点区域内）
- ・商業会議所として建築された鉄筋の建築物のうち国内現存最古の建物を復元改修し、尾道の商業史に関する資料展示を行っている。尾道市重要文化財。

本因坊秀策囲碁記念館ほんいんぼうしゅうさく

- ・所在地：因島外浦町とこのうら 121-1
- ・郷土出身の天才棋士本因坊秀策の遺品や囲碁に関する資料を収集、保存及び展示。生家は、現存する旧生家家相図を元に再現し、秀策の子供時代を偲ぶことができる。

因島水軍城

- ・所在地：因島中庄町 3228-2
- ・村上海賊に関する資料や武具甲冑等を展示している資料館。日本遺産ビクターセンターとしても機能している。



図 5-1 文化財の保存・活用に関する市所有の文化施設分布状況

これらの施設を学校教育、社会教育、観光振興、まちづくりに活用しており、さらに、それぞれの施設の利用促進や相互の役割の明確化と連携の強化が必要であり、以下のような活用・整備の方針を設定する。

- 文化施設全体の中で各文化施設の役割・特色を再整理し、機能分担や連携（人の交流・情報等のネットワーク、連携した行事など）に努め、それぞれ文化施設及びそれらの集合体（群）としての魅力の発揮を目指す。また、図書館などの公共施設を文化財や歴史文化、情報提供の視点からも有効活用できるように努める。
- 個々の文化施設等や群としての魅力の発揮と併せて、費用対効果をみながら多言語化や情報通信技術（ICT）の活用を含めた情報提供、各施設や文化財等をめぐるルート設定、及び休憩等の場としての環境整備などに取り組み、それぞれの地域及び市域全体における文化財や観光資源の周遊を進める。
- 施設や施設の所蔵する文化財の公開や活用にあたっては、新型コロナウイルス対策において国や県の定めるガイドラインに従って実施する。

（４）文化財の周辺環境や景観の保全・形成に関する方針

歴史文化基本構想では、文化財をその周辺環境を含めて保存・活用することが求められ、関連文化財群と歴史文化保存活用区域を設定し、そうした命題への対応を方向づけている。

本市では、景観法に基づく景観計画、景観条例、都市計画法に基づく景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例及び空家等対策計画を定め、景観の保全と創造に取り組んでおり、こうした取組は文化財とその周辺環境の一体的な保全にも寄与している。

一方で、少子高齢化や人口減少による空き家や老朽危険建物の発生、道路の路面や水路の劣化は安全面だけでなく景観阻害要素にもなっており、歴史的建造物周辺の電柱・電線類についても、景観的な配慮が期待される。また、文化財の周辺に設置している案内板・説明板・誘導標識、便益施設等は、一部で老朽化しているもの、利用ニーズに対応できていないもの、不足している箇所がある。

こうした現況を踏まえ、文化財の周辺環境や景観の保全・形成に関し、以下のような方針を設定する。

- 引き続き、景観計画、景観条例、都市計画法に基づく景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例及び空家等対策計画を適切に運用する。
- 歴史的風致と調和した建造物等の外観修景、移住定住の促進による空き家の改修・活用、老朽危険建物の撤去とその敷地の活用を促進する。
- 密集した市街地、斜面市街地においては、地域の防災体制や消防水利の充実・強化と併せて、消火活動のスペースや新型コロナウイルス感染症対策に資する開放的でゆとりのある都市空間の確保にも資する公園・広場の整備などに努める。
- 文化財の周辺環境を構成する道路・階段等については、生活環境や景観の向上、周遊ルートの快適化及び「居心地が良く歩きたくなるまちなか（ウォークアブルな空間）」の形成などを考慮しながら、劣化している箇所・区間について改善を図る。
- 歴史的風致の維持・向上を目指し、無電柱化を含めた電柱・電線類の景観改善とともに、尾道水道や瀬戸田水道などを望む良好な眺望場所の整備に取り組む。

（５）文化財の防災・防犯に関する方針

これまで文化財を火災等の様々な災害から守るために、個々の文化財の防災設備の設置・点検を指導・助言するとともに、被害を受けた際にも速やかに所有者等から文化振興課、さらに県教育委員会へと情報を伝達し、応急対策や復旧事業が実施されており、今後とも、こうした対策・対応を行う。特に建造物は被害を受けやすく、修理に多大な

時間と費用を必要とするため、防災対策を万全にし、被害を未然に防ぐこと、被害を最小限にとどめることが重要である。自動火災報知設備や感震ブレーカー（漏電火災警報設備）、消火栓設備などの防災設備の設置と点検・維持管理を促進するとともに、周辺の防災対策に努める。その際、建造物に関しては文化財としての価値を守ることを前提に、耐震補強について検討する。

従来の文化財の防災対策は指定文化財に限定されることが多く、指定文化財以外の文化財やその周辺環境に対する防災対策は限定的であった。これらについては、指定文化財と同様の対策をとるのではなく、その状況に応じた防災対策を検討する。

また、防災に加え、防犯対策についても文化財の所有者等へ必要性や防犯意識の徹底、警察への文化財情報の提供と巡回依頼を行うとともに、必要に応じて防犯設備の設置を検討する。

さらに、文化財の防災・防犯対策やハザードマップの周知、各地域の防災組織との情報交換や活動支援を行うことで文化財の所有者等及び地域住民の防災・防犯意識を高め、個々の文化財及び地域における文化財を取り巻く防災・防犯体制の強化に努める。

こうした取組においては、文化財の防災・防犯に関する国や県の定めるガイドライン等に従って、実情に即した効果的な対策を講じる。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財に関する普及・啓発については、歴史と遺跡に関するテーマごと（海道、港町、塩など）の冊子、日本遺産のパンフレットなどを作成し、「日本遺産のまち尾道デジタルアーカイブ」などで情報提供・発信を行うとともに、文化財講座、文化財めぐり、文化財愛護少年団の育成及び郷土芸能祭の開催支援などに取り組んできている。

今後とも、こうした取組を学校教育、社会教育、観光振興、まちづくり活動など多様な場面において、関係部署・関係団体等と連携しながら継承・拡充させ、市民等の文化財への関心や理解を高め、文化財の保存・活用につないでいく。また、民俗芸能などの担い手の確保・育成の観点からも、関係団体等と連携し、情報提供や体験機会の確保に努める。

こうした取組においては、子供から高齢者まで、それぞれの関心や状況等に応じた文化財の啓発や学習・体験機会の確保に努めるとともに、情報通信技術（ICT）を活用した情報発信を検討する。

さらに、地域住民や関係団体、民間事業所などにおける文化財の維持管理等の保存活動、関係団体等が主催する文化財の体験機会、民間所有の歴史的建造物の公開などを促進する。

加えて、瀬戸内沿岸部・島嶼部・内陸部からなる地理的特性を有し、様々な時代の歴史文化が重層する尾道市や各地域の特色・魅力を生かしながら、学校教育、社会教育、観光振興、まちづくりなどを進めるとともに、日本遺産村上海賊や北前船等の取組により、他地域との連携を進める。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、中世を代表する尾道遺跡をはじめ、342件の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。

こうした包蔵地内で行われる開発等に際しては、県教育委員会の指導・助言を得るとともに、文化振興課と土木課、まちづくり推進課、建築課等との連携を図りながら、文化財保護法に基づき、工事の規模や内容に応じた遺跡の保存等に関する行政指導を行っている。

今後とも、関係機関及び庁内の連携体制を強化しながら、包蔵地内での開発等に際しての行政指導を徹底するとともに、埋蔵地以外の場所であっても、遺跡の発見があった場合には、開発事業者等にできる限り、理解と協力を求め、現状保存や記録保存に努める。

また、「周知の埋蔵文化財包蔵地」については、概ね近世までの遺跡を対象としているが、今後は近代以降の遺跡についても、学識経験者等の助言等や関係権利者の理解・協力を得ながら、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の保存を進める。

本市には、中世～近世～近代の港町の街並みや地割等が残っており、文献や絵図から街並みを復元することも可能であることから、保存目的の埋蔵文化財調査を必要に応じて実施する。

(8) 文化財行政の体制と今後の方針

本市における文化財行政は、平成 26 年度までは教育委員会事務局の文化振興課が行っていたが、文化財保護とまちづくり、観光振興等を一体的に推進するため、27 年度の組織見直しにより、市長部局の企画財政部に文化振興課を移した。

なお、文化振興課の文化財担当は文化財係と尾道遺跡発掘調査研究所であり、その他文化振興係、文化施設係があり、しまなみ交流館と本因坊秀策囲碁記念館の管理運営も担っている。このうち文化財係は事務系職員 2 人、学芸員 2 人（考古学・美術）の計 4 人であり、尾道遺跡発掘調査研究所に文化財担当の嘱託職員（学芸員）が 2 人（美術）在籍している。

今後、歴史的風致の周知・啓発や関係する事業の実施を含め、文化財行政の推進及びまちづくり行政等との連携をさらに図っていくため、文化振興課の体制の充実を図るとともに、庁内の連携体制の一層の強化を進める。併せて、平成の大合併を通じて、より広大となった市域に分布する文化財の保存・活用に的確に対応するため、引き続き関係各課及び各地域の支所との連携を図る。

また、文化財行政に関わる諮問機関については、尾道市文化財保護条例第 10 条に基づき、尾道市文化財保護委員会を設置している。現在（令和 3 年度）、18 人で構成しており、専門分野別では、建造物（1 人）、美術工芸（3 人）、古文書（3 人）、考古（1 人）、民俗芸能（2 人）、天然記念物（1 人）、郷土史（7 人）となっている。今後とも、文化財の保存・活用に関して、適宜、尾道市文化財保護委員会に諮問し、建議していく。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市全域にわたって存在する数多くの文化財のうち、指定文化財に限っても行政だけで保存するのは限界がある。また、民間所有の文化財の活用については、所有者等及び関係団体、民間事業所等で効果的な取組が展開されることが期待される。

このうち文化財の保存・活用に関係する各種団体は、下表のように文化財の調査・情報発信、維持管理や運営、民俗芸能等の継承、歴史的建造物の再生など数多くある。一方でこれら団体の中には、担い手の確保・育成が課題となっている団体もある。

こうした状況を踏まえながら、これら各種団体の多様な活動をさらに活性化させるため、必要な情報提供や活動・人材育成の支援、団体間の交流・連携の促進に取り組み、地域住民・市民が主体となるような文化財の保存・活用の活動を促進する。また、幾つかの区域（エリア）においては、有形・無形の文化財をはじめとした歴史文化を活かしながら、良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者等による主体的な取組（まちづくりや地域経営）であるエリアマネジメントなどの仕組みの構築を検討する。文化財の保存・活用においても、関係団体や市民、行政、更には地域

外の関係する団体等を含めた連携、協働の取組の展開に努める。

表 5-1 文化財の保存・活用に関わる団体

名 称	活動範囲・場所	活動内容
尾道学研究会	市内	地域を知る・学ぶ・考えるをテーマに、尾道における地域学の構築と実践に取り組んでいる。
御調地方歴史文化研究会	御調町	御調町の歴史文化を掘り下げ、新たな事実発見に取り組んでいる。
<small>みなり</small> 三成学区の歴史と自然を 訪ねる会	美ノ郷町	三成地域の地域学・地元学に取り組んでいる。
原田町歴史・文化同好会	原田町	原田町の歴史・文化を調べたり、訪ねて学んだりしている。
石見銀山街道尾道ルート を保存する会	木ノ庄町、御調町	石見銀山街道尾道ルートの草刈りや清掃美化、活用に取り組んでいる。
<small>わし おやまじょうあと</small> 鷲尾山城跡保勝会	木ノ庄町	県指定の史跡鷲尾山城跡の保存管理や活用に取り組んでいる。
NPO 法人長井浦研究所	市内	文化財の調査研究、保護、情報提供、研究大会の開催の支援などを通して子供の健全育成や地域活性化、生涯学習社会の構築に寄与することを目指している。
尾道文化財協会	旧尾道市内	尾道市内の歴史や文化財の調査、研究、普及啓発等に取り組んでいる。
因島文化財協会	旧因島市内	因島及び東生口地域の歴史や文化財の調査、研究、普及啓発等に取り組んでいる。
白滝山保勝会	因島重井町	瀬戸内海国立公園に指定されている因島北部に位置する白滝山の環境の保全や活用に取り組んでいる。
NPO 法人尾道空き家再生 プロジェクト	旧尾道市内（斜面 市街地等）	町並み保全のための空き家再生事業、定住促進とコミュニティの確立を図る事業などに取 組んでいる。
<small>せとだ</small> 瀬戸田町郷土文化研究会	瀬戸田町	瀬戸田町の歴史文化の調査研究や継承・活用に取り組んでいる。
歌島学研究会	<small>むかいしま</small> 向島町	向島（歌島）に関する地域学（総合的・学際的な調査研究）に取り組んでいる。
浦崎郷土文化研究会	浦崎町	浦崎町の歴史文化の調査研究や継承・活用に取り組んでいる。

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域のうち尾道・向島歴史的風致地区には、国宝である浄土寺多宝塔・本堂、重要文化財である浄土寺阿弥陀堂、西國寺金堂・三重塔、天寧寺塔婆などの重要文化財（建造物）が12件存在する。また、浄土寺庭園が名勝に指定されているとともに、登録有形文化財が8件存在する。この他、県指定の建造物が1件、市指定の建造物が3件、名勝が1件、天然記念物が3件存在する。

瀬戸田歴史的風致地区には、国宝である向上寺三重塔が潮音山の山頂近くに立地するとともに、耕三寺には登録有形文化財が15件集積する。この他、市指定の重要文化財（建造物）が2件、天然記念物が1件存在する。

これらのうち劣化・毀損が進んでいた重要文化財については、優先順位を設定し、国・県の支援のもと、学識経験者・専門家等の協力を得ながら整備における調査を実施し、保存修理工事を行ってきた。

重点区域内には、これまで保存修理してきた物件以外にも劣化・毀損が進みつつある物件、防災対策などが十分でない物件が複数あることから、引き続き計画的に保存修理を行う必要がある。また、文化財の適正な管理や防災について、普及啓発していくことも不可欠である。

こうした歴史的建造物をはじめとした文化財、とりわけ未指定文化財の専門的な調査を、大学等の研究機関、学識経験者・専門家等の協力・支援のもとに継続的に実施し、指定・登録の制度の活用や歴史的風致形成建造物への指定も視野に、文化財の保存・活用を進め、重点区域における歴史的風致の維持・向上を図る。

さらに、文化財の保存・活用の基礎資料、背景・根拠となる資料としても、市史の編さんに取り組む。

【事業】 ※事業の後の「…事業-数字」は第6章の事業番号に対応（以下同様）

○歴史的建造物調査事業（新規）…事業-6

○文化財調査研究所及び市史編さん事業（継続）…事業-22

※下記の「常称寺建造物保存整備事業」などでは専門的な調査を実施

※保存修理や防災などに関しては、以下の事項において事業を示す。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域のうち、重要文化財（建造物）が多数ある尾道・向島歴史的風致地区においては、第1期計画で事業を行ってきた常称寺の保存修理が途中段階であることから、引き続き保存修理事業を行う。

本市が所有する旧三井住友銀行尾道支店については、歴史的風致形成建造物の指定に向けて、文化財としての価値の保存に留意しながら、多目的観光交流施設としての改修・活用を図る。

また、重点区域においては、防災対策、防犯対策が十分でない歴史的建造物が多数あることから、重要文化財の防災・防犯設備の整備を促進するとともに、その他の歴史的建造物の防災・防犯設備の整備の支援方策について検討する。

さらに、重点区域内の歴史的建造物については、本市が記念館・博物館・資料館などとして転用・再利用した物件のほか、NPO法人による宿泊施設などへの再生の実績があり、こうした経験を生かしながら、店舗や宿泊施設などへの用途変更を含め歴史的建造物の再生・活用を促進する。

加えて、歴史的建造物の保存修理においては、前述のように大学等の研究機関、学識経験者・専門家等の協力・支援を得ることとし、その中では建築士・ヘリテージマネー

ジャー及び大工・左官等の技術・技能者との連携にも努めることとする。こうした組織的・人的ネットワークを活用し、保存修理で必要となる人材や材料の確保に努める。

【事業】

- 常称寺建造物保存修理事業（継続）…事業-1
- 重要文化財建造物等防災設備整備事業（継続：西郷寺、光明寺）…事業-2
- 歴史的風致形成建造物等整備事業（継続）…事業-5

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

尾道・向島歴史的風致地区については、重点区域内に位置する尾道市庁舎、4つの文化施設（尾道市文学公園（中村憲吉旧居）、おのみち映画資料館、爽籟軒庭園、おのみち歴史博物館）、尾道商業会議所記念館及び前述の旧三井住友銀行尾道支店のネットワークを強化するとともに、体験や情報提供の機能を充実させる。また、回遊拠点となる憩いの空間の整備・充実に努める。

このうち尾道市庁舎屋上（5階）の展望デッキは休日・夜間も開放しており、眺望景観を通じた文化財や歴史文化の体験の場としても活用を推進する。

これら施設は、重点区域における文化財をめぐる情報の提供・発信に加え、休憩・交流の場としても活用を推進する。

さらに、第1期計画から引き続き、しまなみサクラ公園交流施設整備事業（文化・交流・情報発信機能整備事業）に取り組むとともに、重点区域内における良好な眺望点については、眺望の場としての整備・充実に努める。

瀬戸田歴史的風致地区には、市の施設としては瀬戸田市民会館、ベル・カントホール、平山郁夫美術館及び瀬戸田町観光案内所（「しまなみレンタサイクル」を併設、運営は尾道観光協会瀬戸田支部）があり、民間施設として耕三寺博物館（民間施設）がある。これら施設の連携を図りながら、文化財めぐりやその他観光に関する情報提供を効果的に行う。

また、瀬戸田市民会館、ベル・カントホール、平山郁夫美術館は瀬戸田町観光案内所と近接しているため、各管理者との連携を検討する。

両地区に共通する取組として、インバウンド対応を念頭に置いた文化財等の説明板や案内板・誘導標識等の整備・更新、情報通信技術（ICT）を活かした文化財や観光情報等の積極的な提供・発信に取り組むとともに、開放的でゆとりのある都市空間の確保など新型コロナウイルス感染症対策にも留意する。

【事業】

- 眺望環境整備事業（新規）…事業-12
- しまなみサクラ公園交流施設整備事業（文化・交流・情報発信機能整備事業：継続）…事業-19
- 憩いの広場整備事業（新規）…事業-20
- 観光案内設備改良事業（新規）…事業-21
- 文化施設ネットワーク事業（継続）…事業-32

（4）文化財の周辺環境や景観の保全・形成に関する具体的な計画

＜尾道・向島歴史的風致地区＞

景観施策と一体的に歴史的風致の維持・向上を図る観点から、重点区域は景観計画の重点地区（景観地区）を基本とし、第2期計画では重点区域を西側の一部で拡大する。このため、景観計画における重点地区（景観地区）の範囲の見直し（拡大）を検討するとともに、引き続き、景観計画、景観条例、都市計画法に基づく景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例及び空家等対策計画を適切に運用する。

斜面地においては狭あいな道路や急勾配の道路・階段が多く、生活環境だけでなく文化財をめぐる周遊ルートについても制約となっていることから、第1期計画での事業の成果や課題を踏まえ、引き続き道路の美装化や道路・階段等の改善、手すりの設置など歩行環境の整備に取り組む。

また、市街地には空き店舗が散見されることから、商業地としての古くからの街なみの継承や地域経済の活性化につなげるため、空き店舗の活用を促進（支援）する。

<瀬戸田歴史的風致地区>

重点区域は景観計画の重点地区を基本とし、引き続き景観計画等の適切な運用により、歴史的風致の維持・向上を目指す。

本地区中央の潮音山一帯は総合公園であり、国宝・向上寺三重塔も位置していることから、アクセスの円滑化に向けた歩行環境の改善、絶好の眺望点である山頂付近の案内板等の再整備、眺望確保に取り組む。

また、しおまち商店街においては、市民や観光客の安全で円滑な歩行環境の確保、及び歴史的風致の維持・向上に資するため、老朽化した街灯の再整備を図る。

<両地区共通>

取組の新たな視点・留意点として、「居心地が良く歩きたくなるまちなか（ウォーカブルな空間）」の形成やにぎわい創出という観点を取り入れ、道路の美装化や修景・景観改善などに取り組む。

両地区に共通した取組としては、それぞれの重点区域の特性、第1期計画での整備実績などを踏まえながら、道路の美装化と併せた沿道における建造物の修景の促進、夜間の安全な環境と景観の形成に取り組む。

また、歴史的風致の維持・向上を目指し、無電柱化をはじめとした電柱・電線類の景観改善に取り組む。

建造物の所有者等の理解と協力を得ながら、歴史的風致と調和した建造物等の外観修景、空き家の改修・活用、老朽危険建物の撤去とその敷地の活用を促進する。特に、空き家の活用については、関係するNPO法人、建築士・ヘリテージマネージャーなどとの連携に努めるとともに、移住定住の促進による活用・再生を図る。

さらに、情報通信技術（ICT）の活用による文化財や地域の歴史文化等の紹介・説明、ガイダンス機能の整備・充実について検討する。

【事業】

- まちなみ形成事業（継続）…事業-7
- 空き店舗活用支援事業（新規）…事業-8
- 沿道建造物等修景事業（継続）…事業-9
- 老朽危険建物除却促進事業（継続）…事業-10
- 空き家再生促進事業（継続）…事業-11
- 街なみ景観改善事業（継続）…事業-13
- 道路美装化事業（継続）…事業-14・15
- 道路美装化事業（幹線街路：継続）…事業-16
- 夜間景観形成事業（継続）…事業-17
- 歩行環境等整備事業（継続）…事業-18

(5) 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

重要文化財である常称寺の保存修理を行い、併せて防災・防犯施設を整備する。また、西郷寺、向上寺、光明寺の防災・防犯施設の整備を図る。

歴史的建造物全体については、消防法に規定された自動火災報知器等の設置や点検を周知・徹底する。また、所有者等の理解と協力を得ながら、必要に応じて震撼ブレーカ

一や防犯設備の設置、耐震診断や文化財の価値の保存を前提とした耐震補強工事を促進する。

重点区域は、木造建物が密集しているエリアが含まれることから、特に火災や避難に留意し、防災訓練等を通じて、文化財の所有者等のもとより、地域としての防災体制の強化を支援する。また、防災と併せて、防犯への備えについて周知・徹底に努める。

さらに、2つの重点区域とも瀬戸内海に面し、津波・高潮の危険のある区域を含んでいることから、海拔や避難場所・避難路の表示板、ハザードマップ等の周知を図り、表示板については必要に応じて修繕・更新する。

【事業】

- 常称寺建造物保存修理事業（継続：再掲）…事業-1
- 重要文化財建造物等防災設備整備事業（継続：西郷寺、光明寺…再掲）…事業-2
- 指定文化財管理事業（継続）…事業-3
- 文化財防災啓発事業（継続）…事業-4

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

2つの重点区域を含めた本市の有形・無形の文化財（未指定文化財を含む）のマップ（文化遺産マップ）を作成し、広く情報発信するとともに、体験学習や観光交流、まちづくりなど多様な場面において活用する。また、民俗芸能等の保存・継承や普及啓発に向けて、文化遺産まつりの開催を図るとともに、活動や担い手・後継者の育成の支援に努める。

本市は、3つの日本遺産（尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市、“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島、荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間）に認定されており、日本遺産を生かした魅力発信や他地域と連携した情報発信、観光事業化に取り組む。

これまで取り組んできた実績を踏まえ、各種文化財講座、文化財めぐり、歴史読本の作成などを行う。

【事業】

- 尾道文化遺産総合活性化プロジェクト（新規）…事業-23
- 文化財愛護少年団事業（継続）…事業-24
- 文化財講座開催事業（継続）…事業-25
- 民俗芸能等支援事業（継続）…事業-26
- 尾道歴史文化読本作成事業（継続）…事業-27
- 日本遺産魅力発信推進事業（新規）…事業-28
- 文化財めぐり事業（継続）…事業-30
- 近代化遺産活用事業（継続）…事業-31
- 文化施設ネットワーク事業（継続）…事業-32

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内には、「周知の埋蔵文化財包蔵地」が尾道・向島歴史的風致地区では3箇所、瀬戸田歴史的風致地区では2箇所あり、引き続き、土木工事等の計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地にある場合の届出の徹底、及び文化財保護に関する指導を行う。

また、埋蔵文化財の調査・研究については「遺跡発掘調査研究所」で行っており、尾道・向島歴史的風致地区（尾道遺跡など）や瀬戸田歴史的風致地区の埋蔵文化財についても調査・研究を進め、埋蔵文化財に関する資料・情報の整理、データベース化、及び公開・活用や普及啓発に取り組む。

【事業】

○地域の特色ある埋蔵文化財活用事業（継続）…事業-29

（8）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域に関わる文化財の保存・活用に関係する団体は、以下のようなになる（活動内容などは、本章1「（9）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針」の表を参照）。

- ・尾道学研究会
- ・NPO 法人長井浦研究所
- ・尾道文化財協会
- ・NPO 法人尾道空き家再生プロジェクト

こうした団体と連携し、未指定等を含め有形・無形の文化財の保存・活用に取り組むとともに、団体間の連携・交流を促進する。

また、担い手が高齢化し、その確保が難しくなっている団体の支援に取り組む。

文化財愛護少年団については、子供たちの文化財への関心、郷土への誇りや愛着の醸成、更には文化財の保存・活用の担い手や支援者等の育成の観点から、活動を推進する。

歴史的建造物の保存・活用に関しては、NPO 法人尾道空き家再生プロジェクトに加え、関係する専門家（建築士、ヘリテージマネージャー等）、その他技術者・技能者との連携を図るとともに、見学会や研修会の開催などに取り組む。

【事業】

○文化財愛護少年団事業（継続）…事業-24

○民俗芸能等支援事業（継続…再掲）…事業-26

第6章 歴史的風致維持向上施設の 整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等であり、それらの整備又は適切な管理等を行うことにより、尾道市固有の文化財を維持・継承し、歴史的風致の維持・向上を図るものである。

歴史的風致維持向上施設の整備については、歴史的風致を構成する建造物の保存修理、歴史的風致の維持・向上に資する環境の保全・整備、歴史的風致の認識の向上のための取組に関する事業とする。

事業の実施においては、対象とする施設やその周辺環境の現状及び歴史的背景の調査・把握のもとに、歴史的風致維持向上計画推進協議会（法定協議会）と連携しつつ、施設の形態や意匠に工夫を施すとともに、一帯の景観に配慮した整備を行う。また、関係機関との協議・調整を行い、国等の支援制度の有効活用に努める。

歴史的風致維持向上施設の管理においては、庁内の関係部局における役割分担と連携を図るとともに、地域住民等との協力により適切な維持管理を行うものとする。また、その所有者等に対しても適切な助言、指導等を行うこととする。

さらに重点区域内においては、生活環境や住民・来訪者の交流環境の向上の観点を加味した歴史的風致維持向上施設の整備、及び歴史的風致の普及・啓発に取り組むことにより、文化財の保存・活用に対する理解を深め、市民等との協力により歴史的風致の維持・向上に取り組むものとする。

このような基本的な考え方及び第3章で示した方針に基づいて、計画期間内に実施する事業は「歴史的建造物の保存・活用に関する事業（6事業）」、「歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関する事業（15事業）」、「伝統文化を反映した活動の継承・活用に関する事業（6事業）」、「観光・情報発信に関する事業（5事業）」、合計32事業となり、これらの一覧は表6-1のとおりである。

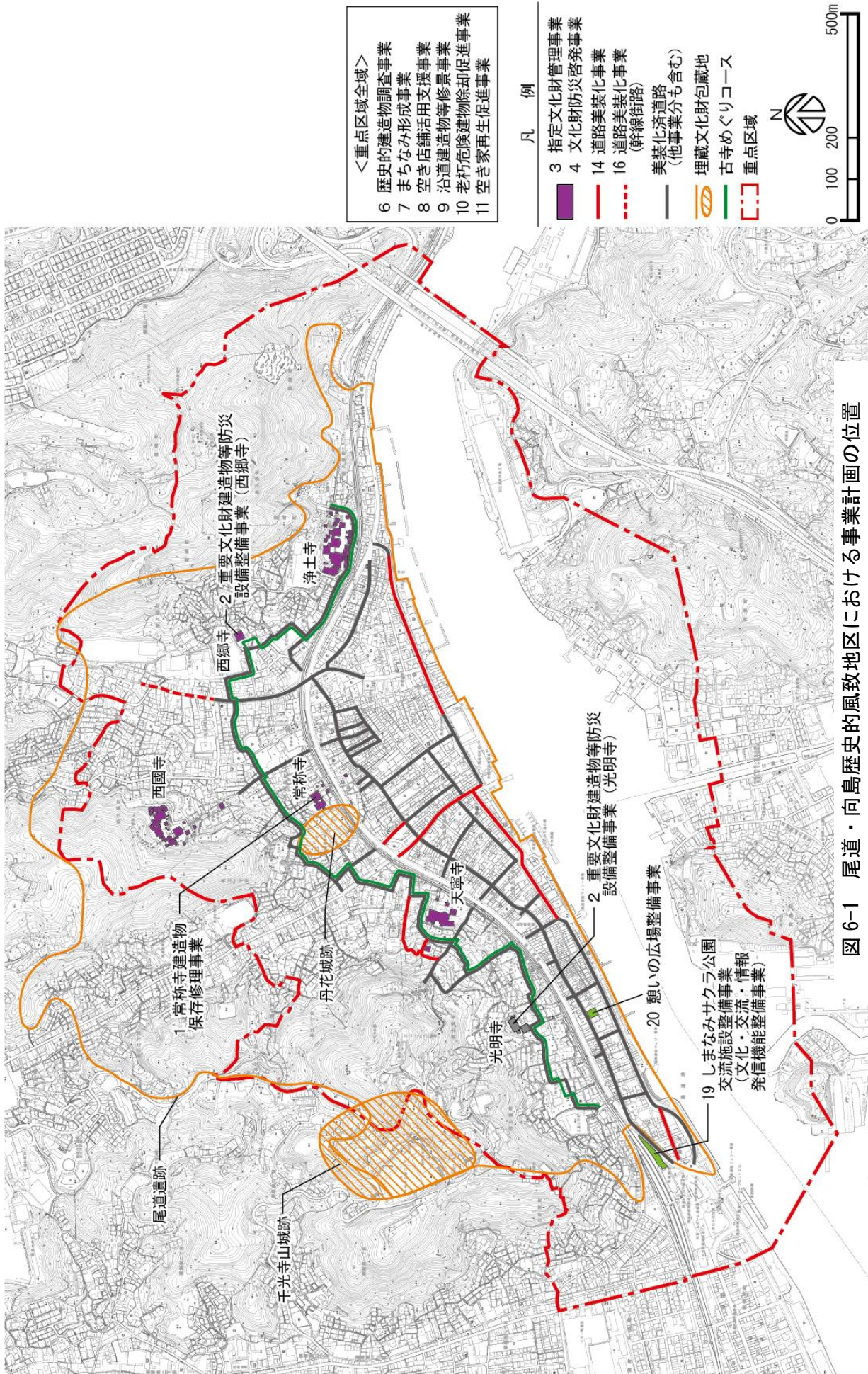
なお、第2期計画では7事業が新規事業、25事業が継続事業である。

表 6-1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業一覧（重点区域 1/2）

方針	番号	事業名称	事業手法	事業期間
歴史的建造物の保存・活用に関する事業	1	常称寺建造物保存修理事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	平成28～令和9年度
	2	重要文化財建造物等防災設備整備事業（西郷寺・光明寺）	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金等	令和3年度～
	3	指定文化財管理事業	指定文化財保存事業費等補助金（広島県）	昭和54年度～
	4	文化財防災啓発事業	尾道市単独事業	平成24年度～
	5	歴史的風致形成建造物等整備事業	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業） （都市再生整備計画事業）	平成27年度～
	6	歴史的建造物調査事業	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）	令和4年度～
歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関する事業	7	まちなみ形成事業	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業の効果促進事業）	平成15年度～
	8	空き店舗活用支援事業	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）	令和4年度～
	9	沿道建造物等修景事業	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）	平成24年度～
	10	老朽危険建物除却促進事業	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）	平成24年度～
	11	空き家再生促進事業	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業の効果促進事業）	平成24年度～
	12	眺望環境整備事業	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）	令和4年度～
	13	街なみ景観改善事業	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業） 尾道市単独事業	令和4年度～
	14	道路美装化事業	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）	平成24年度～
	15	道路美装化事業（瀬戸田地区）	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）	平成29年度～
	16	道路美装化事業（幹線街路）	社会資本整備総合交付金 （街路事業） （都市再生整備計画事業）	昭和59年度～
	17	夜間景観形成事業	社会資本整備総合交付金 （街なみ環境整備事業）	平成24年度～

表 6-1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業一覧（重点区域 2/2）

方針	番号	事業名称	事業手法	事業期間
景観の保全・形成に関する事業 歴史的建造物の周辺環境や	18	歩行者環境等整備事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)	平成 24 年度～
	19	しまなみサクラ公園交流施設整備事業（文化・交流・情報発信機能整備事業）	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	令和 2 年度～
	20	憩いの広場整備事業	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	令和 4 年度～
	21	観光案内設備改良事業	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)	令和 4 年度～
継承・活用に関する事業 伝統文化を反映した活動の	22	文化財調査研究及び市史編さん事業	尾道市単独事業	平成 20 年度～
	23	尾道文化遺産総合活性化プロジェクト事業（民俗芸能・文化遺産マップ）	文化資源活用事業費補助金	令和元年度～
	24	文化財愛護少年団事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	昭和 43 年度～
	25	文化財講座開催事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	平成 14 年度～
	26	民俗芸能等支援事業	尾道市単独事業	昭和 43 年度～
	27	尾道歴史文化読本作成事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	平成 24 年度～
観光・情報発信に関する事業	28	日本遺産魅力発信推進事業（箱庭・村上海賊・北前船）	尾道市単独事業	平成 27 年度～
	29	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	平成 19 年度～
	30	文化財めぐり事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	昭和 43 年度～
	31	近代化遺産活用事業	尾道市単独事業	平成 20 年度～
	32	文化施設ネットワーク事業	尾道市単独事業	平成 24 年度～



- <重点区域全域>
- 6 歴史的建造物調査事業
 - 7 まちなみ形成事業
 - 8 空き店舗活用支援事業
 - 9 沿道建造物等修景事業
 - 10 老朽危険建物の除却促進事業
 - 11 空き家再生促進事業

凡例

- 3 指定文化財管理事業
- 4 文化財防災啓発事業
- 14 道路美化事業
- 16 道路美化事業 (幹線街路)
- 美化済道路 (他事業分も含む)
- 埋蔵文化財包蔵地
- 古寺めぐりコース
- 重点区域

0 100 200 500m

図 6-1 尾道・向島歴史的風致地区における事業計画の位置

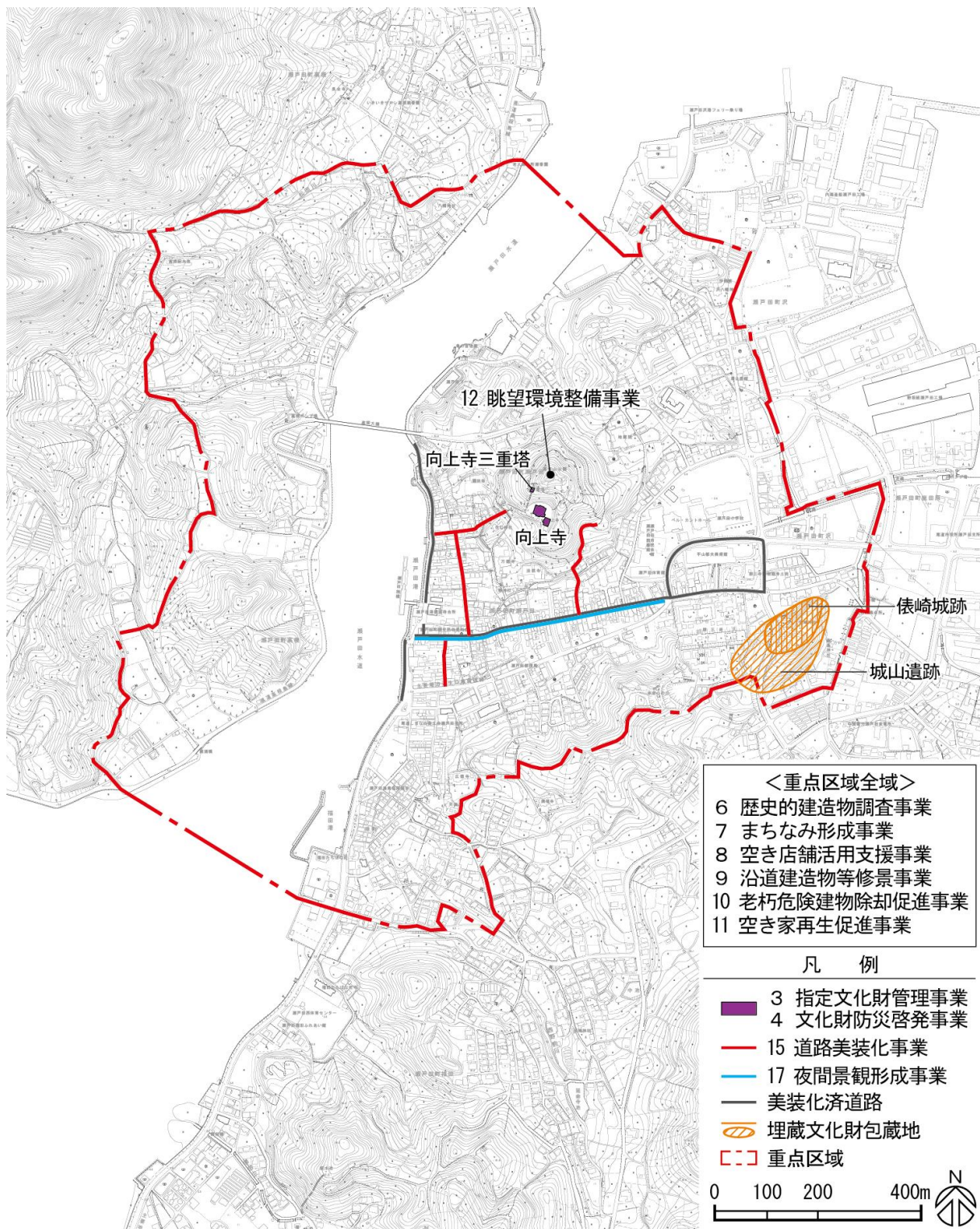


図 6-2 瀬戸田歴史的風致地区における事業計画の位置

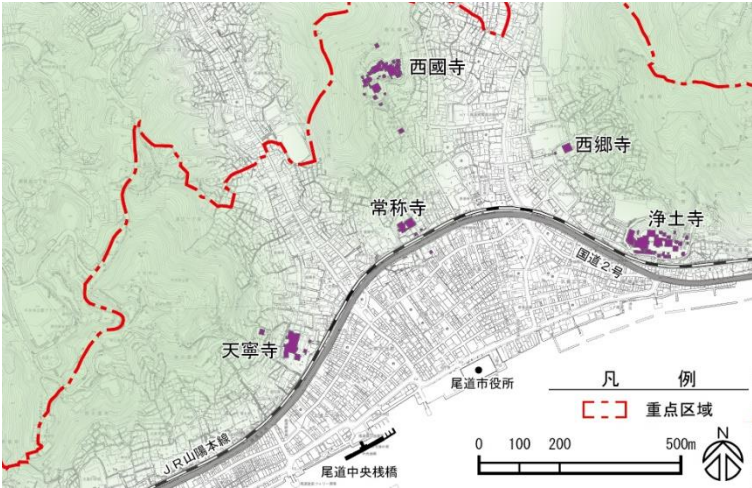
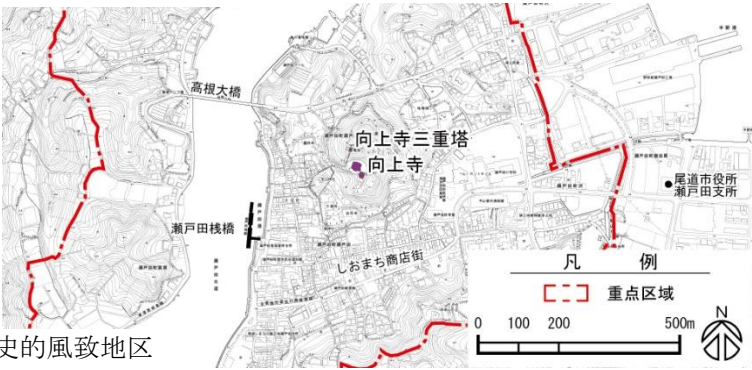

2 事業別シート

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業名	1 常称寺建造物保存修理事業
事業主体	宗教法人常称寺
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	平成 28 年度～
事業箇所	<p>常称寺</p> 
事業概要	<p>老朽化が進んでいる常称寺本堂・大門の保存修理事業を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p>常称寺本堂</p> <p>常称寺大門</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>老朽化した建造物が修理され、往時の状態を回復することで、常称寺の文化財的価値の継承が図られるとともに、尾道市の魅力がより一層高まることにもつながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



事業名	2 重要文化財建造物等防災設備整備事業（西郷寺・光明寺）
事業主体	宗教法人西郷寺、同・光明寺
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金等
事業期間	令和3年度～
事業箇所	<p>西郷寺、光明寺</p> 
事業概要	<p>国宝重要文化財建造物及び美術工芸品収蔵庫の防災防犯施設の整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>西郷寺本堂</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>光明寺文化財収蔵庫</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>火災から重要文化財建造物を守るため、防災設備を整備し、防災体制を設備面から強化することで、各寺院の防災・防犯の環境が向上し、文化財の保存に資するとともに、見学等の活用への安全・安心も高まり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	3 指定文化財管理事業
事業主体	各重要文化財所有者
事業手法 (支援事業名)	指定文化財保存事業費等補助金（広島県）
事業期間	昭和 54 年度～
事業箇所	<p>重点区域内：浄土寺・西國寺・西郷寺・常称寺・天寧寺（尾道・向島歴史的風致地区）向上寺（瀬戸田歴史的風致地区） （重点区域外：吉原家住宅）</p>  <p>尾道・向島歴史的風致地区</p>  <p>瀬戸田歴史的風致地区</p> <p>※上記寺院のうち、重要文化財建造物が事業の対象</p>
事業概要	<p>重要文化財建造物の防災設備が円滑に機能するよう、その点検や維持管理を行う。</p>  <p>常称寺本堂</p>  <p>向上寺三重塔</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>火災等の様々な災害から建造物を守るため、防災設備の点検や維持管理を行い、被害を未然に防ぐことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	4 文化財防災啓発事業
事業主体	重要文化財所有者・尾道市
事業手法 (支援事業名)	尾道市単独事業
事業期間	平成24年度～
事業箇所	<p>重点区域内：浄土寺・西國寺・西郷寺・常称寺・天寧寺（尾道・向島歴史的風致地区）向上寺（瀬戸田歴史的風致地区） （重点区域外：吉原家住宅等） 以上の建造物から年間1箇所</p>  <p>尾道・向島歴史的風致地区</p>  <p>瀬戸田歴史的風致地区</p>
事業概要	<p>市民等の協力を得ながら、文化財を火災等から守るため、文化財と防災に関する意識啓発を図るとともに、定期的・継続的に防災訓練を実施する。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>火災等の様々な災害から建造物を守るために防災訓練を実施し、また文化財防災に関して意識啓発を図り、被害を未然に防ぐことで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	5 歴史的風致形成建造物等整備事業
事業主体	尾道市・民間（所有者等）
事業手法 （支援事業名）	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	平成 27 年度～
事業箇所	重点区域内
事業概要	<p>歴史的風致形成建造物に指定された建造物や指定候補の建造物の修景・修復整備を行う。（民間所有の場合は整備費用に対し補助金を交付する。）</p>  <p>歴史的風致形成建造物 みはらし亭 平成 27 年度に NPO が整備を行い、ゲストハウスとして活用されている。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	老朽化している歴史的風致形成建造物等の修景や修復により保存と活用を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。



事業名	6 歴史的建造物調査事業
事業主体	尾道市・民間（所有者等）
事業手法 （支援事業名）	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	令和4年度～
事業箇所	重点区域内
事業概要	<p>歴史的に価値のあると思われる建造物等が、老朽化・毀損により失われていく懸念に対して、建造物等の記録保存を図るとともに、「7. まちなみ形成事業」による整備、文化財指定・登録等を見据えた、ヘリテージマネージャーによる調査を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">調査図面例（矩計図）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物・工作物の価値を明確にすることで、所有者等だけでなく市民の意識啓発と、将来に向けた保全及び活用につながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

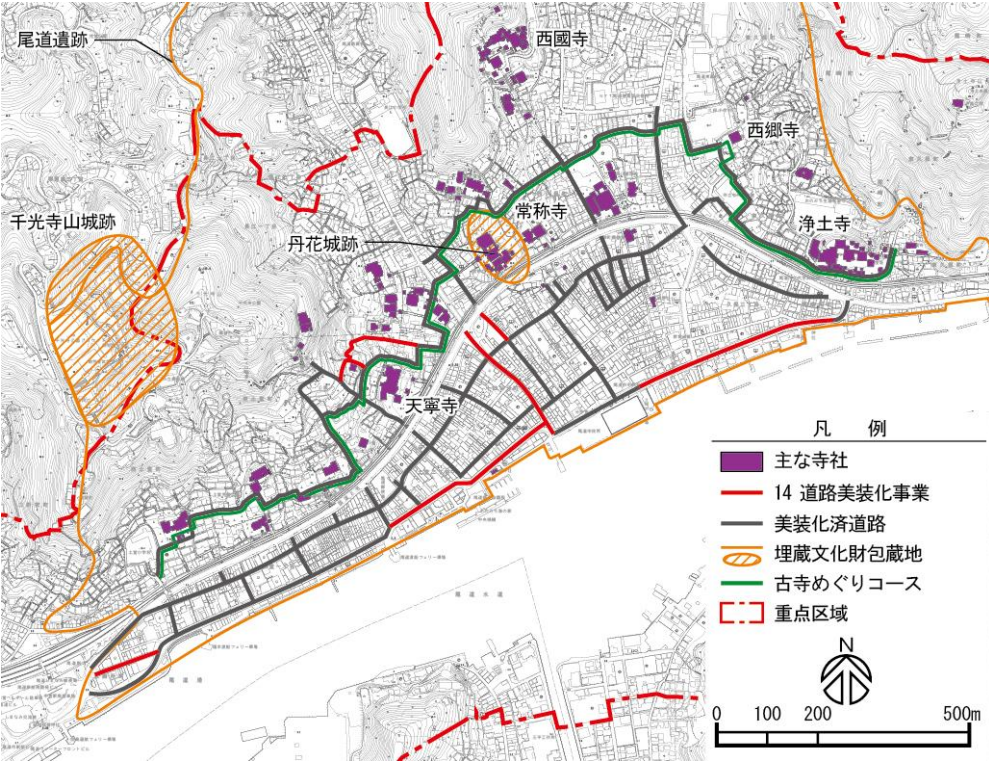



事業名	8 空き店舗活用支援事業
整備主体	民間（所有者等）
事業手法 （支援事業名）	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	令和4年度～
事業箇所	重点区域内
事業概要	<p>北前船の寄港地として港町・商都として発展した市街地には空き店舗が散見されることから、商業地としての古くからの街なみの保全・形成につなげるため、一定期間（概ね6か月以上の間）継続して使用されていない空き店舗等の有効利用を通して地域の活性化及び良好な景観の形成を図ることを目的に、外装整備（※）に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <p>（※）外装整備と併せて実施する簡易な耐震補強等の構造工事及び左記工事に伴い必要となる内装整備を含む。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>再生前</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>再生後</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>まちの景観に溶け込んでいる既存建造物の空き店舗を再生し活用することにより、地域の活性化と良好な景観の形成を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

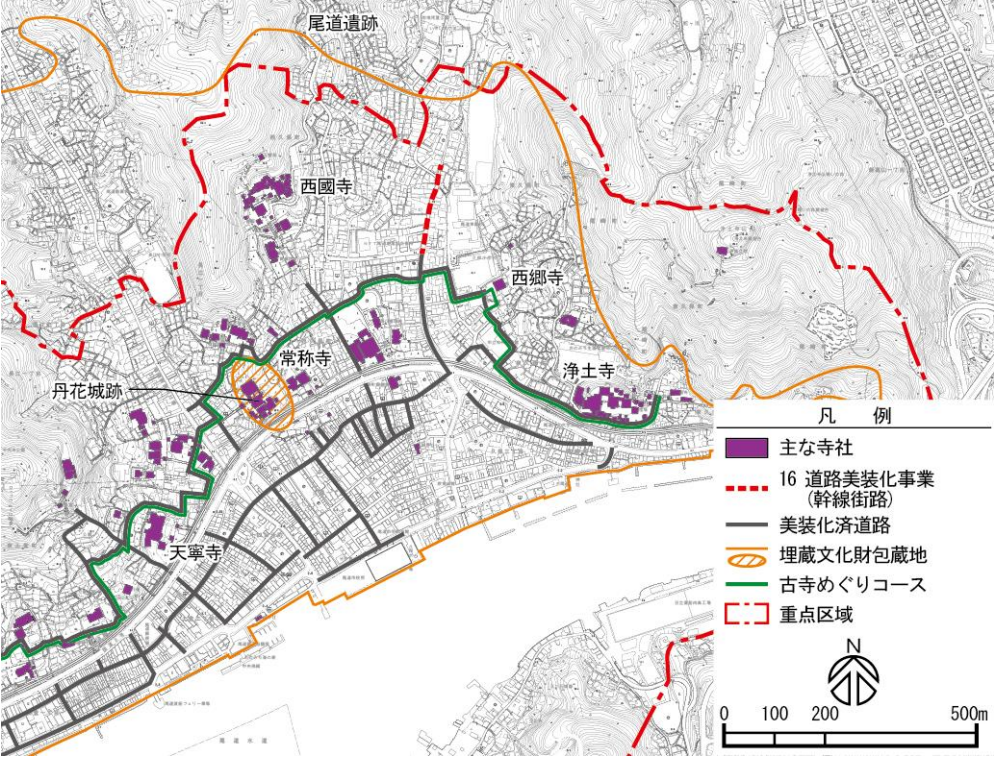

事業名	9 沿道建造物等修景事業
事業主体	民間（所有者等）
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 24 年度～
事業箇所	<p>重点区域内の道路美装化対象路線のほか、古寺めぐりコース、参道及び他事業整備道路の沿線</p> <p>＊令和 6 年度から尾道・向島歴史的風致地区については、「景観地区」内の建造物等に対象範囲を拡大</p> <p>■尾道・向島歴史的風致地区</p> 
事業概要	<p>新たに美装化を行う道路及び既に美装化された道路や神社仏閣の参道において、その沿道の建造物や工作物の外観修景（あわせて実施する屋外広告物の除却含む）の整備に要する経費に対して補助金を交付する。</p> <p>＊尾道・向島歴史的風致地区については、上記のとおり対象範囲を拡大</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 整備前 整備後 </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>沿道の建造物や工作物の修景整備を通して、まちづくりへの参画を促すことにより、尾道の歴史に対する市民の意識の向上が図られると同時に、一体的な街なみの形成を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	10 老朽危険建物除却促進事業
事業主体	民間(所有者等)
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業期間	平成24年度～
事業箇所	重点区域内
事業概要	<p>良好な景観の形成及び住環境の改善を図ることを目的に、使用されず適正に管理されていない老朽危険建物の除却に要する経費に対し補助金を交付する。</p> <div style="text-align: center;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 除却前 除却後 </p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>使用されず適正に管理されていない老朽危険建物の除却を行うことにより、住環境の改善や良好な景観の形成を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>


事業名	12 眺望環境整備事業
事業主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	令和4年度～
事業箇所	重点区域内
事業概要	<p>歴史的建造物や神社仏閣を含む眺望景観を楽しむための滞留スペースや案内看板等の整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>向上寺三重塔（国宝）や瀬戸内海、しまなみを望む眺望点（潮音山公園の山頂）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>尾道水道や尾道・向島の市街地などを望む眺望点（浄土寺山の山頂付近）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物や神社仏閣等のある歴史的街なみと自然が調和した固有の景観が望める眺望箇所を整備することで、歴史的風致や歴史的建造物の価値や理解を深める機会とし、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

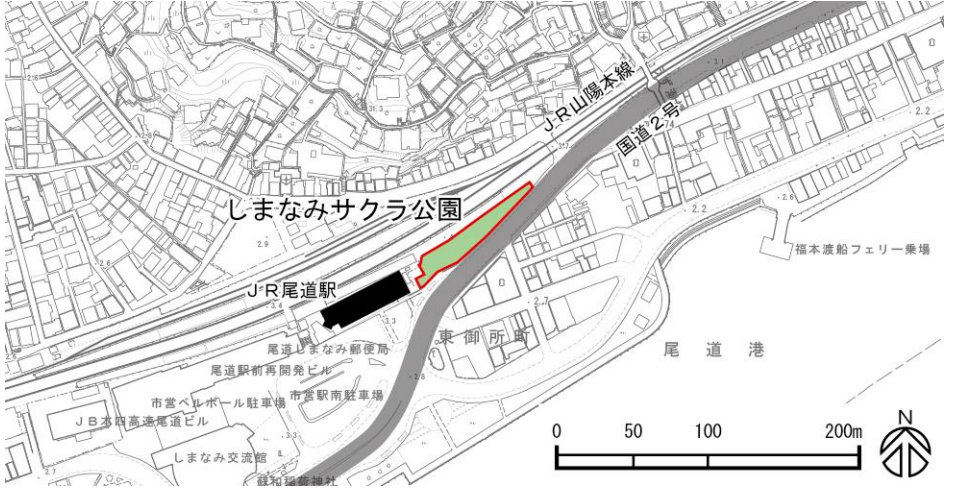

事業名	13 街なみ景観改善事業
事業主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 尾道市単独事業
事業期間	平成 24 年度～
事業箇所	重点区域内
事業概要	<p>電柱・電線の^{ふくそう}輻輳により街なみの景観や眺望景観が阻害されている通りの電線・電柱の移設や無電柱化を行い、街なみの保全と道路からの眺望景観の向上を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>電柱移設前</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>電柱移設後</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">瀬戸田町堀内邸周辺</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>渡し場線周辺（電柱・電線が^{ふくそう}輻輳）</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	電線・電柱の移設や無電柱化による街なみの保全・形成により都市景観の向上を図り地域の魅力をより一層高めることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

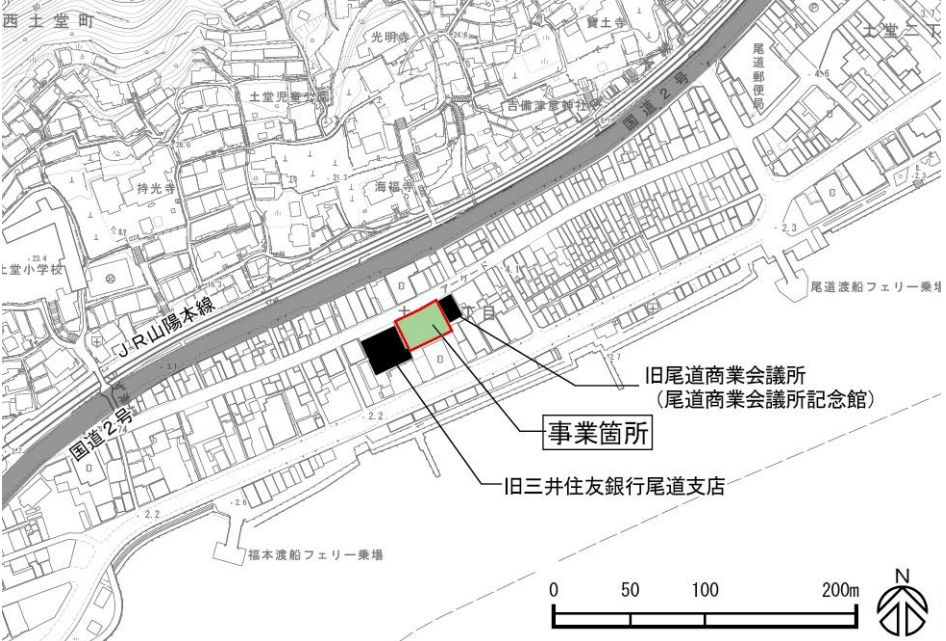
事業名	14 道路美装化事業
整備主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)
事業期間	平成 24 年度～
事業箇所	重点区域内 (尾道・向島歴史的風致地区) 
事業概要	<p>神社仏閣等の歴史的建造物の回遊及び良好な市街地環境の形成のため、主要な小路や通りの舗装及び側溝の美装化を行う。</p> <p>また、長期間経過し経年劣化した美装化道路について、計画的な更新を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p style="text-align: center;">水尾小路の道路美装化</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	舗装及び側溝の美装化を行い、回遊性のあるネットワークの形成と良好な市街地環境の形成を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	16 道路美装化事業(幹線街路)
整備主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街路事業) 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業期間	昭和 59 年度～
事業箇所	<p>重点区域内(尾道・向島歴史的風致地区:西久保町・東久保町)</p> 
事業概要	<p>旧西国街道にあたる久保長江線の歩道において、舗装の美装化を行う。</p>  <p>久保長江線における整備完了箇所の状況</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>重点区域内を縦断する主要な路線である都市計画道路久保長江線の拡幅と歩道の美装化により、歩行者が安心安全に通行できる歩行者空間を確保し、あわせて神社仏閣等の歴史的建造物に通じる道路美装化ネットワークの整備を図ることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	17 夜間景観形成事業
整備主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 24 年度～
事業箇所	重点区域内（しおまち商店街他）
事業概要	<p>夜間の安全な通行と夜間景観の形成を図ることを目的に、街なみに調和したデザインの街灯等の設置を行う。</p> <p>また、歴史的建造物及びその周辺の公共空間も、その価値をより一層高めるようライトアップを展開する。</p> <div data-bbox="438 761 1316 1243">  <p>■街灯：歴史をテーマとした、歴史館の街灯に合わせたデザインとします。また、歴史館をテーマとしたデザインから、歴史館の街灯のデザインを参考に、歴史館の街灯のデザインとします。</p> <p>■歴史館：歴史館の街灯に合わせたデザインとします。また、歴史館をテーマとしたデザインから、歴史館の街灯のデザインを参考に、歴史館の街灯のデザインとします。</p> </div> <div data-bbox="438 1243 1316 1288"> <p>道路美化化とレトロ街灯の整備</p> </div> <div data-bbox="438 1332 1316 1668">  <p>浄土寺と参道のライトアップ</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>夜間の安全な通行と夜間景観の形成として街灯整備を行い、あわせて歴史的建造物等のライトアップを実施することで、街なみと文化財を活かした夜間景観の創出と回遊性の向上を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	18 歩行者環境等整備事業
整備主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成 24 年度～
事業箇所	重点区域内
事業概要	<p>市民や観光客の安全・円滑な歩行のため、劣化による安全面や美観が損なわれている道路や遊歩道、水路等の修復のほか、街なみに調和したデザインの手すりや柵の設置・更新を行い、街並み景観の形成を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">劣化状況にある道路・水路</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  </div> <p style="text-align: center;">手すりが整備された千光寺新道</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民や来訪者による回遊時の安全性の向上と良好な景観の形成を図ることとで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	19 しまなみサクラ公園交流施設整備事業（文化・交流・情報発信機能整備事業）
整備主体	尾道市
事業手法 （支援事業名）	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	令和2年度～
事業箇所	<p>しまなみサクラ公園</p> 
事業概要	<p>尾道観光の玄関口である JR 尾道駅から市街地を回遊する拠点となるための機能（手荷物預かり・情報発信機能・自転車組立所等）を備えながら、開放的で観光客や市民の交流を生み出す交流施設をしまなみサクラ公園に整備する。</p>  <p>しまなみサクラ公園</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>J R 尾道駅に隣接する立地の強みを活かしながら、観光客に対する情報発信や拠点機能を有する交流施設を整備することで、J R 尾道駅周辺の活性化と国内外からの誘客による歴史的風致の活用を図る。</p>

事業名	20 憩いの広場整備事業
整備主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	令和4年度～
事業箇所	<p>重点区域内</p> 
事業概要	<p>神社仏閣等の歴史的建造物や市街地に残る旧家や路地の家並みなど、まちなかの回遊性を高めるために、市民や観光客の憩いの空間となる広場を整備する。また、新型コロナウイルスの感染リスク低減も考慮し、開放的でゆとりがある都市空間の確保を図る。</p>  <p>商店街内にある老朽化した建物を取壊し、広場として整備する</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史・文化・観光の情報発信と、市民や観光客の交流拠点を整備することで、歴史的建造物と街なみの回遊により歴史・文化の体感につなげることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	21 観光案内設備改良事業
整備主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業期間	令和4年度～
事業箇所	重点区域内
事業概要	<p>市民や観光客への適切な案内や説明を行う観光(案内)看板について、劣化等により構造的に安全面の問題があるものや美観が損なわれているもの、案内の内容が現状とそぐわないものの修復、改修、撤去を行う。</p> <p>あわせて、わかりやすい情報提供の手法として、デジタル化を進める。</p>
	 <p>案内部分が劣化している潮音山公園の案内地図</p>
	 <p>劣化している誘導標識</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民や観光客への適切な案内や説明を行い、歴史的建造物の価値や文化への理解を深めることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(3) 伝統文化を反映した活動の継承・活用に関する事業

事業名	22 文化財調査研究及び市史編さん事業
事業主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	尾道市単独事業
事業期間	平成 20 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>文化財総合的把握モデル事業（平成 20 年度～22 年度）を継承する形で、計画的・継続的に文化財の調査・研究を進める。</p> <p>重点区域に関する主な取組は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○登録文化財候補建造物の調査 ○文化財類型に基づく調査・研究（未指定文化財を含む） ○調査の結果・成果のデータベース化 等 ○市史編さん事業との連携
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>歴史的建造物調査</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>仏像調査</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、尾道市の歴史的風致の発見や価値づけ、魅力アップ及び情報・資料の提供・発信につながる基礎的な取組であり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	23 尾道文化遺産総合活性化プロジェクト事業 (民俗芸能・文化遺産マップ)
事業主体	尾道文化遺産塾実行委員会
事業手法 (支援事業名)	文化資源活用事業費補助金
事業期間	令和元年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>文化遺産まつりの開催や文化遺産マップの製作配布により、民俗芸能等の文化遺産の普及啓発を行う。</p>  <p>令和元年度文化遺産まつりでのみあがりおどり披露</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業によって、こうした文化財的価値の継承が図られるとともに、尾道市の魅力がより一層高まることにもつながることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	24 文化財愛護少年団事業
事業主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	昭和 43 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>文化財愛護少年団の歴史は長く、毎年小中学生を対象に「文化財愛護少年団学習会」を様々な形で開催し、文化財愛護精神と郷土愛の育成に取り組んでいる。</p> <p>今後も、文化財愛護少年団活動に対する普及・啓発を図りながら、参加を促進する。</p> <p>尾道旧市街地を主対象に、文化財に関連した体験教室等を開催する。</p>
	 <p>縄文土器づくり体験</p>  <p>日本遺産のまち歩き体験</p>  <p>洋上セミナー</p>  <p>古寺めぐり体験</p>
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	<p>本事業は、文化財愛護少年団の活動の継承・発展を図り、子供の時期から文化財に親しみ、学ぶ機会を確保することにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名称	25 文化財講座開催事業
事業主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	平成 14 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>尾道市全体やそれぞれの地域、共通するテーマ等で、文化財や歴史に関する講演会等を開催してきている。</p> <p>今後も、尾道市の文化財及び歴史に関する講演会等の開催を図る。</p> <p>その中では、重点区域を対象とした講演会等も開催し、歴史的風致の内容や意義、維持及び向上の取組についても理解を高めていく。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>文化財講座</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>歴史文化リレー講演会</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>歴史文化シンポジウム (尾道)</p> </div>
事業が歴史的 風致の維持及 び向上に寄与 する理由	<p>本事業は、文化財や歴史に関する講演会の開催等の取組を継承・発展させることで、市民の歴史文化や歴史的風致に関する関心や理解を高め、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	26 民俗芸能等支援事業
事業主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	尾道市単独事業
事業期間	昭和 43 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>尾道市において文化財指定を受けている民俗芸能等については、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を受けながら活動を支援し、文化財の保存・継承や地域の活性化を促進する。</p> <p>また、尾道市には未指定の無形民俗文化財（民俗芸能等）も多数あり、その担い手・後継者の確保や開催の支援を検討する。</p> <p>さらに、民俗芸能等の調査や記録、情報発信等を行う。</p>
	 <p>尾道ベッチャー祭</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業を取り入れることによって、民俗芸能等の担い手や後継者の確保につながるとともに、民俗芸能等の継承、さらには地域の活性化に資することになる。神社等の歴史的建造物や町中などで民俗芸能等が行われることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	27 尾道歴史文化読本作成事業
事業主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	平成 24 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>尾道市の歴史や文化を紹介する冊子等を作成し、市内学校、公民館等関係機関に配布し、普及啓発を行う。</p> <div data-bbox="411 618 759 1111">  <p>尾道の歴史と通陶シリーズ 雑文と器と 粘土で作ろう</p> </div> <p>体験学習の冊子</p> <div data-bbox="411 1122 1040 1570">  <p>中世の物流拠点 瀬戸 尾道</p> <p>尾道の歴史文化や文化財を紹介する冊子</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、歴史読本の作成・活用を図り、子供たちの文化財や郷土に対する関心や愛着を高めることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(4) 観光・情報発信に関する事業

事業名	28 日本遺産魅力発信推進事業（箱庭・村上海賊・北前船）
整備主体	尾道市歴史文化まちづくり推進協議会・村上海賊魅力発信推進協議会・北前船日本遺産魅力発信推進協議会
事業手法 (支援事業名)	尾道市単独事業
事業期間	平成 27 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>日本遺産「箱庭的都市」「村上海賊」「北前船」の情報発信、調査研究、普及啓発、環境整備等を協議会及び民間との連携により実施する。</p> <div data-bbox="469 689 1334 1111" data-label="Image"> </div> <p>令和 2 年度日本遺産フェスティバル in 今治での日本遺産 PR</p> <div data-bbox="469 1167 1334 1814" data-label="Image"> </div> <p>平成 27 年度尾道市文化遺産パートナー養成講座</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業によって、こうした文化財の普及啓発が図られるとともに、日本遺産を通じて尾道市の魅力発信にもつながることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	29 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業
整備主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	平成 19 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>埋蔵文化財の整理・情報公開・データベースの整備・出張展示会、講演会の開催を行う。</p> <p>特に、重点区域内（尾道・向島歴史的風致地区）では、尾道遺跡に関する資料・データ等の整理、情報公開、啓発等に取り組む。</p>
	 <p>埋蔵文化財の整理作業</p>
	 <p>出張展示会</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業を通じて、中世をはじめとした文化財の上に成り立っている歴史的風致の価値や魅力を、市民等が認識し、守り、生かしていく心と取組を育むことにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	30 文化財めぐり事業
事業主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業期間	昭和 43 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>尾道市では、区域・地域ごとに、またはテーマに基づいて、市民等が文化財に親しみ、学ぶ「古寺めぐり」などを行っている。</p> <p>今後も、こうした体験型の文化財めぐりを開催する。</p> <p>その中では、重点区域を対象とした、または重点区域を含むコースの設定も行う。</p> <p>さらに、歴史的風致の視点を取り入れたガイドンスにも留意する。</p>
	 <p>親子で参加の「古寺めぐり」</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、これまで行ってきた「古寺めぐり」などの取組を継承・発展させることで、市民等の歴史文化や歴史的風致についての関心や理解を高めることになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	31 近代化遺産活用事業
事業主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	尾道市単独事業
事業期間	平成 20 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>尾道市では、バスや船を利用して、または徒歩で市内各地の近代化遺産をめぐるツアーや毎年、10～11月に近代化遺産を公開する等の取組を行っている。</p> <p>今後も、関係権利者・管理者の理解と協力を得ながら、近代化遺産の公開の促進に努めるとともに、「近代化遺産めぐり」「近代化遺産一斉公開」などの開催を図る。</p> <p>特に、近代化遺産が多数立地する尾道・向島歴史的風致地区においては、近代化遺産をめぐる機会や学ぶ機会を多様な形で確保するとともに、歴史的風致の観点も取り入れたガイドンスを行う。</p>
	 <p>近代化遺産めぐり</p>  <p>近代化遺産めぐり</p>  <p>近代化遺産一斉公開 尾道商業会議所記念館</p>  <p>近代化遺産めぐり</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、近代化遺産をめぐる、公開する取組を継承・発展させることで、市民等の近代化遺産や歴史的風致についての関心や理解を高めることになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	32 文化施設ネットワーク事業
事業主体	尾道市
事業手法 (支援事業名)	尾道市単独事業
事業期間	平成 24 年度～
事業箇所	尾道市全域
事業概要	<p>おのみち歴史博物館、尾道商業会議所記念館、尾道遺跡発掘調査研究所等の役割分担と連携を図りながら、情報の共有化・ネットワーク化を進め、市民や訪れた人々の情報サービスを高めるとともに、ホームページにおける歴史文化情報等の充実に努める。</p> <p>また、尾道市の歴史的風致に関する情報の整理と発信を図る。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>おのみち歴史博物館 (旧尾道銀行本店)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>尾道商業会議所記念館 (旧尾道商業会議所)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業は、情報化に関する取組をさらに発展させることで、市民等の尾道市の歴史文化や歴史的風致についての関心と理解を高めることになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の考え方

重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められるものを、歴史的風致形成建造物として指定する。

また、今後とも尾道市として文化財の調査・研究を進め、重点区域内において歴史的価値等が明確になった建造物については、歴史的風致形成建造物への指定だけでなく、文化財保護法や文化財保護条例による指定または登録、あるいは景観法による指定（景観重要建造物）も検討する。

歴史的風致形成建造物については、指定された建造物そのものを保存するだけでなく、その周辺環境の保存・整備や、地域で営まれている歴史及び伝統を反映した人々の活動の継承にも努める。

こうした観点を踏まえながら、歴史的風致形成建造物の指定基準を定める。

なお、歴史的風致形成建造物の指定期間は、認定計画の計画期間内に限る（歴史まちづくり法第12条）。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

尾道市における歴史的風致形成建造物の指定基準を、以下のように設定する。

歴史的風致形成建造物の指定は、「前提となる指定基準」と「選択的指定基準」が合わさる必要がある。

なお、重点区域における歴史的建造物の専門的な調査を継続的に実施し、指定基準に合致した場合は、随時、歴史的風致形成建造物への指定を行うこととする。

<前提となる指定基準：次のいずれにも該当する歴史的建造物>

- ①日常的に一般公開されているもの、または、外観等を公共の場（道路・小路、広場等）から視覚できるもの（視覚できない非公開の民家の庭園等は含まない）
- ②歴史的風致形成建造物に指定することにより、保存・管理面における効果が期待されるもの
- ③所有者等の同意が得られたもの

<選択的指定基準：次のいずれかに該当する歴史的建造物>

- ①歴史的な意匠、技術が建造物の概ね全体にわたって良好に残されているもの
- ②地域の固有性、歴史性、希少性を備えたもの
- ③歴史的な街並みの構成要素として重要なもの

(3) 歴史的風致形成建造物の指定対象

本市における歴史的風致形成建造物の指定対象は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ①文化財保護法に基づく登録有形文化財
- ②広島県または尾道市の文化財保護条例に基づく指定重要文化財（建造物）
- ③尾道市が調査（専門機関等への委託事業を含む）を行った歴史的建造物
- ④景観法に基づく景観重要建造物

2 歴史的風致形成建造物の指定及び候補

指定基準や対象等を踏まえながら、次のとおりリストアップする。

(1) 尾道・向島^{むかいしま}歴史的風致地区

尾道・向島歴史的風致地区において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。なお、第1期計画期間において指定した物件も掲載する。

表 7-1 尾道・向島歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の指定及び候補 (1/4)

種別	名称 (区分:建築時) [所在地]	写真	竣工年 構造	所有者	その他
登録有形文化財	旧福井家住宅 (住宅) ひがしつちどうちょう [東土堂町]		大正元年(1912)～ 昭和3年(1928) 木造	個人	○現在:住宅
	みはらし亭 (旅館) [東土堂町] 平成27年9月1日 歴史的風致形成 建造物指定		大正10年(1921) 木造	法人	○現在: みはらし亭 (宿泊施設)
	旧和泉家別邸 ^{いずみけ} (住宅) さんげんやちょう [三軒家町]		昭和8年(1933) 木造	建物: 個人 土地: 法人	○現在: 尾道ガウデ イハウス (交流・宿泊 施設)

表 7-1 尾道・向島歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の指定及び候補 (2/4)

種別	名称 (区分:建築時) [所在地]	写真	竣工年 構造	所有者	その他
尾道市重要文化財	旧尾道商業 会議所 (産業:金融) つちどう [土堂一丁目] 平成 27 年 9 月 1 日 歴史的風致形成 建造物指定		大正 12 年 (1923) RC 造 (「鉄筋コ ンクリート造」以 下同様)	尾道市	○現在:尾道 商業会議所 記念館 ○調査履歴: 歴史的建造 物及び町並 み調査※ ¹
	旧尾道銀行本店 (産業:金融) [久保一丁目]		大正 12 年 (1923) RC 造	法人	○現在:おの みち歴史博 物館 ○調査履歴: 歴史的建造 物及び町並 み調査
	そうらいけん 爽籟軒茶室 (住宅) [久保二丁目]		嘉永 3 年(1850) 木造	尾道市	○現在:爽籟 軒茶室(公 開) ○調査履歴: 三浦研究室 建造物調査 ※ ² ○庭園は尾道 市名勝
	旧三井住友銀行 尾道支店 (産業・金融) [土堂一丁目]		昭和 13 年 (1938) RC 造	尾道市	○現在:まちな なか文化交 流館(Bank) ○調査履歴: 尾道市調査 ○歴史的風致 形成建造物 の指定を予 定

※ 1 歴史的建造物及び町並み調査

平成 18~20 年度に尾道市が実施した歴史的建造物及び町並み調査。旧市街地が対象


※ 2 三浦研究室調査

平成 20 年度に実施した広島大学三浦正幸研究室による近代建造物調査。尾道市の委託事業。市内全域が対象

表 7-1 尾道・向島歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の指定及び候補 (3/4)

種別	名称 (区分:建築時) [所在地]	写真	竣工年 構造	所有者	その他
未指定	旧住友銀行尾道支店 (産業:金融) [久保一丁目]		明治 37 年 (1904) 木造 (モルタル 塗、石張)	尾道市	○現在:尾道市労働センター ○調査履歴:三浦研究室建造物調査 ○住友銀行と尾道の関係を証明する建物
	おのみち映画資料館 (産業:倉庫) [久保一丁目]		明治時代 木造	建物: 尾道市 土地: 法人	○現在:おのみち映画資料館 ○調査履歴:三浦研究室建造物調査・歴史的建造物及び町並み調査
	志賀直哉旧居 (住宅) [東土堂町]		大正元年(1912) ※推定 木造	建物: 尾道観光協会 土地: 法人	○調査履歴:歴史的建造物及び町並み調査
	中村憲吉旧居 (住宅) [東土堂町]		大正 5 年(1916) ※推定 木造	建物: 尾道市 土地: 法人	○調査履歴:歴史的建造物及び町並み調査
	尾道市立久保小学校校舎 (教育・文化) [東久保町]		昭和 8 年~16 年 (1933~41) R C 造	尾道市	○調査履歴:三浦研究室建造物調査

表 7-1 尾道・向島歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の指定及び候補 (4/4)

種別	名称 (区分:建築時) [所在地]	写真	竣工年 構造	所有者	その他
未指定	尾道市立 土堂小学校校舎 (教育・文化) [東西土堂町]		昭和 12 年 (1937) R C 造	尾道市	○調査履歴： 三浦研究室 建造物調査

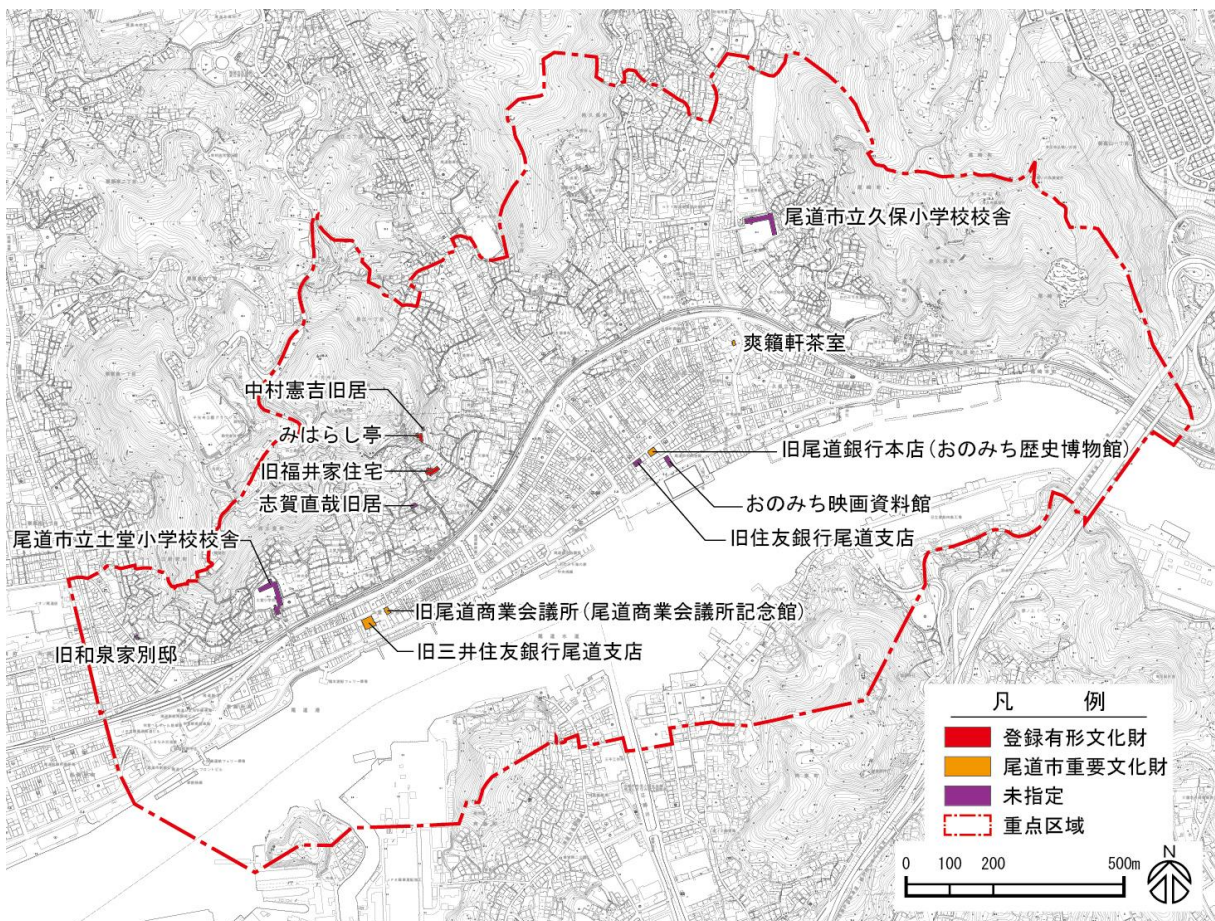


図 7-1 尾道・向島歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の候補

(2) 瀬戸田^{せとだ}歴史的風致地区

瀬戸田歴史的風致地区において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

表 7-2 瀬戸田歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の指定及び候補

種別	名称 (区分:建築時) [所在地]	写真	竣工年 構造	所有者	その他
未指定	旧堀内家土蔵 (産業・倉庫) [瀬戸田町]		大正時代※推定 木造	法人	○現在： SOIL SETODA (物販施設) ○調査履歴： 宮本研究室 建造物調査 ※3
	旧堀内家住宅 (住宅) [瀬戸田町]		明治9年(1876) 木造	法人	○現在： Azumi Setoda (宿泊施設) ○旧瀬戸田町 による町史 編さん事業 のための建 造物調査

※3 宮本研究室調査

平成20年度に実施した文化財総合的把握モデル事業において、九州大学宮本雅明研究室による瀬戸田地区の近世～近代建造物調査。尾道市の委託事業

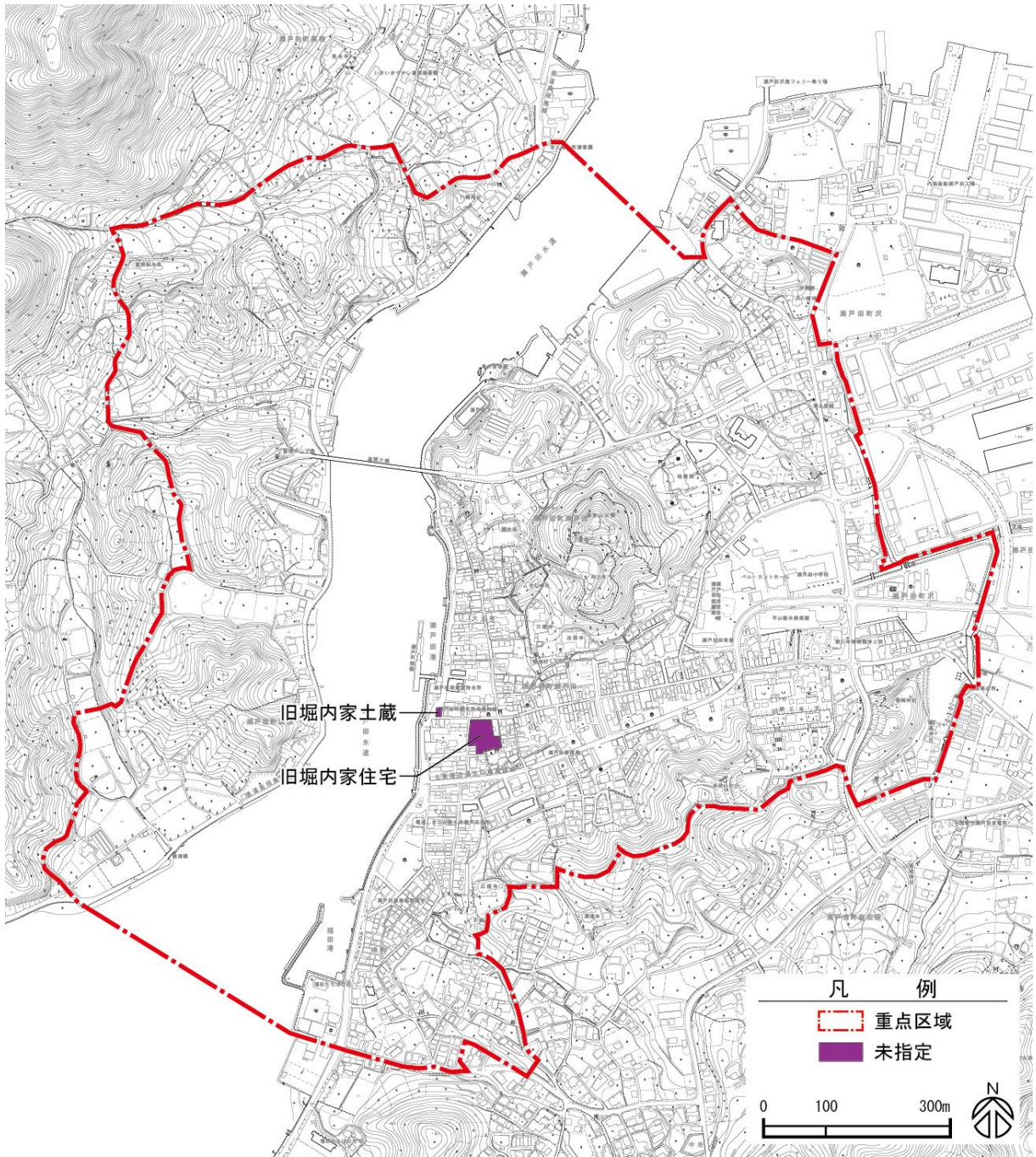


図 7-2 瀬戸田歴史的風致地区における歴史的風致形成建造物の候補

第8章 歴史的風致形成建造物の 管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致の重要な構成要素であり、所有者等はその価値が保存・継承されるよう、価値に基づいた適切な維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物の保存と合わせて、それが有効に活用されるよう、そこで営まれている生活等への配慮や毀損の防止等に留意しながら、できる限り公開されるように取り組む。

さらに、歴史的風致形成建造物の特徴を顕著に示す意匠や形態等の保存または復原に努める。

2 個別の維持・管理の事項

(1) 維持・管理の方向

前記の基本的な考え方を踏まえ、歴史的風致形成建造物の法的な位置づけ等により、個別の維持・管理の方向を以下のように設定する。

表 8-1 歴史的風致形成建造物（指定した場合）の維持・管理の方向（1/2）

種 別	維持・管理の方向	備 考
登録有形文化財 (建造物)	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的風致形成建造物の外観を対象とした保存修理を基本とし、価値の継承を図る。 ○歴史的な意匠等を変化させる増改築、模様替えは、外部から視覚できる範囲は、できるだけ行わないようにする。 ○公開・活用の内容に応じて、必要な防災上の措置を行う。 ○復原等を行う場合には、必要な技術指導等を踏まえて対応する。 ○外部から視覚できない、または視覚しにくい建造物の内側や内部等については、そこで営まれる生活等の維持・向上の必要性に応じて、増改築、模様替えを認める。 	登録有形文化財は、外観を対象とした保存・修理が基本
尾道市重要文化財（建造物） ※今後、広島県重要文化財を指定した場合も同様	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史的風致形成建造物の毀損等に応じた保存修理を基本とし、復原にも対応する。 ○増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き、原則認めない。 ○現状変更等に関しては、条例等に基づき、所定の手続きを経て行う。 ○保存修理に際しては、社会資本整備総合交付金等の制度の活用を図る。 	指定文化財は、現状維持または保存修理、復原が基本
調査を行った歴史的建造物（建築物：未指定）	<ul style="list-style-type: none"> ○調査を経て、文化財の指定または登録を行った場合は、それぞれ上記にしたがって対応する。 ○その他の場合は、外観を対象とした保存修理を基本とし、建造物の価値に応じた維持・管理に努める。 ○所有者が尾道市（行政）以外の場合は、歴史的風致形成建造物の意義や目的等に関する所有者等の理解を高めながら、価値に基づいた適切な維持・管理を促進する。 ○保存修理に際しては、社会資本整備総合交付金等の制度の活用を図る。 	竣工年や建築様式等が把握できていない場合は、建造物調査を実施する。

表 8-1 歴史的風致形成建造物（指定した場合）の維持・管理の方向（2/2）

種 別	維持・管理の方向	備 考
景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none"> ○景観重要建造物は、原則として、道路等の公共空間から視覚できる範囲の外観を基本に、保存修理を図り、景観的価値等の継承を図る。 ○景観法に基づいた所有者等の届出義務等の遵守に加えて、支援制度の利用を促進する。 ○保存修理及び修景に際しては、景観法に関する支援制度とともに、社会資本整備総合交付金等の制度の活用を図る。 ○指定した景観重要建造物が県または市の指定文化財である場合は、文化財保護法に基づいた維持・管理を基本としながら、景観まちづくりの観点からの修理等の取組を促進する。 	<p>景観法に基づく景観重要建造物の制度の導入を検討する。</p> <p>上記の制度を導入した場合は、指定基準を設定し、制度の周知を図りながら、該当する建造物の所有者等による景観重要建造物の指定に向けた提案を促進する。</p>

(2) 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

① 所有者等の管理義務

○指定を受けた建造物の所有者等は、建造物の保全に支障を来さないよう、適切に管理する義務が生じる。

② 増築等の維持、保全、継承に伴う制約

- 建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する日の 30 日前までに、市長に届出が必要。
- 市長は、建造物の保全に支障を来すものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物もしくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した等の場合は、指定を解除する。
- 建造物の所有者が変わったときには、新しい所有者は、市長に届出が必要。

(3) 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築等の届出が不要の行為は、歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条に基づき、以下のようになる。

- 登録有形文化財については、文化財保護法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更行為の届出を行った場合。
- 広島県指定の重要文化財（有形文化財：建造物）については、広島県文化財保護条例第 16 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。
- 尾道市指定の重要文化財（有形文化財：建造物）については、尾道市文化財保護条例に基づく現状変更等の許可申請を行った場合。
- 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

(頁調整)

資料編

尾道市の文化財一覧

■国：国宝、重要文化財、名勝、登録有形文化財、その他

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
建造物	国宝	浄土寺多宝塔	1基	S	28	3	31	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	国宝	浄土寺本堂	1棟	S	28	3	31	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	国宝	向上寺三重塔	1基	S	33	2	8	尾道市瀬戸田町	宗教法人
絵画	国宝	絹本著色普賢延命像	1幅	S	50	6	12	尾道市西土堂町	宗教法人
建造物	重要文化財	西國寺金堂	1棟	T	2	4	14	尾道市西久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	西國寺三重塔	1基	T	2	4	14	尾道市西久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	浄土寺阿弥陀堂	1棟	T	2	4	14	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	光明坊十三重塔	1基	S	2	4	25	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	重要文化財	天寧寺塔婆	1基	S	24	2	18	尾道市東土堂町	宗教法人
建造物	重要文化財	浄土寺納経塔	1基	S	28	8	29	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	浄土寺宝篋印塔	1基	S	28	8	29	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	浄土寺宝篋印塔	1基	S	36	3	23	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	西郷寺山門	1棟	S	36	6	7	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	西郷寺本堂	1棟	S	36	6	7	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	吉原家住宅(主屋・納屋、附便所・鎮守社・棟札・家相図)	2棟	H	3	5	31	尾道市向島町	個人
建造物	重要文化財	浄土寺山門	1棟	H	6	7	12	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	浄土寺方丈・唐門・庫裏及び客殿・宝庫・裏門・露滴庵	6棟	H	6	7	12	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	常称寺(本堂・観音堂・鐘撞堂・大門)	4棟	H	19	12	4	尾道市西久保町	宗教法人
建造物	重要文化財	旧大浜埼通航潮流信号所施設	1棟 3基	R	6	8	15	尾道市因島大浜町	尾道市、国
絵画	重要文化財	絹本著色仏涅槃図	1幅	M	45	2	8	尾道市瀬戸田町	宗教法人
絵画	重要文化財	絹本著色千手千眼観音像	1軀	S	35	6	9	尾道市瀬戸田町	宗教法人
絵画	重要文化財	絹本著色仏涅槃図	1幅	S	43	4	25	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	重要文化財	絹本著色兩界曼荼羅図	2幅	S	53	6	15	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造千手観音立像	1軀	M	32	8	1	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造釈迦如来立像	1軀	M	32	8	1	尾道市西久保町	宗教法人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
彫刻	重要文化財	木造薬師如来坐像	1 軀	M	32	8	1	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造聖徳太子立像 (撰政像)	1 軀	T	1	9	3	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造聖徳太子立像 (孝養像)	1 軀	T	1	9	3	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造釈迦如来立像	1 軀	T	4	3	26	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S	3	8	17	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造浄土曼荼羅刻出 龕	1 基	S	10	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造聖徳太子立像 (南無仏太子)	1 軀	S	11	9	18	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造阿弥陀如来立像	1 軀	S	14	9	8	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造仏涅槃像	1 軀	S	24	2	18	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造十一面観音立像	1 軀	S	24	2	18	尾道市原田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造十一面観音立像	1 軀	S	32	8	1	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S	38	2	14	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	重要文化財	木造観音菩薩立像	1 軀	S	52	6	11	尾道市向東町	宗教法人
工芸品	重要文化財	銅製五鈷鈴	1 口	M	32	8	1	尾道市西久保町	宗教法人
工芸品	重要文化財	錫杖	1 柄	M	44	4	17	尾道市西久保町	宗教法人
工芸品	重要文化財	唐花鴛鴦八稜鏡	1 面	S	17	12	22	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	重要文化財	孔雀戯金経箱	1 合	S	30	2	2	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	重要文化財	孔雀戯金経箱	1 合	S	30	2	2	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	重要文化財	銅水瓶	1 口	S	34	6	27	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	重要文化財	金銅五鈷鈴	1 口	S	36	2	17	尾道市西久保町	宗教法人
工芸品	重要文化財	孔雀文沈金経箱	1 合	S	44	6	20	尾道市東久保町	宗教法人
書跡・ 典籍	重要文化財	紺紙金銀泥法華経	1 卷	M	43	4	20	尾道市東久保町	宗教法人
書跡・ 典籍	重要文化財	紙本墨書別異弘願性 戒鈔	1 帖	S	10	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
書跡・ 典籍	重要文化財	紙本墨書大般若経卷 第九十九	1 卷	S	10	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
書跡・ 典籍	重要文化財	絹本著色三十六歌仙 切 佐竹家伝来	1 卷	S	11	5	6	尾道市瀬戸田町	宗教法人
書跡・ 典籍	重要文化財	貫之家歌合	1 卷	S	36	2	17	尾道市瀬戸田町	宗教法人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
書跡・典籍	重要文化財	紙本白描遊行上人絵	4巻	S	53	6	15	尾道市西久保町	宗教法人
古文書	重要文化財	紙本墨書観音法楽和歌	1巻	M	37	8	29	尾道市東久保町	宗教法人
古文書	重要文化財	紙本墨書定証起請文	1巻	M	43	4	20	尾道市東久保町	宗教法人
古文書	重要文化財	紙本墨書浄土寺文書	1巻	M	43	4	20	尾道市東久保町	宗教法人
古文書	重要文化財	紙本墨書陽光院御筆御消息	1幅	S	10	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
古文書	重要文化財	紙本墨書正親町天皇宸翰御消息	1幅	S	10	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
考古資料	重要文化財	日向国児湯郡持田古墳出土品 一、画文帯神獸鏡 二、変形四獸鏡		S	37	6	21	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	重要美術品	石造宝篋印塔	1基	S	12	8	28	尾道市西藤町	宗教法人
絵画	重要美術品	絹本著色十王像	10幅	S	17	12	16	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	重要美術品	絹本著色十六羅漢像	16幅	S	17	12	16	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	重要美術品	金銅製観音菩薩像	1軀	S	17	12	16	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	重要美術品	木造千手観音立像	1軀	S	24	5	26	尾道市原田町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	名勝	浄土寺庭園		S	52	5	7	尾道市東久保町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	吉原家住宅表長屋門	1棟	H	9	4	18	尾道市向島町	個人
建造物	登録有形文化財	白滝山荘	1棟	H	11	10	14	尾道市因島重井町	個人
建造物	登録有形文化財	耕三寺山門	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺中門	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺羅漢堂	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺鐘楼	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺鼓楼	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺仏宝蔵	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺法宝蔵	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺僧宝蔵	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺至心殿	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺信楽殿	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
建造物	登録有形文化財	耕三寺本堂	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺多宝塔	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺八角円堂	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺銀龍閣	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	耕三寺潮聲閣	1棟	H	15	9	19	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	登録有形文化財	尾道市久山田水源地堰堤	1基	H	16	9	17	尾道市久山田町	尾道市
建造物	登録有形文化財	尾道市長江浄水場着水井	1基	H	16	9	17	尾道市長江三丁目	尾道市
建造物	登録有形文化財	尾道市長江浄水場緩速ろ過池	1所	H	16	9	17	尾道市長江三丁目	尾道市
建造物	登録有形文化財	尾道市長江浄水場配水池	1基	H	16	9	17	尾道市長江三丁目	尾道市
建造物	登録有形文化財	竹村家主屋	1棟	H	16	9	17	尾道市久保三丁目	個人
建造物	登録有形文化財	竹村家門及び塀	1棟	H	16	9	17	尾道市久保三丁目	個人
建造物	登録有形文化財	旧福井家住宅主屋	1棟	H	16	9	17	尾道市東土堂町	個人
建造物	登録有形文化財	旧福井家住宅蔵	1棟	H	16	9	17	尾道市東土堂町	個人
建造物	登録有形文化財	旧福井家住宅茶室	1棟	H	16	9	17	尾道市東土堂町	個人
建造物	登録有形文化財	長江浄水場ベンチュリー上屋	1棟	H	23	1	26	尾道市長江三丁目	尾道市
建造物	登録有形文化財	旧高橋家住宅主屋	1棟	H	23	7	25	尾道市日比崎町	尾道市
建造物	登録有形文化財	旧和泉家別邸	1棟	H	25	12	24	尾道市三軒家町	個人
建造物	登録有形文化財	みはらし亭	1棟	H	25	12	24	尾道市東土堂町	民間
建造物	登録有形文化財	西山本館	1棟	H	27	3	26	尾道市十四日町	民間
建造物	登録有形文化財	多門亭	1棟	H	31	3	29	尾道市東土堂町	個人
建造物	登録有形文化財	向酒店店舗兼主屋	1棟	R	2	4	3	尾道市久保一丁目	民間
建造物	登録有形文化財	旧尾道市役所百島支所	1棟	R	4	10	31	尾道市百島町	民間
建造物	登録有形文化財	旧村井醫院診療棟	1棟	R	5	8	7	尾道市御調町	個人
建造物	登録有形文化財	旧村井醫院門柱	1対	R	5	8	7	尾道市御調町	個人
建造物	登録有形文化財	旧宮地醤油店離れ(林芙美子旧居)	1棟	R	5	8	7	尾道市土堂一丁目	個人
建造物	登録有形文化財	旧小野産婦人科医院	1棟	R	7	3	13	尾道市十四日町	個人
建造物	登録有形文化財	旧小林家住宅主屋	1棟	R	7	3	13	尾道市長江二丁目	民間

建造物	登録有形文化財	イシネ事務機社屋 (旧尾道警察署庁舎)	1棟	R	7	8	6	尾道市古浜町	民間
建造物	登録有形文化財	後藤鉦泉所店舗兼工場	1棟	R	7	8	6	尾道市向島町	個人
建造物	登録有形文化財	村井家住宅主屋 (旧市村郵便局)	1棟	R	8	2	10	尾道市御調町	個人
建造物	登録有形文化財	村井家住宅土蔵	1棟	R	8	2	10	尾道市御調町	個人
史跡・名勝・天然記念物	登録記念物	瓢箪島	1所	H	25	3	27	尾道市瀬戸田町	地域

■広島県

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
建造物	県重要文化財	西國寺仁王門	1棟	S	44	4	28	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色弘法大師像	1幅	S	30	3	30	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色地藏菩薩像	1幅	S	30	3	30	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色弘法大師絵伝	8幅	S	30	3	30	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色法然上人像	1幅	S	37	7	20	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絵馬	2面	S	41	5	13	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	光明本尊	1幅	S	41	5	13	尾道市長江一丁目	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色春日曼荼羅	1幅	S	44	4	28	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	刺繍阿弥陀三尊種子曼荼羅	1幅	S	44	4	28	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本淡彩楊柳観音像	1幅	S	54	11	2	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色地藏十王像	1幅	S	55	6	24	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色浄土曼荼羅	1幅	S	62	3	30	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色千手観音像	1幅	S	62	3	30	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色如意輪観音像	1幅	S	62	3	30	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色仁王曼荼羅	1幅	S	62	3	30	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色釈迦八相図	8幅	H	8	3	18	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色伝足利尊氏像	1幅	H	28	3	28	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	県重要文化財	絹本著色仏涅槃図	1幅	H	28	10	27	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造文殊菩薩騎獅像	1軀	S	29	9	29	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1軀	S	37	7	20	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造仏殿様厨子	1基	S	46	4	30	尾道市向島町	個人
彫刻	県重要文化財	木造持国天立像	1軀	S	50	9	19	尾道市御調町	宗教法人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
彫刻	県重要文化財	木造地藏菩薩坐像	1 軀	S	50	9	19	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造一鎮上人坐像	1 軀	S	54	11	2	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	金銅阿弥陀如来及び 兩脇侍立像	3 軀	S	55	6	24	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造大日如来坐像 (金剛界)	1 軀	S	62	12	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造大日如来坐像 (胎藏界)	1 軀	S	62	12	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造千手観音立像	1 軀	H	3	12	12	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造真教上人坐像	1 軀	H	3	12	12	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造阿弥陀如来立像	1 軀	H	28	10	27	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造五劫思惟阿弥陀 如来坐像	1 軀	H	28	10	27	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	県重要文化財	木造阿弥陀如来及び 兩脇侍立像	3 軀	R	1	10	21	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	銅製地藏菩薩縣仏	1 軀	S	62	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	銅製鐔口	1 口	S	29	9	29	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	金銅蓮花輪宝文置説 相箱	1 合	S	36	4	18	尾道市東土堂町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	白紫緋糸段緘腹巻 付兜眉庇	1 領	S	36	11	1	尾道市因島中庄 町	個人
工芸品	県重要文化財	木造厨子(3基)木造 厨子台(1基)	1 式	S	37	7	20	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	鉄製灯籠	2 基	S	37	7	20	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	太鼓	1 張	S	41	4	28	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	銅鐘	1 口	H	5	2	25	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	金銅製有頸五輪塔形 舍利塔	1 基	H	8	9	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	県重要文化財	金銅火焰宝珠形舍利 容器	1 点	H	26	2	7	尾道市東久保町	宗教法人
書跡・ 典籍	県重要文化財	法華経版木	62枚	S	38	11	4	尾道市東久保町	宗教法人
書跡・ 典籍	県重要文化財	梵網経版木	6 枚	S	38	11	4	尾道市東久保町	宗教法人
書跡・ 典籍	県重要文化財	紙本墨書大般若経	2 帖	S	30	1	31	尾道市美ノ郷町	宗教法人
書跡・ 典籍	県重要文化財	紙本墨書大般若経	112 帖	S	30	1	31	尾道市西則末町	宗教法人
書跡・ 典籍	県重要文化財	版本大般若経	600 帖	S	30	1	31	尾道市西久保町	宗教法人
書跡・ 典籍	県重要文化財	紺紙金銀泥大乘十法 経	1 卷	S	46	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
書跡・ 典籍	県重要文化財	紺紙金銀泥無量義経	1 卷	S	46	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
書跡・ 典籍	県重要文化財	紺紙金銀泥大毘盧遮 那成仏経卷第三	1 卷	S	46	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
書跡・ 典籍	県重要文化財	紺紙金銀泥大毘盧遮 那成仏経卷第五	1 卷	S	46	4	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
古文書	県重要文化財	紙本墨書西国寺寄附帳	1帖	S	30	1	31	尾道市西久保町	宗教法人
古文書	県重要文化財	紙本墨書西国寺建立施主帳	1帖	S	30	1	31	尾道市西久保町	宗教法人
古文書	県重要文化財	紙本墨書西国寺不断経修行事及西国寺上銭帳	1帖	S	30	1	31	尾道市西久保町	宗教法人
古文書	県重要文化財	紙本墨書西国寺塔婆勸進帳	1巻	S	31	3	30	尾道市西久保町	宗教法人
古文書	県重要文化財	紙本墨書因島村上家文書	3巻	S	37	3	29	尾道市因島中庄町	個人
古文書	県重要文化財	浄土寺文書	104通	S	41	5	13	尾道市東久保町	宗教法人
古文書	県重要文化財	金蓮寺在銘瓦「宝徳二年結縁衆の名を記す」	4枚	S	37	3	29	尾道市因島中庄町	宗教法人・個人
考古資料	県重要文化財	貝ヶ原遺跡出土の特殊器台形土器	1点	S	62	12	21	尾道市久保一丁目	尾道市
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	太鼓おどり		S	40	10	29	尾道市正徳町	吉和太鼓踊り保存会
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	みあがりおどり		S	41	4	28	尾道市御調町	御調郷土芸能保存会
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	名荷神楽		S	43	4	27	尾道市瀬戸田町	名荷神楽団
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	小味の花おどり		S	45	1	30	尾道市原田町	小味組花踊保存会
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	神楽		S	46	12	23	尾道市御調町	御調郷土芸能保存会
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	木ノ庄鉦太鼓おどり		S	54	3	26	尾道市木ノ庄町	木ノ庄東地区民芸保存会
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	椋浦の法楽おどり		S	56	4	17	尾道市因島椋浦町	椋浦法楽保存会
無形民俗文化財	県無形民俗文化財	中庄神楽		S	57	2	23	尾道市因島中庄町	中庄八幡神社十二神祇神楽保存会
史跡・名勝・天然記念物	県史跡	太田貝塚		S	24	8	12	尾道市高須町	広島県
史跡・名勝・天然記念物	県史跡	因島村上氏の城跡（長崎城跡、青木城跡、青蔭城跡）	3所	S	32	9	30	尾道市因島土生町	個人・民間
史跡・名勝・天然記念物	県史跡	鷲尾山城跡		S	52	3	4	尾道市木ノ庄町	個人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	御寺のイブキビャクシン	1株	S	24	10	28	尾道市瀬戸田町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	山波良神社のウバメガシ	1株	S	34	7	15	尾道市山波町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	阿弥陀寺のビャクシン	1株	S	53	10	4	尾道市向島町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	垂水天満宮のウバメガシ群落	1群	S	53	10	4	尾道市瀬戸田町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	仁野のナナミノキ	1株	S	59	1	23	尾道市御調町	地域

史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	良神社のクスノキ群	1群	S	63	12	26	尾道市長江一丁目	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	県天然記念物	鏡浦の花崗岩質岩脈	1帯	H	17	4	18	尾道市因島鏡浦町	個人

■尾道市

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
建造物	市重要文化財	須弥壇	1基	S	35	6	24	尾道市東土堂町	宗教法人
建造物	市重要文化財	石造五輪塔	2基	S	36	9	21	尾道市長江一丁目	宗教法人
建造物	市重要文化財	薬師寺塔婆	1基	S	38	3	7	尾道市因島原町	宗教法人
建造物	市重要文化財	茶屋一夢亭	1棟	S	38	3	15	尾道市栗原町	尾道市
建造物	市重要文化財	石造宝篋印塔	1基	S	41	5	26	尾道市東土堂町	宗教法人
建造物	市重要文化財	地藏院宝篋印塔	1基	S	59	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	市重要文化財	光明坊五輪塔	1基	S	59	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
建造物	市重要文化財	旧河内村役場	1棟	H	2	10	16	尾道市御調町	尾道市
建造物	市重要文化財	三重層石塔	1基	H	2	10	16	尾道市御調町	地域
建造物	市重要文化財	厨子	1基	H	6	4	1	尾道市因島大浜町	個人
建造物	市重要文化財	板碑	5基	H	6	4	1	尾道市因島原町	宗教法人
建造物	市重要文化財	板碑	1基	H	6	4	1	尾道市因島三庄町	宗教法人
建造物	市重要文化財	八幡神社本殿	1棟	H	14	2	26	尾道市因島田熊町	宗教法人
建造物	市重要文化財	旧尾道商業会議所	1棟	H	16	5	25	尾道市土堂一丁目	尾道市
建造物	市重要文化財	旧尾道銀行本店	1棟	H	16	5	25	尾道市久保一丁目	民間
建造物	市重要文化財	爽籟軒茶室 附腰掛待合1棟 砂雪隠1棟	1棟	H	18	3	26	尾道市久保二丁目	尾道市
建造物	市重要文化財	旧三井住友銀行尾道支店	1棟	R	2	7	31	尾道市土堂一丁目	尾道市
建造物	市重要文化財	八幡神社本殿	1棟	R	3	11	26	尾道市吉和西元町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	1幅	S	35	6	24	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色村上新蔵人吉充像	1幅	S	36	7	6	尾道市因島中庄町	個人
絵画	市重要文化財	絹本著色愛染明王画像	1幅	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色五大宝珠画	1幅	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色十二天画像	12幅	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人

絵画	市重要文化財	絹本著色不動明王画像	1幅	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色不動明王画像	1幅	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色仏涅槃図	1幅	S	38	3	7	尾道市因島中庄町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色釈迦三尊十六善神画像	1幅	S	45	7	20	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色七宝輪王画像	1幅	S	45	7	20	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色薬師十二神将軍画像	1幅	S	45	7	20	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色両界曼荼羅図	2幅	S	45	7	20	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色諸仏曼荼羅図	1幅	S	45	7	20	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	善勝寺絵馬	1面	S	45	7	20	尾道市長江一丁目	宗教法人
絵画	市重要文化財	源氏物語扇面張屏風付系図2幅	六曲1双	S	47	2	28	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色尾道絵屏風	半双	S	47	2	28	尾道市東久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色弘法大師画像	1幅	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色十三仏画像	1幅	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色釈迦十六善神画像	1幅	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色涅槃画像	1幅	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色頭如上人画像	1幅	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色浮世絵屏風	六曲1双	S	55	8	28	尾道市因島原町	宗教法人
絵画	市重要文化財	五鳥神社海難絵馬	1面	S	59	6	1	尾道市向島町	宗教法人
絵画	市重要文化財	道越荒神社武者絵馬	1面	S	59	6	1	尾道市向島町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色不動明王画像	1幅	H	3	12	27	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色十二天画像	12幅	H	3	12	27	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色狩場明神図	1幅	H	5	3	26	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色仏涅槃図	1幅	H	5	3	26	尾道市西久保町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色愛染明王画像	1幅	H	5	3	26	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色釈迦十六善神画像	1幅	H	5	3	26	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色八面大荒神画像	1幅	H	5	3	26	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	1幅	H	10	12	17	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本白描楊柳観音画像	1幅	H	10	12	17	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色阿弥陀三尊来迎図(山越しの弥陀)	1幅	H	10	12	17	尾道市長江一丁目	宗教法人

絵画	市重要文化財	紙本著色桐鳳凰図	3面	H	26	8	1	尾道市長江一丁目	宗教法人
絵画	市重要文化財	紙本著色軍鶏図	1面	H	26	8	1	尾道市東久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色五秘密像	1幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色千体不動明王図	1幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色十三仏図	1幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色毘沙門天像	1幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色尊勝曼荼羅図	1幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色弘法大師像	1幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色九曜曼荼羅図	1幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色釈迦三尊十六善神像	1幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色北斗曼荼羅図	1幅	H	27	1	27	尾道市西久保	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色宝冠阿弥陀三尊来迎図	1幅	R	2	7	31	尾道市東土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色千手観音像	1幅	R	7	4	28	尾道市西土堂町	宗教法人
絵画	市重要文化財	絹本著色不動明王二童子像	1幅	R	7	4	28	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1軀	S	35	6	24	尾道市西藤町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造愛染明王坐像	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造広目天立像	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造広目天立像	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造矜羯羅童子立像	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造持国天立像	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造釈迦如来坐像	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造不動明王坐像	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造制叱迦童子立像	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造増長天立像	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造大日如来坐像(金剛界)	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造多聞天立像	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造多聞天立像	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来坐像	1軀	S	36	9	21	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	阿弥陀三尊像(摩崖仏)	1基	S	41	5	26	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	石造逆修塔	2基	S	41	5	26	尾道市東土堂町	宗教法人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
彫刻	市重要文化財	木造狛犬像	1 対	S	45	7	20	尾道市長江一丁目	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造菽観音坐像	1 軀	S	45	7	20	尾道市長江一丁目	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩半跏像	1 軀	S	47	2	28	尾道市百島町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造役行者像 付兩脇侍	1 軀	S	47	2	28	尾道市浦崎町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造不動明王立像 付兩脇侍	1 軀	S	47	2	28	尾道市浦崎町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造伊勢大神皇及び春日大明神立像	2 軀	S	49	6	17	尾道市木ノ庄町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩立像	1 軀	S	49	6	17	尾道市木ノ庄町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来立像	1 軀	S	49	6	17	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造釈迦三尊像	1 軀	S	49	6	17	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来立像	1 軀	S	49	6	17	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S	49	6	17	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩坐像	1 軀	S	49	6	17	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩半跏像	1 軀	S	49	6	17	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造天邪鬼	2 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造千体仏像	1 群	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造地藏菩薩立像	1 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面千手観音立像	1 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造釈迦如来坐像	1 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来坐像	1 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来坐像	1 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来脇侍立像	2 軀	S	49	11	28	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	S	54	4	26	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来坐像	1 軀	S	54	5	25	尾道市因島洲江町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造釈迦涅槃像	1 軀	S	54	5	25	尾道市因島洲江町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造仏像群	16 軀	S	56	6	15	尾道市栗原町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造狛犬	1 対	S	58	1	26	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来三尊像	1 軀	S	59	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音菩薩立像	1 軀	S	59	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造渡場地蔵立像	1 軀	S	9	6	1	尾道市向島町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造釈迦如来坐像	1 軀	S	61	3	27	尾道市向東町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造天部像	1 軀	S	61	3	27	尾道市向東町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地蔵菩薩立像	1 軀	S	61	3	27	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造聖観音菩薩立像	1 軀	S	62	11	2	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造聖観音菩薩半跏像	1 軀	S	62	11	2	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造不動明王立像	1 軀	S	62	11	2	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀三尊像	1 軀	H	2	9	29	尾道市木ノ庄町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音立像	1 軀	H	2	10	16	尾道市御調町	地域
彫刻	市重要文化財	木造不動明王像 付 両脇侍	1 軀	H	5	3	26	尾道市東久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造善導大師坐像	1 軀	H	6	1	28	尾道市山波町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造法然上人坐像	1 軀	H	6	1	28	尾道市山波町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地蔵菩薩半跏坐像	1 軀	H	6	4	1	尾道市因島原町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音立像	1 軀	H	6	4	1	尾道市因島大浜町	個人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀三尊像	3 軀	H	6	9	6	尾道市吉和町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造千手観音立像	1 軀	H	8	9	27	尾道市東土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十二神将立像	12 軀	R	3	11	26	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造日光・月光菩薩立像	2 軀	R	3	11	26	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造吉祥天立像	1 軀	R	3	11	26	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造聖観音菩薩立像	1 軀	R	3	11	26	尾道市西久保町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造阿弥陀如来立像	1 軀	R	3	11	26	尾道市西土堂町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	銅造十一面観音菩薩立像	1 軀	R	4	5	2	尾道市御調町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造薬師如来坐像お よび両脇侍立像	3 軀	R	4	5	2	尾道市因島原町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音菩薩坐像・木造聖観音菩薩坐像・木造如意輪観音菩薩坐像	3 軀	R	5	3	24	尾道市長江一丁目	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造地蔵菩薩坐像	1 軀	R	6	4	26	尾道市瀬戸田町	宗教法人
彫刻	市重要文化財	木造十一面観音菩薩坐像	1 軀	R	6	4	26	尾道市瀬戸田町	宗教法人

分類	種別	名称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
彫刻	市重要文化財	阿弥陀如来立像及両脇侍立像	1 軀	R	6	4	26	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	因島村上家太刀	2 口	S	36	7	6	尾道市因島中庄町	個人
工芸品	市重要文化財	刀	1 口	S	36	10	16	尾道市久保一丁目	尾道市
工芸品	市重要文化財	切支丹灯籠	1 基	S	38	3	15	尾道市瀬戸田町	個人
工芸品	市重要文化財	麻阿弥衣	1 領	S	41	5	26	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	西江寺扁額	1 面	S	41	5	26	尾道市東久保町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	短刀	1 口	S	47	2	28	三次市東酒屋町	個人
工芸品	市重要文化財	木造経机	1 脚	S	47	2	28	尾道市浦崎町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	短刀	1 口	S	54	4	26		個人
工芸品	市重要文化財	銅版張蓮花唐草文説相箱	1 合	S	54	4	26	尾道市東土堂町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	鳥文磐	1 面	S	58	1	26	尾道市御調町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	光明坊石槽	1 基	S	59	3	30	尾道市瀬戸田町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	瓦経	1 面	S	61	3	27	尾道市向東町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	銅版張蓮華唐草文説相箱	1 合	H	10	12	17	尾道市西土堂町	宗教法人
工芸品	市重要文化財	屋根型太鼓だんじり	1 台	H	16	12	27	尾道市因島重井町	重井町だんじり保存会
工芸品	市重要文化財	布団太鼓だんじり	1 台	H	16	12	27	尾道市因島重井町	重井町だんじり保存会
書跡・典籍	市重要文化財	紺紙金字大般若経	1 卷	S	35	6	24	尾道市浦崎町	宗教法人
書跡・典籍	市重要文化財	紙本墨書大般若経	153 帖	S	37	10	17	尾道市原田町	宗教法人
書跡・典籍	市重要文化財	紙本墨書大般若経	141 帖	S	54	4	26	尾道市美ノ郷町	宗教法人
書跡・典籍	市重要文化財	紺紙金字大般若経	1 卷	S	54	4	26	尾道市東土堂町	宗教法人
書跡・典籍	市重要文化財	紺紙金字大般若波羅蜜多経卷第二百九十八	1 卷	R	7	4	28	尾道市東久保町	宗教法人
書跡・典籍	市重要文化財	紙本墨書大般若波羅蜜多経卷第二十六	1 卷	R	7	4	28	尾道市西久保町	宗教法人
古文書	市重要文化財	紙本墨書直冬軍忠状	1 帖	H	3	12	27	尾道市東土堂町	宗教法人
その他	市重要文化財	石造常念仏五万日廻向塔婆 付3点	5 基	S	56	9	1	尾道市長江一丁目	宗教法人
歴史資料	市重要文化財	植田力造墓誌銘	1 基	H	14	8	1	尾道市向島町	個人
歴史資料	市重要文化財	廣島縣備後國御調郡重井村大全圖等	一式	H	17	8	26	尾道市因島土生町	尾道市

考古資料	市重要文化財	弥生式土器・高杯	1点	S	39	4	22	尾道市因島中庄町	個人
考古資料	市重要文化財	須恵器・壺	2点	S	39	4	22	尾道市因島中庄町・因島土生町	宗教法人
考古資料	市重要文化財	権現廃寺跡出土器(軒丸瓦・軒平瓦等)	数点	S	39	4	22	尾道市因島中庄町	個人
有形民俗文化財	市民俗文化財	物外(拳骨和尚)ゆかりの品	17点	S	62	2	17	尾道市栗原東一丁目	宗教法人
有形民俗文化財	市民俗文化財	平田玉蘊ゆかりの品々	1式	H	16	5	25	尾道市久保一丁目	尾道市
有形民俗文化財	市民俗文化財	本因坊秀策ゆかりの品	1式	H	23	5	2	尾道市因島外浦町	宗教法人
有形民俗文化財	市民俗文化財	正念寺本堂天井画	1式	H	18	3	26	尾道市西久保町	宗教法人
無形民俗文化財	市民俗文化財	ベッチャー祭		S	37	10	17	尾道市東土堂町	一宮神社ベッチャー祭保存会
無形民俗文化財	市無形民俗文化財	田熊神代神楽		S	40	3	27	尾道市因島田熊町	田熊神代神楽保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	梶原八幡宮宮座		S	42	1	17	尾道市原田町	宗教法人
無形民俗文化財	市民俗文化財	良神社の餅搗神事		S	47	2	28	尾道市山波町	山波良神社餅搗神事保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	山波とんど行事		S	49	6	17	尾道市山波町	山波神明祭保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	猪子迫大獅子舞		S	56	6	15	尾道市美ノ郷町	猪子迫大獅子舞保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	岩子島巖島神社管絃祭		S	59	6	1	尾道市向島町	岩子島地区民俗文化保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	亀森八幡宮オハキ神事		S	59	6	1	尾道市向島町	川尻当屋組
無形民俗文化財	市民俗文化財	住吉祭の曳舟		S	59	6	1	尾道市向島町	津部田伝統保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	五鳥神社の天嬪		S	59	6	1	尾道市向島町	津部田伝統保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	天神祭の催物		S	63	4	1	尾道市向島町	宇立地区
無形民俗文化財	市民俗文化財	とんど		S	63	4	1	尾道市向島町	兼吉大組会神明祭保存部会
無形民俗文化財	市民俗文化財	オハケ神儀(鎮護祭)		H	6	1	28	尾道市向東町	向東八幡神社おはけ神儀祭保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	神楽		H	9	2	28	尾道市山波町	山波神楽団
無形民俗文化財	市民俗文化財	百島お弓神事		H	23	10	25	尾道市百島町	百島お弓神事保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	大山神社曳舟神事		R	1	9	27	尾道市因島土生町	大山神社曳舟神事保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	尾道祇園祭の三体廻し		R	6	4	26	尾道市西久保町	尾道三体みこし保存会
無形民俗文化財	市民俗文化財	浦崎神楽		R	7	10	24	尾道市浦崎町	浦崎町神楽連絡協議会

史跡・名勝・天然記念物	市史跡	猪子迫古墳		S	35	6	24	尾道市美ノ郷町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	鳴滝山城跡		S	35	6	24	尾道市吉和町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	因島村上家歴代の墓	1群	S	36	7	6	尾道市因島中庄町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	王子塚		S	36	7	6	尾道市因島三庄町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	縄文土器包含地	1帯	S	36	7	6	尾道市因島大浜町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	箱式石棺(小細1号)		S	36	7	6	尾道市因島重井町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	箱式石棺(小細2号)		S	36	7	6	尾道市因島重井町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	箱式石棺(細1号)		S	36	7	6	尾道市因島重井町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	箱式石棺(因島1号)		S	36	7	6	尾道市因島大浜町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	馬神城跡		S	45	5	1	尾道市因島重井町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	地藏石(鼻の地藏)	1所	S	46	5	1	尾道市因島三庄町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	弁天小島の宝篋印塔・地藏		S	46	5	1	尾道市因島原町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	島前城跡		S	46	5	1	尾道市因島土生町	尾道市
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	美可崎城跡		S	46	5	1	尾道市因島三庄町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	千守城跡		S	46	5	1	尾道市因島三庄町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	一ノ城跡		S	46	5	1	尾道市因島棕浦町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	茶臼山城跡		S	46	5	1	尾道市因島中庄町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	土居城跡		S	46	5	1	尾道市因島大浜町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	幸崎城跡		S	46	5	1	尾道市因島大浜町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	村上水軍弓ならびに馬場跡		S	52	2	1	尾道市因島土生町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	覚明神社	1所	S	59	6	1	尾道市向島町	宗教法人

史跡・名勝・天然記念物	市史跡	三十六苗荒神	1所	S	59	6	1	尾道市向島町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	天満屋浄友の墓	1基	S	59	6	1	尾道市向島町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	仁殿丸五輪塔群	1群	S	59	6	1	尾道市向島町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	伝雲雀城主墓石群	37基	H	2	10	16	尾道市御調町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	本郷平麿寺跡	1帯	H	2	10	16	尾道市御調町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	海物園跡	1所	H	4	4	1	尾道市向島町	尾道市
史跡・名勝・天然記念物	市史跡	荒神グロ(平の日時計)	1所	H	24	6	29	尾道市御調町	地域
史跡・名勝・天然記念物	市名勝	白滝山(五百羅漢像)		S	41	4	13	尾道市因島重井町	尾道市
史跡・名勝・天然記念物	市名勝	爽籟軒庭園	1所	H	19	3	26	尾道市久保二丁目	尾道市
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	光林寺のノウゼンカズラ	1株	S	34	11	12	尾道市木ノ庄町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	光明寺蟠龍の松	1株	S	35	6	24	尾道市東土堂町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	亀甲山八幡神社のヤマモモ	1株	S	36	7	6	尾道市因島田熊町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	天満宮のクス	1株	S	36	7	6	尾道市因島田熊町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	藤原神社のビャクシン	1株	S	36	7	6	尾道市因島田熊町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	金蓮寺のモッコク	1株	S	36	7	6	尾道市因島中庄町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	福善寺の鷲の松	1株	S	36	9	21	尾道市長江一丁目	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	山茶花	1株	S	37	10	23	尾道市瀬戸田町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	ウバメガシ	1株	S	47	10	7	尾道市瀬戸田町	地域
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	持光寺の臥龍の松	1株	S	49	6	17	尾道市西土堂町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	ムクロジ	1株	S	52	5	23	尾道市御調町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	シダレザクラ	1株	S	52	5	23	尾道市御調町	個人

分類	種別	名 称	員数	指定年月日				所在地	所有者
				年号	年	月	日		
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	光明寺のシンパク	1株	S	54	4	26	尾道市東土堂町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	祇園社のクス	1株	S	54	5	25	尾道市因島原町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	ゆるぎ岩	1所	S	59	6	1	尾道市向島町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	五柱神社のウバメガシ	1株	S	63	3	31	尾道市因島三庄町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	明德寺の蘇鉄	1株	S	63	3	31	尾道市因島三庄町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	タラヨウ	1株	H	2	10	16	尾道市御調町	個人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	猿公淵	1所	H	2	10	16	尾道市御調町	尾道市
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	カリン	1株	H	2	10	6	尾道市御調町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	モッコク	1株	H	2	10	16	尾道市御調町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	摩訶衍寺のヤマモモ	1本	H	3	12	27	尾道市原田町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	棕浦良神社のムク	1株	H	12	1	25	尾道市因島棕浦町	宗教法人
史跡・名勝・天然記念物	市天然記念物	エドヒガン	1株	H	20	2	26	尾道市原田町	個人

参考文献（五十音

- 青木 茂 『因島市史』 1968 因島市史編纂委員会
青木 茂 『新修 尾道市史 第1巻』 1971 尾道市役所
青木 茂 『新修 尾道市史 第2巻』 1972 尾道市役所
青木 茂 『新修 尾道市史 第3巻』 1973 尾道市役所
青木 茂 『新修 尾道市史 第4巻』 1975 尾道市役所
青木 茂 『新修 尾道市史 第5巻』 1976 尾道市役所
青木 茂 『新修 尾道市史 第6巻』 1977 尾道市役所
朝井 証善 1977 「尾道と茶の湯」 『尾道市文化財春秋』 13 尾道市文化財協会
岡田俊太郎編 1914 『藝藩通志』 巻四
岡田俊太郎編 1915 『藝藩通志』 巻五
尾道市 『尾道市歴史的建造物及び町並み調査』 2009
尾道市 『尾道市景観計画』 2010
尾道市 『尾道市景観形成の手引き』 2010
尾道市 『尾道市の景観施策のあらまし』 2010
尾道市 『尾道市農業振興地域整備計画』 2011
尾道市 『尾道市文化財保存活用計画』 2011
尾道市 『尾道市歴史文化基本構想』 2011
尾道市 『尾道市教育大綱』 2022
尾道市 『尾道教育総合推進計画』 2022
尾道市 『尾道市都市計画マスタープラン』 2018
尾道市 『第2期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略』 2020
尾道市 『尾道市総合計画（後期基本計画）』 2022
尾道市教育委員会 『びんごおのみちの文化財 一 目録』 1995
尾道市教育委員会 『尾道の寺々』 1999
尾道市教育委員会 『尾道の歴史と遺跡 原始～古代編』 2008
尾道市教育委員会 『尾道の歴史と遺跡 中世編』 2011
尾道市教育委員会 『尾道市教育総合推進計画』 2017
尾道商工会議所 『尾道商工会議所百年史』 1992
山陽日日新聞社 『郷土の石ぶみ』 1973
浄土寺 『国宝の寺 尾道 浄土寺』 2001
瀬戸田町 『歴史海道瀬戸田を歩く』 2005
瀬戸田町教育委員会 『瀬戸田町史 資料編』 1997
瀬戸田町教育委員会 『瀬戸田町史 民俗編』 1998
瀬戸田町教育委員会 『瀬戸田町史 耕三寺編』 2001
瀬戸田町教育委員会 『瀬戸田町史 地理編』 2003
瀬戸田町教育委員会 『瀬戸田町史 通史編』 2004
得能正通編 1990 「尾道志稿」 『備後叢書』 巻五
広島県 『備後圏域都市計画マスタープラン』 2021
広島県教育委員会 『広島県の近世社寺建築』 1982
広島県教育委員会 『広島県の近代化遺産』 1998
広島県教育委員会 『広島県文化財保存活用大綱』 2021
広島県立歴史博物館 2002 『尾道西國寺の寺宝展』
広島大学大学院文学研究科三浦研究室 『常称寺建造物調査研究報告書』 2006
御調町史編纂委員会 『御調町史』 1989 御調町
向島町史編さん委員会 『向島町史 通史編』 2000 向島町
吉和町誌編集委員会 『吉和町誌』 1986